

(臨時の取引所金融商品取引の開始等の届出)

第二百十条 金融商品取引所は、その開設する取引所金融商品市場ごとに、有価証券の売買又は市場デリバティブ取引を臨時に開始し若しくは終了し、又は停止し若しくは停止を解除したときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(上場の届出等)

第二百十一条 金融商品取引所は、有価証券をその売買のため又は金融商品等を市場デリバティブ取引のため上場しようとするときは、その上場しようとする取引所金融商品市場ごとに、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(上場の承認)

第二百十二条 金融商品取引所は、当該金融商品取引所が発行者である有価証券をその売買のため、又は当該有価証券、当該有価証券に係る金融指標若しくは当該有価証券に係るオプションを市場デリバティブ取引のために取引所金融商品市場その他政令で定める市場（当該金融商品取引所（その子会社である金融商品取引所を含む。）及び当該金融商品取引所の総株主の議決権の百分の五十を超える対象議決権を保有する金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場を除く。）に上場しようとするときは、その上場しようとする取引所金融商品市場その他政令で定める市場ごとに、その上場について、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。ただし、第二百二十五条の規定による命令に基づき上場する場合は、この限りでない。

2 内閣総理大臣は、前項の承認の申請があつた場合においては、当該申請に係る上場が当該金融商品取引所又はその子会社である金融商品取引所の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがあると認めるときは、同項の承認をしてはならない。

(金融商品取引所持株会社への準用)

第二百十三条 前条の規定は、金融商品取引所持株会社について準用する。この場合において、同条第一項中「当該金融商品取引所（その子会社である金融商品取引所を含む。）及び当該金融商品取引所の総株主の議決権の百分の五十を超える対象議決権を保有する金融商品取引所が開設する」とあるのは「当該金融商品取引所持株会社の子会社（第二百五条の十六第四項に規定する子会社をいう。次項において同じ。）である金融商品取引所及び当該金融商品取引所持株会社の総株主の議決権の百分の五十を超える対象議決権を保有する金融商品取引所が開設する」と、同条第二項中「当該金融商品取引所又はその子会社である金融商品取引所」とあるのは「当該金融商品取引所持株会社の子会社である金融商品取引所」と読み替えるものとする。

(自ら開設する取引所金融商品市場への上場の承認)

第二百十四条 第二百十一条の規定にかかわらず、金融商品取引所は、次に掲げる者が発行者である有価証券をその売買のため、又は当該有価証券、当該有価証券に係

る金融指標若しくは当該有価証券に係るオプションを市場デリバティブ取引のためにその開設する取引所金融商品市場に上場しようとする場合には、その上場しようとする取引所金融商品市場ごとに、その都度、その上場について、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。ただし、次条の規定による命令に基づき上場する場合は、この限りでない。

- 一 当該金融商品取引所
- 二 当該金融商品取引所を子会社とする金融商品取引所持株会社
- 三 当該金融商品取引所の総株主の議決権の百分の五十を超える対象議決権を保有する株式会社金融商品取引所
- 四 当該金融商品取引所の子会社である金融商品取引所又は金融商品取引所持株会社

2 内閣総理大臣は、前項の承認の申請があつた場合においては、当該申請が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、同項の承認をしてはならない。

- 一 当該申請に係る上場が当該金融商品取引所若しくはその子会社である金融商品取引所又は当該金融商品取引所の総株主の議決権の百分の五十を超える対象議決権を保有する株式会社金融商品取引所の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがあること。
- 二 当該申請に係る上場に関し、当該取引所金融商品市場における取引の公正が確保されていないこと。

3 第二百二十一条の規定にかかわらず、金融商品取引所は、次に掲げる者が発行者である有価証券をその売買のため、又は当該有価証券、当該有価証券に係る金融指標若しくは当該有価証券に係るオプションを市場デリバティブ取引のためにその開設する取引所金融商品市場に上場しようとする場合には、その上場しようとする取引所金融商品市場ごとに、その都度、その上場について、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。ただし、次条の規定による命令に基づき上場する場合は、この限りでない。

- 一 当該金融商品取引所の主要株主（第百六条の三第一項の認可又は第百六条の十七第一項の認可を受けた者をいう。）
- 二 当該金融商品取引所の子会社（当該子会社が金融商品取引所又は金融商品取引所持株会社である場合を除く。）

4 内閣総理大臣は、前項の承認の申請があつた場合においては、当該申請に係る上場に関し、当該取引所金融商品市場における取引の公正が確保されていないと認めるときは、同項の承認をしてはならない。

（株券等の上場命令）

第二百五条 内閣総理大臣は、金融商品取引所が上場する株券等の発行者が発行者である株券等で当該金融商品取引所が上場していないものを、当該金融商品取引所

が上場することが公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、当該金融商品取引所に対し、その株券等を上場すべきことを命ずることができる。

(上場廃止の届出等)

第二百二十六条 金融商品取引所は、売買のため上場した有価証券又は市場デリバティブ取引のため上場した金融商品等の上場を廃止しようとするときは、その上場を廃止しようとする取引所金融商品市場ごとに、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、金融商品取引所は、第二百二十四条第一項の有価証券をその売買のため、又は同項の有価証券、金融指標又はオプションを市場デリバティブ取引のためその開設する取引所金融商品市場に上場している場合において、当該有価証券、金融指標又はオプションの上場を廃止しようとするときは、その上場を廃止しようとする取引所金融商品市場ごとに、その上場の廃止について、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。ただし、第二百二十九条第一項の規定による命令に基づき上場を廃止する場合は、この限りでない。

(上場廃止等の命令)

第二百二十七条 内閣総理大臣は、金融商品取引所が業務規程に違反して金融商品等の上場又は上場の廃止を行おうとする場合又は行つた場合には、当該金融商品取引所に対し、当該上場を行つた金融商品等の上場の廃止又は当該上場の廃止を行つた金融商品等の再上場その他当該違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。この場合においては、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 前項の規定による処分に係る聴聞において行政手続法第十五条第一項の通知があつた場合における同法第三章第二節の規定の適用については、前項の金融商品等のうち、有価証券の発行者は、同条第一項の通知を受けた者とみなす。

(売買の停止等の届出)

第二百二十八条 金融商品取引所は、その開設する取引所金融商品市場ごとに、その上場する金融商品等について、当該取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引を停止し、又は停止を解除したときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(売買停止命令等)

第二百二十九条 内閣総理大臣は、金融商品取引所が上場する有価証券の発行者がこの法律、この法律に基づく命令又は当該有価証券を上場する金融商品取引所の規則に違反した場合において、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、当該金融商品取引所に対し、取引所金融商品市場における当該有価証券の売買を停止し、又は上場を廃止することを命ずることができる。この場合においては、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、

聴聞を行わなければならない。

- 2 前項の規定による処分に係る聴聞において行政手続法第十五条第一項の通知があつた場合における同法第三章第二節の規定の適用については、前項に規定する発行者は、同条第一項の通知を受けた者とみなす。

(総取引高、価格等の通知等)

第三百十条 金融商品取引所は、内閣府令で定めるところにより、その開設する取引所金融商品市場における毎日の総取引高、その上場する金融商品等の銘柄別の毎日の最高、最低及び最終の価格、約定数値及び対価の額その他の事項をその会員等に通知し、公表しなければならない。

(総取引高、価格等の報告)

第三百十一条 金融商品取引所は、内閣府令で定めるところにより、その開設する取引所金融商品市場における毎日の総取引高、その上場する金融商品等の銘柄別の毎日の最高、最低及び最終の価格、約定数値及び対価の額その他の事項を内閣総理大臣に報告しなければならない。

(取引資格の喪失等に伴う取引の終了に係る規定の準用)

第三百十二条 第一百六条の規定は、会員等の取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引がこの法律又は金融商品取引所の定款で定めるところにより停止された場合について準用する。

(受託契約準則及びその記載事項)

第三百十三条 会員等は、取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引(有価証券等清算取次ぎを除く。)の受託については、その所属する金融商品取引所の定める受託契約準則によらなければならない。

- 2 金融商品取引所は、その受託契約準則において、その開設する取引所金融商品市場ごとに、当該取引所金融商品市場における次に掲げる事項に関する細則を定めなければならない。

- 一 有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の受託の条件
- 二 有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の受渡しその他の決済方法
- 三 有価証券の売買の受託についての信用の供与に関する事項
- 四 前三号に掲げる事項のほか、有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の受託に関し必要な事項

第四節 金融商品取引所の解散等

第一款 解散

(免許の失効)

第三百十四条 金融商品取引所が次の各号のいずれかに該当するときは、第八十条第一項の免許は、その効力を失う。

- 一 取引参加者の数が五以下となつたとき(株式会社金融商品取引所の場合に限

る。)。

二 取引所金融商品市場の全部を閉鎖したとき。

三 解散したとき。

四 設立、合併（当該合併により設立される者が金融商品取引所であるものに限る。 ）又は新設分割（当該新設分割により設立された者が当該金融商品取引所であるものに限る。 ）を無効とする判決が確定したとき。

五 免許を受けた日から六月以内に取引所金融商品市場を開設しなかつたとき（やむを得ない理由がある場合において、あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けた場合を除く。 ）。

2 前項第一号又は第四号の規定により免許が失効したときは、その代表者又は代表者であつた者は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

（解散の認可）

第百三十五条 次に掲げる事項は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

一 金融商品取引所の解散についての総会の決議

二 金融商品取引所を全部又は一部の当事者とする合併（第百四十条第一項の合併を除く。 ）

2 金融商品取引所が次に掲げる事由により解散したときは、その代表者であつた者は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 定款で定めた解散の事由の発生

二 会員の数が五以下となつたこと。

三 解散を命ずる裁判

第二款 合併

第一目 通則

第百三十六条 会員金融商品取引所は、他の会員金融商品取引所又は株式会社金融商品取引所と合併することができる。この場合において、合併をする金融商品取引所は、合併契約を締結しなければならない。

2 前項の場合において、吸収合併（金融商品取引所が他の金融商品取引所とする合併であつて、合併により消滅する金融商品取引所（以下この款において「吸収合併消滅金融商品取引所」という。 ）の権利義務の全部を合併後存続する金融商品取引所（以下この款において「吸収合併存続金融商品取引所」という。 ）に承継させるものをいう。以下同じ。 ）又は新設合併（二以上の金融商品取引所がする合併であつて、合併により消滅する金融商品取引所（以下この款において「新設合併消滅金融商品取引所」という。 ）の権利義務の全部を合併により設立する金融商品取引所（以下この款において「新設合併設立金融商品取引所」という。 ）に承継させるものをいう。以下同じ。 ）をする場合には、吸収合併存続金融商品取引所又は新設合

併設立金融商品取引所は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者でなければならない。

- 一 会員金融商品取引所と会員金融商品取引所とが合併する場合 会員金融商品取引所
- 二 会員金融商品取引所と株式会社金融商品取引所とが合併する場合 株式会社金融商品取引所

第二目 会員金融商品取引所と会員金融商品取引所との合併

(会員金融商品取引所と会員金融商品取引所との吸収合併契約)

第百三十七条 会員金融商品取引所と会員金融商品取引所とが吸収合併をする場合には、吸収合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 吸収合併後存続する会員金融商品取引所(以下この款において「吸収合併存続会員金融商品取引所」という。)及び吸収合併により消滅する会員金融商品取引所(以下この款において「吸収合併消滅会員金融商品取引所」という。)の名称及び住所
- 二 吸収合併がその効力を生ずる日(以下この款において「効力発生日」という。)その他内閣府令で定める事項

(会員金融商品取引所と会員金融商品取引所との新設合併契約)

第百三十八条 会員金融商品取引所と会員金融商品取引所とが新設合併をする場合には、新設合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 新設合併により消滅する会員金融商品取引所(以下この款において「新設合併消滅会員金融商品取引所」という。)の名称及び住所
- 二 新設合併により設立する会員金融商品取引所(以下この款において「新設合併設立会員金融商品取引所」という。)の目的、名称及び主たる事務所の所在地
- 三 前号に掲げるもののほか、新設合併設立会員金融商品取引所の定款で定める事項
- 四 新設合併設立会員金融商品取引所の設立に際して理事長、理事及び監事となる者の氏名その他内閣府令で定める事項

第三目 会員金融商品取引所と株式会社金融商品取引所との合併

(会員金融商品取引所と株式会社金融商品取引所との吸収合併契約)

第百三十九条 会員金融商品取引所と株式会社金融商品取引所とが吸収合併をする場合には、吸収合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 吸収合併後存続する株式会社金融商品取引所(以下この款において「吸収合併存続株式会社金融商品取引所」という。)の商号及び住所並びに吸収合併消滅会員金融商品取引所の名称及び住所
- 二 吸収合併存続株式会社金融商品取引所が吸収合併に際して吸収合併消滅会員金融商品取引所の会員に対してその持分に代わる株式等(株式又は金銭をいう。以

下同じ。)を交付するときは、当該株式等についての次に掲げる事項

イ 当該株式等が吸収合併存続株式会社金融商品取引所の株式であるときは、当該株式の数(種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数)又はその数の算定方法並びに当該吸収合併存続株式会社金融商品取引所の資本金及び準備金の額に関する事項

ロ 当該株式等が金銭であるときは、当該金銭の額又はその算定方法

三 前号に規定する場合には、吸収合併消滅会員金融商品取引所の会員に対する同号の株式等の割当てに関する事項

四 効力発生日その他内閣府令で定める事項

(会員金融商品取引所と株式会社金融商品取引所との新設合併契約)

第百三十九条の二 会員金融商品取引所と株式会社金融商品取引所とが新設合併をする場合には、新設合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 新設合併消滅会員金融商品取引所の名称及び住所並びに新設合併により消滅する株式会社金融商品取引所(以下この款において「新設合併消滅株式会社金融商品取引所」という。)の商号及び住所

二 新設合併により設立する株式会社金融商品取引所(以下この款において「新設合併設立株式会社金融商品取引所」という。)の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数

三 前号に掲げるもののほか、新設合併設立株式会社金融商品取引所の定款で定める事項

四 新設合併設立株式会社金融商品取引所の設立に際して取締役となる者の氏名及びその設立に際して会計監査人となる者の氏名又は名称

五 次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ及びロに定める事項

イ 新設合併設立株式会社金融商品取引所が会計参与設置会社である場合 新設合併設立株式会社金融商品取引所の設立に際して会計参与となる者の氏名又は名称

ロ 新設合併設立株式会社金融商品取引所が監査役設置会社である場合 新設合併設立株式会社金融商品取引所の設立に際して監査役となる者の氏名

六 新設合併設立株式会社金融商品取引所が新設合併に際して新設合併消滅会員金融商品取引所の会員又は新設合併消滅株式会社金融商品取引所の株主に対して交付するその持分又は株式に代わる当該新設合併設立株式会社金融商品取引所の株式の数(種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数)又はその数の算定方法並びに当該新設合併設立株式会社金融商品取引所の資本金及び準備金の額に関する事項

七 新設合併消滅会員金融商品取引所の会員又は新設合併消滅株式会社金融商品取引所の株主(新設合併消滅金融商品取引所を除く。)に対する前号の株式の割当

てに関する事項

- 八 新設合併消滅株式会社金融商品取引所が新株予約権を発行しているときは、新設合併設立株式会社金融商品取引所が新設合併に際して当該新株予約権の新株予約権者に対して交付する当該新株予約権に代わる当該新設合併設立株式会社金融商品取引所の新株予約権又は金銭についての次に掲げる事項
- イ 当該新設合併消滅株式会社金融商品取引所の新株予約権の新株予約権者に対して新設合併設立株式会社金融商品取引所の新株予約権を交付するときは、当該新株予約権の内容及び数又はその算定方法
- ロ イに規定する場合において、イの新設合併消滅株式会社金融商品取引所の新株予約権が新株予約権付社債に付された新株予約権であるときは、新設合併設立株式会社金融商品取引所が当該新株予約権付社債についての社債に係る債務を承継する旨並びにその承継に係る社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法
- ハ 当該新設合併消滅株式会社金融商品取引所の新株予約権の新株予約権者に対して金銭を交付するときは、当該金銭の額又はその算定方法
- 九 前号に規定する場合には、新設合併消滅株式会社金融商品取引所の新株予約権の新株予約権者に対する同号の新設合併設立株式会社金融商品取引所の新株予約権又は金銭の割当てに関する事項
- 2 前項に規定する場合において、新設合併消滅株式会社金融商品取引所の全部又は一部が種類株式発行会社であるときは、新設合併消滅株式会社金融商品取引所の発行する種類の株式の内容に応じ、同項第七号に掲げる事項（新設合併消滅株式会社金融商品取引所の株主に係る事項に限る。次項において同じ。）として次に掲げる事項を定めることができる。
- 一 ある種類の株式の株主に対して新設合併設立株式会社金融商品取引所の株式の割当てをしないこととするときは、その旨及び当該株式の種類
- 二 前号に掲げる事項のほか、新設合併設立株式会社金融商品取引所の株式の割当てについて株式の種類ごとに異なる取扱いを行うこととするときは、その旨及び当該異なる取扱いの内容
- 3 第一項に規定する場合には、同項第七号に掲げる事項についての定めは、新設合併消滅株式会社金融商品取引所の株主（新設合併消滅金融商品取引所及び前項第一号の種類の株式の株主を除く。）の有する株式の数（前項第二号に掲げる事項についての定めがある場合にあつては、各種類の株式の数）に応じて新設合併設立株式会社金融商品取引所の株式を交付することを内容とするものでなければならない。

第四目 会員金融商品取引所の合併の手続

（吸収合併消滅会員金融商品取引所の手続）

第百三十九条の三 吸収合併消滅会員金融商品取引所は、第三項の総会の日の五日前

の日から効力発生日までの間、吸収合併契約の内容その他内閣府令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を主たる事務所に備え置かなければならない。

2 吸収合併消滅会員金融商品取引所の会員及び債権者は、吸収合併消滅会員金融商品取引所に対して、その事業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、当該吸収合併消滅会員金融商品取引所の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された情報を電磁的方法であつて内閣府令で定めるものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

3 吸収合併消滅会員金融商品取引所は、効力発生日の前日までに、総会の決議によつて、吸収合併契約の承認を受けなければならない。

4 吸収合併消滅会員金融商品取引所は、総会員の四分の三以上の賛成がなければ、吸収合併契約の承認の決議をすることができない。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

5 第百一条の四の規定は、吸収合併消滅会員金融商品取引所について準用する。

6 吸収合併消滅会員金融商品取引所が前項において準用する第百一条の四第二項の規定による公告を、官報のほか、次項において準用する会社法第九百三十九条第一項の規定による定款の定めに従い、同項第二号に掲げる公告方法（会員金融商品取引所が公告（この法律の規定により官報に記載する方法によりしなければならないものとされているものを除く。）をする方法をいう。以下この目において同じ。）によりするとき、前項において準用する第百一条の四第二項の規定による各別の催告は、することを要しない。

7 会社法第九百三十九条第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）の規定は、前項の公告について準用する。

8 吸収合併消滅会員金融商品取引所は、吸収合併存続金融商品取引所との合意により、効力発生日を変更することができる。

9 前項の場合には、吸収合併消滅会員金融商品取引所は、変更前の効力発生日（変更後の効力発生日が変更前の効力発生日前の日である場合にあつては、当該変更後の効力発生日）の前日までに、変更後の効力発生日を公告しなければならない。

10 第八項の規定により効力発生日を変更したときは、変更後の効力発生日を効力発生日とみなして、この款の規定を適用する。

（吸収合併存続会員金融商品取引所の手続）

第百三十九条の四 吸収合併存続会員金融商品取引所は、次項の総会の日の五日前の日から効力発生日後六月を経過する日までの間、吸収合併契約の内容その他内閣府令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を主たる事務所に備え置かなければならない。

- 2 吸収合併存続会員金融商品取引所は、効力発生日の前日までに、総会の決議によつて、吸収合併契約の承認を受けなければならない。
 - 3 吸収合併存続会員金融商品取引所は、総会員の四分之三以上の賛成がなければ、吸収合併契約の承認の決議をすることができない。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。
 - 4 第百一条の四の規定は、吸収合併存続会員金融商品取引所について準用する。
 - 5 吸収合併存続会員金融商品取引所が前項において準用する第百一条の四第二項の規定による公告を、官報のほか、次項において準用する会社法第九百三十九条第一項の規定による定款の定めに従い、同項第二号に掲げる公告方法によりするときは、前項において準用する第百一条の四第二項の規定による各別の催告は、することを要しない。
 - 6 会社法第九百三十九条第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）の規定は、前項の公告について準用する。
 - 7 吸収合併存続会員金融商品取引所は、効力発生日後遅滞なく、吸収合併により吸収合併存続会員金融商品取引所が承継した吸収合併消滅会員金融商品取引所の権利義務その他の吸収合併に関する事項として内閣府令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。
 - 8 吸収合併存続会員金融商品取引所は、効力発生日から六月間、前項の書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。
 - 9 吸収合併存続会員金融商品取引所の会員及び債権者は、吸収合併存続会員金融商品取引所に対して、その事業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該吸収合併存続会員金融商品取引所の定めた費用を支払わなければならない。
 - 一 第一項又は前項の書面の閲覧の請求
 - 二 第一項又は前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
 - 三 第一項又は前項の電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
 - 四 第一項又は前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて内閣府令で定めるものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求
- （新設合併消滅会員金融商品取引所の手続）

第百三十九条の五 新設合併消滅会員金融商品取引所は、第三項の総会の日の十日前

の日から新設合併設立金融商品取引所の成立の日までの間、新設合併契約の内容その他内閣府令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を主たる事務所に備え置かなければならない。

- 2 新設合併消滅会員金融商品取引所の会員及び債権者は、新設合併消滅会員金融商品取引所に対して、その事業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該新設合併消滅会員金融商品取引所の定めた費用を支払わなければならない。
 - 一 前項の書面の閲覧の請求
 - 二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
 - 三 前項の電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
 - 四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて内閣府令で定めるものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求
- 3 新設合併消滅会員金融商品取引所は、効力発生の日の前日までに、総会の決議によつて、新設合併契約の承認を受けなければならない。
- 4 新設合併消滅会員金融商品取引所は、総会員の四分の三以上の賛成がなければ、新設合併契約の承認の決議をすることができない。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。
- 5 第百一条の四の規定は、新設合併消滅会員金融商品取引所について準用する。
- 6 新設合併消滅会員金融商品取引所が前項において準用する第百一条の四第二項の規定による公告を、官報のほか、次項において準用する会社法第九百三十九条第一項の規定による定款の定めに従い、同項第二号に掲げる公告方法によりするときは、前項において準用する第百一条の四第二項の規定による各別の催告は、することを要しない。
- 7 会社法第九百三十九条第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）の規定は、前項の公告について準用する。

（新設合併設立会員金融商品取引所の手続）

第百三十九条の六 第八十八条の三第一項及び第三項、第八十八条の四並びに第八十八条の二十二の規定は、新設合併設立会員金融商品取引所の設立については、適用しない。

- 2 新設合併設立会員金融商品取引所の定款は、新設合併消滅会員金融商品取引所が作成する。
- 3 新設合併設立会員金融商品取引所は、その成立の日後遅滞なく、新設合併により新設合併設立会員金融商品取引所が承継した新設合併消滅会員金融商品取引所の権利義務その他の新設合併に関する事項として内閣府令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。

- 4 新設合併設立会員金融商品取引所は、その成立の日から六月間、前項の書面又は電磁的記録及び新設合併契約の内容その他内閣府令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。
- 5 新設合併設立会員金融商品取引所の会員及び債権者は、新設合併設立会員金融商品取引所に対して、その事業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該新設合併設立会員金融商品取引所の定めた費用を支払わなければならない。
 - 一 前項の書面の閲覧の請求
 - 二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
 - 三 前項の電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
 - 四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて内閣府令で定めるものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

第五目 株式会社金融商品取引所の合併の手続

(吸収合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等)

第百三十九条の七 吸収合併存続株式会社金融商品取引所(会員金融商品取引所と株式会社金融商品取引所とが吸収合併をする場合における当該吸収合併存続株式会社金融商品取引所に限る。以下この目において同じ。)は、次に掲げる日のいずれか早い日から効力発生日後六月を経過する日までの間、吸収合併契約の内容その他内閣府令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。

- 一 吸収合併契約について株主総会(種類株主総会を含む。以下この号において同じ。)の決議によつてその承認を受けなければならないときは、当該株主総会の日の二週間前の日
 - 二 第百三十九条の十第一項の規定による通知の日又は同条第二項の公告の日のいずれか早い日
 - 三 第百三十九条の十二の規定による手続をしなければならないときは、同条第二項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日
- 2 吸収合併存続株式会社金融商品取引所の株主及び債権者は、吸収合併存続株式会社金融商品取引所に対して、その営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該吸収合併存続株式会社金融商品取引所の定めた費用を支払わなければならない。
- 一 前項の書面の閲覧の請求
 - 二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
 - 三 前項の電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて内閣府令で定めるものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求
(吸収合併契約の承認等)

第百三十九条の八 吸収合併存続株式会社金融商品取引所は、効力発生日の前日まで、株主総会の決議によつて、吸収合併契約の承認を受けなければならない。

2 承継する吸収合併消滅会員金融商品取引所の資産に吸収合併存続株式会社金融商品取引所の株式が含まれる場合には、取締役は、前項の株主総会において、当該株式に関する事項を説明しなければならない。

3 吸収合併存続株式会社金融商品取引所が種類株式発行会社である場合において、吸収合併消滅会員金融商品取引所の会員に対して交付する株式等が吸収合併存続株式会社金融商品取引所の株式であるときは、吸収合併は、第百三十九条第二号イの種類株式(譲渡制限株式であつて、会社法第百九十九条第四項の定款の定めがないものに限る。)の種類株主を構成員とする種類株主総会(当該種類株主に係る株式の種類が二以上ある場合にあつては、当該二以上の株式の種類別に区分された種類株主を構成員とする各種類株主総会)の決議がなければ、その効力を生じない。ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主が存しない場合は、この限りでない。

4 第一項の株主総会の決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数(三分の一以上の割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上)を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の三分の二(これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上に当たる多数をもつて行わなければならない。この場合においては、当該決議の要件に加えて、一定の数以上の株主の賛成を要する旨その他の要件を定款で定めることを妨げない。

5 前項の規定は、第三項の種類株主総会について準用する。
(吸収合併契約等の承認を要しない場合等)

第百三十九条の九 前条第一項及び第二項の規定は、第一号に掲げる額の第二号に掲げる額に対する割合が五分の一(これを下回る割合を吸収合併存続株式会社金融商品取引所が定款で定めた場合にあつては、その割合)を超えない場合には、適用しない。ただし、吸収合併消滅会員金融商品取引所の会員に対して交付する株式等の全部又は一部が吸収合併存続株式会社金融商品取引所の譲渡制限株式である場合であつて、吸収合併存続株式会社金融商品取引所が公開会社(会社法第二条第五号に規定する公開会社をいう。次条第二項第一号及び第百三十九条の十五第三項において同じ。)でないときは、この限りでない。

一 次に掲げる額の合計額

イ 吸収合併消滅会員金融商品取引所の会員に対して交付する吸収合併存続株式会社金融商品取引所の株式の数に一株当たり純資産額(会社法第百四十一条第

二項に規定する一株当たり純資産額をいう。)を乗じて得た額

口 吸収合併消滅会員金融商品取引所の会員に対して交付する金銭の額の合計額

二 吸収合併存続株式会社金融商品取引所の純資産額として内閣府令で定める方法により算定される額

2 前項本文に規定する場合において、内閣府令で定める数の株式(前条第一項の株主総会において議決権を行使することができるものに限る。)を有する株主が次条第一項の規定による通知又は同条第二項の公告の日から二週間以内に吸収合併に反対する旨を吸収合併存続株式会社金融商品取引所に対し通知したときは、効力発生日の前日までに、株主総会の決議によつて、吸収合併契約の承認を受けなければならない。

(株主等に対する通知)

第百三十九条の十 吸収合併存続株式会社金融商品取引所は、効力発生日の二十日前までに、その株主及び新株予約権者に対し、吸収合併をする旨並びに吸収合併消滅会員金融商品取引所の名称及び住所(第百三十九条の八第二項に規定する場合にあつては、同項の株式に関する事項を含む。)を通知しなければならない。

2 次に掲げる場合には、前項の規定による通知は、公告をもつてこれに代えることができる。

一 吸収合併存続株式会社金融商品取引所が公開会社である場合

二 吸収合併存続株式会社金融商品取引所が第百三十九条の八第一項の株主総会の決議によつて吸収合併契約の承認を受けた場合

3 会社法第九百四十条第一項(第一号に係る部分に限る。)及び第三項の規定は、吸収合併存続株式会社金融商品取引所が電子公告により前項の公告をする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(株式買取請求)

第百三十九条の十一 吸収合併をする場合には、次の各号に掲げる場合における当該各号に定める株主は、吸収合併存続株式会社金融商品取引所に対し、自己の有する株式を公正な価格で買い取ることを請求することができる。

一 吸収合併をするために株主総会(種類株主総会を含む。)の決議を要する場合
次に掲げる株主

イ 当該株主総会に先立つて当該吸収合併に反対する旨を当該吸収合併存続株式会社金融商品取引所に対し通知し、かつ、当該株主総会において当該吸収合併に反対した株主(当該株主総会において議決権を行使することができるものに限る。)

口 当該株主総会において議決権を行使することができない株主

二 前号に規定する場合以外の場合 すべての株主

2 会社法第七百九十七条第五項から第七項まで、第七百九十八条、第八百六十八条

第一項、第八百七十条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、前項の規定による請求について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（債権者の異議）

第三百九条の十二 吸収合併存続株式会社金融商品取引所の債権者は、吸収合併存続株式会社金融商品取引所に対し、吸収合併について異議を述べることができる。

2 吸収合併存続株式会社金融商品取引所は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知っている債権者（会社法第七百二条に規定する社債管理者（第八項において単に「社債管理者」という。）がある場合にあっては、当該社債管理者を含む。）には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第四号の期間は、一月を下ることができない。

一 吸収合併をする旨

二 吸収合併消滅会員金融商品取引所の名称及び住所

三 吸収合併存続株式会社金融商品取引所の計算書類に関する事項として内閣府令で定めるもの

四 債権者が一定の期間内に異議を述べる旨

3 前項の規定にかかわらず、吸収合併存続株式会社金融商品取引所が同項の規定による公告を、官報のほか、会社法第九百三十九条第一項の規定による定款の定めに従い、同項第二号に掲げる公告方法（同法第二条第三十三号に規定する公告方法をいう。）又は電子公告によりするときは、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。

4 債権者が第二項第四号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該吸収合併について承認をしたものとみなす。

5 債権者が第二項第四号の期間内に異議を述べたときは、吸収合併存続株式会社金融商品取引所は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該吸収合併をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

6 会社法第九百四十条第一項（第三号に係る部分に限る。）及び第三項の規定は、吸収合併存続株式会社金融商品取引所が電子公告により第二項の規定による公告をする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

7 第一項の規定により社債権者が異議を述べるには、社債権者集会の決議によらなければならない。この場合においては、裁判所は、利害関係人の申立てにより、社債権者のために異議を述べる期間を延長することができる。

8 前項の規定にかかわらず、社債管理者は、社債権者のために異議を述べることができる。ただし、会社法第七百二条の規定による委託に係る契約に別段の定めがある場合は、この限りでない。

9 会社法第八百六十八条第三項、第八百七十条（第十一号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第七項の申立てに係る事件について準用する。

（吸収合併等に関する書面等の備置き及び閲覧等）

第三百九条の十三 吸収合併存続株式会社金融商品取引所は、効力発生日後遅滞なく、吸収合併により吸収合併存続株式会社金融商品取引所が承継した吸収合併消滅会員金融商品取引所の権利義務その他の吸収合併に関する事項として内閣府令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。

2 吸収合併存続株式会社金融商品取引所は、効力発生日から六月間、前項の書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。

3 吸収合併存続株式会社金融商品取引所の株主及び債権者は、吸収合併存続株式会社金融商品取引所に対して、その営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該吸収合併存続株式会社金融商品取引所の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて内閣府令で定めるものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

（新設合併等に関する書面等の備置き及び閲覧等）

第三百九条の十四 新設合併消滅株式会社金融商品取引所（会員金融商品取引所と株式会社金融商品取引所とが新設合併をする場合における当該新設合併消滅株式会社金融商品取引所に限る。以下この目において同じ。）は、次条第一項の株主総会の日から二週間前の日から新設合併設立株式会社金融商品取引所の成立の日までの間、新設合併契約の内容その他内閣府令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。

2 新設合併消滅株式会社金融商品取引所の株主及び債権者は、新設合併消滅株式会社金融商品取引所に対して、その営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、新設合併消滅株式会社金融商品取引所の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて内閣府令で定めるものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求
(新設合併契約の承認)

第三百九条の十五 新設合併消滅株式会社金融商品取引所は、株主総会の決議によつて、新設合併契約の承認を受けなければならない。

2 前項の株主総会の決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数(三分の一以上の割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上)を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の三分の二(これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上に当たる多数をもつて行わなければならない。この場合においては、当該決議の要件に加えて、一定の数以上の株主の賛成を要する旨その他の要件を定款で定めることを妨げない。

3 前項の規定にかかわらず、新設合併消滅株式会社金融商品取引所が公開会社である場合において、新設合併消滅株式会社金融商品取引所の株主に対して交付する新設合併設立株式会社金融商品取引所の株式の全部又は一部が譲渡制限株式であるときは、第一項の株主総会(種類株式発行会社の株主総会を除く。)の決議は、会社法第三百九条第三項に定める決議によらなければならない。

4 新設合併消滅株式会社金融商品取引所が種類株式発行会社である場合において、新設合併消滅株式会社金融商品取引所の株主に対して交付する新設合併設立株式会社金融商品取引所の株式の全部又は一部が譲渡制限株式であるときは、当該新設合併は、当該譲渡制限株式の割当てを受ける種類の株式(譲渡制限株式を除く。)の種類株主を構成員とする種類株主総会(当該種類株主に係る株式の種類が二以上ある場合にあつては、当該二以上の株式の種類別に区分された種類株主を構成員とする各種類株主総会)の決議がなければ、その効力を生じない。ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主が存しない場合は、この限りでない。

5 前項の種類株主総会の決議は、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主の半数以上(これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上)であつて、当該株主の議決権の三分の二(これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上に当たる多数をもつて行わなければならない。
(株主等に対する通知)

第三百九条の十六 新設合併消滅株式会社金融商品取引所は、前条第一項の株主総会の決議の日から二週間以内に、その株主及び登録株式質権者並びにその新株予約権者及び登録新株予約権質権者に対し、新設合併をする旨並びに他の新設合併消滅金融商品取引所及び新設合併設立株式会社金融商品取引所の名称又は商号及び住所

を通知しなければならない。

- 2 前項の規定による通知は、公告をもつてこれに代えることができる。
- 3 会社法第九百四十条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項の規定は、新設合併消滅株式会社金融商品取引所が電子公告により前項の公告をする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（株式買取請求）

第三百九条の十七 新設合併をする場合には、次に掲げる株主は、新設合併消滅株式会社金融商品取引所に対し、自己の有する株式を公正な価格で買い取ることを請求することができる。

一 新設合併契約を承認するための株主総会（種類株主総会を含む。）に先立つて当該新設合併に反対する旨を当該新設合併消滅株式会社金融商品取引所に対し通知し、かつ、当該株主総会において当該新設合併に反対した株主（当該株主総会において議決権を行使することができるものに限る。）

二 当該株主総会において議決権を行使することができない株主

- 2 会社法第八百六条第五項から第七項まで、第八百七条、第八百六十八条第一項、第八百七十条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、前項の規定による請求について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（新株予約権買取請求）

第三百九条の十八 新設合併をする場合には、新設合併消滅株式会社金融商品取引所の新株予約権の新株予約権者は、新設合併消滅株式会社金融商品取引所に対し、自己の有する新株予約権を公正な価格で買い取ることを請求することができる。

- 2 会社法第八百八条第五項から第七項まで、第八百九条、第八百六十八条第一項、第八百七十条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、前項の規定による請求について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（準用規定）

第三百九条の十九 第三百九条の十二の規定は、新設合併消滅株式会社金融商品取引所について準用する。

（株式会社金融商品取引所の設立の特則）

第三百九条の二十 会社法第二編第一章（第二十七条（第四号及び第五号を除く。）、第二十九条、第三十一条、第三十九条、第六節及び第四十九条を除く。）の規定は、新設合併設立株式会社金融商品取引所の設立については、適用しない。

- 2 新設合併設立株式会社金融商品取引所の定款は、新設合併消滅金融商品取引所が

作成する。

(新設合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等)

第百三十九条の二十一 新設合併設立株式会社金融商品取引所は、その成立の日後遅滞なく、新設合併により新設合併設立株式会社金融商品取引所が承継した新設合併消滅金融商品取引所の権利義務その他の新設合併に関する事項として内閣府令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。

2 新設合併設立株式会社金融商品取引所は、その成立の日から六月間、前項の書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。

3 新設合併設立株式会社金融商品取引所の株主及び債権者は、新設合併設立株式会社金融商品取引所に対して、その営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該新設合併設立株式会社金融商品取引所の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて内閣府令で定めるものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

第六目 合併の効力の発生等

(合併の認可)

第百四十条 金融商品取引所を全部又は一部の当事者とする合併(合併後存続する者又は合併により設立される者が金融商品取引所であるものに限る。)は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 前項の認可を受けようとする者は、合併後存続する金融商品取引所又は合併により設立する金融商品取引所(以下この目において「合併後金融商品取引所」と総称する。)について、次に掲げる事項を記載した合併認可申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 名称又は商号

二 事務所又は本店、支店その他の営業所の所在の場所

三 役員の氏名又は名称及び会員等の商号又は名称

3 前項の合併認可申請書には、合併契約の内容を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録(内閣府令で定めたものに限る。以下この項において同じ。)、合併後金融商品取引所の定款、業務規程、受託契約準則その他の内閣府令で定める書面又は電磁的記録を添付しなければならない。

(認可基準)

第百四十一条 内閣総理大臣は、前条第二項の規定による認可の申請があつた場合に

においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

- 一 合併後金融商品取引所の定款、業務規程及び受託契約準則の規定が法令に適合し、かつ、取引所金融商品市場における有価証券の売買及び市場デリバティブ取引を公正かつ円滑にし、並びに投資者を保護するために十分であること。
 - 二 合併後金融商品取引所が取引所金融商品市場を適切に運営するに足りる人的構成を有するものであること。
 - 三 合併後金融商品取引所が金融商品取引所としてこの法律の規定に適合するように組織されるものであること。
 - 四 合併後金融商品取引所において、合併により消滅する金融商品取引所の開設している取引所金融商品市場における有価証券の売買及び市場デリバティブ取引に関する業務の承継が円滑かつ適切に行われる見込みが確実であること。
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、合併を認可しなければならない。
- 一 役員のうち第二十九条の四第一項第二号イからトまで又は会社法第三百三十一条第一項第三号のいずれかに該当する者がいるとき。
 - 二 合併認可申請書又はこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうちに重要な事項について虚偽の記載又は記録があるとき。

(みなし免許等)

第百四十二条 第百四十条第一項の認可を受けて設立された金融商品取引所は、当該設立の時に、第八十条第一項の免許を受けたものとみなす。

- 2 吸収合併存続金融商品取引所は、効力発生日に、吸収合併消滅金融商品取引所の権利義務(当該吸収合併消滅金融商品取引所がその行う業務に関し、行政官庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。
- 3 吸収合併消滅金融商品取引所の吸収合併による解散は、吸収合併の登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。
- 4 新設合併設立金融商品取引所は、その成立の日に、新設合併消滅金融商品取引所の権利義務(当該新設合併消滅金融商品取引所がその行う業務に関し、行政官庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。
- 5 次の各号に掲げる規定に規定する場合には、吸収合併消滅会員金融商品取引所若しくは新設合併消滅会員金融商品取引所の会員又は新設合併消滅株式会社金融商品取引所の株主は、当該各号に定める事項についての定めに従い、当該各号に掲げる規定の株式の株主となる。
 - 一 第百三十九条第二号イ 同条第三号に掲げる事項
 - 二 第百三十九条の二第一項第六号 同項第七号に掲げる事項

6 合併により消滅する株式会社金融商品取引所の新株予約権は、効力発生日に消滅する。

7 合併により消滅した金融商品取引所の開設していた取引所金融商品市場において成立した有価証券の売買及び市場デリバティブ取引であつて決済を結了していないものは、合併後金融商品取引所の開設する取引所金融商品市場において同一の条件で成立した取引とみなす。

8 前各項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 第三百三十九条の三第五項若しくは第三百三十九条の四第四項において準用する第一百一条の四又は第三百三十九条の十二（第三百三十九条の十九において準用する場合を含む。）の規定による手続が終了していない場合

二 吸収合併を中止した場合

（一に満たない端数の処理等）

第四百三十三条 会社法第二百三十四条第一項から第五項まで、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十一条、第八百七十四条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第三百三十六条第一項の合併により出資一口又は一株に満たない端数を生ずる場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 合併に際して資本準備金として計上すべき額その他合併に際しての計算に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

（株券等の提出）

第四百四十四条 会社法第二百十九条第一項（第六号に係る部分に限る。）、第二項及び第三項、第二百二十条並びに第二百九十三条第一項（第三号に係る部分に限る。）及び第二項から第四項までの規定は、新設合併消滅株式会社金融商品取引所について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 会社法第九百四十条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項の規定は新設合併消滅株式会社金融商品取引所が電子公告により前項において準用する同法第二百十九条第一項又は第二百九十三条第一項の規定による公告をする場合について、同法第九百四十条第一項（第三号に係る部分に限る。）及び第三項の規定は新設合併消滅株式会社金融商品取引所が電子公告により前項において準用する同法第二百二十条第一項（前項において準用する同法第二百九十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定による公告をする場合について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（商業登記法の準用）

第四百四十五条 商業登記法第七十九条、第八十条（第二号、第六号、第九号及び第十号を除く。）、第八十一条（第三号、第六号、第九号及び第十号を除く。）、第八十二条及び第八十三条の規定は、第三百三十六条第二項第一号に掲げる場合における

合併による会員金融商品取引所の登記について準用する。この場合において、同法第七十九条中「商号及び本店」とあるのは「名称及び主たる事務所」と、同法第八十条第三号及び第八号並びに第八十一条第八号中「日刊新聞紙又は電子公告」とあるのは「日刊新聞紙」と、同法第八十条第四号中「資本金の額」とあるのは「出資の総額」と、同条第五号及び同法第八十一条第五号中「本店」とあるのは「事務所」と、同法第八十条第七号中「吸収合併消滅会社が持分会社であるときは、総社員の同意（定款に別段の定めがある場合にあつては、その定めによる手続）があつたことを証する書面」とあるのは「吸収合併をする会員金融商品取引所の合併総会の議事録」と、同条第八号及び同法第八十一条第八号中「株式会社又は合同会社」とあるのは「会員金融商品取引所」と、同条中「次の書面」とあるのは「次の書面及び代表権を有する者の資格を証する書面」と、同条第七号中「新設合併消滅会社が持分会社であるときは、総社員の同意（定款に別段の定めがある場合にあつては、その定めによる手続）があつたことを証する書面」とあるのは「新設合併消滅会員金融商品取引所の合併総会の議事録」と、同法第八十二条第二項から第四項まで及び第八十三条中「本店」とあるのは「主たる事務所」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

- 2 商業登記法第七十九条、第八十条（第六号、第九号及び第十号を除く。）及び第八十一条から第八十三条までの規定は、第百三十六条第二項第二号に掲げる場合における合併による会員金融商品取引所及び株式会社金融商品取引所の登記について準用する。この場合において、同法第七十九条中「商号及び本店」とあるのは「名称又は商号及び主たる事務所又は本店」と、同法第八十条第五号中「本店」とあるのは「事務所」と、同条第七号中「吸収合併消滅会社が持分会社であるときは、総社員の同意（定款に別段の定めがある場合にあつては、その定めによる手続）があつたことを証する書面」とあるのは「吸収合併消滅会員金融商品取引所の合併総会の議事録」と、同条第八号中「日刊新聞紙又は電子公告」とあるのは「日刊新聞紙」と、「株式会社又は合同会社」とあるのは「会員金融商品取引所」と、同法第八十一条第五号中「本店」とあるのは「事務所又は本店」と、同条第七号中「新設合併消滅会社が持分会社であるときは、総社員の同意（定款に別段の定めがある場合にあつては、その定めによる手続）があつたことを証する書面」とあるのは「新設合併消滅会員金融商品取引所の合併総会の議事録」と、同条第八号中「株式会社又は合同会社」とあるのは「会員金融商品取引所又は株式会社金融商品取引所」と、同法第八十三条第二項中「新設合併消滅会社の本店」とあるのは「新設合併消滅金融商品取引所の主たる事務所及び本店」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（合併の無効の訴え）

第四百六十六条 会社法第八百二十八条第一項（第七号及び第八号に係る部分に限

る。)及び第二項(第七号及び第八号に係る部分に限る。)、第八百三十四条(第七号及び第八号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六條から第八百三十九條まで、第八百四十三條(第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。)、第八百四十六條並びに第九百三十七條第三項(第二号及び第三号に係る部分に限る。)及び第四項の規定は第百三十六條第一項の合併の無効の訴えについて、同法第八百六十八條第五項、第八百七十條(第十五号に係る部分に限る。)、第八百七十一條本文、第八百七十二條(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十三條本文、第八百七十五條及び第八百七十六條の規定はこの条において準用する同法第八百四十三條第四項の申立てについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第八百二十八條第二項第七号中「株主等若しくは社員等」とあるのは「会員等(会員、理事長、理事、監事又は清算人をいう。以下この号において同じ。)」と、「株主等、社員等」とあるのは「会員等、株主等(株主、取締役又は清算人(監査役会設置会社にあつては株主、取締役、監査役又は清算人、委員会設置会社にあつては株主、取締役、執行役又は清算人)をいう。)」と、同項第八号中「株主等若しくは社員等」とあるのは「会員等(会員、理事長、理事、監事又は清算人をいう。以下この号において同じ。)」若しくは株主等(株主、取締役又は清算人(監査役会設置会社にあつては株主、取締役、監査役又は清算人、委員会設置会社にあつては株主、取締役、執行役又は清算人)をいう。以下この号において同じ。)」と、「株主等、社員等」とあるのは「会員等、株主等」と、同法第九百三十七條第三項中「本店」とあるのは「本店(会員金融商品取引所にあつては、主たる事務所及び従たる事務所)」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等の適用)

第百四十七條 会員金融商品取引所と株式会社金融商品取引所とが合併する場合には、当該会員金融商品取引所を会社とみなして、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十五條及び同條に係る同法の規定を適用する。

2 株式会社金融商品取引所が会員金融商品取引所から事業の全部又は一部を譲り受ける場合には、当該会員金融商品取引所を会社とみなして、会社法第四百六十七條及び同條に係る同法の規定並びに私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十六條及び同條に係る同法の規定を適用する。

第五節 監督

(免許の取消し)

第百四十八條 内閣総理大臣は、金融商品取引所がその免許を受けた当時既に第八十二條第二項各号のいずれかに該当していたことが判明したときは、その免許を取り消すことができる。

(定款等の変更の認可等)

第四百九十九条 金融商品取引所は、定款、業務規程又は受託契約準則を変更しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

2 金融商品取引所は、第八十一条第一項第二号又は第三号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。金融商品取引所の規則（定款、業務規程、受託契約準則及び第一百五十六条の十九の承認を受けて行う金融商品債務引受業に係る業務方法書を除く。）の作成、変更又は廃止があつたときも、同様とする。

（役員の解任）

第五百十条 内閣総理大臣は、不正の手段により金融商品取引所の役員となつた者のあることを発見したとき、又は金融商品取引所の役員が法令、定款若しくは法令に基づく行政官庁の処分に違反したときは、当該金融商品取引所に対し、当該役員の解任を命ずることができる。

2 前項の規定は、自主規制法人の役員及び自主規制委員について準用する。

（報告の徴取及び検査）

第五百十一条 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、金融商品取引所、その子会社、当該金融商品取引所に上場されている有価証券の発行者又は当該金融商品取引所から業務の委託を受けた者に対し当該金融商品取引所若しくは当該子会社の業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該金融商品取引所、当該子会社若しくは当該金融商品取引所から業務の委託を受けた者の業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件の検査（当該子会社又は当該金融商品取引所から業務の委託を受けた者にあつては、当該金融商品取引所の業務又は財産に関し必要な検査に限る。）をさせることができる。

（金融商品取引所に対する監督上の処分）

第五百十二条 内閣総理大臣は、金融商品取引所が次の各号のいずれかに該当する場合において、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、当該各号に定める処分をすることができる。

一 法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款その他の規則に違反したとき、又は会員等若しくは当該金融商品取引所に上場されている有価証券の発行者が法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは当該金融商品取引所の定款、業務規程、受託契約準則その他の規則（以下この号において「法令等」という。）に違反し、若しくは定款その他の規則に定める取引の信義則に背反する行為をしたにもかかわらず、これらの者に対し法令等若しくは当該取引の信義則を遵守させるために、この法律、この法律に基づく命令若しくは定款その他の規則により認められた権能を行使せずその他必要な措置をとることを怠つたとき第八十条第一項の免許を取り消し、一年以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命じ、

その業務の変更若しくはその業務の一部の禁止を命じ、その役員の解任を命じ、又は定款その他の規則に定める必要な措置をとることを命ずること。

二 金融商品取引所の行為又はその開設する取引所金融商品市場における有価証券の売買若しくは市場デリバティブ取引の状況が公益又は投資者保護のため有害であると認めるとき 十日以内の期間を定めて取引所金融商品市場における有価証券の売買若しくは市場デリバティブ取引の全部若しくは一部の停止を命じ、又は閣議の決定を経て、三月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。

2 内閣総理大臣は、前項第一号の規定により業務の全部若しくは一部の停止、業務の変更若しくは業務の一部の禁止を命じ、又は定款その他の規則に定める必要な措置をとることを命じようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

3 第一項第二号の規定による処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

(業務改善命令)

第百五十三条 内閣総理大臣は、金融商品取引所の定款、業務規程、受託契約準則その他の規則若しくは取引の慣行又は業務の運営若しくは財産の状況に関し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、当該金融商品取引所に対し、定款、業務規程、受託契約準則その他の規則又は取引の慣行の変更その他監督上必要な措置をとることを命ずることができる。この場合においては、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

(認可の取消し等)

第百五十三条の二 内閣総理大臣は、第八十五条第一項の認可を受けて委託された自主規制業務が次の各号のいずれかに該当するときは、委託金融商品取引所に対し、同項の認可を取り消し、その委託の方法の変更若しくはその委託の一部若しくは全部の禁止を命じ、又はその他監督上必要な措置をとることを命ずることができる。

一 委託契約の内容が、受託自主規制法人における自主規制業務の適正な実施を確保するためには不十分であると認めるに至った場合

二 その他受託自主規制法人による自主規制業務が、自主規制業務の履行の状況として適当と認められない場合

(委託契約等の変更)

第百五十三条の三 第八十五条第一項の認可を受けた金融商品取引所は、第八十五条の二第一項第三号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。受託自主規制法人との間の委託契約の内容に変更があつたときも、同様とする。

(自主規制法人に対する監督規定の適用)

第百五十三条の四 第百四十八条、第百四十九条、第百五十条第一項及び第百五十一条から第百五十三条までの規定は、自主規制法人が第八十五条第一項の認可により金融商品取引所から委託を受けて当該金融商品取引所に係る自主規制業務を行う場合の監督について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六節 雑則

(破産手続開始等の通知)

第百五十四条 金融商品取引所について破産手続開始若しくは破産手続終結の決定があつた場合又は破産手続開始の決定の取消し若しくは破産手続廃止の決定が確定した場合には、裁判所書記官は、その旨を内閣総理大臣に通知しなければならない。

(内閣府令への委任)

第百五十四条の二 第八十条から前条までの規定を実施するための手続その他必要な事項は、内閣府令で定める。

第五章の二の章名を次のように改める。

第五章の二 外国金融商品取引所

第百五十五条に見出しとして「(認可)」を付し、同条第一項中「外国有価証券市場を」を「外国金融商品市場を」に、「第二十八条」を「第二十九条」に改め、「次の各号に掲げる取引について」を削り、「当該各号に定める者の」を「次に掲げる者の」に、「外国証券取引所入出力装置」を「外国金融商品取引所入出力装置」に、「当該各号に定める者に外国証券取引所入出力装置」を「これらの者に外国金融商品取引所入出力装置」に、「当該各号に掲げる取引」を「外国金融商品市場における有価証券の売買及び外国市場デリバティブ取引(第二号に掲げる者にあつては登録金融機関業務に係る取引に限る。)」に改め、同項各号を次のように改める。

- 一 金融商品取引業者
- 二 登録金融機関

第百五十五条第二項中「第二十九条の二」を「第三十条の二」に改め、同項に項番号を付する。

第百五十五条の二に見出しとして「(認可の申請)」を付し、同条第一項第六号中「外国証券取引所参加者(外国証券取引所入出力装置)」を「外国金融商品取引所参加者(外国金融商品取引所入出力装置)」に、「前条第一項各号に掲げる取引」を「外国金融商品市場における有価証券の売買及び外国市場デリバティブ取引」に、「外国有価証券市場」を「外国金融商品市場」に改め、同項第七号中「外国証券取引所参加者」を「外国金融商品取引所参加者」に、「又は名称」を「名称又は氏名」に改め、同条第二項に項番号を付する。

第百五十五条の三に見出しとして「(認可審査基準)」を付し、同条第一項第二号

中「外国証券取引所参加者」を「外国金融商品取引所参加者」に改め、同項第三号中「外国証券取引所参加者」を「外国金融商品取引所参加者」に、「公正かつ円滑ならしめ」を「公正かつ円滑にし」に改め、同条第二項第一号中「外国証券取引所参加者」を「外国金融商品取引所参加者」に、「外国有価証券市場」を「外国金融商品市場」に改め、同項第二号中「若しくは外国証券業者に関する法律又はこれら」を「又はこの法律」に改め、同項第三号中「第六十六条の十八第一項」を「第五十二条第一項若しくは第四項、第五十二条の二第一項若しくは第三項、第五十三条第三項若しくは第五十四条の規定により第二十九条若しくは第三十三条の二の登録を取り消され、第六十条の八第一項若しくは第六十条の九第一項の規定により第六十条第一項の許可を取り消され、若しくは第六十六条の二十第一項」に、「第六十六条の二」を「第六十六条」に改め、「、外国証券業者に関する法律第二十四条第一項若しくは同法第二十五条において準用する第五十六条の二第三項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消され、若しくは同法第二十四条第四項において準用する同条第一項の規定により同法第十三条の二第一項の許可を取り消され」を削り、「第二十八条」を「第二十九条」に改め、同項第四号中「第八十三条第二項第三号イ」を「第八十二条第二項第三号イ」に改め、同項に項番号を付する。

第百五十五条の四に見出しとして「（認可の拒否等）」を付し、同条第二項に項番号を付する。

第百五十五条の五に見出しとして「（業務報告書の提出）」を付し、同条中「外国証券取引所」を「外国金融商品取引所」に改める。

第百五十五条の六に見出しとして「（認可の取消し）」を付し、同条中「外国証券取引所」を「外国金融商品取引所」に、「当時」を「当時既に」に、「を発見した」を「が判明した」に改める。

第百五十五条の七に見出しとして「（変更の届出）」を付し、同条中「外国証券取引所」を「外国金融商品取引所」に改める。

第百五十五条の八に見出しとして「（認可の失効）」を付し、同条第一項中「外国証券取引所が」を「外国金融商品取引所が」に改め、同項第一号中「外国証券取引所参加者」を「外国金融商品取引所参加者」に改め、同項第二号中「外国有価証券市場」を「外国金融商品市場」に改め、同条第二項に項番号を付する。

第百五十五条の九に見出しとして「（報告の徴取及び検査）」を付し、同条中「外国証券取引所若しくは外国証券取引所参加者」を「外国金融商品取引所、外国金融商品取引所参加者若しくは当該外国金融商品取引所から業務の委託を受けた者」に、「外国証券取引所の」を「外国金融商品取引所の」に改める。

第百五十五条の十に見出しとして「（外国金融商品取引所に対する監督上の処分）」を付し、同条第一項中「外国証券取引所が」を「外国金融商品取引所が」に、「当該外国証券取引所の」を「当該外国金融商品取引所の」に改め、同項第四号中

「外国証券取引所参加者」を「外国金融商品取引所参加者」に、「外国証券取引所に」を「外国金融商品取引所に」に改め、同項第五号中「外国証券取引所」を「外国金融商品取引所」に、「外国有価証券市場」を「外国金融商品市場」に改め、同条第二項中「外国証券取引所」を「外国金融商品取引所」に改め、同項及び同条第三項に項番号を付する。

第百五十六条中「その執行について」を削る。

第五章の三の章名及び同章第一節の節名を次のように改める。

第五章の三 金融商品取引清算機関等

第一節 金融商品取引清算機関

第百五十六条の二に見出しとして「（免許）」を付し、同条中「有価証券債務引受業」を「金融商品債務引受業」に、「営んで」を「行つて」に改める。

第百五十六条の三に見出しとして「（免許の申請）」を付し、同条第一項第六号中「有価証券債務引受業及び」を「金融商品債務引受業及び」に、「有価証券債務引受業等」を「金融商品債務引受業等」に、「営む」を「行う」に改め、同条第二項第一号中「及び第四号」を「から第四号まで」に改め、同項及び同条第三項に項番号を付する。

第百五十六条の四に見出しとして「（免許審査基準）」を付し、同条第一項各号中「有価証券債務引受業」を「金融商品債務引受業」に改め、同条第二項第三号中「第五十六条第一項、第五十六条の二第三項若しくは第六十六条の十八第一項」を「第五十二条第一項、第五十三条第三項若しくは第六十六条の二十第一項」に改め、同項第四号中「第八十三条第二項第三号イ」を「第八十二条第二項第三号イ」に改め、同項に項番号を付する。

第百五十六条の五に見出しとして「（免許の拒否等）」を付し、同条第二項に項番号を付する。

第百五十六条の六に見出しとして「（業務の制限）」を付し、同条第一項中「証券取引清算機関」を「金融商品取引清算機関」に、「証券会社等」を「金融商品債務引受業対象業者」に、「第二条第三十項」を「第二条第二十八項」に、「同条第三十項」を「同条第二十八項」に改め、同条第二項中「証券取引清算機関」を「金融商品取引清算機関」に、「証券取引所」を「金融商品取引所」に、「有価証券債務引受業等」を「金融商品債務引受業等」に、「営む」を「行う」に、「有価証券債務引受業に」を「金融商品債務引受業に」に、「有価証券債務引受業を」を「金融商品債務引受業を」に改め、同項に項番号を付し、同条第三項中「証券取引清算機関」を「金融商品取引清算機関」に改め、同項に項番号を付する。

第百五十六条の七に見出しとして「（業務方法書）」を付し、同条第一項中「証券取引清算機関」を「金融商品取引清算機関」に改め、同条第二項第二号中「有価証券債務引受業（）」を「金融商品債務引受業（）」に、「有価証券債務引受業等」を「金融

商品債務引受業等」に、「有価証券の」を「金融商品の」に改め、同項第三号及び第四号中「有価証券債務引受業」を「金融商品債務引受業」に改め、同項に項番号を付する。

第百五十六条の八に見出しとして「（秘密保持義務）」を付し、同条中「証券取引清算機関」を「金融商品取引清算機関」に改め、同条に次の一項を加える。

2 金融商品取引清算機関の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者）若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た情報を、金融商品取引清算機関の業務の用に供する目的以外に利用してはならない。

第百五十六条の九に見出しとして「（不当な差別的取扱いの禁止）」を付し、同条中「証券取引清算機関」を「金融商品取引清算機関」に改める。

第百五十六条の十に見出しとして「（金融商品債務引受業の適切な遂行を確保するための措置）」を付し、同条中「証券取引清算機関」を「金融商品取引清算機関」に、「有価証券債務引受業」を「金融商品債務引受業」に改める。

第百五十六条の十一に見出しとして「（清算預託金）」を付し、同条中「証券取引清算機関」を「金融商品取引清算機関」に改める。

第百五十六条の十一の二に見出しとして「（特別清算手続等が開始されたときの手続等）」を付し、同条第一項中「証券取引清算機関」を「金融商品取引清算機関」に、「有価証券債務引受業」を「金融商品債務引受業」に改め、同条第二項中「証券取引清算機関」を「金融商品取引清算機関」に改め、同項に項番号を付する。

第百五十六条の十二に見出しとして「（定款又は業務方法書の変更の認可）」を付し、同条中「証券取引清算機関」を「金融商品取引清算機関」に改める。

第百五十六条の十三に見出しとして「（資本金の額等の変更の届出）」を付し、同条中「証券取引清算機関」を「金融商品取引清算機関」に、「第四号」を「第五号」に改める。

第百五十六条の十四に見出しとして「（役員の欠格事由等）」を付し、同条第一項中「第八十三条第二項第三号イ」を「第八十二条第二項第三号イ」に、「証券取引清算機関」を「金融商品取引清算機関」に改め、同条第二項中「証券取引清算機関」を「金融商品取引清算機関」に改め、同項に項番号を付し、同条第三項中「証券取引清算機関」を「金融商品取引清算機関」に、「を発見した」を「が判明した」に改め、同項に項番号を付し、同条第四項中「証券取引清算機関」を「金融商品取引清算機関」に改め、同項に項番号を付する。

第百五十六条の十五に見出しとして「（報告の徴取及び立入検査）」を付し、同条中「有価証券債務引受業」を「金融商品債務引受業」に、「証券取引清算機関」を「金融商品取引清算機関若しくは当該金融商品取引清算機関から業務の委託を受けた者」に、「対し、その業務」を「対し、当該金融商品取引清算機関の業務」に改め、「営業所」の下に「又は事務所」を加え、「立ち入り、その業務」を「立ち入り、当

該金融商品取引清算機関若しくは当該金融商品取引清算機関から業務の委託を受けた者の業務」に、「物件を検査させ」を「物件の検査（当該金融商品取引清算機関から業務の委託を受けた者にあつては、当該金融商品取引清算機関の業務若しくは財産に関し必要なものに限る。）をさせ」に改め、「質問」の下に「（当該金融商品取引清算機関から業務の委託を受けた者の関係者にあつては、当該金融商品取引清算機関の業務若しくは財産に関し必要なものに限る。）を」を加える。

第百五十六条の十六に見出しとして「（業務改善命令）」を付し、同条中「有価証券債務引受業」を「金融商品債務引受業」に、「証券取引清算機関」を「金融商品取引清算機関」に改める。

第百五十六条の十七に見出しとして「（免許の取消し等）」を付し、同条第一項中「証券取引清算機関」を「金融商品取引清算機関」に、「当時」を「当時既に」に、「を発見した」を「が判明した」に改め、同条第二項中「証券取引清算機関」を「金融商品取引清算機関」に改め、同項に項番号を付する。

第百五十六条の十八に見出しとして「（解散等の認可）」を付し、同条中「証券取引清算機関の有価証券債務引受業」を「金融商品取引清算機関の金融商品債務引受業」に改める。

第百五十六条の十九に見出しとして「（金融商品取引所による金融商品債務引受業）」を付し、同条中「証券取引所」を「金融商品取引所」に、「有価証券債務引受業等」を「金融商品債務引受業等」に、「営む」を「行う」に改める。

第百五十六条の二十に見出しとして「（金融商品取引所の金融商品債務引受業の承認の取消し）」を付し、同条中「証券取引所」を「金融商品取引所」に改める。

第百五十六条の二十一に見出しとして「（有価証券等清算取次ぎについての適用）」を付し、同条第一項中「第七条の六（第一百八条）」を「第一百六条（第三十二条）」に、「第八条の三第一項」を「第十九条第一項」に改め、同条第二項中「証券先物取引等」を「市場デリバティブ取引」に、「第八条の三第一項」を「第十九条第一項」に改め、同項に項番号を付する。

第百五十六条の二十二に見出しとして「（内閣府令への委任）」を付し、同条中「その執行について」を削る。

第百五十六条の二十三に見出しとして「（最低資本金の額）」を付する。

第百五十六条の二十四に見出しとして「（免許及び免許の申請）」を付し、同条第一項中「証券取引所」を「金融商品取引所」に、「証券業協会」を「認可金融商品取引業協会」に、「証券会社」を「金融商品取引業者」に、「取引所有価証券市場」を「取引所金融商品市場」に、「営もう」を「行おう」に改め、同条第二項及び第三項に項番号を付し、同条第四項中「第八十二条第三項」を「第八十一条第三項」に改め、同項に項番号を付する。

第百五十六条の二十五に見出しとして「（免許審査基準）」を付し、同条第二項第

三号中「第二十八条の四第一項第七号」を「第二十九条の四第一項第一号ロ」に改め、同項第四号中「、第五十六条の十七第一項若しくは第二項、」を「の規定により第八十条第一項の免許を取り消され、第五十六条の十七第一項若しくは第二項の規定により第五十六条の二の免許を取り消され、若しくは」に、「免許を取り消され、若しくは第五十六条第一項、第五十六条の二第三項若しくは第六十六条の十八第一項の規定により登録」を「前条第一項の免許を取り消され、又は第五十二条第一項、第五十三条第三項若しくは第五十四条の規定により第二十九条の登録を取り消され、若しくは第六十六条の二十第一項の規定により第六十六条の登録」に改め、同項第五号中「第八十三条第二項第三号イ」を「第八十二条第二項第三号イ」に改め、同項に項番号を付する。

第五十六条の二十六に見出しとして「（免許の拒否等の準用）」を付し、同条中「第八十四条」を「第八十三条」に、「第八十三条第二項各号」を「第八十二条第二項各号」に改める。

第五十六条の二十七に見出しとして「（兼業の制限）」を付し、同条第一項中「営む」を「行う」に改め、同項第二号及び第三号中「証券会社」を「金融商品取引業者」に改め、同条第二項中「営もう」を「行おう」に改め、同項に項番号を付し、同条第三項中「営む」を「行う」に改め、同項に項番号を付し、同条第四項中「営む」を「行う」に改め、同項に項番号を付する。

第五十六条の二十八に見出しとして「（業務の内容の変更等の認可等）」を付し、同条第二項及び第三項に項番号を付する。

第五十六条の二十九に見出しとして「（業務の方法等の変更命令等）」を付し、同条中「取引所有価証券市場」を「取引所金融商品市場」に改める。

第五十六条の三十に見出しとして「（代表取締役等の適格性等）」を付し、同条第一項中「証券会社」を「金融商品取引業者」に改め、同条第二項に項番号を付する。

第五十六条の三十一に見出しとして「（取締役等の兼職制限等）」を付し、同条第一項中「第八十三条第二項第三号イ」を「第八十二条第二項第三号イ」に改め、同条第二項に項番号を付し、同条第三項中「を発見した」を「が判明した」に改め、同項に項番号を付する。

第五十六条の三十二に見出しとして「（監督上の処分等）」を付し、同条第二項に項番号を付する。

第五十六条の三十三に見出しとして「（業務改善命令等）」を付し、同条第二項に項番号を付する。

第五十六条の三十四に見出しとして「（報告の徴取及び検査）」を付し、同条中「証券金融会社」の下に「若しくは当該証券金融会社から業務の委託を受けた者」を加え、「、その業務」を「、当該証券金融会社の業務」に、「当該職員にその業務」を「当該職員に、当該証券金融会社若しくは当該証券金融会社から業務の委託を受け

た者の業務」に、「物件を検査」を「物件の検査（当該証券金融会社から業務の委託を受けた者にあつては、当該証券金融会社の業務又は財産に関し必要なものに限る。）を」に改める。

第百五十六条の三十五に見出しとして「（事業報告書の提出）」を付し、同条中「営業報告書」を「事業報告書」に改める。

第百五十六条の三十六に見出しとして「（廃業等の認可）」を付する。

第百五十六条の三十七に見出しとして「（内閣府令への委任）」を付し、同条中「その執行について」を削る。

第百五十七条に見出しとして「（不正行為の禁止）」を付し、同条各号中「有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等」を「デリバティブ取引等」に改める。

第百五十八条に見出しとして「（風説の流布、偽計、暴行又は脅迫の禁止）」を付し、同条中「有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等」を「デリバティブ取引等」に改め、「有価証券等」の下に「（有価証券若しくはオプション又はデリバティブ取引に係る金融商品（有価証券を除く。）若しくは金融指標をいう。第百六十八条第一項、第百七十三条第一項及び第百九十七条第二項において同じ。）」を加える。

第百五十九条に見出しとして「（相場操縦行為等の禁止）」を付し、同条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

何人も、有価証券の売買（金融商品取引所が上場する有価証券、店頭売買有価証券又は取扱有価証券の売買に限る。以下この条において同じ。）、市場デリバティブ取引又は店頭デリバティブ取引（金融商品取引所が上場する金融商品、店頭売買有価証券、取扱有価証券（これらの価格又は利率等に基づき算出される金融指標を含む。）又は金融商品取引所が上場する金融指標に係るものに限る。以下この条において同じ。）のうちいずれかの取引が繁盛に行われていると他人に誤解させる等これらの取引の状況に関し他人に誤解を生じさせる目的をもつて、次に掲げる行為をしてはならない。

第百五十九条第一項第一号中「上場有価証券の売買」を「有価証券の売買、市場デリバティブ取引（第二条第二十一項第一号に掲げる取引に限る。）又は店頭デリバティブ取引（同条第二十二項第一号に掲げる取引に限る。）」に改め、同項第二号中「有価証券指数等先物取引又は上場有価証券店頭指数等に係る有価証券店頭指数等先渡取引若しくは有価証券店頭指数等スワップ取引」を「市場デリバティブ取引（第二条第二十一項第二号、第四号及び第五号に掲げる取引に限る。）又は店頭デリバティブ取引（同条第二十二項第二号、第五号及び第六号に掲げる取引に限る。）」に改め、同項第三号中「有価証券オプション取引又は上場有価証券店頭指数等に係る有価証券店頭オプション取引」を「市場デリバティブ取引（第二条第二十一項第三号に掲げる

取引に限る。)又は店頭デリバティブ取引(同条第二十二項第三号及び第四号に掲げる取引に限る。)」に改め、同項第四号中「自己のする売付け」の下に「(有価証券以外の金融商品にあつては、第二条第二十一項第一号又は第二十二項第一号に掲げる取引による売付けに限る。)」を加え、「有価証券」を「金融商品」に改め、「買い付けること」の下に「(有価証券以外の金融商品にあつては、同条第二十一項第一号又は第二十二項第一号に掲げる取引により買い付けることに限る。)」を加え、同項第五号中「自己のする買付け」の下に「(有価証券以外の金融商品にあつては、第二条第二十一項第一号又は第二十二項第一号に掲げる取引による買付けに限る。)」を加え、「有価証券」を「金融商品」に改め、「売り付けること」の下に「(有価証券以外の金融商品にあつては、同条第二十一項第一号又は第二十二項第一号に掲げる取引により売り付けることに限る。)」を加え、同項第六号中「有価証券指数等先物取引」を「市場デリバティブ取引(第二条第二十一項第二号に掲げる取引に限る。)又は店頭デリバティブ取引(同条第二十二項第二号に掲げる取引に限る。)」に改め、「約定指数又は」を削り、同項第七号及び第八号を次のように改める。

七 市場デリバティブ取引(第二条第二十一項第三号に掲げる取引に限る。)又は店頭デリバティブ取引(同条第二十二項第三号及び第四号に掲げる取引に限る。)の申込みと同時期に、当該取引の対価の額と同一の対価の額において、他人が当該取引の相手方となることをあらかじめその者と通謀の上、当該取引の申込みをすること。

八 市場デリバティブ取引(第二条第二十一項第四号及び第五号に掲げる取引に限る。)又は店頭デリバティブ取引(同条第二十二項第五号及び第六号に掲げる取引に限る。)の申込みと同時期に、当該取引の条件と同一の条件において、他人が当該取引の相手方となることをあらかじめその者と通謀の上、当該取引の申込みをすること。

第百五十九条第一項第九号を削り、同項第十号を同項第九号とし、同条第二項中「上場有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は上場有価証券店頭指数等に係る有価証券店頭デリバティブ取引」を「有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は店頭デリバティブ取引」に、「上場有価証券売買等」を「有価証券売買等」に改め、同項第一号中「上場有価証券売買等」を「有価証券売買等」に、「取引所有価証券市場」を「取引所金融商品市場における上場金融商品等(金融商品取引所が上場する金融商品、金融指標又はオプションをいう。以下この条において同じ。)若しくは店頭売買有価証券市場」に、「上場有価証券等」を「店頭売買有価証券」に改め、同項第二号中「取引所有価証券市場」を「取引所金融商品市場」に、「上場有価証券等」を「上場金融商品等又は店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券」に改め、同項第三号中「上場有価証券売買等」を「有価証券売買等」に改め、同項に項番号を付し、同条第三項中「取引所有価証券市場」を「取引所

金融商品市場」に、「上場有価証券等」を「上場金融商品等又は店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券」に、「上場有価証券売買等」を「有価証券売買等」に改め、同項に項番号を付し、同条第四項及び第五項を削る。

第一百六十条に見出しとして「（相場操縦行為等による賠償責任）」を付し、同条第一項中「前条第一項若しくは第二項（これらの規定を同条第四項及び第五項において準用する場合を含む。次項において同じ。）又は同条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。次項において同じ。）」を「前条」に改め、「形成された」の下に「金融商品、金融指標若しくはオプションに係る」を加え、「、約定指数」を削り、「有価証券等」を「金融商品、金融指標若しくはオプション」に、「取引所有価証券市場における有価証券の売買等」を「取引所金融商品市場における有価証券の売買、市場デリバティブ取引」に、「取引所有価証券市場等」を「取引所金融商品市場等」に、「責めに任ずる」を「責任を負う」に改め、同条第二項中「前条第一項から第三項まで」を「前条」に改め、同項に項番号を付する。

第一百六十一条に見出しとして「（金融商品取引業者の自己計算取引等の制限）」を付し、同条第一項中「証券会社、許可外国証券業者若しくは登録金融機関」を「金融商品取引業者等若しくは取引所取引許可業者」に、「取引所有価証券市場」を「取引所金融商品市場」に改め、同条第二項中「有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引及び有価証券店頭デリバティブ取引」を「市場デリバティブ取引及び店頭デリバティブ取引」に改め、同項に項番号を付する。

第一百六十一条の二に見出しとして「（信用取引等における金銭の預託）」を付し、同条第一項中「証券会社」を「金融商品取引業者」に改め、同条第二項に項番号を付する。

第一百六十二条に見出しとして「（空売り及び逆指値注文の禁止）」を付し、同条第二項中「有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引」を「第二条第二十一項第二号及び第三号に規定する取引」に、「有価証券指数等先物取引に」を「同項第二号の取引に」に、「同号」を「前項第二号」に改め、「約定指数又は」、「現実指数若しくは」及び「約定指数若しくは」を削り、「、有価証券オプション取引」を、「同条第二十一項第三号の取引」に改め、同項に項番号を付する。

第一百六十二条の二に見出しとして「（上場等株券の発行者である会社が行うその売買に関する規制）」を付し、同条中「証券取引所」を「金融商品取引所」に、「証券会社」を「金融商品取引業者」に、「許可外国証券業者」を「取引所取引許可業者」に、「取引所有価証券市場」を「取引所金融商品市場」に改める。

第一百六十三条に見出しとして「（上場会社等の役員等による特定有価証券等の売買等の報告の提出）」を付し、同条第一項中「第二条第一項第四号、第五号の二又は第六号」を「第二条第一項第五号、第七号又は第九号」に、「証券取引所」を「金融商品取引所」に、「総株主」を「総株主等」に改め、「（第三十二条第五項に規定する

議決権をいう。)」を削り、「同項第四号、第五号の二若しくは第六号」を「同項第五号、第七号若しくは第九号」に、「同項第十号の二」を「同項第十九号」に、「及び次条において同じ。)又は」を「、次条及び第百六十五条の二において同じ。)又は」に、「第百六十五条」を「第百六十五条の二」に、「においては」を「には」に、「この項及び次条」を「この項、次条及び第百六十五条の二」に、「場合については」を「場合は」に改め、同条第二項中「証券会社、許可外国証券業者又は登録金融機関」を「金融商品取引業者等又は取引所取引許可業者」に改め、同項に項番号を付する。

第百六十四条に見出しとして「(上場会社等の役員等の短期売買利益の返還)」を付し、同条第二項に項番号を付し、同条第三項中「、これを」を削り、同項に項番号を付し、同条第四項ただし書中「場合には」を「場合は」に改め、同項から同条第六項までに項番号を付し、同条第七項ただし書中「場合には、この」を「場合は、この」に改め、同項から同条第九項までに項番号を付する。

第百六十五条に見出しとして「(上場会社等の役員等の禁止行為)」を付し、同条第一号中「この条」の下に「及び次条第十五項」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(特定組合等の財産に属する特定有価証券等の取扱い)

第百六十五条の二 組合等(民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約によつて成立する組合、投資事業有限責任組合契約に関する法律第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合(以下この条において「投資事業有限責任組合」という。)若しくは有限責任事業組合契約に関する法律第二条に規定する有限責任事業組合(以下この条において「有限責任事業組合」という。)又はこれらの組合に類似する団体で政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。)のうち当該組合等の財産に属する株式に係る議決権が上場会社等の総株主等の議決権に占める割合が百分の十以上であるもの(以下この条において「特定組合等」という。)については、当該特定組合等の組合員(これに類するものとして内閣府令で定める者を含む。以下この条において同じ。)が当該特定組合等の財産に関して当該上場会社等の特定有価証券等に係る買付け等又は売付け等をした場合(当該特定組合等の組合員の全員が委託者又は受益者である信託の受託者が、当該上場会社等の特定有価証券等に係る買付け等又は売付け等をする場合であつて内閣府令で定める場合を含む。以下この条において同じ。)には、当該買付け等又は売付け等を執行した組合員(これに準ずるものとして内閣府令で定める組合員を含む。以下この条において同じ。)は、内閣府令で定めるところにより、その売買等に関する報告書を売買等があつた日の属する月の翌月十五日までに、内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、買付け等又は売付け等の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定める場合は、この限りでない。

- 2 前項に規定する特定組合等の組合員が、当該特定組合等の財産に関して当該上場会社等の特定有価証券等に係る買付け等又は売付け等を金融商品取引業者等又は取引所取引許可業者に委託等をして行つた場合においては、同項に規定する報告書は、当該金融商品取引業者等又は取引所取引許可業者を経由して提出するものとする。当該買付け等又は売付け等の相手方が金融商品取引業者等又は取引所取引許可業者であるときも、同様とする。
- 3 特定組合等の組合員がその地位により取得した秘密を不当に利用することを防止するため、当該特定組合等の財産に関し、その者が当該上場会社等の特定有価証券等について、それに係る買付け等をした後六月以内に売付け等をし、又は売付け等をした後六月以内に買付け等をして当該特定組合等の財産について利益を生じた場合においては、当該上場会社等は、当該特定組合等の組合員に対し、当該特定組合等の財産をもつてその利益を当該上場会社等に提供すべきことを請求することができる。
- 4 当該上場会社等が前項の規定により請求した場合においては、当該特定組合等の財産をもつて当該特定組合等の当該請求に係る債務その他の債務を完済することができなかつたときに限り、当該上場会社等は、同項の利益を生じた時における当該特定組合等の各組合員（投資事業有限責任組合の有限責任組合員及び有限責任事業組合の組合員並びにこれらに類する者として内閣府令で定める者を除く。）に対し、当該特定組合等の債務について当該各組合員が負う責任に応じて、当該利益（同項の規定により提供された利益の額を控除した額に限る。）を当該上場会社等に提供すべきことを請求することができる。
- 5 前項に規定する場合において、当該特定組合等の財産に対する強制執行がその効を奏しなかつたときも、同様とする。
- 6 前項の規定は、第三項の利益を生じた時における当該特定組合等の組合員が当該特定組合等の財産が存在し、かつ、その財産に対する強制執行が容易であることを証明したときは、適用しない。
- 7 当該上場会社等の株主（保険契約者である社員又は出資者を含む。以下この項において同じ。）が上場会社等に対し第三項から第五項までの規定による請求を行うべき旨を要求した日の後六十日以内に上場会社等がこれらの規定による請求を行わない場合においては、当該株主は、上場会社等に代位して、その請求を行うことができる。
- 8 第三項から第五項まで又は前項の規定により利益の返還を請求する権利は、当該特定組合等の財産について利益が生じた日から二年間行わないときは、消滅する。
- 9 内閣総理大臣は、第一項の報告書の記載に基づき、当該特定組合等の財産について第三項の利益が生じていると認める場合において、報告書のうち当該利益に係る部分（以下この条において「組合利益関係書類」という。）の写しを、報告書提出

組合員（第一項の規定により報告書（直近の買付け等又は売付け等に係るものに限る。）を提出した組合員をいう。）に送付し、当該報告書提出組合員から、当該組合利益関係書類に関し次項に定める期間内に同項の申立てがないときは、当該組合利益関係書類の写しを当該上場会社等に送付するものとする。ただし、内閣総理大臣が、当該組合利益関係書類の写しを当該報告書提出組合員又は当該上場会社等に送付する前において、第三項の利益が当該上場会社等に提供されたことを知つた場合は、この限りでない。

10 前項本文の規定により当該報告書提出組合員に組合利益関係書類の写しが送付された場合において、当該報告書提出組合員は、当該組合利益関係書類の写しに記載された内容の売買等を行つていないと認めるときは、当該組合利益関係書類の写しを受領した日から起算して二十日以内に、内閣総理大臣に、その旨の申立てをすることができる。

11 前項の規定により、当該報告書提出組合員から当該組合利益関係書類の写しに記載された内容の売買等を行つていない旨の申立てがあつた場合には、第九項本文の規定の適用については、当該申立てに係る部分は、内閣総理大臣に対する第一項の規定による報告書に記載がなかつたものとみなす。

12 内閣総理大臣は、第九項の規定に基づき上場会社等に組合利益関係書類の写しを送付した場合には、当該組合利益関係書類の写しを当該送付の日より起算して三十日を経過した日から第八項に規定する請求権が消滅する日まで（請求権が消滅する日前において内閣総理大臣が第三項の利益が当該上場会社等に提供されたことを知つた場合には、当該知つた日まで）公衆の縦覧に供するものとする。ただし、内閣総理大臣が、当該組合利益関係書類の写しを公衆の縦覧に供する前において第三項の利益が当該上場会社等に提供されたことを知つた場合は、この限りでない。

13 第三項から前項までの規定は、特定組合等の財産に関して買付け等をし、又は売付け等をしたいずれかの時期において当該特定組合等が特定組合等でない場合及び特定組合等の財産に関して行われる買付け等又は売付け等の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定める場合においては、適用しない。

14 第九項において、内閣総理大臣が当該特定組合等の財産について第三項の利益が生じていると認める場合における当該利益の算定の方法については、内閣府令で定める。

15 特定組合等の組合員は、当該特定組合等の財産に関して次に掲げる行為をしてはならない。

一 特定取引であつて、当該特定取引に係る特定有価証券の額（特定有価証券の売付けについてはその売付けに係る特定有価証券の額を、その他の取引については内閣府令で定める額をいう。）が、その者が有する当該上場会社等の同種の特定有価証券の額として内閣府令で定める額を超えるもの

二 当該上場会社等の特定有価証券等に係る売付け等（特定取引を除く。）であつて、その売付け等において授受される金銭の額を算出する基礎となる特定有価証券の数量として内閣府令で定める数量が、その者が有する当該上場会社等の同種の特定有価証券の数量として内閣府令で定める数量を超えるもの

16 前三条の規定は、組合等の財産として上場会社等の株式を所有することにより当該上場会社等の主要株主に該当することとなる主要株主については、適用しない。

第百六十六条に見出しとして「（会社関係者の禁止行為）」を付し、同条第一項中「有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引」を「デリバティブ取引」に改め、同条第二項第七号中「第二条第一項第四号、第五号の二又は第六号」を「第二条第一項第五号、第七号又は第九号」に、「証券取引所」を「金融商品取引所」に改め、同項及び同条第三項に項番号を付し、同条第四項中「同項第七号」を「同項第十一号」に改め、同項に項番号を付し、同条第五項中「有価証券報告書」の下に「、第二十四条の四の七第一項又は第二項の規定による四半期報告書」を加え、同項に項番号を付し、同条第六項第四号の二中「第二条第一項第十号の三」を「第二条第一項第二十号」に改め、同項第五号中「（同条第四項において準用する場合を含む。）」を削り、同項第七号中「取引所有価証券市場」を「取引所金融商品市場」に改め、同項に項番号を付する。

第百六十七条に見出しとして「（公開買付者等関係者の禁止行為）」を付し、同条第一項中「証券取引所」を「金融商品取引所」に、「第二条第一項第十号の二」を「第二条第一項第十九号」に改め、同条第二項から第四項までに項番号を付し、同条第五項第六号中「（同条第四項において準用する場合を含む。）」を削り、同項第七号中「取引所有価証券市場」を「取引所金融商品市場」に改め、同項に項番号を付する。

第百六十七条の二に見出しとして「（無免許市場における取引の禁止）」を付し、同条中「第八十条」を「第八十条第一項」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 市場デリバティブ取引

第百六十八条に見出しとして「（虚偽の相場の公示等の禁止）」を付し、同条第二項中「、証券会社又は登録金融機関」を「又は金融商品取引業者等」に改め、同項に項番号を付し、同条第三項中「、証券会社又は登録金融機関」を「又は金融商品取引業者等」に改め、同項に項番号を付する。

第百六十九条に見出しとして「（対価を受けて行う新聞等への意見表示の制限）」を付し、同条中「証券会社、登録金融機関」を「金融商品取引業者等」に改める。

第百七十条に見出しとして「（有利買付け等の表示の禁止）」を付し、同条ただし書中「第五号」を「第六号」に改める。

第百七十一条に見出しとして「（一定の配当等の表示の禁止）」を付し、同条中「第五号」を「第六号」に改める。

第百七十二条に見出しとして「（虚偽記載のある発行開示書類を提出した発行者等に対する課徴金納付命令）」を付し、同条第二項から第五項までに項番号を付する。

第百七十二条の二に見出しとして「（虚偽記載のある有価証券報告書等を提出した発行者に対する課徴金納付命令）」を付し、同条第二項中「半期・臨時報告書等（」を「四半期・半期・臨時報告書等（第二十四条の四の七第一項若しくは第二項（これらの規定を同条第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による四半期報告書若しくは）」に改め、「臨時報告書又は」の下に「第二十四条の四の七第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び」を加え、同項及び同条第三項に項番号を付する。

第百七十三条に見出しとして「（風説の流布等により相場を変動させた者に対する課徴金納付命令）」を付し、同条第一項中「、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引」を「若しくはデリバティブ取引」に改め、同項第一号中「有価証券店頭指数」を「店頭デリバティブ取引の対象となる金融指標」に改め、同条第二項中「有価証券指数等先物取引」を「第二条第二十一項第二号に掲げる取引」に改め、「現実指数又は」及び「約定指数又は」を削り、「有価証券オプション取引」を「同項第三号に掲げる取引」に改め、同項に項番号を付し、同条第三項中「有価証券指数等先物取引」を「第二条第二十一項第二号に掲げる取引」に改め、「現実指数又は」及び「約定指数又は」を削り、「有価証券オプション取引」を「同項第三号に掲げる取引」に改め、同項に項番号を付し、同条第四項中「有価証券指数等先物取引」を「第二条第二十一項第二号に掲げる取引」に改め、同項に項番号を付する。

第百七十四条に見出しとして「（相場を変動させるべき一連の有価証券売買等をした者に対する課徴金納付命令）」を付し、同条第一項中「（同条第四項において準用する場合を含む。）」を削り、「取引所有価証券市場における上場有価証券等（同条第一項に規定する上場有価証券等）」を「取引所金融商品市場における上場金融商品等（同号に規定する上場金融商品等）」に改め、「の相場を変動させるべき一連の上場有価証券売買等（第百五十九条第二項に規定する上場有価証券売買等をいう。）若しくはその申込み若しくは委託等」を削り、「店頭売買有価証券売買等（同条第四項において準用する同条第二項に規定する店頭売買有価証券売買等をいう。）若しくは」を「有価証券売買等（第百五十九条第二項に規定する有価証券売買等をいう。）又は」に改め、同項第二号イ（２）及びロ（１）中「上場有価証券等」を「上場金融商品等」に改め、同条第二項中「有価証券指数等先物取引」を「第二条第二十一項第二号に掲げる取引」に改め、「現実指数又は」及び「約定指数又は」を削り、「有価証券オプション取引」を「同項第三号に掲げる取引」に改め、同項に項番号を付し、同条第三項中「有価証券指数等先物取引」を「第二条第二十一項第二号に掲げる取引」に改め、「現実指数又は」及び「約定指数又は」を削り、「有価証券オプション取引」

を「同項第三号に掲げる取引」に改め、同項及び同条第四項に項番号を付し、同条第五項中「上場有価証券等」を「上場金融商品等」に改め、同項に項番号を付し、同条第六項中「上場有価証券等」を「上場金融商品等」に改め、同項及び同条第七項に項番号を付し、同条第八項中「現実指数又は」及び「約定指数又は」を削り、「有価証券指数等先物取引」を「第二条第二十一項第二号に掲げる取引」に改め、同項に項番号を付し、同条第九項中「現実指数又は」及び「約定指数又は」を削り、「有価証券指数等先物取引」を「第二条第二十一項第二号に掲げる取引」に改め、同項から同条第十二項までに項番号を付し、同条第十三項中「有価証券指数等先物取引」を「第二条第二十一項第二号に掲げる取引」に改め、「現実指数又は」を削り、「有価証券オプション取引」を「同項第三号に掲げる取引」に改め、同項及び同条第十四項に項番号を付する。

第百七十五条に見出しとして「（会社関係者に対する禁止行為等に違反した者に対する課徴金納付命令）」を付し、同条第二項に項番号を付し、同条第三項中「有価証券指数等先物取引」を「第二条第二十一項第二号に掲げる取引」に改め、「現実指数又は」及び「約定指数又は」を削り、「有価証券オプション取引」を「同項第三号に掲げる取引」に改め、同項に項番号を付し、同条第四項中「有価証券指数等先物取引」を「第二条第二十一項第二号に掲げる取引」に改め、「現実指数又は」及び「約定指数又は」を削り、「有価証券オプション取引」を「同項第三号に掲げる取引」に改め、同項に項番号を付し、同条第五項中「第七十九条の三又は第百十六条」を「第六十七条の十九又は第百三十条」に改め、同項に項番号を付し、同条第六項中「第七十九条の三又は第百十六条」を「第六十七条の十九又は第百三十条」に改め、同項及び同条第七項に項番号を付し、同条第八項中「有価証券指数等先物取引」を「第二条第二十一項第二号に掲げる取引」に改め、同項に項番号を付する。

第百七十六条に見出しとして「（課徴金の額の端数計算等）」を付し、同条第二項から第四項までに項番号を付する。

第百七十七条に見出しとして「（報告の徴取及び立入検査）」を付する。

第百七十八条に見出しとして「（審判手続開始の決定）」を付し、同条第二項から第四項までに項番号を付し、同条第五項中「半期・臨時報告書等」を「四半期・半期・臨時報告書等」に改め、同項から同条第九項までに項番号を付する。

第百七十九条に見出しとして「（審判手続開始決定書）」を付し、同条第二項から第四項までに項番号を付する。

第百八十条に見出しとして「（審判手続）」を付し、同条第二項から第四項までに項番号を付する。

第百八十一条に見出しとして「（被審人の代理人等）」を付し、同条第二項及び第三項に項番号を付する。

第百八十二条に見出しとして「（審判の公開）」を付する。

第百八十三条に見出しとして「（答弁書）」を付し、同条第二項に項番号を付する。
第百八十四条に見出しとして「（意見の陳述）」を付し、同条第二項に項番号を付する。

第百八十五条に見出しとして「（参考人に対する審問）」を付し、同条第二項に項番号を付する。

第百八十五条の二に見出しとして「（被審人に対する審問）」を付する。

第百八十五条の三に見出しとして「（証拠書類等の提出）」を付し、同条第二項に項番号を付する。

第百八十五条の四に見出しとして「（学識経験者に対する鑑定命令）」を付し、同条第二項及び第三項に項番号を付する。

第百八十五条の五に見出しとして「（立入検査）」を付する。

第百八十五条の六に見出しとして「（決定案の提出）」を付する。

第百八十五条の七に見出しとして「（課徴金の納付命令の決定等）」を付し、同条第二項第二号中「半期・臨時報告書等」を「四半期・半期・臨時報告書等」に改め、同項に項番号を付し、同条第三項第一号口中「半期・臨時報告書等」を「四半期・半期・臨時報告書等」に改め、同項から同条第十八項までに項番号を付し、同条第十九項第三号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 第二十四条の四の七第一項又は第二項（これらの規定を同条第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十四条の四の七第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第七条、第九条第一項又は第十条第一項の規定による四半期報告書及びその訂正報告書 当該四半期報告書に係る期間の属する事業年度
第百八十五条の七第十九項に項番号を付する。

第百八十五条の八に見出しとして「（決定の効力の停止）」を付し、同条第二項から第十二項までに項番号を付する。

第百八十五条の九に見出しとして「（送達書類）」を付する。

第百八十五条の十に見出しとして「（民事訴訟法の準用）」を付し、同条中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改める。

第百八十五条の十一に見出しとして「（公示送達）」を付し、同条第二項から第四項までに項番号を付する。

第百八十五条の十二に見出しとして「（処分通知等の電子情報処理組織の使用）」を付し、同条第二項に項番号を付する。

第百八十五条の十三に見出しとして「（事件記録の閲覧等）」を付する。

第百八十五条の十四に見出しとして「（納付の督促）」を付し、同条第二項及び第三項に項番号を付する。

第百八十五条の十五に見出しとして「（課徴金納付命令の執行）」を付し、同条第二項及び第三項に項番号を付する。

第百八十五条の十六に見出しとして「（課徴金等の請求権）」を付する。

第百八十五条の十七に見出しとして「（内閣府令への委任）」を付する。

第百八十五条の十八第二項に項番号を付する。

第百八十五条の十九に見出しとして「（参考人等の旅費等の請求）」を付する。

第百八十五条の二十に見出しとして「（行政手続法の適用除外）」を付する。

第百八十五条の二十一に見出しとして「（不服申立て）」を付する。

第百八十六条に見出しとして「（審問の手続）」を付し、同条第二項から第四項までに項番号を付する。

第百八十六条の二に見出しとして「（聴聞の公開）」を付する。

第百八十七条に見出しとして「（審問等に関する調査のための処分）」を付する。

第百八十八条に見出しとして「（金融商品取引業者の業務等に関する書類の作成、保存及び報告の義務）」を付し、同条中「証券会社、登録金融機関、証券仲介業者、証券業協会」を「金融商品取引業者等、金融商品仲介業者、認可金融商品取引業協会、第七十八条第二項に規定する公益法人金融商品取引業協会」に、「証券取引所若しくはその会員等、証券取引所持株会社、外国証券取引所若しくはその外国証券取引所参加者、証券取引清算機関」を「金融商品取引所若しくはその会員等、第八十五条第一項に規定する自主規制法人、金融商品取引所持株会社、外国金融商品取引所若しくはその外国金融商品取引所参加者、金融商品取引清算機関」に改める。

第百八十九条に見出しとして「（外国金融商品取引規制当局に対する調査協力）」を付し、同条第一項中「（以下この条において「外国証券法令」という。）」を削り、「外国証券規制当局」を「外国金融商品取引規制当局」に、「当該外国証券法令」を「当該この法律に相当する外国の法令」に改め、「取引」の下に「若しくはデリバティブ取引」を加え、同条第二項各号中「外国証券規制当局」を「外国金融商品取引規制当局」に改め、同項に項番号を付し、同条第三項中「外国証券規制当局」を「外国金融商品取引規制当局」に、「外国証券法令」を「この法律に相当する外国の法令」に改め、同項から同条第五項までに項番号を付する。

第百九十条に見出しとして「（検査職員の証票携帯）」を付し、同条第一項中「第五十九条第一項（第六十四条の十第三項において準用する場合を含む。）から第三項まで、第六十五条の二第十項、第六十六条の二十、第七十九条の十四」を「第五十六条の二第一項（第六十五条の三第三項において準用する場合を含む。）から第三項まで、第六十条の十一、第六十三条第八項、第六十六条の二十二、第七十五条、第七十九条の四」に、「第百三条の三」を「第百三条の四」に、「第百五十一条」を「第百五十一条（第百五十三条の四において準用する場合を含む。）」に改め、同条第二項に項番号を付する。

第百九十一条に見出しとして「（参考人又は鑑定人の費用請求権）」を付する。

第百九十二条に見出しとして「（裁判所の禁止又は停止命令）」を付し、同条第二項及び第三項に項番号を付し、同条第四項中「非訟事件手続法」の下に「（明治三十一年法律第十四号）」を加え、同項に項番号を付する。

第百九十三条に見出しとして「（財務諸表の用語、様式及び作成方法）」を付する。

第百九十三条の二に見出しとして「（公認会計士又は監査法人による監査証明）」を付し、同条第一項中「証券取引所」を「金融商品取引所」に改め、「（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下この条において同じ。）」を削り、同条第六項を同条第七項とし、同項に項番号を付し、同条第五項中「書類」の下に「及び第二項に規定する内部統制報告書」を加え、「又は有価証券報告書」を「、有価証券報告書（その訂正報告書を含む。）又は内部統制報告書」に改め、同項を同条第六項とし、同項に項番号を付し、同条第四項中「第一項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同項に項番号を付し、同条第三項中「第一項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同項に項番号を付し、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、「書類」の下に「及び内部統制報告書」を加え、同項を同条第三項とし、同項に項番号を付し、同条第一項の次に次の一項を加える。

- 2 金融商品取引所に上場されている有価証券の発行会社その他の者で政令で定めるものが、第二十四条の四の四の規定に基づき提出する内部統制報告書には、その者と特別の利害関係のない公認会計士又は監査法人の監査証明を受けなければならない。ただし、監査証明を受けなくても公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。

第百九十四条に見出しとして「（議決権の代理行使の勧誘の禁止）」を付し、同条中「証券取引所」を「金融商品取引所」に改める。

第百九十四条の二に見出しとして「（外国金融商品市場における取引に対する本法の適用）」を付し、同条中「外国有価証券市場」を「外国金融商品市場」に、「売買取引又は外国市場証券先物取引」を「売買又は外国市場デリバティブ取引」に改める。

第百九十四条の三に見出しとして「（財務大臣への協議）」を付し、同条中「証券会社、証券業協会、証券取引所、外国証券取引所、証券取引清算機関」を「金融商品取引業者（第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。）、登録金融機関、取引所取引許可業者、認可金融商品取引業協会、金融商品取引所、外国金融商品取引所、金融商品取引清算機関」に改め、「流通」の下に「又は市場デリバティブ取引」を加え、同条第一号中「第五十六条第一項又は第五十六条の二第二項」を「第五十二条第一項、第五十二条の二第一項又は第五十三条第二項」に改め、同条第二号中「第五十六条第一項又は第五十六条の二第三項」を「第五十二条第一項

又は第五十三条第三項」に、「第二十八条」を「第二十九条」に改め、同条第十三号を同条第十六号とし、同条第五号から第十二号までを三号ずつ繰り下げ、同条第四号中「第七十九条の十三第一項」を「第七十四条第一項」に改め、同号を同条第七号とし、同条第三号中「第七十二条又は第七十九条の十三第一項」を「第六十七条の六又は第七十四条第一項」に、「第六十八条第二項」を「第六十七条の二第二項」に改め、同号を同条第六号とし、同条第二号の次に次の三号を加える。

三 第五十二条の二第一項の規定による第三十三条の二の登録の取消し

四 第六十条の八第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

五 第六十条の八第一項の規定による第六十条第一項の許可の取消し

第百九十四条の四に見出しとして「（財務大臣への通知）」を付し、同条第一項第一号を次のように改める。

一 第二十九条若しくは第三十三条の二の規定による登録（第二十九条の登録においては、当該登録を受けた金融商品取引業者が第一種金融商品取引業（第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業をいう。以下この号において同じ。）を行うものに限る。）又は第三十一条第四項の規定による変更登録（第一種金融商品取引業を行う者以外の者が第一種金融商品取引業を行う者とする旨の変更登録及び第一種金融商品取引業を行う者が第一種金融商品取引業以外の業務のみを行う旨の変更登録に限る。）

第百九十四条の四第一項第二号中「第二十九条第一項」を「第三十条第一項」に改め、同項第三号中「第五十六条第一項又は第五十六条の二第一項」を「第五十二条第一項、第五十二条の二第一項又は第五十三条第一項」に改め、同項第四号中「第五十六条第一項、第五十六条の二第三項又は第五十六条の三」を「第五十二条第一項若しくは第四項、第五十三条第三項又は第五十四条」に、「第二十八条」を「第二十九条」に改め、同項第三十八号を同項第四十二号とし、同項第二十六号から第三十七号までを四号ずつ繰り下げ、同項第二十五号中「取引所有価証券市場」を「取引所金融商品市場」に改め、同号を同項第二十九号とし、同項第二十一号から第二十四号までを四号ずつ繰り下げ、同項第二十号中「第百六条の三十一」を「第百九条」に改め、同号を同項第二十四号とし、同項第十九号を同項第二十三号とし、同項第十八号中「又は第三項ただし書」を削り、同号を同項第二十二号とし、同項第十七号を同項第二十一号とし、同項第十六号中「又は第三項ただし書」を削り、同号を同項第二十号とし、同項第十五号を同項第十九号とし、同項第十四号中「又は第四項ただし書」を削り、同号を同項第十八号とし、同項第十三号を同項第十七号とし、同項第十二号中「又は第四項ただし書」を削り、同号を同項第十六号とし、同項第十一号を同項第十五号とし、同項第十号中「第七十九条の十八第二項」を「第七十七条の六第二項」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第九号中「第七十九条の十三第一項」を「第七十四条第一項」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第八号中「第七十四条第二

項」を「第六十七条の八第二項」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第七号中「第七十二条又は第七十九条の十三第一項」を「第六十七条の六又は第七十四条第一項」に、「第六十八条第二項」を「第六十七条の二第二項」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第六号中「第六十八条第二項」を「第六十七条の二第二項」に改め、同号を同項第十号とし、同項第五号中「第五十六条第一項」を「第五十二条第一項」に、「第二十九条第一項」を「第三十条第一項」に改め、同号を同項第六号とし、同号の次に次の三号を加える。

七 第六十条第一項の規定による許可

八 第六十条の八第一項の規定による命令

九 第六十条の八第一項又は第六十条の九の規定による第六十条第一項の許可の取消し

第百九十四条の四第一項第四号の次に次の一号を加える。

五 第五十二条の二第一項若しくは第三項又は第五十四条の規定による第三十三条の二の登録の取消し

第百九十四条の四第二項第一号中「第五十五条第一項又は第四項」を「第五十条の二第一項又は第七項」に改め、同項第八号を同項第九号とし、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号中「第百十四条」を「第百二十八条」に、「取引所有価証券市場」を「取引所金融商品市場」に、「有価証券の売買等」を「有価証券の売買又は市場デリバティブ取引」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「第百九条」を「第百二十条」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「第百六条の二十九第二項」を「第百七条第二項」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「第七十九条の十八第三項」を「第七十七条の六第三項」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「第七十八条の三」を「第六十七条の十六」に、「証券業協会」を「認可金融商品取引業協会」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 第六十条の七の規定による届出

第百九十四条の四第二項に項番号を付し、同条第三項中「証券業協会又は証券取引所」を「認可金融商品取引業協会又は金融商品取引所」に、「第七十九条の十八第四項又は第百五十三条の二」を「第七十七条の六第四項又は第百五十四条」に改め、同項に項番号を付する。

第百九十四条の五に見出しとして「（財務大臣への資料提出等）」を付し、同条第一項中「証券取引」を「金融商品取引」に改め、同条第二項中「証券取引に」を「金融商品取引に」に、「証券会社、登録金融機関、証券仲介業者、証券業協会、証券取引所、証券取引所持株会社、外国証券取引所、証券取引清算機関」を「金融商品取引業者等、取引所取引許可業者、金融商品仲介業者、認可金融商品取引業協会、公益法人金融商品取引業協会（第七十八条第二項に規定する公益法人金融商品取引業協会を

いう。第百九十四条の七第二項第五号において同じ。)、金融商品取引所、第八十五条第一項に規定する自主規制法人、金融商品取引所持株会社、外国金融商品取引所、金融商品取引清算機関」に改め、同項に項番号を付する。

第百九十五条を削る。

第百九十四条の七に見出しとして「(委員会に対する不服申立て)」を付し、同条を第百九十五条とする。

第百九十四条の六に見出しとして「(金融庁長官への権限の委任)」を付し、同条第二項第一号中「第五十九条第一項」を「第五十六条の二第一項(第六十五条の三第三項において準用する場合を含む。)」に、「有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等」を「デリバティブ取引等」に改め、同項第二号中「第六十五条の二第十項」を「第六十条の十一」に、「有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等」を「デリバティブ取引等」に改め、同項第三号中「第六十六条の二十」を「第六十六条の二十二」に、「第二条第十一項各号」を「第二条第十一項第一号から第三号まで」に改め、同項第四号中「第七十九条の十四」を「第七十五条」に、「有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等及び有価証券店頭デリバティブ取引等」を「デリバティブ取引等」に、「証券業協会」を「認可金融商品取引業協会」に改め、同項第八号を同項第九号とし、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号中「外国証券取引所」を「外国金融商品取引所」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「第百五十一条」を「第百五十一条(第百五十三条の四において準用する場合を含む。)」に、「取引所有価証券市場」を「取引所金融商品市場」に、「有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引」を「及び市場デリバティブ取引」に、「証券取引所」を「金融商品取引所又は第八十五条第一項に規定する自主規制法人」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 第七十九条の四の規定による権限(有価証券の売買その他の取引及びデリバティブ取引等の公正の確保に係る公益法人金融商品取引業協会の業務として政令で定める業務に関するものに限る。)

第百九十四条の六第二項に項番号を付し、同条第三項中「第五十九条第一項(第六十四条の十第三項において準用する場合を含む。)」から第三項まで、第六十五条の二第十項、第六十六条の二十、第七十九条の十四」を「第五十六条の二第一項(第六十五条の三第三項において準用する場合を含む。)」から第三項まで、第六十条の十一、第六十三条第七項及び第八項、第六十六条の二十二、第七十五条、第七十九条の四」に、「第百三条の三」を「第百三条の四」に、「第百五十一条」を「第百五十一条(第百五十三条の四において準用する場合を含む。)」に、「第百九十三条の二第四項」を「第百九十三条の二第五項」に改め、同項から同条第七項までに項番号を付し、

同条を第百九十四条の七とし、第百九十四条の五の次に次の一条を加える。

(農林水産大臣及び経済産業大臣との協議等)

第百九十四条の六 この法律の規定により、第二条第二項第一号、第二号、第五号若しくは第六号に掲げる権利であつて、商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第一項に規定する商品投資その他価格の変動が著しい物品若しくはその使用により得られる収益の予測が困難な物品の取得(生産を含む。)をし、譲渡をし、使用をし、若しくは使用をさせることにより運用することを目的とするものとして政令で定めるものに該当するものに係る次に掲げる行為を行う業務に関し、内閣総理大臣が内閣府令(政令で定めるものに限る。)を定め、若しくは内閣総理大臣が命令その他の処分(政令で定めるものに限る。)を行う場合又は内閣総理大臣に対し届出(政令で定めるものに限る。)若しくは登録の申請があつた場合における農林水産大臣又は経済産業大臣との協議、これらに対する通知その他の手続については、政令で定める。

一 売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理

二 募集又は私募

三 売出し

四 募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い

2 内閣総理大臣は、次の各号に掲げる行為を業として行おうとする者について、第二十九条若しくは第三十三条の二の登録を行い、又は第三十一条第一項若しくは第三十三条の六第一項の届出を受理した場合には、当該者に係る第二十九条の二第一項又は第三十三条の三第一項に掲げる事項を経済産業大臣に通知するものとする。

一 第二条第八項第七号に掲げる行為(投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約に基づく権利で第二条第二項第五号に該当するもの(以下この条において「投資事業有限責任組合権利」という。)に係るものに限る。)

二 第二条第八項第十五号に掲げる行為(投資事業有限責任組合権利に係るものに限る。)

3 内閣総理大臣は、次の各号に掲げる行為を業として行おうとする者について、第六十三条第二項の規定に基づく届出を受理した場合には、当該者に係る同項各号に掲げる事項を経済産業大臣に通知するものとする。

一 第六十三条第一項第一号に掲げる行為(投資事業有限責任組合権利に係るものに限る。)

二 第六十三条第一項第二号に掲げる行為(投資事業有限責任組合権利に係るものに限る。)

第百九十六条に見出しとして「(無効とされた場合にその影響が及ぶ範囲)」を付する。

第百九十六条の二に見出しとして「（経過措置）」を付する。

第八章を次のように改める。

第八章 罰則

第百九十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第五条（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による届出書類（第五条第四項の規定の適用を受ける届出書の場合には、当該届出書に係る参照書類を含む。）、第七条、第九条第一項若しくは第十条第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書（当該訂正届出書に係る参照書類を含む。）、第二十三条の三第一項及び第二項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録書（当該発行登録書に係る参照書類を含む。）及びその添付書類、第二十三条の四、第二十三条の九第一項若しくは第二十三条の十第一項の規定若しくは同条第五項において準用する同条第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正発行登録書（当該訂正発行登録書に係る参照書類を含む。）、第二十三条の八第一項及び第五項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録追補書類（当該発行登録追補書類に係る参照書類を含む。）及びその添付書類又は第二十四条第一項若しくは第三項（これらの規定を同条第五項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）若しくは第二十四条の二第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による有価証券報告書若しくはその訂正報告書であつて、重要な事項につき虚偽の記載のあるものを提出した者
- 二 第二十七条の三第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の六第二項若しくは第三項（これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の七第一項若しくは第二項（これらの規定を第二十七条の八第十二項並びに第二十七条の二十二の二第二項及び第六項において準用する場合を含む。）、第二十七条の八第八項（第二十七条の二十二の二第二項及び第二十七条の二十二の三第四項において準用する場合を含む。）、第二十七条の八第十一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の十第四項から第六項まで、第二十七条の十一第二項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の十三第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告又は公表に当たり、重要な事項につき虚偽の表示をした者
- 三 第二十七条の三第二項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合

を含む。)の規定による公開買付届出書、第二十七条の八第一項から第四項まで(これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による訂正届出書、第二十七条の十一第三項(第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による公開買付撤回届出書、第二十七条の十三第二項(第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による公開買付報告書又は第二十七条の十三第三項及び第二十七条の二十二の二第七項において準用する第二十七条の八第一項から第四項までの規定による訂正報告書であつて、重要な事項につき虚偽の記載のあるものを提出した者

四 第二十七条の二十二の三第一項又は第二項の規定による公表を行わず、又は虚偽の公表を行つた者

五 第一百五十七条、第一百五十八条又は第一百五十九条の規定に違反した者

- 2 財産上の利益を得る目的で、前項第五号の罪を犯して有価証券等の相場を変動させ、又はくぎ付けし、固定し、若しくは安定させ、当該変動させ、又はくぎ付けし、固定し、若しくは安定させた相場により当該有価証券等に係る有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等を行つた者は、十年以下の懲役及び三千万円以下の罰金に処する。

第百九十七条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四条第一項の規定による届出を必要とする有価証券の募集若しくは売出し又は同条第二項の規定による届出を必要とする適格機関投資家取得有価証券一般勧誘について、これらの届出が受理されていないのに当該募集、売出し若しくは適格機関投資家取得有価証券一般勧誘又はこれらの取扱いをした者

二 第六条(第十二条、第二十三条の十二第一項、第二十四条第七項、第二十四条の二第三項、第二十四条の四の四第五項、第二十四条の四の五第二項、第二十四条の四の七第五項、第二十四条の五第六項及び第二十四条の六第三項において準用し、並びにこれらの規定(第二十四条の六第三項を除く。)を第二十七条において準用する場合を含む。)、第二十四条の七第四項(同条第六項(第二十七条において準用する場合を含む。))及び第二十七条において準用する場合を含む。)、第二十七条の三第四項(第二十七条の八第六項(第二十七条の十三第三項において準用する場合を含む。))、第二十七条の十一第四項、第二十七条の十三第三項並びに第二十七条の二十二の二第二項及び第三項において準用する場合を含む。)又は第二十七条の二十二の二第四項(同条第八項において準用する場合を含む。)の規定による書類の写しの提出又は送付に当たり、重要な事項につき虚偽があり、かつ、写しの基となつた書類と異なる内容の記載をした書類をその写しとして提出し、又は送付した者

- 三 第十五条第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の八第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の三第三項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の八第七項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の八第九項（第二十七条の二十二の二第二項及び第二十七条の二十二の三第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 四 第二十七条の三第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の十第四項の規定による公告を行わない者
- 五 第二十四条第一項若しくは第三項（これらの規定を同条第五項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）若しくは第二十四条第六項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による有価証券報告書若しくはその添付書類、第二十四条の二第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第十条第一項の規定による訂正報告書、第二十四条の四の四第一項（同条第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）若しくは第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による内部統制報告書若しくはその添付書類、第二十四条の四の五第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第十条第一項の規定による訂正報告書、第二十七条の三第二項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による公開買付届出書、第二十七条の十一第三項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による公開買付撤回届出書、第二十七条の十三第二項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による公開買付報告書、第二十七条の二十三第一項若しくは第二十七条の二十六第一項の規定による大量保有報告書又は第二十七条の二十五第一項若しくは第二十七条の二十六第二項の規定による変更報告書を提出しない者
- 六 第二十四条第六項若しくは第二十四条の二第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の四第一項（同条第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）若しくは第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の五第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の七第一項若しくは第二項（同条第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の七第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の五第一項（同条第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）若しくは第二十四条の五第四項若しくは第五項

(これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。)の規定による添付書類、内部統制報告書若しくはその添付書類、四半期報告書、半期報告書、臨時報告書若しくはこれらの訂正報告書、第二十四条の六第一項若しくは第二項の規定による自己株券買付状況報告書若しくはその訂正報告書、第二十四条の七第一項若しくは第二項(これらの規定を同条第六項(第二十七条において準用する場合を含む。)及び第二十七条において準用する場合を含む。)若しくは第二十四条の七第三項(同条第六項(第二十七条において準用する場合を含む。)及び第二十七条において準用する場合を含む。)において準用する第七条、第九条第一項若しくは第十条第一項の規定による親会社等状況報告書若しくはその訂正報告書、第二十七条の十第一項の規定による意見表明報告書、同条第八項において準用する第二十七条の八第一項から第四項までの規定による訂正報告書、第二十七条の十第十一項の規定による対質問回答報告書、同条第十二項において準用する第二十七条の八第一項から第四項までの規定による訂正報告書、第二十七条の二十三第一項若しくは第二十七条の二十六第一項の規定による大量保有報告書、第二十七条の二十五第一項若しくは第二十七条の二十六第二項の規定による変更報告書又は第二十七条の二十五第四項(第二十七条の二十六第六項において準用する場合を含む。)若しくは第二十七条の二十九第一項において準用する第九条第一項若しくは第十条第一項の規定による訂正報告書であつて、重要な事項につき虚偽の記載のあるものを提出した者

七 第二十五条第二項(第二十七条において準用する場合を含む。)の規定による書類(第二十五条第一項第五号及び第九号に掲げる書類を除く。)の写しの公衆縦覧に当たり、重要な事項につき虚偽があり、かつ、写しの基となつた書類と異なる内容の記載をした書類をその写しとして公衆の縦覧に供した者

八 第二十七条の九第一項(第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による公開買付説明書又は第二十七条の九第三項(第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。)の規定により訂正した公開買付説明書であつて、重要な事項につき虚偽の記載のあるものを交付した者

九 第二十七条の六第一項の規定に違反して公開買付けの買付条件等の変更を行う旨の公告を行つた者又は第二十七条の十一第一項ただし書(第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。)の規定に該当しないにもかかわらず、第二十七条の十一第一項本文(第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。)に規定する公開買付けの撤回等を行う旨の公告を行つた者

十 第二十七条の二十二の三第二項の規定による通知を行わず、又は虚偽の通知を行つた者

十一 第一百一条の九の規定により発行する株式を引き受ける者の募集(私募を含む。以下この号において同じ。)をするに当たり、重要な事項について虚偽の記載の

ある目論見書、当該募集の広告その他の当該募集に関する文書を行使した会員金融商品取引所の役員（仮理事及び仮監事を含む。次号において同じ。）又は事業に関するある種類若しくは特定の事項の委任を受けた使用人

十二 第一百一条の九の規定により発行する株式の払込みを仮装するため預合いを行つた会員金融商品取引所の役員若しくは事業に関するある種類若しくは特定の事項の委任を受けた使用人又は当該預合いに応じた者

十三 第一百六十六条第一項若しくは第三項又は第一百六十七条第一項若しくは第三項の規定に違反した者

第百九十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二十九条の規定に違反して内閣総理大臣の登録を受けないで金融商品取引業を行つた者

二 不正の手段により第二十九条若しくは第六十六条の登録、第三十一条第四項の変更登録又は第五十九条第一項若しくは第六十条第一項の許可を受けた者

三 第三十六条の三又は第六十六条の九の規定に違反して他人に金融商品取引業、登録金融機関業務又は金融商品仲介業を行わせた者

三の二 第五十九条第一項又は第六十条第一項の規定に違反して内閣総理大臣の許可を受けないで第五十九条第一項又は第六十条第一項に規定する業務を行つた者

三の三 第五十九条の六又は第六十条の十三において準用する第三十六条の三の規定に違反して他人に第五十九条第一項又は第六十条第一項に規定する業務を行わせた者

四 第八十条第一項又は第一百五十五条第一項の規定に違反して金融商品市場を開設した者又は外国金融商品市場における取引を行わせた者

四の二 第一百零二条の十四の規定に違反して内閣総理大臣の認可を受けないで第八十四条第二項に規定する自主規制業務を行つた者

五 第一百一条の九の規定により発行する株式の総数の引受け、払込み若しくは金銭以外の財産の給付又は同条第三号に掲げる事項について、内閣総理大臣、裁判所又は会員の総会に対して虚偽の申述を行い、又は事実を隠ぺいした会員金融商品取引所の役員（仮理事及び仮監事を含む。）若しくは検査役又は株式会社金融商品取引所の取締役若しくは監査役となるべき者

六 第一百五十六条の二の規定に違反して金融商品債務引受業を行つた者

七 第一百五十六条の二十四第一項の規定に違反して内閣総理大臣の免許を受けないで同項に規定する業務を行つた者

八 第一百九十二条第一項又は第二項の規定による裁判所の命令に違反した者

第百九十八条の二 次に掲げる財産は、没収する。ただし、その取得の状況、損害賠償の履行の状況その他の事情に照らし、当該財産の全部又は一部を没収することが

相当でないときは、これを没収しないことができる。

一 第百九十七条第一項第五号若しくは第二項又は第百九十七条の二第十三号の罪の犯罪行為により得た財産

二 前号に掲げる財産の対価として得た財産又は同号に掲げる財産がオプションその他の権利である場合における当該権利の行使により得た財産

2 前項の規定により財産を没収すべき場合において、これを没収することができないときは、その価額を犯人から追徴する。

第百九十八条の三 第三十八条の二若しくは第三十九条第一項（これらの規定を第六十六条の十五において準用する場合を含む。）、第四十一条の二第二号若しくは第五号又は第四十二条の二第一号、第三号若しくは第六号の規定に違反した場合においては、その行為をした金融商品取引業者等若しくは金融商品仲介業者の代表者、代理人、使用人その他の従業者又は金融商品取引業者若しくは金融商品仲介業者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第百九十八条の四 第百六条の十第一項又は第三項の規定に違反した者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第百九十八条の五 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした金融商品取引業者等、取引所取引許可業者、金融商品仲介業者、認可金融商品取引業協会若しくは第七十八条第二項に規定する公益法人金融商品取引業協会、金融商品取引所、第八十五条第一項に規定する自主規制法人、金融商品取引所持株会社、外国金融商品取引所、金融商品取引清算機関若しくは証券金融会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者又は金融商品取引業者若しくは金融商品仲介業者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四十二条の四、第四十三条の二第一項若しくは第二項又は第四十三条の三の規定に違反したとき。

二 第五十二条第一項、第五十三条第二項、第六十条の八第一項又は第六十六条の二十第一項の規定による業務の停止の処分（第三十条第一項の認可に係る業務の停止の処分を除く。）に違反したとき。

三 第七十四条第一項の規定による停止、変更、禁止若しくは措置（役員解任の命令を除く。）、第七十九条の六の規定による停止若しくは措置、第一百五十二条第一項（第一百五十三条の四において準用する場合を含む。）の規定による停止、変更、禁止若しくは措置、第一百五十三条の二の規定による変更、禁止若しくは措置、第一百五十五条の十第一項の規定による停止、変更若しくは禁止、第一百五十六条の十七第二項の規定による停止又は第一百五十六条の三十二第一項の規定による停止の処分に違反したとき。

四 第百六条の二十八第三項の規定に違反したとき。

第百九十八条の六 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三

百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第二十九条の二第一項から第三項まで、第三十三条の三、第五十九条の二第一項若しくは第三項、第六十条の二第一項若しくは第三項、第六十六条の二、第六十七条の三、第八十一条、第一百零二条の十五、第一百零六条の十一、第一百五十五条の二、第一百五十六条の三又は第一百五十六条の二十四第二項から第四項までの規定による申請書又はこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録に虚偽の記載又は記録をしてこれを提出した者
- 二 第三十八条第一号又は第六十六条の十四第一号イの規定に違反した者
- 三 第四十六条の二（第六十条の六において準用する場合を含む。）、第四十七条、第四十八条、第六十六条の十六又は第一百零八条の規定による書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の書類を作成した者
- 四 第四十六条の三第一項（第六十条の六において準用する場合を含む。）、第四十七条の二、第四十八条の二第一項、第四十九条の三第一項（第六十条の六において準用する場合を含む。）、第六十六条の十七第一項、第一百五十五条の五又は第一百五十六条の三十五の規定による報告書、書類若しくは書面を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書、書類若しくは書面を提出した者
- 五 第四十六条の三第二項（第六十条の六において準用する場合を含む。）、第四十八条の二第二項又は第四十九条の三第二項（第六十条の六において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 六 第四十六条の四、第四十六条の六第三項、第四十七条の三、第六十六条の十七第二項若しくは第六十六条の十八の規定による説明書類若しくは書面を公衆の縦覧に供せず、又は虚偽の記載をした説明書類若しくは書面を公衆の縦覧に供した者
- 七 第四十六条の六第一項、第六十三条第二項若しくは第六項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）又は第六十三条の三第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 八 第五十条の二第一項若しくは第七項又は第六十条の七の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 九 第五十条の二第六項の規定による公告をせず、又は虚偽の公告をした者
- 十 第五十六条の二、第六十条の十一、第六十三条第七項、第六十六条の二十二、第一百三十四条の四、第一百零六条の六、第一百零六条の十六又は第一百零六条の二十の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
- 十一 第五十六条の二、第六十条の十一、第六十三条第八項、第六十六条の二十二、第七十五条、第七十九条の四、第一百三十四条の四、第一百零六条の六、第一百零六条の十六、第一百零六条の二十、第一百零六条の二十七、第一百五十一条（第一百五十三条の四において準用する場合を含む。）、第一百五十五条の九、第一百五十六条の十五、第一百五十六

条の三十四、第百八十五条の五又は第百八十七条第四号の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

十二 第六十条の十二第三項において準用する第六十条の十一又は第六十五条の三第三項において準用する第五十六条の二第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

十三 第六十条の十二第三項において準用する第六十条の十一又は第六十五条の三第三項において準用する第五十六条の二第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

十四 第六十三条第五項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

十五 第百八十八条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第百九十九条 第七十五条、第七十九条の四、第百六条の二十七、第百五十一条（第百五十三条の四において準用する場合を含む。）、第百五十五条の九、第百五十六条の十五又は第百五十六条の三十四の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した場合においては、その行為をした認可金融商品取引業協会若しくは第七十八条第二項に規定する公益法人金融商品取引業協会、金融商品取引所、第八十五条第一項に規定する自主規制法人、金融商品取引所持株会社、外国金融商品取引所、金融商品取引清算機関、証券金融会社、金融商品取引所の子会社（第八十七条の三第二項に規定する子会社をいう。）、金融商品取引所持株会社の子会社（第百六条の十第一項に規定する子会社をいう。）、金融商品取引所に上場されている有価証券若しくは店頭売買有価証券の発行者又は外国金融商品取引所の外国金融商品取引所参加者の代表者、代理人、使用人その他の従業者若しくは業務の委託を受けた者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二百条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第六条（第十二条、第二十三条の十二第一項、第二十四条第七項、第二十四条の二第三項、第二十四条の四の四第五項、第二十四条の四の五第二項、第二十四条の四の七第五項、第二十四条の五第六項及び第二十四条の六第三項において準用し、並びにこれらの規定（第二十四条の六第三項を除く。）を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の七第四項（同条第六項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の三第四項（第二十七条の八第六項（第二十七条の十三第三項において準用する場合を含む。）、第二十七条の十一第四項、第二十七条の十三第三項並びに第二十七条の二十二の二第二項及び第三項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十二の二第四項（同条第八項において準用する場

- 合を含む。)の規定による書類の写しの提出をせず、又は送付しない者
- 二 第七条前段、第九条第一項又は第十条第一項(これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。)の規定による訂正届出書を提出しない者
- 三 第十五条第二項(第二十三条の十二第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。)、第十五条第三項若しくは第四項(これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。)、第二十七条の五(第二十七条の八第十項、第二十七条の二十二の二第二項及び第五項並びに第二十七条の二十二の三第五項において準用する場合を含む。)又は第二十七条の十三第四項若しくは第五項(これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者
- 四 第二十三条の四前段、第二十三条の九第一項若しくは第二十三条の十第一項の規定又は同条第五項において準用する同条第一項(これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。)の規定による訂正発行登録書を提出しない者
- 五 第二十四条の二第一項(第二十七条において準用する場合を含む。)において準用する第九条第一項、第二十四条の四の五第一項(第二十七条において準用する場合を含む。)において準用する第九条第一項、第二十四条の四の七第一項(同条第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。)、第二十四条の四の七第四項(第二十七条において準用する場合を含む。)において準用する第九条第一項若しくは第十条第一項、第二十四条の五第一項(同条第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。)、第二十四条の五第四項(第二十七条において準用する場合を含む。)、第二十四条の五第五項(第二十七条において準用する場合を含む。)において準用する第九条第一項若しくは第十条第一項、第二十四条の六第一項、同条第二項において準用する第九条第一項若しくは第十条第一項、第二十四条の七第一項若しくは第二項(これらの規定を同条第六項(第二十七条において準用する場合を含む。)及び第二十七条において準用する場合を含む。)又は第二十四条の七第三項(同条第六項(第二十七条において準用する場合を含む。)及び第二十七条において準用する場合を含む。)において準用する第九条第一項若しくは第十条第一項の規定による訂正報告書、四半期報告書、半期報告書、臨時報告書、親会社等状況報告書又は自己株券買付状況報告書を提出しない者
- 六 第二十五条第二項(第二十七条において準用する場合を含む。)又は第二十七条の十四第二項(第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して書類(第二十五条第一項第五号及び第九号に掲げる書類を除く。)の写しを公衆の縦覧に供しない者
- 七 第二十七条の七第二項(第二十七条の八第十二項並びに第二十七条の二十二の

二第二項及び第六項において準用する場合を含む。)、第二十七条の八第八項(第二十七条の二十二の二第二項及び第二十七条の二十二の三第四項において準用する場合を含む。)、第二十七条の八第十一項(第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。)、第二十七条の十第六項又は第二十七条の十三第一項(第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による公告又は公表を行わない者

八 第二十七条の八第二項から第四項まで(これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による訂正届出書又は第二十七条の十三第三項及び第二十七条の二十二の二第七項において準用する第二十七条の八第二項から第四項までの規定による訂正報告書を提出しない者

九 第二十七条の九第二項又は第三項(これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して公開買付説明書又は訂正した公開買付説明書を交付しなかつた者

十 第二十七条の十第一項の規定による意見表明報告書又は同条第十一項の規定による対質問回答報告書を提出しない者

十一 第二十七条の十第九項(同条第十項において準用する場合を含む。)若しくは同条第十三項(同条第十四項において準用する場合を含む。)又は第二十七条の二十七(第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。)の規定による書類の写しの送付に当たり、重要な事項につき虚偽があり、かつ、写しの基となつた書類と異なる内容の記載をした書類をその写しとして送付した者

十二 第二十七条の二十九第一項において準用する第九条第一項又は第十条第一項の規定による訂正報告書を提出しない者

十三 第三十二条の二(第三十二条の四において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者

十四 第三十九条第二項(第六十六条の十五において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

十五 第三十九条第五項(第六十六条の十五において準用する場合を含む。)の規定による申請書又は書類に虚偽の記載をして提出した者

十六 第百三条の二第一項若しくは第四項又は第百六条の十四第一項若しくは第四項の規定に違反した者

十七 第百六条の三第一項若しくは第四項、第百六条の七第二項、第百六条の十七第一項若しくは第三項又は第百六条の二十一第二項の規定に違反した者

十八 第百六条の七第一項又は第百六条の二十一第一項の規定による命令に違反した者

十九 第百六十七条の二の規定に違反した者

二十 第百六十八条の規定に違反した者

二十一 第七十条又は第七十一条の規定に違反して、表示をした者

第二百条の二 前条第十四号の場合において、犯人又は情を知つた第三者が受けた財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第二百条の三 第八十五条第二項又は第八十五条の四第三項において準用する民事訴訟法第二百一条第一項の規定により宣誓した参考人又は鑑定人が虚偽の陳述又は鑑定をしたときは、三月以上十年以下の懲役に処する。

2 前項の罪を犯した者が、審判手続終了前であつて、かつ、犯罪の発覚する前に自白したときは、その刑を減輕又は免除することができる。

第二百一条 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした金融商品取引業者等、第五十九条の規定により許可を受けた者、取引所取引許可業者、金融商品仲介業者、認可金融商品取引業協会、金融商品取引所、第八十五条第一項に規定する自主規制法人、金融商品取引所持株会社、外国金融商品取引所若しくは証券金融会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者又は金融商品取引業者若しくは金融商品仲介業者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三十条第一項の規定による認可を受けないで同項に規定する業務を行つたとき。

二 第三十条の二第一項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）、第五十九条第二項、第六十条第二項又は第八十五条第二項の規定により付した条件に違反したとき。

三 第三十一条第六項の規定に違反したとき。

四 第三十一条の二第五項、第三十三条第一項、第三十三条の二、第四十一条の三から第四十一条の五まで、第四十二条の五、第四十二条の六又は第六十六条の十三の規定に違反したとき。

五 第三十五条第四項の規定による承認を受けないで金融商品取引業並びに同条第一項に規定する業務及び同条第二項各号に掲げる業務以外の業務を行つたとき。

六 第五十二条第一項（第三十条第一項の認可に係るものに限る。）又は第五十二条の二第一項の規定による業務の停止の処分に違反したとき。

七 第六十四条第二項（第六十六条の二十五において準用する場合を含む。）の規定に違反して、外務員の職務を行かせたとき。

八 第六十七条の七、第九十七条又は第二百一条の二十一の規定に違反したとき。

九 第八十五条第一項の規定に違反して内閣総理大臣の認可を受けないで同項に規定する自主規制法人に第八十四条第二項に規定する自主規制業務の委託を行つたとき。

十 第六十六条の七第四項において準用する同条第一項又は第六十六条の二十一第四項

において準用する同条第一項の規定による命令に違反したとき。

十一 第六十六条の二十八第一項（第九十九条において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反したとき。

十二 第五十六条の二十七第三項の規定による承認を受けないで第五十六条の二十四第一項及び第五十六条の二十七第一項各号に規定する業務以外の業務を行つたとき。

十三 第五十六条の二十八第一項の規定による認可を受けないで、同項の規定により内閣総理大臣の認可を受けてできることとされる行為をしたとき。

第二百二条 取引所金融商品市場によらないで、取引所金融商品市場における相場（取引所金融商品市場における金融商品の価格又は利率等に基づき算出される金融指標を含む。）により差金の授受を目的とする行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、刑法第八十六条の規定の適用を妨げない。

2 前項の規定は、次に掲げる取引については、適用しない。

一 金融商品取引業者（第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。以下この項において同じ。）又は第三十三条第一項に規定する銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関が一方の当事者となる店頭デリバティブ取引

二 金融商品取引業者又は第三十三条第一項に規定する銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関が媒介、取次ぎ若しくは代理を行う店頭デリバティブ取引

第二百三条 金融商品取引業者の役員（当該金融商品取引業者が外国法人である場合には、国内における代表者及び国内に設ける営業所又は事務所に駐在する役員。以下この項において同じ。）若しくは職員、認可金融商品取引業協会若しくは第七十八条第二項に規定する公益法人金融商品取引業協会若しくは金融商品取引所の役員（仮理事及び仮監事並びに仮取締役、仮執行役及び仮監査役を含む。）若しくは職員又は外国金融商品取引所の国内における代表者（国内に事務所がある場合にあつては、当該事務所に駐在する役員を含む。）若しくは職員が、その職務（金融商品取引業者の役員若しくは職員にあつては、第七十九条の五十第一項の規定により投資者保護基金の委託を受けた金融商品取引業者の業務に係る職務に限る。）に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、收受した賄賂は、これを没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

3 第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

第二百三条の二 前条第一項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

2 前条第三項の罪は、刑法第二条の例に従う。

第二百四条 第七十二条（第七十九条又は第七十九条の十四で準用する場合を含む。）、第七十七条の二第七項若しくは第八項（これらの規定を第七十七条の三第四項、第七十八条の七又は第七十八条の八第四項で準用する場合を含む。）、第七十九条の四十七、第八十七条の八又は第一百五十六条の八の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二百五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四条第三項、同条第五項（第二十三条の八第四項において準用する場合を含む。）、第十三条第四項若しくは第五項（これらの規定を第二十三条の十二第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）、第十五条第六項（第二十三条の十二第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第十五条第二項から第四項まで、第二十三条第二項（第二十三条の十二第五項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の八第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十四条の二第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第二十七条の十第八項において準用する第二十七条の八第二項から第四項までの規定又は第二十七条の十第十二項において準用する第二十七条の八第二項から第四項までの規定による訂正報告書を提出しない者

三 第二十七条の十第九項（同条第十項において準用する場合を含む。）若しくは同条第十三項（同条第十四項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十七（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しを送付しない者

四 第二十七条の十五第二項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

五 第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二項、第二十七条の三十又は第九百九十三条の二第五項の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

六 第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二項、第二十七条の三十第一項又は第七百七十七条第二号の規定による検査

を拒み、妨げ、又は忌避した者

七 第三十条の三、第六十四条第三項若しくは第四項（これらの規定を第六十六条の二十五において準用する場合を含む。）又は第八十五条の二第一項若しくは第二項の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をしてこれを提出した者

八 第三十一条の二第八項の規定に違反して、供託を行わなかつた者

九 第三十二条（第三十二条の四において準用する場合を含む。）の規定による届出書若しくは添付書類を提出せず、又は虚偽の届出書若しくは添付書類を提出した者

十 第三十七条第一項又は第六十六条の十第一項に規定する事項を表示せず、又は虚偽の表示をした者

十一 第三十七条第二項又は第六十六条の十第二項の規定に違反した者

十二 第三十七条の三第一項、第三十七条の四第一項若しくは第三十七条の五第一項の規定に違反して、書面を交付せず、若しくはこれらの規定に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者又は第三十七条の三第二項、第三十七条の四第二項若しくは第三十七条の五第二項において準用する第三十四条の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者

十三 第三十七条の三第三項、第四十二条の七第三項、第百三条の二第三項、第百六条の三第三項（第百六条の十第四項及び第百六条の十七第四項において準用する場合を含む。）又は第百六条の十四第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十四 第四十二条の七第一項の規定に違反して、報告書を交付せず、若しくは同項に規定する事項を記載しない報告書若しくは虚偽の記載をした報告書を交付した者又は同条第二項において準用する第三十四条の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者

十五 第六十七条の十八の規定に違反して、虚偽の報告をした者

十六 第八十六条第二項の規定に違反した者

十七 第百三条の三第一項又は第百六条の十五の規定による対象議決権保有届出書を提出せず、又は虚偽の記載をした対象議決権保有届出書を提出した者

十八 第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による内閣府令に違反した者

十九 第百六十三条若しくは第百六十五条の二第一項若しくは第二項の規定に違反して報告書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした報告書を提出し、又は第百六十四条第五項若しくは第百六十五条の二第十項の規定による申立てにおいて虚偽の申立てをした者

二十 第百六十五条、第百六十五条の二第十五項又は第百六十九条の規定に違反し

た者

第二百五条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十一条第一項若しくは第三項、第三十二条の三（第三十二条の四において準用する場合を含む。）、第三十三条の六第一項若しくは第三項、第三十五条第三項若しくは第六項、第五十条第一項、第六十条の五、第六十三条第三項、第六十三条の二第二項、第三項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）若しくは第四項、第六十四条の四（第六十六条の二十五において準用する場合を含む。）、第六十六条の五第一項若しくは第三項、第六十六条の十九第一項、第七十九条の二十七第四項又は第百六条の三第五項（第百六条の十第四項及び第百六条の十七第四項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第三十一条の三、第四十三条の四第一項、第六十六条の六又は第百九十四条の規定に違反した者

三 第三十一条の四第一項から第三項までの規定に違反した者

四 第三十六条の二第一項又は第六十六条の八第一項の規定に違反した者

五 第三十六条の二第二項又は第六十六条の八第二項の規定に違反して、第三十六条の二第一項又は第六十六条の八第一項の規定による標識又はこれに類似する標識を掲示した者

六 第四十六条の三第三項（第六十条の六において準用する場合を含む。）又は第四十八条の二第三項の規定による命令に違反した者

七 第五十条の二第十項において準用する会社法第九百五十五条第一項の規定に違反して、調査記録簿等（同項に規定する調査記録簿等をいう。以下この号において同じ。）に同項に規定する電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は同項の規定に違反して調査記録簿等を保存しなかつた者

八 第五十六条の四第三項又は第四項の規定に違反した者

九 第七十九条の三第一項後段の規定に違反した者

十 第七十九条の十六に規定する報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十一 第七十九条の三十の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をしてこれを提出した者

十二 第七十九条の五十二第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

十三 第七十九条の五十三第一項の規定に違反して通知をせず、又は虚偽の通知をした者

十四 第七十九条の七十七の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

十五 第七十九条の七十七の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第二百五条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第一百七十七条第一号の規定による事件関係人又は参考人に対する処分に違反して、陳述をせず、虚偽の陳述をし、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

二 第八十五条第一項の規定による参考人に対する処分に違反して出頭せず、陳述をせず、又は虚偽の陳述をした者

三 第八十五条第二項又は第八十五条の四第三項において準用する民事訴訟法第二百一条第一項の規定による参考人又は鑑定人に対する命令に違反して宣誓をしない者

四 第八十五条の三第二項の規定による物件の所持人に対する処分に違反して物件を提出しない者

五 第八十五条の四第一項の規定による鑑定人に対する処分に違反して鑑定をせず、又は虚偽の鑑定をした者

第二百六条 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした認可金融商品取引業協会、第七十八条第二項に規定する公益法人金融商品取引業協会、投資者保護基金、金融商品取引所、第八十五条第一項に規定する自主規制法人、金融商品取引所持株会社、外国金融商品取引所、金融商品取引清算機関又は証券金融会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第六十四条の七第四項（第六十六条の二十五において準用する場合を含む。）、第六十七条の八第二項、第六十七条の十二、第八十七条の三第一項、第二百五条第一項、第六十六条の二十四又は第四百四十九条第一項（第五十三條の四において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

二 第六十七条の八第三項前段、第六十七条の十三、第二百一十一条、第二百六条第一項、第四百四十九条第二項前段（第五十三條の四において準用する場合を含む。）、第五十三條の三又は第五十五条の七の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 第六十七条の十四又は第二百五条の規定による命令に違反したとき。

四 第六十七条の十五第一項、第六十七条の十七第一項、第二百二十七条第一項又は第二百九条第一項の規定による命令に違反したとき。

五 第七十九条の五十五第四項又は第七十九条の五十九第五項の規定に違反して報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 第二百二十二条第一項（第二十三条において準用する場合を含む。）又は第二百二十四条第一項若しくは第三項の規定に違反して上場したとき。

七 第二百六条第二項の規定に違反して上場を廃止したとき。

八 第五十六条の六第三項又は第五十六条の十三の規定による届出をせず、又

は虚偽の届出をしたとき。

九 第一百五十六条の十二の規定に違反したとき。

十 第一百五十六条の二十七第二項又は第一百五十六条の二十八第二項若しくは第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

第二百七条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項及び次項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第一百九十七条 七億円以下の罰金刑

二 第一百九十七条の二（第十一号及び第十二号を除く。） 五億円以下の罰金刑

三 第一百九十八条の三から第一百九十八条の五まで 三億円以下の罰金刑

四 第一百九十八条の六（第八号、第九号、第十二号及び第十三号を除く。）又は第一百九十九条 二億円以下の罰金刑

五 第二百条（第十七号及び第十九号を除く。）又は第二百一条第一号、第二号、第四号、第六号若しくは第九号から第十一号まで 一億円以下の罰金刑

六 第一百九十八条（第五号及び第八号を除く。）、第一百九十八条の六第八号、第九号、第十二号若しくは第十三号、第二百条第十七号若しくは第十九号、第二百一条（第一号、第二号、第四号、第六号及び第九号から第十一号までを除く。）、第二百五条、第二百五条の二（第十四号及び第十五号を除く。）又は前条（第五号を除く。） 各本条の罰金刑

2 前項の規定により第一百九十七条又は第一百九十七条の二（第十一号及び第十二号を除く。）の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。

3 第一項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第二百七条の二 第一百九十七条の二第十二号、第一百九十八条第五号又は第二百三条第一項に規定する者が法人であるときは、これらの規定は、その行為をした取締役、執行役その他業務を執行する役員又は支配人に適用する。

第二百七条の三 認可金融商品取引業協会、金融商品取引所、第八十五条第一項に規定する自主規制法人又は金融商品取引所持株会社の役員（仮理事及び仮監事並びに仮取締役、仮会計参与、仮監査役及び仮執行役を含む。）は、次の場合においては、百万円以下の過料に処する。

一 第七十三条又は第一百五十三条（第一百五十三条の四において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反したとき。

- 二 第百一条の八に規定する資本準備金の額を計上しなかつたとき。
- 三 第百一条の十第一項又は第四項の規定による通知をしなかつたとき。
- 四 第百一条の二十第一項の規定による登記をすることを怠つたとき。
- 五 第百二条の三十一第一項又は第百五条の十六第一項の規定に違反して、議事録を備え置かなかつたとき。
- 六 第百五条の五第一項の規定に違反して、自主規制委員の過半数を社外取締役を選定しなかつたとき。
- 七 第百五条の十八の規定による名簿を公衆の縦覧に供することを怠つたとき。

第二百七条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

- 一 第五十条の二第十項において準用する会社法第九百四十一条の規定に違反して、同条の調査を求めなかつた者
- 二 第五十条の二第十項において準用する会社法第九百四十六条第三項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 正当な理由がないのに、第五十条の二第十項において準用する会社法第九百五十一条第二項各号又は第九百五十五条第二項各号に掲げる請求を拒んだ者
- 四 正当な理由がないのに、第百二条の三十一第二項又は第百五条の十六第二項若しくは第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）に規定する閲覧又は謄写を拒んだ者

第二百八条 有価証券の発行者、金融商品取引業者等若しくは金融商品仲介業者の代表者若しくは役員、金融商品取引業者若しくは金融商品仲介業者、外国法人である金融商品取引業者、第五十九条の規定により許可を受けた者若しくは取引所取引許可業者の国内における代表者、認可金融商品取引業協会若しくは第七十八条第二項に規定する公益法人金融商品取引業協会の役員（仮理事を含む。）若しくは代表者であつた者、投資者保護基金の役員（仮理事及び仮監事を含む。）若しくは清算人、金融商品取引所若しくは第八十五条第一項に規定する自主規制法人の役員（仮理事、仮取締役及び仮執行役を含む。）、代表者であつた者若しくは清算人、外国金融商品取引所の国内における代表者若しくは代表者であつた者、金融商品取引清算機関の代表者若しくは役員又は証券金融会社の代表者若しくは役員は、次の場合においては、三十万円以下の過料に処する。

- 一 第四条第四項（第二十三条の八第四項において準用する場合を含む。）、第四十四条の四（第五十九条の六において準用する場合を含む。）、第七十九条の二十六第二項、第七十九条の七十三、第百十九条第一項若しくは第四項又は第百六十一条の二第一項の規定に違反したとき。
- 二 第二十四条の四の二第一項（同条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）及び第四項において準用し、並びにこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による確認書又は第二十四条の四の三第一項（第

- 二十七条において準用する場合を含む。) において読み替えて準用する第九条第一項若しくは第十条第一項の規定による訂正確認書を提出しなかつたとき。
- 三 第三十一条の二第四項の規定による命令に違反して供託しなかつたとき。
- 四 第三十一条の四第四項、第六十四条の七第五項（第六十六条の二十五において準用する場合を含む。）、第六十七条の八第三項後段、第六十七条の十六、第七十七条の六第三項、第一百五條第二項、第一百二十条、第一百二十八条、第一百三十四条第二項、第一百三十五条第二項、第一百四十九条第二項後段（第一百五十三条の四において準用する場合を含む。）又は第一百五十五条の八第二項の規定に違反して、届出を怠つたとき。
- 五 第四十条の二第四項又は第五項の規定に違反して、書面の交付をしなかつたとき。
- 六 第四十六条の五、第四十八条の三又は第四十九条の四の規定に違反して、準備金を積み立てず、又はこれを使用したとき。
- 七 第四十九条の五の規定又は第五十六条の三の規定による命令に違反して資産を国内において保有していないとき。
- 八 第五十一条、第五十一条の二、第五十三条第一項、第六十条の八第一項、第六十六条の二十第一項、第七十九条の三十七第五項、第七十九条の七十五、第一百五十六条の十六又は第一百五十六条の三十三第一項の規定による命令（第六十条の八第一項及び第六十六条の二十第一項の命令においては、業務の停止の処分を除く。）に違反したとき。
- 九 第六十七条の十八又は第七十八条の三の規定に違反して、報告を怠つたとき。
- 十 第六十七条の十九、第七十八条の四又は第三百十条の規定に違反して通知し、又は公表することを怠つたとき。
- 十一 第六十七条の二十、第七十八条の五、第七十九条の四十一第三項、第七十九条の五十三第二項又は第三百十一条の規定に違反して報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。
- 十二 第六十八条第六項又は第七十八条の二第二項の規定による名簿を公衆の縦覧に供することを怠つたとき。
- 十三 第四章の二の規定により内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。
- 十四 第七十九条の三十四第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 十五 第七十九条の四十九に規定する業務以外の業務を行つたとき。
- 十六 第七十九条の七十第一項若しくは第二項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の書類を提出したとき。
- 十七 第七十九条の七十一の規定に違反して経理をしたとき。

十八 第七十九条の八十第一項の規定に違反して、投資者保護基金の残余財産を処分したとき。

十九 金融商品会員制法人の創立総会若しくは会員の総会に対し虚偽の申述をし、又は事実を隠ぺいしたとき。

二十 第八十八条の十一（第百二条の六において準用する場合を含む。）、第百一条の三第一項、第百一条の五第一項、第百三十九条の三第一項、第百三十九条の四第一項若しくは第八項、第百三十九条の五第一項、第百三十九条の六第四項、第百三十九条の七第一項、第百三十九条の十三第二項、第百三十九条の十四第一項又は第百三十九条の二十一第二項の規定に違反してこれらの規定に定める書類若しくは書面若しくは電磁的記録を備え置かなかつたとき、又はこれに不正の記載若しくは記録をしたとき。

二十一 第百条の十二第一項若しくは第二項（これらの規定を第百二条の三十六において準用する場合を含む。）、第百条の十四第一項（第百二条の三十六において準用する場合を含む。）、第百一条の四第二項（第百三十九条の三第五項、第百三十九条の四第四項又は第百三十九条の五第五項において準用する場合を含む。）、第百三十九条の三第九項、第百三十九条の十第一項、第百三十九条の十二第二項（第百三十九条の十九において準用する場合を含む。）、第百三十九条の十六第一項又はこの法律において準用する会社法の規定に違反して公告若しくは通知をすることを怠り、又は不正の公告若しくは通知をしたとき。

二十二 第百条の七第二項又は第百条の十四第一項（これらの規定を第百二条の三十六において準用する場合を含む。）の規定に違反して破産手続開始の申立てをすることを怠つたとき。

二十三 第百条の十七第一項において準用する会社法第六百六十四条の規定に違反して金融商品会員制法人の財産を分配したとき。

二十四 第百一条の二の規定に違反して組織変更の手続をしたとき。

二十五 第百一条の三第二項、第百一条の五第二項、第百三十九条の三第二項、第百三十九条の四第九項、第百三十九条の五第二項、第百三十九条の六第五項、第百三十九条の七第二項、第百三十九条の十三第三項、第百三十九条の十四第二項又は第百三十九条の二十一第三項の規定に違反して、正当な理由がないのに、書面若しくは電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

二十六 第百一条の四（第百三十九条の三第五項、第百三十九条の四第四項及び第百三十九条の五第五項において準用する場合を含む。）又は第百三十九条の十二（第百三十九条の十九において準用する場合を含む。）の規定に違反して会員金融商品取引所の組織変更又は合併をしたとき。

二十七 この法律に定める登記（第百一条の二十第一項の規定によるものを除く。）をすることを怠つたとき。

第二百八条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

- 一 第七十九条の二十三第二項の規定に違反した者
- 二 第百六十二条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 三 第百六十二条の二の規定による内閣府令に違反した者

第二百八条の三 第八十八条第三項の規定に違反した者は、二十万円以下の過料に処する。

第二百九条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

- 一 第二十三条の十三第一項若しくは第三項又は第二十三条の十四第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第二十三条の十三第二項若しくは第四項又は第二十三条の十四第二項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、書面の交付をしなかつた者
- 三 第二十四条の四の二第五項（第二十四条の四の八第一項及び第二十四条の五の二第一項において準用し、並びにこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第六条の規定による確認書の写し又は第二十四条の四の三第二項（第二十四条の四の八第二項及び第二十四条の五の二第二項において準用し、並びにこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第六条の規定による訂正確認書の写しを提出しなかつた者
- 四 第二十四条の四の八第一項若しくは第二十四条の五の二第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第二十四条の四の二第一項（同条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）及び第四項において準用し、並びにこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による確認書又は第二十四条の四の八第二項若しくは第二十四条の五の二第二項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第二十四条の四の三第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する第九条第一項若しくは第十条第一項の規定による訂正確認書を提出しなかつた者
- 五 第二十五条第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反して書類（第二十五条第一項第五号及び第九号に掲げる書類に限る。）の写しを公衆の縦覧に供しない者
- 六 第二十七条の二十四の規定に違反して、通知書を交付せず、又は同条に規定する事項を記載しない通知書若しくは虚偽の記載をした通知書を交付した者
- 七 第六十条の四第二項又は第六十五条第二項の規定による命令に違反した者

八 第六十二条第一項若しくは第三項又は第七十九条の十第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

九 第六十二条第二項又は第八十九条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

十 第七十九条の十五の規定に違反した者

十一 第八十七条第一号の規定による関係人又は参考人に対する処分に違反して、出頭せず、陳述をせず、虚偽の陳述をし、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

十二 第八十七条第二号の規定による鑑定人に対する処分に違反して、出頭せず、鑑定をせず、又は虚偽の鑑定をした者

十三 第八十七条第三号の規定による物件の所持者に対する処分に違反して、物件を提出しない者

第二百十条に見出しとして「（質問、検査又は領置等）」を付し、同条第一項中「有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等」を「デリバティブ取引等」に改め、同条第二項に項番号を付する。

第二百十一条に見出しとして「（臨検、搜索又は差押え）」を付し、同条第二項から第五項までに項番号を付する。

第二百十一条の二に見出しとして「（通信事務を行う者に対する差押え）」を付し、同条第二項及び第三項に項番号を付する。

第二百十二条に見出しとして「（臨検、搜索又は差押えの夜間執行の制限）」を付し、同条第二項に項番号を付する。

第二百十三条に見出しとして「（許可状の提示）」を付する。

第二百十四条に見出しとして「（身分の証明）」を付する。

第二百十五条に見出しとして「（臨検、搜索又は差押えに際しての必要な処分）」を付し、同条第二項に項番号を付する。

第二百十六条に見出しとして「（処分中の出入りの禁止）」を付する。

第二百十七条に見出しとして「（責任者等の立会い）」を付し、同条第二項及び第三項に項番号を付する。

第二百十八条に見出しとして「（警察官の援助）」を付する。

第二百十九条に見出しとして「（調書の作成）」を付する。

第二百二十条に見出しとして「（領置目録又は差押目録）」を付する。

第二百二十一条に見出しとして「（領置物件又は差押物件の処置）」を付する。

第二百二十二条に見出しとして「（領置物件又は差押物件の返還等）」を付し、同条第二項及び第三項に項番号を付する。

第二百二十三条に見出しとして「（委員会への報告）」を付する。

第二百二十四条に見出しとして「（財務局等職員の犯則調査）」を付し、同条第二項から第五項までに項番号を付する。

第二百二十五条に見出しとして「（管轄区域外における職務の執行）」を付する。

第二百二十六条に見出しとして「（委員会の告発等）」を付し、同条第二項及び第三項に項番号を付する。

第二百二十七条に見出しとして「（不服申立ての制限）」を付する。

（金融商品取引法の一部改正）

第四条 金融商品取引法の一部を次のように改正する。

目次中「公益法人金融商品取引業協会」を「認定金融商品取引業協会」に改める。

第五十六条の四第一項、第六十四条の七第一項及び第六十六条の四第五号中「公益法人金融商品取引業協会」を「認定金融商品取引業協会」に改める。

第四章第二節の節名を次のように改める。

第二節 認定金融商品取引業協会

第七十八条の見出しを「（認定金融商品取引業協会の認定）」に改め、同条第一項中「金融商品取引業者が民法第三十四条の規定により設立した法人」を「金融商品取引業者が設立した一般社団法人」に改め、同条第二項中「法人（）」を「一般社団法人（）」に、「公益法人金融商品取引業協会」を「認定金融商品取引業協会」に改める。

第七十八条の二第一項中「公益法人金融商品取引業協会」を「認定金融商品取引業協会」に、「公益協会」を「認定協会」に改め、同条第二項中「公益協会」を「認定協会」に改め、同条第三項中「公益協会」を「認定協会」に、「公益法人金融商品取引業協会」を「認定金融商品取引業協会」に改める。

第七十八条の三の見出しを「（認定協会への報告）」に改め、同条中「公益協会」を「認定協会」に改める。

第七十八条の四から第七十八条の六までの規定中「公益協会」を「認定協会」に改める。

第七十八条の七の見出しを「（認定協会によるあつせん）」に改め、同条中「公益協会」を「認定協会」に改める。

第七十八条の八第一項中「公益協会」を「認定協会」に改め、同条第二項第二号及び第三号口中「民法第七十一条の規定により設立の許可」を「第七十九条の六第二項の規定により認定」に改め、同条第四項中「公益協会」を「認定協会」に改める。

第七十九条中「公益協会」を「認定協会」に改める。

第七十九条の二中「公益協会は」を「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第十一条第一項各号に掲げる事項及び第七十八条第一項第二号に規定する定款の定めのほか、認定協会は」に、「公益協会の」を「認定協会の」に改める。

第七十九条の三から第七十九条の五までの規定中「公益協会」を「認定協会」に改

める。

第七十九条の六の見出しを「（認定協会に対する監督命令）」に改め、同条中「公益協会」を「認定協会」に改める。

第七十九条の七第一項中「公益協会」を「認定協会」に改める。

第七十九条の五十第一項中「公益法人金融商品取引業協会」を「認定金融商品取引業協会」に改める。

第八十九条の二第一項中「登記は」の下に「、その主たる事務所の所在地において」を加え、同条第三項を削る。

第八十九条の三から第八十九条の五までを次のように改める。

（従たる事務所の所在地における登記）

第八十九条の三 次の各号に掲げる場合（当該各号に規定する従たる事務所が主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）には、当該各号に定める期間内に、当該従たる事務所の所在地において、従たる事務所の所在地における登記をしなければならない。

- 一 金融商品会員制法人の設立に際して従たる事務所を設けた場合 主たる事務所の設立の登記をした日から二週間以内
- 二 金融商品会員制法人の成立後に従たる事務所を設けた場合 従たる事務所を設けた日から三週間以内

2 従たる事務所の所在地における登記については、次に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を設けたときは、第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

- 一 名称
- 二 主たる事務所の所在場所
- 三 従たる事務所（その所在地を管轄する登記所の管轄区域内にあるものに限る。）の所在場所

3 前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、三週間以内に、当該従たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

（事務所の移転の登記）

第八十九条の四 金融商品会員制法人がその主たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第八十九条の二第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

2 金融商品会員制法人がその従たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、旧所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。以下この条において同じ。）においては四週間以内に前条第二項各号に掲げる事項を登記しなければなら

ない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を移転したときは、新所在地においては、同項第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

（変更の登記）

第八十九条の五 金融商品会員制法人において第八十九条の二第二項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

2 第八十九条の二第二項各号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、当該事項の変更を証する書面を添付しなければならない。

第八十九条の六中「及び従たる事務所の所在地」を削る。

第八十九条の八を次のように改める。

（設立の登記の申請）

第八十九条の八 金融商品会員制法人の設立の登記は、金融商品会員制法人を代表すべき者の申請によつてする。

2 金融商品会員制法人の設立の登記の申請書には、定款並びに出資の払込みがあつたこと及び代表権を有する者の資格を証する書面を添付しなければならない。

第八十九条の九を削る。

第九十条の見出しを「（商業登記法の準用）」に改め、同条中「並びに会社法第九百三十七条第一項（第一号イに係る部分に限る。）」を削り、「商業登記法第十七条第二項第一号」を「同法第十七条第二項第一号」に改め、「、同法第五十三条中「新所在地における登記においては」とあるのは「新所在地において金融商品取引法第八十九条の二第二項各号に掲げる事項を登記する場合には」と、会社法第九百三十七条第一項中「本店（第一号トに規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る支店）」とあるのは「主たる事務所及び従たる事務所」とを削る。

第百条の三を次のように改める。

（解散登記の期間）

第百条の三 第百条第一項（第三号及び第五号を除く。）の規定により金融商品会員制法人が解散したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、解散の登記をしなければならない。

第百二条の九第三項を削る。

第百二条の十中「第八十九条の九まで」を「第八十九条の八まで」に、「、第八十九条の五及び第八十九条の九」を「及び第八十九条の五」に改める。

第百二条の十一の見出しを「（商業登記法の準用）」に改め、同条中「並びに会社法第九百三十七条第一項（第一号イに係る部分に限る。）」を削り、「商業登記法第十七条第二項第一号」を「同法第十七条第二項第一号」に改め、「、同法第五十三条

中「新所在地における登記においては」とあるのは「新所在地において金融商品取引法第百二条の九第二項各号に掲げる事項を登記する場合には」と、会社法第九百三十七条第一項中「本店（第一号トに規定する場合であって当該決議によって第九百三十七条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあっては、本店及び当該登記に係る支店）」とあるのは「主たる事務所及び従たる事務所」とを削る。

第百二条の三十六中「合併及び破産手続開始の決定による解散」とあるのは「破産手続開始の決定による解散」を「第百条第一項（第三号及び第五号を除く。）」とあるのは「第百二条の三十五（第四号を除く。）」に改める。

第百八十八条、第百九十四条の五第二項、第百九十四条の七第二項第五号、第百九十八条の五、第百九十九条、第二百三条第一項、第二百六条及び第二百八条中「公益法人金融商品取引業協会」を「認定金融商品取引業協会」に改める。

（投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正）

第五条 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）の一部を次のように改正する。

目次中

- 「 第一章 委託者指図型投資信託
 - 第一節 通則（第三条 第五条の三）
 - 第二節 投資信託委託業者
 - 第一款 認可等（第六条 第十条の三）
 - 第一款の二 主要株主（第十条の四 第十条の七）
 - 第二款 業務
 - 第一目 通則（第十一条 第十三条の三）
 - 第二目 投資信託委託業（第十四条 第三十四条）
 - 第三目 投資法人資産運用業（第三十四条の二 第三十四条の九）
 - 第四目 その他の業務（第三十四条の十 第三十四条の十五）
 - 第三款 経理（第三十五条 第三十七条）
 - 第四款 監督（第三十八条 第四十五条）
 - 第五款 雑則（第四十六条 第四十九条）
- 第二章 委託者非指図型投資信託（第四十九条の二 第四十九条の十三）
- 第三章 投資信託協会（第五十条 第五十七条）
- 第四章 外国投資信託（第五十八条 第六十条）

を

- 「 第一章 委託者指図型投資信託（第三条 第四十六条）
- 第二章 委託者非指図型投資信託（第四十七条 第五十七条）
- 第三章 外国投資信託（第五十八条 第六十条）

に、「第百三十九条の十一」を「第百三十九条の十三」に、「第二百五十四条」を「第二百五十二条」に改める。

第二条第四項から第六項までを次のように改める。

4 この法律において「証券投資信託」とは、委託者指図型投資信託のうち主として有価証券（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除く。第七条及び第四十八条において同じ。）に対する投資として運用すること（同法第二十八条第八項第六号に規定する有価証券関連デリバティブ取引のうち政令で定めるものを行うことを含む。第七条及び第四十八条において同じ。）を目的とするものであつて、政令で定めるものをいう。

5 この法律において「有価証券」とは、金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券又は同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利をいう。

6 この法律において「デリバティブ取引」とは、金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引をいう。

第二条第七項から第十一項までを削り、同条第十二項を同条第七項とし、同条第十三項を同条第八項とし、同条第十四項中「証券取引法第二条第三項第一号の」を「金融商品取引法第二条第三項第一号に規定する」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十五項を同条第十項とし、同項の次に次の一項を加える。

11 この法律において「投資信託委託会社」とは、委託者指図型投資信託の委託者である金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第四項に規定する投資運用業を行う者に限り、信託会社を除く。）をいう。第二百八条第二項第二号を除き、以下同じ。）をいう。

第二条第十六項から第十八項までを削り、同条第十九項を同条第十二項とし、同条第二十項から第二十四項までを七項ずつ繰り上げ、同条第二十五項を同条第十八項とし、同項の次に次の一項を加える。

19 この法律において「資産運用会社」とは、登録投資法人の委託を受けてその資産の運用に係る業務を行う金融商品取引業者をいう。

第二条第二十六項を同条第二十項とし、同条第二十七項から第二十九項までを六項ずつ繰り上げる。

第二編を次のように改める。

第二編 投資信託制度

第一章 委託者指図型投資信託

（委託者指図型投資信託の委託者及び受託者）

第三条 委託者指図型投資信託契約（以下この章において「投資信託契約」という。）は、一の金融商品取引業者（次の各号に掲げる投資信託契約にあつては、当該各号に定める金融商品取引業者）を委託者とし、一の信託会社等（信託会社又は信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。）をいう。次章、第二百二十三条の三第四項及び第二百四十九条を除き、以下同じ。）を

受託者とするのでなければ、これを締結してはならない。

- 一 投資の対象とする資産に不動産（建物又は宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第二条第一号に規定する宅地をいう。次号、第六十六条第三項第一号イ及びロ、第九十九条第一号及び第二号並びに第二百二十四条の二において同じ。）が含まれる投資信託契約 同法第三条第一項の免許を受けている金融商品取引業者
- 二 委託者指図型投資信託の信託財産（以下この章において「投資信託財産」という。）を主として不動産に対する投資として運用することを目的とする投資信託契約 宅地建物取引業法第五十条の二第一項の認可を受けている金融商品取引業者
- 三 前二号に掲げるもののほか、政令で定める投資信託契約 政令で定める金融商品取引業者
（投資信託契約の締結）

第四条 金融商品取引業者は、投資信託契約を締結しようとするときは、あらかじめ、当該投資信託契約に係る委託者指図型投資信託約款（以下この章において「投資信託約款」という。）の内容を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 投資信託約款においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 委託者及び受託者の商号又は名称
- 二 受益者に関する事項
- 三 委託者及び受託者としての業務に関する事項
- 四 信託の元本の額に関する事項
- 五 受益証券に関する事項
- 六 信託の元本及び収益の管理及び運用に関する事項（投資の対象とする資産の種類を含む。）
- 七 投資信託財産の評価の方法、基準及び基準日に関する事項
- 八 信託の元本の償還及び収益の分配に関する事項
- 九 信託契約期間、その延長及び信託契約期間中の解約に関する事項
- 十 信託の計算期間に関する事項
- 十一 受託者及び委託者の受ける信託報酬その他の手数料の計算方法並びにその支払の方法及び時期に関する事項
- 十二 公募、適格機関投資家私募又は一般投資家私募の別
- 十三 受託者が信託に必要な資金の借入れをする場合においては、その借入金の限度額に関する事項
- 十四 委託者が運用の指図に係る権限を委託する場合においては、当該委託者がその運用の指図に係る権限を委託する者の商号又は名称及び所在の場所
- 十五 前号の場合における委託に係る費用

十六 投資信託約款の変更に関する事項

十七 委託者における公告の方法

十八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

3 前項第十号の計算期間は、内閣府令で定める場合を除き、一年を超えることができない。

4 第二項各号に掲げる事項の細目は、内閣府令で定める。

(投資信託約款の内容等を記載した書面の交付)

第五条 金融商品取引業者は、その締結する投資信託契約に係る受益証券を取得しようとする者に対して、当該投資信託契約に係る投資信託約款の内容その他内閣府令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。ただし、金融商品取引法第二条第十項に規定する目論見書に当該書面に記載すべき事項が記載されている場合その他受益者の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定める場合は、この限りでない。

2 金融商品取引業者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該受益証券を取得しようとする者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該金融商品取引業者は、当該書面を交付したものとみなす。

(受益証券)

第六条 委託者指図型投資信託の受益権は、均等に分割し、その分割された受益権は、受益証券をもつて表示しなければならない。

2 委託者指図型投資信託の分割された受益権の譲渡及び行使は、記名式の受益証券をもつて表示されるものを除くほか、受益証券をもつてしなければならない。

3 委託者指図型投資信託の受益者は、信託の元本の償還及び収益の分配に関して、受益権の口数に応じて均等の権利を有するものとする。

4 受益証券は、無記名式とする。ただし、受益者の請求により記名式とすることができる。

5 記名式の受益証券は、受益者の請求により無記名式とすることができる。

6 委託者指図型投資信託の受益証券には、次に掲げる事項及び当該受益証券の番号を記載し、委託者の代表者がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

一 委託者及び受託者の商号又は名称

二 受益権の口数

三 投資信託契約締結当初の信託の元本の額及び受益権の総口数

四 信託契約期間

五 信託の元本の償還及び収益の分配の時期及び場所

六 受託者及び委託者の受ける信託報酬その他の手数料の計算方法並びにその支払

の方法及び時期

- 七 公募、適格機関投資家私募又は一般投資家私募の別
- 八 元本の追加信託をすることができる委託者指図型投資信託の受益証券については、追加信託をすることができる元本の限度額
- 九 委託者が運用の指図に係る権限を委託する場合には、当該委託者がその運用の指図に係る権限を委託する者の商号又は名称及び所在の場所
- 十 前号の場合における委託に係る費用
- 十一 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

7 信託法（平成十八年法律第 号）第八章（第八十五条、第八十七条、第九十二条、第九十五条第二項、第二百条第二項、第二百零二条第四項、第二百零六条、第二百零七条、第二百零九条、第二百十条、第二百零十二条、第二百零四条及び第二百零五条を除く。）の規定は、委託者指図型投資信託について準用する。この場合において、これらの規定中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同法第八十六条、第八十八条、第八十九条第一項、第三項及び第四項、第九十条第一項から第三項まで、第九十三条、第九十七条第一項から第三項まで、第九十八条第一項、第二百零一条第一項、第二百零二条第一項から第三項まで、第二百零四条、第二百零五条並びに第二百零八条第一項から第四項まで及び第六項中「受託者」とあるのは「委託者」と、同法第八十九条第四項及び第九十一条第五項中「官報に公告しなければ」とあるのは「公告しなければ」と、同法第九十条第二項中「委託者」とあるのは「受託者」と、同法第九十一条第一項及び第三項並びに第二百零三条第一項中「受託者が」とあるのは「委託者又は受託者が」と、「受託者に」とあるのは「委託者に」と、同法第九十一条第四項中「受託者」とあるのは「委託者又は受託者」と、同法第九十四条中「受益証券発行信託の受益権（第八十五条第二項の定めのある受益権を除く。）」とあるのは「記名式の受益証券が発行されている受益権」と、同法第九十五条第一項及び第二百零一条第一項中「受託者」とあるのは「委託者及び受託者」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（証券投資信託以外の有価証券投資を目的とする信託の禁止）

第七条 何人も、証券投資信託を除くほか、信託財産を主として有価証券に対する投資として運用することを目的とする信託契約を締結し、又は信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託をしてはならない。ただし、同法第八十五条第三項に規定する受益証券発行信託以外の信託であつて信託の受益権を分割して複数の者に取得させることを目的としないものについては、この限りでない。

（金銭信託以外の委託者指図型投資信託の禁止等）

第八条 委託者指図型投資信託（証券投資信託であつて受益者の保護に欠けるおそれがないものとして政令で定めるものを除く。）は、金銭信託でなければならない。

2 信託法第一百五十一条の規定にかかわらず、委託者指図型投資信託の信託財産と委託者指図型投資信託以外の信託の信託財産を一の新たな信託の信託財産とすることはできない。

3 信託法第六章第三節及び第九章の規定は、委託者指図型投資信託については、適用しない。

(運用の指図の制限)

第九条 投資信託委託会社は、同一の法人の発行する株式を、第一号に掲げる数が第二号に掲げる数を越えることとなる場合においては、投資信託財産をもつて取得することを当該投資信託財産の受託者である信託会社等(以下「受託会社」という。)に指図してはならない。

一 その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法(平成十七年法律第八十六号)第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。次号、第十一条第一項、第九十四条各号及び第二百零一条第一項において同じ。)の総数

二 当該株式に係る議決権の総数に内閣府令で定める率を乗じて得た数

(議決権等の指図行使)

第十条 投資信託財産として有する有価証券に係る議決権並びに会社法第百六十六条第一項、第二百零二条第二項及び第四百六十九条第一項の規定に基づく株主の権利、同法第八百二十八条第一項の規定に基づき同項第二号及び第三号に掲げる行為の無効を主張する権利その他これらに準ずる株主の権利で内閣府令で定めるもの(投資主、協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号。次項において「優先出資法」という。)に基づく優先出資者その他政令で定める者の権利でこれらに類する権利として政令で定めるものを含む。)の行使については、投資信託委託会社がその指図を行うものとする。

2 投資信託財産として有する株式(投資口、優先出資法に規定する優先出資その他政令で定める権利を含む。)に係る議決権の行使については、会社法第三百十条第五項(第九十四条第一項、優先出資法第四十条第二項その他政令で定める規定において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

(特定資産の価格等の調査)

第十一条 投資信託委託会社は、運用の指図を行う投資信託財産について特定資産(金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている有価証券その他の内閣府令で定める資産(以下「指定資産」という。)を除く。)の取得又は譲渡その他の内閣府令で定める行為が行われたときは、当該投資信託委託会社、その利害関係人等(当該投資信託委託会社の総株主の議決権の過半数を保有し

ていることその他の当該投資信託委託会社と密接な関係を有する者として政令で定める者をいう。第十三条第一項第二号及び第三号において同じ。)及び受託会社以外の者であつて政令で定めるものに当該特定資産の価格その他内閣府令で定める事項を調査させなければならない。

- 2 前項の場合において、その調査する資産が不動産(土地若しくは建物又はこれらに関する所有権以外の権利をいう。)であるときは、不動産鑑定士による鑑定評価を踏まえて調査しなければならない。

(運用の指図に係る権限の委託)

第十二条 投資信託委託会社は、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、当該指図に係る権限の全部を、第二条第一項に規定する政令で定める者その他の者に対し、委託してはならない。

- 2 投資信託委託会社がその運用の指図を行う特定の投資信託財産について、当該指図に係る権限の全部又は一部を委託した場合における前三条の規定の適用については、これらの規定中「投資信託委託会社」とあるのは、「投資信託委託会社(当該投資信託委託会社からその運用の指図に係る権限の全部又は一部の委託を受けた第二条第一項に規定する政令で定める者を含む。)」とする。

(利益相反のおそれがある場合の受益者等への書面の交付)

第十三条 投資信託委託会社は、次の各号に掲げる取引が行われたときは、内閣府令で定めるところにより、当該取引に係る事項を記載した書面を、当該各号に定める投資信託財産に係るすべての受益者(政令で定める者を含む。)に対して交付しなければならない。ただし、当該投資信託財産についてその受益証券の取得の申込みの勧誘が公募の方法により行われたものである場合には、当該各号に定める投資信託財産に係る知っている受益者(政令で定める者を含む。)に対して交付しなければならない。

- 一 自己の計算で行つた特定資産(不動産その他の政令で定めるものに限る。以下この号及び次号において同じ。)の売買その他の政令で定める取引 当該特定資産と同種の資産を投資の対象とする委託者指図型投資信託に係る投資信託財産
- 二 運用の指図を行う投資信託財産と自己又はその取締役若しくは執行役、運用の指図を行う他の投資信託財産(当該投資信託委託会社が資産運用会社である場合にあつては、資産の運用を行う投資法人を含む。次号において同じ。)、利害関係人等その他の政令で定める者との間における特定資産の売買その他の政令で定める取引 当該運用の指図を行う投資信託財産及び当該特定資産と同種の資産を投資の対象とする委託者指図型投資信託に係る他の投資信託財産
- 三 前号に掲げるもののほか、運用の指図を行う投資信託財産と自己又はその取締役若しくは執行役、運用の指図を行う他の投資信託財産、利害関係人等その他の政令で定める者との間における特定資産(指定資産及び内閣府令で定めるものを

- 除く。)の売買その他の政令で定める取引 当該運用の指図を行う投資信託財産
- 2 第五条第二項の規定は、前項の規定による書面の交付について準用する。この場合において、同条第二項中「受益証券を取得しようとする者」とあるのは、「受益者」と読み替えるものとする。
 - 3 前二項の規定は、投資信託財産についてその受益証券の取得の申込みの勧誘が適格機関投資家私募の方法により行われるものであつて投資信託約款において第一項の書面を交付しない旨を定めている場合には、適用しない。

(運用報告書の交付等)

第十四条 投資信託委託会社は、その運用の指図を行う投資信託財産について、内閣府令で定めるところにより、当該投資信託財産の計算期間の末日(内閣府令で定める投資信託財産にあつては、内閣府令で定める期日。第二号において「作成期日」という。)ごとに、運用報告書を作成し、当該投資信託財産に係る知れている受益者に交付しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 受益証券の取得の申込みの勧誘が適格機関投資家私募の方法により行われたものであつて、投資信託約款において運用報告書を交付しない旨を定めている場合
- 二 受益者の同居者が確実に当該運用報告書の交付を受けると見込まれる場合であつて、かつ、当該受益者が当該運用報告書の交付を受けないことについてその作成期日までに同意している場合(当該作成期日までに当該受益者から当該運用報告書の交付の請求があつた場合を除く。)
- 三 前二号に掲げる場合のほか、運用報告書を受益者に交付しなくても受益者の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定める場合

- 2 第五条第二項の規定は、前項の規定による運用報告書の交付について準用する。この場合において、同条第二項中「受益証券を取得しようとする者」とあるのは、「知れている受益者」と読み替えるものとする。
- 3 投資信託委託会社は、第一項の運用報告書を作成したときは、遅滞なく、これを内閣総理大臣に届け出なければならない。
- 4 金融商品取引法第四十二条の七の規定は、投資信託委託会社はその運用の指図を行う投資信託財産については、適用しない。

(投資信託財産に関する帳簿書類)

第十五条 投資信託委託会社は、内閣府令で定めるところにより、投資信託財産に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

- 2 委託者指図型投資信託の受益者は、投資信託委託会社に対し、その営業時間内に、当該受益者に係る投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写を請求することができる。

(投資信託約款の変更内容等の届出)

第十六条 投資信託委託会社は、次に掲げる場合には、あらかじめ、その旨及びその

内容を内閣総理大臣に届け出なければならない。

- 一 投資信託約款を変更しようとする場合
- 二 委託者指図型投資信託の併合（受託者を同一とする二以上の委託者指図型投資信託の信託財産を一の新たな委託者指図型投資信託の信託財産とすることをいう。次条第一項第二号において同じ。）をしようとする場合（投資信託約款の変更等）

第十七条 投資信託委託会社は、前条各号に掲げる場合（同条第一号に掲げる場合にあつては、その変更の内容が重大なものとして内閣府令で定めるものに該当する場合に限る。）には、次に掲げる事項を定め、書面による決議を行わなければならない。

- 一 書面による決議の日
 - 二 投資信託約款の変更又は委託者指図型投資信託の併合（以下「重大な約款の変更等」という。）の内容及び理由
 - 三 受益者が電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものをいう。第三項において同じ。）によつて議決権を行使することができることとするときは、その旨
 - 四 前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項
- 2 書面による決議を行うには、投資信託委託会社は、当該決議の日の二週間前までに、知っている受益者に対し、書面をもつてその通知を発しなければならない。
 - 3 投資信託委託会社は、前項の書面による通知の発出に代えて、政令で定めるところにより、同項の通知を受けるべき者の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。この場合において、当該投資信託委託会社は、同項の書面による通知を発したものとみなす。
 - 4 前二項の通知には、第一項各号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。
 - 5 無記名式の受益証券が発行されている場合において、書面による決議を行うには、投資信託委託会社は、当該決議の日の三週間前までに、書面による決議を行う旨及び第一項各号に掲げる事項を公告しなければならない。ただし、当該投資信託委託会社がすべての受益者に対し第二項の通知を発したときは、この限りでない。
 - 6 受益者（当該投資信託委託会社を除く。）は、書面による決議において、受益権の口数に応じて、議決権を有する。
 - 7 投資信託委託会社は、投資信託約款によつて、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面による決議について賛成するものとみなす旨の定めをすることができる。この場合において、当該定めをした投資信託委託会社は、第二項又は第三項の通知にその定めを記載し、又は記録しなければならない。

- 8 書面による決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であつて、当該受益者の議決権の三分の二以上に当たる多数をもつて行う。
- 9 信託法第一百条、第一百一十一条、第一百十二条第二項、第一百四十四条、第一百五十五条第二項、第一百六条第一項及び第二項、第一百七十七条、第一百二十条並びに第二百一十一条の規定は、投資信託委託会社が書面による決議を行う場合について準用する。この場合において、これらの規定中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同法第一百条第一項中「前条第一項」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投資信託法」という。）第十七条第二項」と、同条第二項中「前条第二項」とあり、並びに同法第一百四十四条第四項及び第一百六条第二項中「第九十九条第二項」とあるのは「投資信託法第十七条第三項」と、同法第一百条第三項中「前条第四項」とあるのは「投資信託法第十七条第五項」と、同法第一百一十一条中「第八十八条第三号」とあるのは「投資信託法第十七条第一項第三号」と、「第九十九条第二項」とあるのは「同条第三項」と、同法第一百十二条第二項中「前項」とあるのは「投資信託法第十七条第六項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 10 前各項の規定は、投資信託委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につきすべての受益者が書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣府令で定めるものをいう。）により同意の意思表示をしたときその他受益者の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定める場合には、適用しない。

（反対受益者の受益権買取請求）

第十八条 重大な約款の変更等がされる場合には、書面による決議において当該重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己の有する受益権を公正な価格で当該受益権に係る投資信託財産をもつて買い取ることを請求することができる。

- 2 信託法第一百三十六条第六項から第八項まで、第一百四十一条第一項から第十項まで、第二百六十二条第一項及び第三項、第二百六十三条並びに第二百六十四条の規定は、前項の規定による請求について準用する。この場合において、同法第一百三十六条第六項中「第四項の規定による通知又は前項の規定による公告」とあるのは「書面による決議」と、同条第八項中「重要な信託の変更等」とあるのは「重大な約款の変更等」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（投資信託契約の解約の届出）

第十九条 投資信託委託会社は、投資信託契約を解約しようとするときは、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

（投資信託契約の解約等）

第二十条 第十七条及び第十八条の規定は、投資信託委託会社が投資信託契約を解約しようとする場合について準用する。この場合において、第十七条第一項第二号中「内容及び理由」とあるのは「理由」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 前項の規定は、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定める場合には、適用しない。

（投資信託委託会社の責任）

第二十一条 投資信託委託会社（当該投資信託委託会社からその運用の指図に係る権限の全部又は一部の委託を受けた第二条第一項に規定する政令で定める者を含む。）がその任務を怠つたことにより運用の指図を行う投資信託財産の受益者に損害を生じさせたときは、その投資信託委託会社は、当該受益者に対して連帯して損害を賠償する責任を負う。

（立入検査等）

第二十二条 内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、投資信託委託会社若しくは投資信託委託会社であつた者（以下この項において「投資信託委託会社等」という。）、当該投資信託委託会社等の設定した投資信託財産に係る受託会社若しくは受託会社であつた者（以下この項において「受託会社等」という。）又は当該受託会社等と当該受託会社等に係る投資信託に係る業務に関して取引する者に対し、当該投資信託委託会社等若しくは当該受託会社等の業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該投資信託委託会社等若しくは当該受託会社等の営業所に立ち入り、当該投資信託委託会社等若しくは当該受託会社等の業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（投資信託契約に関する業務の引継ぎ）

第二十三条 内閣総理大臣は、投資信託委託会社又は受託会社が第一号又は第二号に該当することとなる場合において、当該投資信託委託会社又は受託会社に係る投資信託契約の存続が公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、当該投資信託委託会社又は受託会社に対し、内閣総理大臣があらかじめ、当該投資信託契約に係る受託会社又は投資信託委託会社及び他の投資信託委託会社又は受託会社の同意を得た上、当該投資信託契約に関する業務をその同意を得た他の投資信託委託会社又は受託会社に引き継ぐことを命ずることができる。

一 投資信託委託会社が金融商品取引法第五十二条第一項又は第五十三条第三項の

規定により同法第二十九条の登録を取り消されること。

二 受託会社が営業の免許若しくは登録又は信託業務を営むことについての認可を取り消されること。

2 内閣総理大臣は、前項の同意を得られない場合においては、同項に規定する当該投資信託委託会社に対しその旨、当該投資信託委託会社が同項第一号に該当することとなるおそれがあること及び次項の規定による申請の期限を通知しなければならない。

3 前項の規定による通知を受けた投資信託委託会社は、当該通知に係る期限までに、投資信託契約の存続の承認の申請をすることができる。

4 内閣総理大臣は、前項の申請があつた場合においては、金融商品取引法第五十二条第一項又は第五十三条第三項の規定により当該投資信託委託会社の同法第二十九条の登録を取り消した日以後、当該投資信託契約の存続期間その他につき条件を付して、当該投資信託契約を存続させることを承認することができる。この場合において、当該投資信託委託会社であつた者は、その業務の執行の範囲内において、同条の登録を取り消されていないものとみなす。

5 内閣総理大臣が、前項の規定による投資信託契約の存続の承認をすることとし、又はこれをしないこととした場合においては、遅滞なく、その旨を書面により承認申請者に通知しなければならない。

(投資信託契約の解約及び解約等の場合の公告)

第二十四条 投資信託委託会社又は受託会社が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該投資信託委託会社であつた法人(当該投資信託委託会社が合併により解散した場合には、合併後存続する法人又は合併により設立した法人)又は当該受託会社と投資信託契約を締結している投資信託委託会社は、遅滞なく、投資信託契約を解約しなければならない。

一 投資信託委託会社が金融商品取引法第五十二条第一項又は第五十三条第三項の規定により同法第二十九条の登録を取り消されたとき。

二 投資信託委託会社が解散したとき。

三 投資信託委託会社が委託者指図型投資信託に係る業務を廃止したとき。

四 受託会社が営業免許の取消しその他の事由により信託会社等でなくなつたとき。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。

一 投資信託委託会社が前項第一号に該当する場合において、前条第一項の規定による内閣総理大臣の命令に従つて投資信託契約に関する業務の引継ぎをしたとき、又は同条第四項の規定により投資信託契約の存続の承認を受けたとき。

二 投資信託委託会社が合併により解散した場合において、当該合併後存続する法人が金融商品取引業者(第三条各号に掲げる投資信託契約にあつては、当該各号に定める金融商品取引業者。次号において同じ。)であるとき。

三 投資信託委託会社が合併により解散した場合において、当該合併により設立した法人が設立後遅滞なく、金融商品取引業者となつたとき。

四 投資信託委託会社が前項第二号若しくは第三号に該当する場合又は受託会社が同項第四号に該当する場合において、当該投資信託委託会社又は当該受託会社から他の投資信託委託会社又は他の受託会社に当該投資信託契約に関する業務の引継ぎがされたとき。

3 投資信託委託会社又は投資信託委託会社であつた法人は、前二項の規定により投資信託契約が解約された場合又は投資信託契約に関する業務の引継ぎを受けた場合においては、その日から二週間以内に、その旨を公告しなければならない。

(公告の方法等)

第二十五条 投資信託委託会社(前条第三項の規定により公告をする投資信託委託会社であつた法人を含む。以下この条において同じ。)がこの法律の規定によりする公告は、当該投資信託委託会社における公告の方法(次に掲げる方法のいずれかに限り、公告の期間を含む。)により、しなければならない。

一 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

二 電子公告(会社法第二条第三十四号に規定する電子公告をいう。次項において同じ。)

2 会社法第九百四十条第一項(第二号及び第三号を除く。)及び第三項、第九百四十一条、第九百四十六条、第九百四十七条、第九百五十一条第二項、第九百五十三条並びに第九百五十五条の規定は、外国法人である投資信託委託会社が電子公告によりこの法律の規定による公告をする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(受益証券の募集の取扱い等の禁止又は停止命令)

第二十六条 裁判所は、委託者指図型投資信託の受益証券の募集の取扱い等(募集の取扱い(金融商品取引法第二条第八項第九号に規定する有価証券の募集の取扱いをいう。第九百九十六条第二項において同じ。)、私募の取扱い(同号に規定する有価証券の私募の取扱いをいう。)その他政令で定める行為をいう。以下同じ。)につき次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、内閣総理大臣の申立てにより、その行為を現に行い、又は行おうとする者(以下この条において「行為者」という。)に対し、その行為の禁止又は停止を命ずることができる。

一 当該行為者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反している場合において、投資者の損害の拡大を防止する緊急の必要があるとき。

二 当該受益証券を発行する投資信託委託会社又は当該投資信託委託会社からその運用の指図に係る権限の全部又は一部の委託を受けた第二条第一項に規定する政令で定める者の運用の指図が著しく適正を欠き、かつ、現に投資者の利益が著し

く害されており、又は害されることが明白である場合において、投資者の損害の拡大を防止する緊急の必要があるとき。

- 2 裁判所は、前項の規定により発した命令を取り消し、又は変更することができる。
- 3 前二項の事件は、当該行為者の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄とする。
- 4 第一項及び第二項の規定による裁判は、理由を付した決定をもつてする。
- 5 裁判所は、第一項の規定による裁判をするときは、あらかじめ、内閣総理大臣及び当該行為者の陳述を求めなければならない。
- 6 前三項に規定するものを除くほか、第一項及び第二項の裁判に関する手続については、非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）の定めるところによる。
- 7 金融商品取引法第八十七条及び第九十一条の規定は、第一項の規定による申立てについて準用する。

第二十七条から第四十六条まで 削除

第二章 委託者非指図型投資信託

（委託者非指図型投資信託の受託者等）

第四十七条 委託者非指図型投資信託契約（以下この章において「投資信託契約」という。）は、一の信託会社等（信託会社（信託業法（平成十六年法律第一百五十四号）第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。）又は信託業務を営む金融機関をいう。以下この章、第二百二十三条の三第四項及び第二百四十九条において同じ。）を受託者とするのでなければ、これを締結してはならない。

- 2 信託業務を営む金融機関は、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第六条の規定にかかわらず、委託者非指図型投資信託について、元本に損失を生じた場合にこれを補てんし、又はあらかじめ一定額の利益を得なかつた場合にこれを補足する契約を締結してはならない。

（有価証券投資を目的とする委託者非指図型投資信託の禁止）

第四十八条 信託会社等は、委託者非指図型投資信託の信託財産（以下この章において「投資信託財産」という。）を主として有価証券に対する投資として運用することを目的とする投資信託契約を締結してはならない。

（投資信託契約の締結）

第四十九条 信託会社等は、投資信託契約を締結しようとするときは、あらかじめ、当該投資信託契約に係る委託者非指図型投資信託約款（以下この章において「投資信託約款」という。）の内容を内閣総理大臣に届け出なければならない。

- 2 投資信託約款においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 受託者の商号又は名称
 - 二 合同して運用する信託の元本の総額に関する事項
 - 三 受益証券に関する事項

- 四 委託者及びその権利義務の承継に関する事項
 - 五 信託の元本及び収益の管理及び運用に関する事項（投資の対象とする資産の種類を含む。）
 - 六 投資信託財産の評価の方法、基準及び基準日に関する事項
 - 七 信託の元本の償還及び収益の分配に関する事項
 - 八 当該投資信託約款に基づく投資信託契約に係る投資信託財産の合同運用に関する事項
 - 九 前号に規定する投資信託財産と他の信託財産との分別運用に関する事項
 - 十 信託契約期間、その延長及び信託契約期間中の解約に関する事項
 - 十一 信託の計算期間に関する事項
 - 十二 信託報酬その他の手数料の計算方法並びにその支払の方法及び時期に関する事項
 - 十三 公募、適格機関投資家私募又は一般投資家私募の別
 - 十四 受託者が信託に必要な資金の借入れをする場合においては、その借入金の限度額に関する事項
 - 十五 受託者が運用に係る権限を委託する場合においては、当該受託者がその運用に係る権限を委託する者の商号又は名称及び所在の場所
 - 十六 前号の場合における委託に係る費用
 - 十七 投資信託約款の変更に関する事項
 - 十八 当該信託会社等における公告の方法
 - 十九 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項
- 3 前項第十一号の計算期間は、内閣府令で定める場合を除き、一年を超えることができない。
- 4 第二項各号に掲げる事項の細目は、内閣府令で定める。
（受益証券）
- 第五十条 委託者非指図型投資信託の受益権は、受益証券をもつて表示しなければならない。
- 2 委託者非指図型投資信託の受益証券には、次に掲げる事項及び当該受益証券の番号を記載し、受託者の代表者がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。
- 一 受託者の商号又は名称
 - 二 券面金額及びこれに相当する口数
 - 三 合同して運用する元本の総額及びこれに相当する口数
 - 四 信託契約期間
 - 五 信託の元本の償還及び収益の分配の時期及び場所
 - 六 信託報酬その他の手数料の計算方法並びにその支払の方法及び時期
 - 七 公募、適格機関投資家私募又は一般投資家私募の別

- 八 合同して運用する信託の元本の総額を増加できる委託者非指図型投資信託の受益証券については、元本の総額の限度額
- 九 受託者が運用に係る権限を委託する場合には、当該受託者がその運用に係る権限を委託する者の商号又は名称及び所在の場所
- 十 前号の場合における委託に係る費用
- 十一 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項
- 3 第六条第二項の規定は委託者非指図型投資信託の受益権の譲渡及び行使について、同条第四項及び第五項の規定は委託者非指図型投資信託の受益証券について、それぞれ準用する。
- 4 信託法第八章（第八十五条、第八十七条、第九十二条、第九十五条第二項、第二百条第二項、第二百二条第四項、第二百六条、第二百七条、第二百九条、第二百十条及び第二百十二条から第二百十五条までを除く。）の規定は、委託者非指図型投資信託について準用する。この場合において、これらの規定中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同法第八十九条第四項及び第九十一条第五項中「官報に公告しなければ」とあるのは「公告しなければ」と、同法第九十四条中「受益証券発行信託の受益権（第八十五条第二項の定めのある受益権を除く。）」とあるのは「記名式の受益証券が発行されている受益権」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（委託者の権利義務の承継）

第五十一条 受益証券を取得する者は、その取得により、当該受益証券に係る投資信託契約の委託者の権利義務を承継するものとする。この場合において、第六条第二項の規定は、委託者非指図型投資信託の委託者の権利の行使について準用する。

（金銭信託以外の委託者非指図型投資信託の禁止等）

第五十二条 委託者非指図型投資信託は、金銭信託でなければならない。

2 第八条第二項及び第三項の規定は、委託者非指図型投資信託について準用する。

（投資信託財産の運用）

第五十三条 投資信託財産は、当該投資信託財産以外の信託財産と分別して運用しなければならない。

（委託者指図型投資信託に関する規定の準用）

第五十四条 第五条、第九条、第十一条、第十三条、第十四条及び第十六条から第十八条までの規定は信託会社等の行う委託者非指図型投資信託に係る業務について、第二十六条の規定は委託者非指図型投資信託について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「運用の指図」とあるのは「運用」と、第九条中「取得することを当該投資信託財産の受託者である信託会社等（以下「受託会社」という。）に指図してはならない」とあるのは「取得してはならない」と、第十三条第一項第二号中「他の投資信託財産（当該投資信託委託会社が資産運用会社である場

合にあつては、資産の運用を行う投資法人を含む。次号において同じ。）」とあり、及び同項第三号中「他の投資信託財産」とあるのは「他の信託財産」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 信託業法第二十五条から第二十七条まで、第二十九条第三項及び第二十九条の二の規定は、投資信託契約については、適用しない。

(運用に係る権限の委託)

第五十五条 信託会社等は、その運用を行う特定の投資信託財産について、当該運用に係る権限の全部を、第二条第二項に規定する政令で定める者その他の者に対し、委託してはならない。

2 信託会社等がその運用を行う特定の投資信託財産について、当該運用に係る権限の一部を委託した場合における前条第一項において準用する第九条及び第十一条の規定の適用については、これらの規定中「投資信託委託会社」とあるのは、「信託会社等（当該信託会社等からその運用に係る権限の一部の委託を受けた第二条第二項に規定する政令で定める者を含む。）」とする。

(信託会社等の責任)

第五十六条 信託会社等（当該信託会社等からその運用に係る権限の一部の委託を受けた第二条第二項に規定する政令で定める者を含む。）がその任務を怠つたことにより運用を行う投資信託財産の受益者に損害を生じさせたときは、その信託会社等は、当該受益者に対して連帯して損害を賠償する責任を負う。

(公告の方法)

第五十七条 この法律の規定により委託者非指図型投資信託に関してする公告は、当該委託者非指図型投資信託の受託者である信託会社等（受託者である信託会社等の任務の終了後新受託者である信託会社等の就任前にあつては、前受託者である信託会社等）における公告の方法（次に掲げる方法のいずれかに限り、公告の期間を含む。）により、しなければならない。

一 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

二 電子公告（公告の方法のうち、電磁的方法（会社法第二条第三十四号に規定する電磁的方法をいう。）により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて同号に規定するものをとる方法をいう。）

第三章 外国投資信託

(外国投資信託の届出)

第五十八条 外国投資信託の受益証券の発行者は、当該受益証券の募集の取扱い等（その内容等を勘案し、投資者の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして政令で定めるものを除く。）が行われる場合においては、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、当該外国投資信託に係る次に掲げる事項を内閣総

理大臣に届け出なければならない。

一 委託者（委託者指図型投資信託に類するものの場合に限る。）、受託者及び受益者に関する事項

二 受益証券に関する事項

三 信託の管理及び運用に関する事項

四 信託の計算及び収益の分配に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

2 前項の規定による届出には、当該外国投資信託の信託約款又はこれに類する書類その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

（外国投資信託の信託約款の変更等の届出等）

第五十九条 第五条、第十四条、第十六条、第十七条第一項（第一号及び第三号を除く。）及び第二項から第五項まで並びに第二十五条の規定は外国投資信託（前条第一項の規定による届出がされたものに限る。以下この条において同じ。）の受益証券の発行者について、第十九条及び第二十条第一項の規定は委託者指図型投資信託に類する外国投資信託の受益証券の発行者について、それぞれ準用する。この場合において、第十七条第一項（第一号及び第三号を除く。）中「定め、書面による決議を行わなければ」とあるのは「定めなければ」と、同条第二項及び第五項中「書面による決議」とあり、及び「当該決議」とあるのは「重大な約款の変更等」と、第二十条第一項中「第十七条及び第十八条」とあるのは「第十七条第一項（第一号及び第三号を除く。）及び第二項から第五項まで」と、第二十五条第二項中「第二号及び第三号を除く」とあるのは「第一号に係る部分に限る」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（外国投資信託の受益証券の募集の取扱い等の禁止又は停止命令）

第六十条 裁判所は、外国投資信託の受益証券の募集の取扱い等につき当該受益証券に係る外国投資信託の資産の運用の指図若しくは運用が著しく適正を欠き、かつ、現に投資者の利益が著しく害されており、又は害されることが明白である場合において、投資者の損害の拡大を防止する緊急の必要があると認めるときは、内閣総理大臣の申立てにより、その行為を現に行い、又は行おうとする者に対し、その行為の禁止又は停止を命ずることができる。

2 第二十六条第二項から第六項までの規定は、前項の規定による裁判について準用する。

3 金融商品取引法第百八十七条及び第百九十一条の規定は、第一項の規定による申立てについて準用する。

第六十六条第三項第一号中「投資信託委託業者」を「金融商品取引業者（次のイ又はロに掲げる場合にあつては、当該イ又はロに定める金融商品取引業者）」に改め、同号に次のように加える。

イ 当該特定資産に不動産が含まれる場合 宅地建物取引業法第三条第一項の免許及び同法第五十条の二第一項の認可を受けている金融商品取引業者

ロ 当該特定資産に有価証券及び不動産以外の政令で定める資産が含まれる場合 政令で定める金融商品取引業者

第六十六条第四項中「第九十八条第二号」の下に「から第五号まで」を加える。

第六十七条第一項第十三号中「投資信託委託業者」を「資産運用会社」に改め、同項第十四号中「資産の運用を行う投資信託委託業者」を「資産運用会社」に改める。

第六十九条第三項を次のように改める。

3 前項の場合において、規約が電磁的記録で作成されているときは、書面に代えて電磁的記録（内閣府令で定めるものに限る。）を添付することができる。

第八十三条第一項第四号中「資産の運用を行う投資信託委託業者」を「資産運用会社」に、「その投資信託委託業者」を「その資産運用会社」に改め、同条第五項中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改める。

第九十八条第二号を次のように改める。

二 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

第九十八条に次の三号を加える。

三 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

四 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

五 この法律、信託法、信託業法、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、金融商品取引法、商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）、宅地建物取引業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）、割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）、海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律（昭和五十七年法律第六十五号）、貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）、特定商品等の預託等取引契約に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）、商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）、不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律（平成十一年法律第三十二号）、会社法若しくは中間法人法（平成十三年法律第四十九号）若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十八条から第二百六十条まで若しくは第二百六十二条の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する

る法律（平成十二年法律第百二十九号）第六十五条、第六十六条、第六十八条若しくは第六十九条の罪、破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十八条から第二百七十二条まで若しくは第二百七十四条の罪、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第四十六条、第四十七条、第四十九条若しくは第五十条の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

第百条第五号中「証券会社等」を「金融商品取引業者等（金融商品取引法第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。）若しくは金融商品仲介業者（同法第二条第十二項に規定する金融商品仲介業者をいう。以下この号において同じ。）」に、「その」を「これらの」に、「証券仲介業者」を「金融商品仲介業者」に改める。

第百二条第三項第三号中「資産の運用を行う投資信託委託業者」を「資産運用会社」に改める。

第百九条第二項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号から第八号までを一号ずつ繰り上げ、同項に次の一号を加える。

八 第二百五条第一項の同意

第百十一条第二項並びに第百十五条の二第二項並びに第三項第三号及び第四号中「資産の運用を行う投資信託委託業者」を「資産運用会社」に改める。

第百三十九条の四第一項第五号中「資産の運用を行う投資信託委託業者」を「資産運用会社」に、「その投資信託委託業者」を「その資産運用会社」に改め、同条第四項中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改める。

第百三十九条の九第七項中「資産の運用を行う投資信託委託業者」を「資産運用会社」に改める。

第三編第一章第八節中第百三十九条の十一の次に次の二条を加える。

（短期投資法人債に係る特例）

第百三十九条の十二 第百三十九条の七において準用する会社法第六百八十一条の規定にかかわらず、次に掲げる要件のいずれにも該当する投資法人債（次項及び次条において「短期投資法人債」という。）については、これを発行した投資法人は、投資法人債原簿を作成することを要しない。

- 一 各投資法人債の金額が一億円を下回らないこと。
- 二 元本の償還について、投資法人債の総額の払込みのあつた日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。
- 三 利息の支払期限を、前号の元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。

と。

四 担保付社債信託法の規定により担保が付されるものでないこと。

2 短期投資法人債については、第百三十九条の八から第百三十九条の十までの規定は、適用しない。

(短期投資法人債の発行)

第百三十九条の十三 投資法人は、短期投資法人債については、次に掲げる場合を除き、これを発行することができない。

一 次に掲げるすべての要件を満たすものである場合

イ 特定資産(不動産その他の政令で定める資産に限る。)の取得に必要な資金の調達その他の内閣府令で定める目的のために発行するものであること。

ロ 規約においてその発行の限度額が定められていること。

ハ イ及びロに掲げるもののほか、投資主の保護のため必要なものとして内閣府令で定める要件

二 短期投資法人債の償還のための資金を調達する場合(内閣府令で定める場合に限る。)

第百六十二条及び第百六十四条第四項中「資産の運用を行う投資信託委託業者」を「資産運用会社」に改める。

第百八十八条第一項第三号中「資産の運用を行う投資信託委託業者」を「資産運用会社」に改め、同項第四号及び同条第二項第三号中「投資信託委託業者」を「資産運用会社」に改める。

第百九十条第一項第五号中「投資信託委託業者以外」を「金融商品取引業者(第百九十九条各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める金融商品取引業者)以外」に、「投資信託委託業者に」を「金融商品取引業者に」に改める。

第百九十五条第二号中「資産の運用を行う投資信託委託業者」を「資産運用会社」に改める。

第百九十六条第一項中「募集等」の下に「(募集(金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集をいう。)、私募(同項に規定する有価証券の私募をいう。))その他政令で定める行為をいう。以下同じ。)」を加え、同条第二項中「資産の運用を行う投資信託委託業者」を「資産運用会社」に、「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「当該投資信託委託業者」を「当該資産運用会社」に、「行為は、同法第二条第八項各号に掲げる行為に該当しないもの」を「行為を行う業務は、同法第二十八条第二項に規定する第二種金融商品取引業」に改める。

第百九十七条の見出し中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改め、同条中「証券取引法第三十三条、第四十一条、第四十二条第一項第一号、第五号、第六号及び第十号、第四十二条の二第一項、第三項及び第五項、第四十三条」を「金融商品取引法第三十六条、第三十七条(第一項第二号を除く。)、第三十七条の三第一項(第二号

及び第六号を除く。)及び第二項、第三十七条の四、第三十八条、第三十九条第一項、第三項及び第五項、第四十条、第四十四条の三第一項(第三号を除く。)」に改め、「第四十五条」の下に「(第三号及び第四号を除く。)」を加え、「及び前条第二項に規定する場合に該当する投資信託委託業者(その役員及び使用人を含む。以下この条において「投資信託委託業者等」という。))が同項に規定する募集の取扱い等を行う場合におけるその投資信託委託業者等(以下この条において「特定投資信託委託業者等」という。))」を削り、「第四十二条の二第二項」を「第三十九条第二項」に改め、「又は特定投資信託委託業者等」を削る。

第百九十八条の見出し及び同条第一項中「投資信託委託業者」を「資産運用会社」に改め、同条第二項中「資産の運用を行う投資信託委託業者」を「資産運用会社」に改める。

第百九十九条を次のように改める。

(資産運用会社)

第百九十九条 資産運用会社は、金融商品取引業者(次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める金融商品取引業者)でなければならない。

- 一 登録投資法人が投資の対象とする資産に不動産が含まれる場合 宅地建物取引業法第三条第一項の免許を受けている金融商品取引業者
- 二 登録投資法人が主として不動産に対する投資として運用することを目的とする場合 宅地建物取引業法第五十条の二第一項の認可を受けている金融商品取引業者
- 三 前二号に掲げる場合のほか、政令で定める場合 政令で定める金融商品取引業者

第二百条の見出し中「投資信託委託業者等」を「金融商品取引業者等」に改め、同条中「投資信託委託業者に」を「金融商品取引業者に」に改め、同条各号中「投資法人」を「登録投資法人」に、「投資信託委託業者」を「金融商品取引業者」に改める。

第二百一条から第二百五条までを次のように改める。

(特定資産の価格等の調査)

第二百一条 資産運用会社は、資産の運用を行う投資法人について特定資産(指定資産を除く。)の取得又は譲渡その他の内閣府令で定める行為が行われたときは、当該投資法人、その資産運用会社(その利害関係人等(当該資産運用会社の総株主の議決権の過半数を保有していることその他の当該資産運用会社と密接な関係を有する者として政令で定める者をいう。第二百三条第二項において同じ。))を含む。)及びその資産保管会社以外の者であつて政令で定めるものに当該特定資産の価格その他内閣府令で定める事項を調査させなければならない。

2 前項の場合において、その調査する資産が不動産(土地若しくは建物又はこれら

に関する所有権以外の権利をいう。)であるときは、不動産鑑定士による鑑定評価を踏まえて調査しなければならない。

(投資法人から委託された権限の再委託等)

第二百二条 資産運用会社は、投資法人の委託を受けてその資産の運用を行う場合において、当該投資法人から委託された資産の運用に係る権限の全部を他の者に対し、再委託してはならない。

2 資産運用会社が投資法人から委託された資産の運用に係る権限の一部を再委託した場合における前条の規定の適用については、同条第一項中「資産運用会社」とあるのは、「資産運用会社(当該資産運用会社から資産の運用に係る権限の一部の再委託を受けた者を含む。)」とする。

(契約を締結している投資法人等に対する書面の交付)

第二百三条 資産運用会社は、その資産の運用を行う投資法人に対し、三月に一回以上、次に掲げる事項を明らかにする書面を交付しなければならない。

一 当該資産運用会社が自己の計算で行った有価証券の売買その他の政令で定める取引のうち当該投資法人の資産の運用を行ったものと同一の銘柄について取引を行った事実の有無

二 前号の場合において、取引を行った事実があるときは、その売買の別その他の内閣府令で定める事項

三 当該資産運用会社が自己の計算で行った不動産の売買その他の政令で定める取引の有無(当該投資法人が投資の対象とする特定資産に不動産が含まれる場合に限る。)

四 前号の場合において、取引を行った事実があるときは、その売買の別その他の内閣府令で定める事項

五 前各号に掲げるもののほか、政令で定める事項

2 資産運用会社は、資産の運用を行う投資法人と自己又はその取締役若しくは執行役、資産の運用を行う他の投資法人、利害関係人等その他の政令で定める者との間における特定資産(指定資産及び内閣府令で定めるものを除く。以下この項において同じ。)の売買その他の政令で定める取引が行われたときは、内閣府令で定めるところにより、当該取引に係る事項を記載した書面を当該投資法人、資産の運用を行う他の投資法人(当該特定資産と同種の資産を投資の対象とするものに限る。)その他政令で定める者に交付しなければならない。

3 第五条第二項の規定は、第一項の規定による書面の交付について準用する。この場合において、同条第二項中「受益証券を取得しようとする者」とあるのは、「資産の運用を行う投資法人」と読み替えるものとする。

4 第五条第二項の規定は、第二項の規定による書面の交付について準用する。この場合において、同条第二項中「受益証券を取得しようとする者」とあるのは、「資

産の運用を行う投資法人、資産の運用を行う他の投資法人（当該特定資産と同種の資産を投資の対象とするものに限る。）その他政令で定める者」と読み替えるものとする。

（資産運用会社の責任）

第二百四条 資産運用会社（当該資産運用会社から資産の運用に係る権限の一部の再委託を受けた者を含む。以下この条において同じ。）がその任務を怠つたことにより投資法人に損害を生じさせたときは、その資産運用会社は、当該投資法人に対し連帯して損害を賠償する責任を負う。

2 資産運用会社が投資法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、執行役員、監督役員、一般事務受託者又は会計監査人も当該損害を賠償する責任を負うときは、その資産運用会社、執行役員、監督役員、一般事務受託者及び会計監査人は、連帯債務者とする。

3 会社法第四百二十九条第一項の規定は資産運用会社について、同法第四百二十四条の規定は第一項の責任について、同法第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条第一項第一号及び第二項を除く。）の規定は資産運用会社の責任を追及する訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（資産運用会社による資産の運用に係る委託契約の解約）

第二百五条 資産運用会社は、登録投資法人の同意を得なければ、当該登録投資法人と締結した資産の運用に係る委託契約を解約することができない。

2 執行役員は、前項の同意を与えるためには、投資主総会の承認を受けなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合として内閣総理大臣の許可を得たときは、この限りでない。

第二百六条第一項中「投資信託委託業者」を「資産運用会社」に改め、同条第二項中「投資信託委託業者と」を「資産運用会社と」に改め、同項第一号中「資産の運用を行う投資信託委託業者」を「資産運用会社」に改める。

第二百七条第一項中「資産の運用を行う投資信託委託業者」を「資産運用会社」に、「当該投資信託委託業者」を「当該資産運用会社」に改め、同項第一号中「投資信託委託業者」を「金融商品取引業者（第百九十九条各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める金融商品取引業者）」に改め、同条第二項及び第三項中「投資信託委託業者」を「資産運用会社」に改める。

第二百八条第二項中「該当する法人」の下に「（登録投資法人が有価証券その他の内閣府令で定める資産以外の資産の保管に係る業務を委託する場合にあつては、第二号に掲げる法人を除く。）」を加え、同項第二号を次のように改める。

二 金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第五項に規定する有価証券等管理業務を行う者に限る。）

第二百十条第二項中「その資産の運用を行う投資信託委託業者」を「資産運用会社」に、「投資信託委託業者は」を「資産運用会社は」に改める。

第二百十三条第六項中「第三十九条第三項及び第四項」を「第二十二条第二項及び第三項」に改める。

第二百十四条第一項中「資産の運用を行う投資信託委託業者」を「資産運用会社」に、「投資信託委託業者から第三十四条の五第一項の規定により再委託を受けた同項に規定する政令で定める者」を「資産運用会社から資産の運用に係る権限の一部の再委託を受けた者」に改める。

第二百十九条第二項中「第三十四条第二項」を「第二十六条第二項」に改め、同条第三項中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改める。

第二百二十条第一項中「取扱い等」の下に「（その内容等を勘案し、投資者の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして政令で定めるものを除く。）」を加える。

第二百二十一条第一項中「外国投資法人」の下に「（前条第一項の規定による届出がされたものに限る。次条において同じ。）」を加え、「前条第一項各号」を「同項各号」に改める。

第二百二十三条第二項中「第三十四条第二項」を「第二十六条第二項」に改め、同条第三項中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改める。

第二百二十三条の二の見出しを「（承認の条件）」に改め、同条第一項中「認可又は」を削る。

第二百二十三条の三を次のように改める。

（金融商品取引法等の適用に関する特例）

第二百二十三条の三 金融商品取引業者又は金融商品取引業者となろうとする者が、業として不動産等（金融商品取引法第三十五条第一項第十五号イに規定する不動産その他の政令で定める資産をいう。）に対する投資として委託者指図型投資信託の信託財産の運用の指図を行おうとし、又は登録投資法人の資産の運用を行おうとする場合における同法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

| | | |
|---------------|----|---|
| 第二十九条の二第二項第二号 | 業務 | 業務（業として特定投資運用行為（第二条第八項第十二号イに掲げる契約を締結し、当該契約に基づき、不動産等（第三十五条第一項第十五号イに規定する不動産その他の政令で定める資産をいう。以下この号において同じ。）に対する投資として金銭その他の財産の運用を行うこと又は不動産等に対する投資として第二条第一項第十号に規定する投資信託の受益証券に表示される権利を有する者から拋出を受けた金銭その他の財産の運用を行 |
|---------------|----|---|

| | | |
|----------------|------------------------|--|
| | | うことをいう。以下同じ。)を行おうとする場合にあつては、当該特定投資運用行為を行う業務を含む。) |
| 第二十九条の三第一項 | 登録しなければならない | 登録しなければならない。この場合において、内閣総理大臣は、第二十九条の登録を受けようとする者が業として特定投資運用行為を行おうとするときは、あらかじめ、その者が当該特定投資運用行為を行う業務を適確に遂行するに足りる人的構成を有する者であるかどうかにつき、国土交通大臣その他の政令で定める関係行政機関の長の意見を聴くものとする |
| 第二十九条の四第一項第一号二 | 投資助言・代理業 | 業として特定投資運用行為を行おうとする場合にあつては当該特定投資運用行為を行う業務を含み、投資助言・代理業 |
| 第三十一条第五項 | 変更に係る事項 | 変更に係る事項」と、「登録しなければならない。この場合において、内閣総理大臣は、第二十九条の登録を受けようとする者が業として特定投資運用行為を行おうとするときは、あらかじめ、その者が当該特定投資運用行為を行う業務を適確に遂行するに足りる人的構成を有する者であるかどうかにつき、国土交通大臣その他の政令で定める関係行政機関の長の意見を聴くものとする」とあるのは「登録しなければならない |
| 第三十五条第二項第六号 | 前項第十五号 | 特定投資運用行為及び前項第十五号 |
| 第三十五条第四項 | 行うことができる | 行うことができる。この場合において、第二十九条の二第二項第二号の書類に第二十九条の登録を受けようとする者が業として特定投資運用行為を行う旨の記載がある場合であつて、当該者が当該登録を受けたときは、当該者は、当該特定投資運用行為を行う業務につきこの項の承認を受けたものとみなす |
| 第三十五条第五項 | 認められるときに限り、承認しないことができる | 認められるとき(業として特定投資運用行為を行うことについての承認にあつては、当該特定投資運用行為を行う業務を適確に遂行するに足りる人的構成を有しないと認められるときを含む。)に限り、承認しないことができる。この場合において、内閣総理大臣は、あらかじめ、その者が当該特定投資運用行為を行う業務を適確に遂行するに足りる人的構成を有する者であるかどうかにつき、国土交通大臣その他の政令で定める関係行政機関の長の意見を聴くものとする |

2 投資信託委託会社が、業として有価証券又はデリバティブ取引に係る権利以外の資産に対する投資として委託者指図型投資信託の信託財産の運用の指図を行う場合

(前項の規定により読み替えられた金融商品取引法第二十九条の二第二項第二号に規定する特定投資運用行為を行う場合にあつては、業として当該特定投資運用行為を行うことにつき同法第三十五条第四項の承認を受けた場合に限る。)における同法の規定の適用については、当該指図は、同法第二条第八項第十四号に掲げる行為に該当するものとみなす。

- 3 資産運用会社が、業として有価証券又はデリバティブ取引に係る権利以外の資産に対する投資として登録投資法人の資産の運用を行う場合(第一項の規定により読み替えられた金融商品取引法第二十九条の二第二項第二号に規定する特定投資運用行為を行う場合にあつては、業として当該特定投資運用行為を行うことにつき同法第三十五条第四項の承認を受けた場合に限る。)における同法の規定の適用については、当該運用は、同法第二条第八項第十二号に掲げる行為(同号イに掲げる契約に基づいて行うものに限る。)に該当するものとみなす。
- 4 信託会社等は、委託者非指図型投資信託に係る業務を行う範囲において、金融商品取引法第六十七条の二第一項及び第二項、第六十八条第一項及び第二項、第七十八条第一項、第七十九条の七第一項並びに第七十九条の十一の規定の適用については、金融商品取引業者とみなす。
- 5 信託会社(信託業法第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。)が委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う場合における同法の規定の適用については、同法第二十四条の二中「、信託会社」とあるのは「信託会社」と、「準用する」とあるのは「、同法第四十二条の二(禁止行為)及び第四十四条の三第一項(親法人等又は子法人等が関与する行為の制限)の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)」は信託会社が行う投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二項に規定する委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う業務について、それぞれ準用する」と、「これらの規定中」とあるのは「これらの規定(金融商品取引法第四十二条の二及び第四十四条の三第一項の規定を除く。)」中」と、「同条第四項中」とあるのは「同条第四項及び同法第四十二条の二第六号中」と、「信託会社の責めに帰すべき事故」とあるのは「信託会社の責めに帰すべき事故」と、同法第四十四条の三第一項第二号中「第二条第八項各号に掲げる行為に関する契約」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律第四十七条第一項に規定する委託者非指図型投資信託契約」と、同項第三号中「投資助言業務に関して取引の方針、取引の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした助言を行い、又はその行う投資運用業」とあるのは「委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う業務」とする。
- 6 信託業務を営む金融機関が委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う場合における金融機関の信託業務の兼営等に関する法律の規定の適用については、同法第二条の二中「、金融機関」とあるのは「金融機関」と、「準用する。」とあるの

は「、金融商品取引法第四十二条の二及び第四十四条の三第二項（第二号を除く。）の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）は金融機関が行う投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二項に規定する委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う業務について、それぞれ準用する。」と、「これらの規定中」とあるのは「これらの規定（金融商品取引法第四十二条の二の規定を除く。）中」と、「金融商品取引法第三十四条」とあるのは「同法第三十四条」と、「同条第四項中」とあるのは「同条第四項及び同法第四十二条の二第六号中」と、「金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項に規定する金融機関をいう。）の責めに帰すべき事故」とあるのは「金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項に規定する金融機関をいう。）の責めに帰すべき事故」と、同法第四十四条の三第二項第三号中「投資助言業務に関して取引の方針、取引の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした助言を行い、又はその行う投資運用業」とあるのは「委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う業務」とする。

7 前各項に掲げるもののほか、この条の規定により金融商品取引法、信託業法及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律の規定を適用する場合における技術的読替えその他必要な事項は、政令で定める。

第二百二十四条第二項中「投資信託委託業者」を「投資信託委託会社」に改め、「受託会社」の下に「、資産運用会社」を加える。

第二百二十四条の二中「規定」の下に「又は第二百二十三条の三の規定により読み替えて適用する金融商品取引法、信託業法若しくは金融機関の信託業務の兼営等に関する法律の規定」を加える。

第二百二十五条第二項中「次に掲げるもの」を「第二百十三条第一項の規定によるもの（投資証券の募集等に係る取引の公正の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。）」に改め、同項各号を削り、同条第三項中「第三十九条第一項及び第二項、第五十五条第一項並びに」を「第二十二条第一項及び」に改める。

第二百二十八条第二項第四号から第六号まで及び第二百二十八条の二第一項中「第二百五十一条」を「第二百四十九条」に改める。

第二百三十四条第一項第一号中「第二百五十一条第六号」を「第二百四十九条第六号」に改める。

第二百三十九条第一号中「第四条又は第五条の二」を「第三条又は第七条」に改め、同条第二号中「第三十四条第一項（第四十九条の十一第一項）」を「第二十六条第一項（第五十四条第一項）」に改め、同条第三号中「第四十九条の二第一項又は第四十九条の三」を「第四十七条第一項又は第四十八条」に改める。

第二百四十条中「投資信託委託業者若しくは投資信託委託業者であつた者若しくは信託会社等の代表者、代理人、使用人その他の従業者、」を削り、同条各号を次のよ

うに改める。

- 一 第百九十五条の規定に違反したとき。
- 二 第百九十七条において準用する金融商品取引法第三十九条第一項の規定に違反したとき。

第二百四十一条中「投資信託委託業者若しくは投資信託委託業者であつた者の代表者、代理人、使用人その他の従業者、」を削り、「、資産保管会社」を「又は資産保管会社」に改め、「又は投資信託協会の役員」を削り、同条第一号及び第二号を削り、同条第三号を同条第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

- 二 第二百四十一条第一項の規定による命令に違反したとき。

第二百四十一条第四号を削る。

第二百四十二条及び第二百四十三条を削る。

第二百四十四条第一号を次のように改める。

- 一 第十五条第一項又は第二百十一条第一項若しくは第二項の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類の作成をした者

第二百四十四条第二号中「第三十九条第一項若しくは第二項、第五十五条第一項」を「第二十二条第一項」に改め、同条を第二百四十二条とする。

第二百四十五条第一号中「第五条第一項」を「第六条第一項」に改め、同条第二号を削り、同条第三号中「第二十七条（第四十九条の十一第一項において準用する場合を含む。）又は」を削り、「証券取引法第四十二条の二第二項」を「金融商品取引法第三十九条第二項」に改め、同号を同条第二号とし、同条を第二百四十三条とする。

第二百四十六条中「前条第三号」を「前条第二号」に改め、同条を第二百四十四条とする。

第二百四十七条中「投資信託委託業者」を「投資信託委託会社」に改め、「若しくは信託会社等」を削り、同条第一号から第四号までを削り、同条第五号中「第四十五条第四項」を「第二十三条第四項」に改め、同号を同条第一号とし、同条第六号中「第四十八条第一項」を「第二十四条第一項」に改め、同号を同条第二号とし、同条第七号を同条第三号とし、同条に次の一号を加える。

- 四 第百九十七条において準用する金融商品取引法第三十九条第五項の規定による申請書又は書類に虚偽の記載をして提出したとき。

第二百四十七条を第二百四十五条とする。

第二百四十八条第一号中「第十条の三、第二十九条（第四十九条の十一第一項）を「第四条第一項、第十四条第三項（第五十四条第一項又は第五十九条において準用する場合を含む。）、第十六条（第五十四条第一項）に、「第三十一条」を「第十九条」に、「第五十八条第一項」を「第四十九条第一項、第五十八条第一項」に改め、同条第二号を削り、同条第三号中「第二十五条第一項若しくは第四十九条の四第二項に規定する」を「第四条第二項又は第四十九条第二項の投資信託約款に記載すべき」

に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号を削り、同条第五号中「第二十六条第二項（第四十九条の十一第一項）」を「第五条第一項（第五十四条第一項）」に改め、同号を同条第三号とし、同条第六号中「第二十八条第一項（第四十九条の十一第一項）」を「第十三条第一項（第五十四条第一項）」に、「第三十四条の六第一項」を「第二百三条第一項」に改め、同号を同条第四号とし、同条第七号を削り、同条第八号中「第三十三条第一項（第四十九条の十一第一項）」を「第十四条第一項（第五十四条第一項）」に改め、同号を同条第五号とし、同条第九号から第十三号までを削り、同条第十四号中「第四十八条第三項」を「第二十四条第三項」に改め、同号を同条第六号とし、同条第十五号を同条第七号とし、同条第十六号から第十九号までを八号ずつ繰り上げ、同条を第二百四十六条とする。

第二百四十九条第一号中「第五条第六項又は第四十九条の五第二項」を「第六条第六項又は第五十条第二項」に改め、同条第二号から第七号までを削り、同条第八号中「第四十八条の二第二項」を「第二十五条第二項」に改め、同号を同条第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 第百九十七条において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項（第二号及び第六号を除く。）若しくは第三十七条の四第一項の規定に違反して、書面を交付せず、若しくはこれらの規定に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者又は第百九十七条において準用する同法第三十七条の三第二項若しくは第三十七条の四第二項において準用する同法第三十四条の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者

第二百四十九条第九号から第十一号までを削り、同条を第二百四十七条とする。

第二百五十条第一号中「第二百四十条第二号から第四号まで若しくは第六号又は第二百四十一条第一号から第三号まで」を「第二百四十条又は第二百四十一条」に改め、同条第二号中「、第二百四十三条第一号若しくは第二号又は第二百四十四条第二号若しくは第三号」を削り、同条第三号中「第二百四十五条第二号若しくは第三号又は第二百四十七条第四号」を「第二百四十三条第二号又は第二百四十五条第四号」に改め、同条第四号中「第二百四十条第一号若しくは第五号、第二百四十一条第四号、第二百四十三条第三号、第二百四十四条第一号、第二百四十五条第一号、第二百四十七条第一号から第三号まで若しくは第五号から第七号」を「第二百四十三条第一号、第二百四十五条第一号から第三号」に改め、同条を第二百四十八条とする。

第二百五十一条中「投資信託委託業者」を「投資信託委託会社」に改め、「一般事務受託者」の下に「、資産運用会社」を加え、同条第八号中「第十六条の二（第四十九条の十一第一項）」を「第十一条（第五十四条第一項）」に、「第三十四条の四」を「第二百一条」に改め、同条第九号中「第四十八条の二第二項」を「第二十五条第二項」に改め、同条第十号中「第四十九条の二第二項」を「第四十七条第二項」に改

め、同条第十一号中「第四十九条の七」を「第五十三条」に改め、同条第三十四号を削り、同条を第二百四十九条とする。

第二百五十二条各号中「第四十八条の二第二項」を「第二十五条第二項」に改め、同条を第二百五十条とする。

第二百五十三条を第二百五十一条とする。

第二百五十四条各号中「第四十九条」を「第二十六条第七項（第五十四条第一項において準用する場合を含む。）」に、「証券取引法」を「金融商品取引法」に改め、同条を第二百五十二条とする。

（商工組合中央金庫法の一部改正）

第六条 商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項第七号中「、有価証券店頭デリバティブ取引（有価証券先渡取引ヲ除ク）、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又八外国市場証券先物取引（顧客ノ書面ニ依ル注文ヲ受ケ其ノ計算ニ於テ為スモノ）」を「（有価証券関連デリバティブ取引ニ該当スルモノヲ除ク）又八有価証券関連デリバティブ取引（書面取次行為）」に改め、同項第八号中「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「第六十五条第二項各号」を「第三十三条第二項各号」に、「第二条第八項第四号」を「第二条第八項第六号」に改め、同項第十五号及び第十六号を次のように改める。

十五 デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引ニ該当スルモノヲ除ク次号ニ於テ同ジ）ニシテ主務省令ヲ以テ定ムルモノヲ為スコト（第十一号ニ掲グル業務ニ該当スルモノヲ除ク）

十六 デリバティブ取引（主務省令ヲ以テ定ムルモノニ限ル）ノ媒介、取次又ハ代理ヲ為スコト

第二十八条第一項第十七号中「前二号」を「第十五号」に改め、同項第十九号及び第二十号中「有価証券店頭デリバティブ取引」を「有価証券関連店頭デリバティブ取引」に改め、同条第四項を次のように改める。

第一項第七号又ハ第十五号ノ「有価証券関連デリバティブ取引」又ハ「書面取次行為」トハ夫々金融商品取引法第二十八条第八項第六号ニ規定スル有価証券関連デリバティブ取引又ハ同法第三十三条第二項ニ規定スル書面取次ぎ行為ヲ謂フ

第二十八条第五項中「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「掲グル」を「規定スル」に改め、同条第六項を次のように改める。

第一項第十五号若ハ第十六号ノ「デリバティブ取引」又ハ同項第十九号若ハ第二十号ノ「有価証券関連店頭デリバティブ取引」トハ夫々金融商品取引法第二条第二十項ニ規定スルデリバティブ取引又ハ同法第二十八条第八項第四号ニ掲グル行為ヲ謂フ

第二十八条第七項第七号を同項第八号とし、同項第三号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第百三十九条の十二第一項ニ規定スル短期投資法人債

第二十八条ノ四第一項第一号ホを次のように改める。

ホ 金融商品取引法第二十八条第八項ニ規定スル有価証券関連業ヲ営ム者（同法第二条第十二項ニ規定スル金融商品仲介業者ヲ除ク）

第二十八条ノ六第一項第二号中「証券取引法第六十五条第二項各号」を「金融商品取引法第三十三条第二項各号」に改める。

第二十九条第一項第一号を次のように改める。

一 国債等又ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル有価証券ノ取得及金融商品取引法第二十八条第八項第三号ニ掲グル行為（同号イニ掲グル取引ヲ除ク）又ハ同項第五号ニ掲グル行為（同号ニ掲グル行為ニシテ同項第三号イニ掲グル取引ニ類似ノ取引ヲ除ク）ヲ為スコト

第三十条ノ二第一項中「受入」の下に「（第三十条ノ二ノ三ニ規定スル特定預金ノ受入ヲ除ク）」を加え、同条第二項中「ニ規定スル業務以外ノ業務ニ関シ」を「及第三十条ノ二ノ三並ニ」に、「別段ノ定アルモノヲ除ク」を「定アルモノ」に改め、「説明」の下に「其ノ業務ニ関シテ取得シタル顧客ニ関スル情報ノ適切ナル取扱其ノ業務ヲ第三者ニ委託スル場合ニ於ケル当該業務ノ的確ナル遂行」を加え、同条の次に次の二条を加える。

第三十条ノ二ノ二 商工組合中央金庫ハ其ノ業務ニ関シ次ニ掲グル行為（次条ニ規定スル特定預金契約ノ締結ノ業務ニ関シテハ第四号ニ掲グル行為ヲ除ク）ヲ為スコトヲ得ズ

一 顧客ニ対シ虚偽ノコトヲ告ゲル行為

二 顧客ニ対シ不確實ナル事項ニ付断定的判断ノ提供ヲ為シ又ハ確實タルト誤認セシムル虞アルコトヲ告ゲル行為

三 顧客ニ対シ商工組合中央金庫其ノ他商工組合中央金庫ト主務省令ニ定ムル密接ナル関係ヲ有スル者ノ営ム業務ニ係ル取引ヲ行フコトヲ条件トシテ信用ヲ供与シ又ハ信用ノ供与ヲ約スル行為（顧客ノ保護ニ欠ケル虞ナキモノトシテ主務省令ニ定ムルモノヲ除ク）

四 前三号ニ掲グルモノノ外顧客ノ保護ニ欠ケル虞アルモノトシテ主務省令ヲ以テ定ムル行為

第三十条ノ二ノ三 金融商品取引法第三章第一節第五款（第三十四条の二第六項乃至第八項並ニ第三十四条の三第五項及第六項ヲ除ク）、同章第二節第一款（第三十五条乃至第三十六条の四、第三十七条第一項第二号、第三十七条の二、第三十七条の三第一項第二号及第六号並ニ第三項、第三十七条の五、第三十八条第一号及第二号、第三十八条の二、第三十九条第三項但書及第五項、第四十条の二並ニ第四十条の三ヲ除ク）及第四十五条（第三号及第四号ヲ除ク）ノ規定ハ商工組合中央金庫ガ行フ

特定預金契約（特定預金（金利、通貨ノ価格、同法第二条第十四項ニ規定スル金融商品市場ニ於ケル相場其ノ他ノ指標ニ係ル変動ニ依リ其ノ元本ニ付損失ガ生ズル虞アル預金トシテ主務省令ヲ以テ定ムルモノヲ謂フ）ノ受入ヲ内容トスル契約ヲ謂フ）ノ締結ニ付之ヲ準用ス此ノ場合ニ於テ此等ノ規定中「金融商品取引契約」トアルハ之ヲ「特定預金契約」トシ、「金融商品取引業」トアルハ之ヲ「特定預金契約の締結の業務」トシ、此等ノ規定（同法第三十九条第三項本文ノ規定ヲ除ク）中「内閣府令」トアルハ之ヲ「主務省令」トシ、此等ノ規定（同法第三十四条ノ規定ヲ除ク）中「金融商品取引行為」トアルハ之ヲ「特定預金契約の締結」トシ、同法第三十四条中「顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商品取引行為（第二条第八項各号に掲げる行為をいう。以下同じ。）を行うことを内容とする契約」トアルハ之ヲ「商工組合中央金庫法第三十条ノ二ノ三に規定する特定預金契約」トシ、同法第三十七条第一項第一号中「商号、名称又は氏名」トアルハ之ヲ「名称」トシ、同法第三十七条の三第一項中「交付しなければならない」トアルハ之ヲ「交付するほか、預金者の保護に資するため、主務省令で定めるところにより、当該特定預金契約の内容その他預金者に参考となるべき情報の提供を行わなければならない」トシ、同項第一号中「商号、名称又は氏名」トアルハ之ヲ「名称」トシ、同法第三十九条第一項第一号中「有価証券の売買その他の取引（買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。）又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券売買取引等」という。）」トアルハ之ヲ「特定預金契約の締結」トシ、「有価証券又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券等」という。）」トアルハ之ヲ「特定預金契約」トシ、「顧客（信託会社等（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。）が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買又はデリバティブ取引を行う場合にあつては、当該信託をする者を含む。以下この条において同じ。）」トアルハ之ヲ「顧客」トシ、「補足するため」トアルハ之ヲ「補足するため、当該特定預金契約によらないで」トシ、同項第二号及第三号中「有価証券売買取引等」トアルハ之ヲ「特定預金契約の締結」トシ、「有価証券等」トアルハ之ヲ「特定預金契約」トシ、同項第二号中「追加するため」トアルハ之ヲ「追加するため、当該特定預金契約によらないで」トシ、同項第三号中「追加するため、」トアルハ之ヲ「追加するため、当該特定預金契約によらないで」トシ、同条第二項中「有価証券売買取引等」トアルハ之ヲ「特定預金契約の締結」トシ、同条第三項中「原因となるものとして内閣府令で定めるもの」トアルハ之ヲ「原因となるもの」トシ、同法第四十五条第二号中「第三十七条の二から第三十七条の六まで、第四十条の二第四項及び第四十三条の四」トアルハ之ヲ「第三十七条の三（第一項の書面の交付に係る部分に限り、同項第二号及び第六号並びに第三項を除く。）、第三十七条の四及び第三十七条の六」トス

第五十条を次のように改める。

第五十条 第三十条ノ二ノ三ニ於テ準用スル金融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」ト謂フ）第三十九条第一項ノ規定ニ違反シタル者ハ三年以下ノ懲役若ハ三百万円以下ノ罰金ニ処シ又ハ之ヲ併科ス

第五十条の次に次の六条を加える。

第五十条ノ二 商工組合中央金庫ノ理事長、副理事長、理事又ハ監事何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ商工組合中央金庫ノ業務ノ範囲外ニ於テ貸付若ハ手形ノ割引ヲ為シ又ハ投機取引ノ為ニ商工組合中央金庫ノ財産ヲ処分シタルトキハ三年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ八百万円以下ノ罰金ニ処ス

前項ノ規定ハ刑法（明治四十年法律第四十五号）ニ正条アル場合ニハ之ヲ適用セズ

第五十条ノ三 第三十条ノ二ノ二（第一号ニ係ル部分ニ限ル）ノ規定ニ違反シタル場合ニ於テ顧客以外ノ者（商工組合中央金庫ヲ含ム）ノ利益ヲ図リ又ハ顧客ニ損害ヲ与フル目的ヲ以テ当該違反行為ヲ為シタル者ハ一年以下ノ懲役若ハ八百万円以下ノ罰金ニ処シ又ハ之ヲ併科ス

第五十条ノ四 準用金融商品取引法第三十九条第二項ノ規定ニ違反シタル者ハ一年以下ノ懲役若ハ八百万円以下ノ罰金ニ処シ又ハ之ヲ併科ス

第五十条ノ五 前条ノ場合ニ於テ犯人又ハ情ヲ知リタル第三者ガ受ケタル財産上ノ利益ハ没収ス其ノ全部又ハ一部ヲ没収スルコト能ハザルトキハ其ノ価額ヲ追徴ス

第五十条ノ六 次ノ各号ノ何レカニ該当スル者ハ六月以下ノ懲役若ハ五十万円以下ノ罰金ニ処シ又ハ之ヲ併科ス

一 準用金融商品取引法第三十七条第一項（第二号ヲ除ク）ニ規定スル事項ヲ表示セズ又ハ虚偽ノ表示ヲ為シタル者

二 準用金融商品取引法第三十七条第二項ノ規定ニ違反シタル者

三 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項（第二号及第六号ヲ除ク）ノ規定ニ違反シテ書面ヲ交付セズ又ハ同項ニ規定スル事項ヲ記載セザル書面若ハ虚偽ノ記載ヲ為シタル書面ヲ交付シタル者

四 準用金融商品取引法第三十七条の四第一項ノ規定ニ依ル書面ヲ交付セズ又ハ虚偽ノ記載ヲ為シタル書面ヲ交付シタル者

第五十条ノ七 法人（法人ニ非ザル団体ニシテ代表者又ハ管理人ノ定ヲ有スルモノヲ含ム以下本項ニ於テ同ジ）ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ関シ次ノ各号ニ掲グル規定ノ違反行為ヲ為シタルトキハ其ノ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人ニ対シ当該各号ニ定ムル罰金刑ヲ其ノ人ニ対シ各本条ノ罰金刑ヲ科ス

一 第五十条 三億円以下ノ罰金刑

二 第五十条ノ三 二億円以下ノ罰金刑

三 第五十条ノ四 一億円以下ノ罰金刑

四 前条 同条ノ罰金刑

前項ノ規定ニ依リ法人ニ非ザル団体ヲ処罰スル場合ニハ其ノ代表者又ハ管理人ガ其ノ訴訟行為ニ付其ノ団体ヲ代表スル外法人ヲ被告人又ハ被疑者トスル場合ノ刑事訴訟ニ関スル法律ノ規定ヲ準用ス

(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律の一部改正)

第七条 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第二号を次のように改める。

二 信託受益権売買等業務(信託受益権の売買等(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第六十五条の五第一項に規定する信託受益権の売買等をいう。))を行う業務をいう。次条第三項及び第四項において同じ。)

第二条の見出し中「準用」を「準用等」に改め、同条第一項中「第二十二条から」の下に「第二十四条まで、第二十五条から」を加え、同条第三項を次のように改める。

3 金融商品取引法第三十三条の二の規定にかかわらず、信託業務を営む金融機関は、信託受益権売買等業務を営むことができる。

第二条に次の一項を加える。

4 信託業務を営む金融機関が前項の規定により信託受益権売買等業務を営む場合においては、当該金融機関を登録金融機関(金融商品取引法第二条第十一項に規定する登録金融機関をいう。)とみなして、同法第三十四条から第三十四条の五まで、第三十六条、第三十六条の三、第三十七条(第一項第二号を除く。)、第三十七条の二、第三十七条の三(第一項第二号を除く。)、第三十七条の四、第三十七条の六、第三十八条、第三十九条、第四十条、第四十五条第一号及び第二号、第四十八条、第四十八条の二、第五十一条の二、第五十二条の二第一項及び第二項、第五十六条の二第一項、第九十条並びに第九十四条の五第二項の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。この場合において、同法第五十二条の二第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第三号又は第五号」と、「当該登録金融機関の第三十三条の二の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて」とあるのは「六月以内の期間を定めて」と、同条第二項中「前項第三号から第五号までのいずれか」とあるのは「前条第三号又は第五号」とする。

第二条の次に次の一条を加える。

(金融商品取引法の準用)

第二条の二 金融商品取引法第三章第一節第五款(第三十四条の二第六項から第八項まで並びに第三十四条の三第五項及び第六項を除く。)、同章第二節第一款(第三十五条から第三十六条の四まで、第三十七条第一項第二号、第三十七条の二、第三十七条の三第一項第二号から第四号まで及び第六号並びに第三項、第三十七条の

四、第三十七条の五、第三十八条第一号及び第二号、第三十八条の二、第三十九条第一項、第二項第二号、第三項及び第五項、第四十条第一号、第四十条の二並びに第四十条の三を除く。)及び第四十五条(第三号及び第四号を除く。)の規定は、金融機関が行う特定信託契約(信託業法第二十四条の二に規定する特定信託契約をいう。)による信託の引受けについて準用する。この場合において、これらの規定中「金融商品取引契約」とあるのは「特定信託契約」と、「金融商品取引業」とあるのは「特定信託契約の締結の業務」と、これらの規定(金融商品取引法第三十四条の規定を除く。)中「金融商品取引行為」とあるのは「特定信託契約の締結」と、同法第三十四条中「顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商品取引行為(第二条第八項各号に掲げる行為をいう。以下同じ。)を行うことを内容とする契約」とあるのは「信託業法第二十四条の二に規定する特定信託契約」と、同法第三十七条の三第一項第一号中「商号、名称又は氏名及び住所」とあるのは「住所」と、同法第三十七条の六第一項中「第三十七条の四第一項」とあるのは「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第二条第一項において準用する信託業法第二十六条第一項」と、同法第三十九条第二項第一号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定信託契約(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第六条に規定する信託契約を除く。第三号において同じ。)の締結」と、「前項第一号」とあるのは「損失補てん等(同法第二条第一項において準用する信託業法第二十四条第一項第四号の損失の補てん又は利益の補足をいう。第三号において同じ。)」と、同項第三号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定信託契約の締結」と、「前項第三号の提供」とあるのは「損失補てん等」と、同条第四項中「事故」とあるのは「金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項に規定する金融機関をいう。)の責めに帰すべき事故」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第十六条中「次の各号のいずれかに該当する」を「第九条又は第十条の規定による信託業務の停止の命令に違反した」に改め、同条各号を削る。

第十七条第五号から第八号までを削り、同条第九号を同条第五号とし、同条第十号を同条第六号とする。

第十八条第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 第二条の二において準用する金融商品取引法第三十九条第二項(第二号を除く。)の規定に違反した者

第十八条の次に次の一条を加える。

第十八条の二 前条第二号の場合において、犯人又は情を知った第三者が受けた財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第十九条に次の三号を加える。

五 第二条の二において準用する金融商品取引法第三十七条第一項（第二号を除く。）に規定する事項を表示せず、又は虚偽の表示をした者

六 第二条の二において準用する金融商品取引法第三十七条第二項の規定に違反した者

七 第二条の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項（第二号から第四号まで及び第六号を除く。）の規定に違反して、書面を交付せず、又は同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者
第二十一条第三号中「前三条」を「第十八条（第二号を除く。）又は前二条」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 第十八条第二号 一億円以下の罰金刑

第二十二条第一号及び第二号を削り、同条第三号を同条第一号とし、同条第四号を同条第二号とし、同条第五号を同条第三号とする。

（農業協同組合法の一部改正）

第八条 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九十二条の四」を「第九十二条の五」に改める。

第十条第六項第三号の二中「、有価証券店頭デリバティブ取引（有価証券先渡取引を除く。）、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引（利用者の書面による注文を受けてその計算においてするもの）」を「（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）又は有価証券関連デリバティブ取引（書面取次ぎ行為）」に改め、同項第十二号を次のように改める。

十二 店頭デリバティブ取引（有価証券関連店頭デリバティブ取引に該当するものを除く。）であつて主務省令で定めるもののうち、第六号に掲げる事業に該当するもの以外のもの

第十条第六項第十二号の次に次の一号を加える。

十二の二 デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）の媒介、取次ぎ又は代理であつて、主務省令で定めるもの

第十条第六項第十三号中「前号」を「第十二号」に改め、同項第十四号中「第十二号」を「第十二号の二」に改め、同項第十五号及び第十六号中「有価証券店頭デリバティブ取引」を「有価証券関連店頭デリバティブ取引」に改め、同条第七項中「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「第六十五条第二項各号」を「第三十三条第二項各号」に改め、同条第十一項第七号を同項第八号とし、同項第三号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第三百十九条の十二第一項に規定する短期投資法人債

第十条第十二項を次のように改める。

第六項第三号の二及び第十二号の二の「有価証券関連デリバティブ取引」、同項第三号の二の「書面取次ぎ行為」、同項第十二号の「店頭デリバティブ取引」、同項第十二号、第十五号及び第十六号の「有価証券関連店頭デリバティブ取引」又は同項第十二号の二の「デリバティブ取引」とは、それぞれ金融商品取引法第二十八条第八項第六号に規定する有価証券関連デリバティブ取引、同法第三十三条第二項に規定する書面取次ぎ行為、同法第二条第二十二項に規定する店頭デリバティブ取引、同法第二十八条第八項第四号に掲げる行為又は同法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引をいう。

第十条第十四項中「証券取引法第二条第八項各号」を「金融商品取引法第二条第八項第一号から第六号まで及び第八号から第十号まで」に改め、同条第十六項中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改める。

第十一条の二の三中「掲げる行為」の下に「（次条に規定する特定貯金等契約の締結の事業に関しては、第四号に掲げる行為を除く。）」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第十一条の二の四 金融商品取引法第三章第一節第五款（第三十四条の二第六項から第八項まで並びに第三十四条の三第五項及び第六項を除く。）、同章第二節第一款（第三十五条から第三十六条の四まで、第三十七条第一項第二号、第三十七条の二、第三十七条の三第一項第二号及び第六号並びに第三項、第三十七条の五、第三十八条第一号及び第二号、第三十八条の二、第三十九条第三項ただし書及び第五項、第四十条の二並びに第四十条の三を除く。）及び第四十五条（第三号及び第四号を除く。）の規定は、第十条第一項第三号の事業を行う組合が行う特定貯金等契約（特定貯金等（金利、通貨の価格、同法第二条第十四項に規定する金融商品市場における相場その他の指標に係る変動によりその元本について損失が生ずるおそれがある貯金又は定期積金として主務省令で定めるものをいう。次条第一項において同じ。）の受入れを内容とする契約をいう。第九十二条の五において同じ。）の締結について準用する。この場合において、これらの規定中「金融商品取引契約」とあるのは「特定貯金等契約」と、「金融商品取引業」とあるのは「特定貯金等契約の締結の事業」と、これらの規定（同法第三十九条第三項本文の規定を除く。）中「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、これらの規定（同法第三十四条の規定を除く。）中「金融商品取引行為」とあるのは「特定貯金等契約の締結」と、同法第三十四条中「顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商品取引行為（第二条第八項各号に掲げる行為をいう。以下同じ。）を行うことを内容とする契約」とあるのは「農業協同組合法第十一条の二の四に規定する特定貯金等契約」と、同法第三十七条の三第一項中「交付しなければならない」とあるのは「交付するほか、貯金者及び定期積金の積金者（以下この項において「貯金者等」という。）の保護に資するため、主務省令で定めるところにより、当該特定貯金等契約の内容その他貯金者

等に参考となるべき情報の提供を行わなければならない」と、同法第三十九条第一項第一号中「有価証券の売買その他の取引（買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。）又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券売買取引等」という。）」とあるのは「特定貯金等契約の締結」と、「有価証券又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券等」という。）」とあるのは「特定貯金等契約」と、「顧客（信託会社等（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。）が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買又はデリバティブ取引を行う場合にあつては、当該信託をする者を含む。以下この条において同じ。）」とあるのは「利用者」と、「補足するため」とあるのは「補足するため、当該特定貯金等契約によらないで」と、同項第二号及び第三号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定貯金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定貯金等契約」と、同項第二号中「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定貯金等契約によらないで」と、同項第三号中「追加するため、」とあるのは「追加するため、当該特定貯金等契約によらないで」と、同条第二項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定貯金等契約の締結」と、同条第三項中「原因となるものとして内閣府令で定めるもの」とあるのは「原因となるもの」と、同法第四十五条第二号中「第三十七条の二から第三十七条の六まで、第四十条の二第四項及び第四十三条の四」とあるのは「第三十七条の三（第一項の書面の交付に係る部分に限り、同項第二号及び第六号並びに第三項を除く。）、第三十七条の四及び第三十七条の六」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第十一条の三第一項中「受入れ」の下に「（特定貯金等の受入れを除く。）」を加え、同条第二項中「前項及び」を「前条及び前項並びに」に改める。

第十一条の十中「掲げる行為」の下に「（第十一条の十の三に規定する特定共済契約の締結に関しては、第一号に規定する共済契約の契約条項のうち重要な事項を告げない行為及び第四号に掲げる行為を除く。）」を加え、同条の次に次の二条を加える。

第十一条の十の二 第十条第一項第十号の事業を行う組合は、次条に規定する特定共済契約の締結の代理又は媒介を共済代理店に委託してはならない。

第十一条の十の三 金融商品取引法第三章第一節第五款（第三十四条の二第六項から第八項まで並びに第三十四条の三第五項及び第六項を除く。）、同章第二節第一款（第三十五条から第三十六条の四まで、第三十七条第一項第二号、第三十七条の二、第三十七条の三第一項第二号及び第六号並びに第三項、第三十七条の五、第三十七条の六、第三十八条第一号、第三十八条の二、第三十九条第三項ただし書及び第五項、第四十条の二並びに第四十条の三を除く。）及び第四十五条（第三号及び

第四号を除く。)の規定は、第十条第一項第十号の事業を行う組合が行う特定共済契約(金利、通貨の価格、同法第二条第十四項に規定する金融商品市場における相場その他の指標に係る変動により損失が生ずるおそれ(当該共済契約が締結されることにより利用者の支払うこととなる共済掛金の合計額が、当該共済契約が締結されることにより当該利用者の取得することとなる共済金等の合計額を上回ることとなるおそれをいう。))がある共済契約として農林水産省令で定めるものをいう。)の締結について準用する。この場合において、これらの規定中「金融商品取引契約」とあるのは「特定共済契約」と、「金融商品取引業」とあるのは「特定共済契約の締結の事業」と、これらの規定(同法第三十九条第三項本文の規定を除く。)中「内閣府令」とあるのは「農林水産省令」と、これらの規定(同法第三十四条の規定を除く。)中「金融商品取引行為」とあるのは「特定共済契約の締結」と、同法第三十四条中「顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商品取引行為(第二条第八項各号に掲げる行為をいう。以下同じ。))を行うことを内容とする契約」とあるのは「農業協同組合法第十一条の十の三に規定する特定共済契約」と、同法第三十七条の三第一項中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項その他農業協同組合法第十一条の十第一号に規定する共済契約の契約条項のうち重要な事項」と、同法第三十九条第一項第一号中「有価証券の売買その他の取引(買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。))又はデリバティブ取引(以下この条において「有価証券売買取引等」という。))」とあるのは「特定共済契約の締結」と、「有価証券又はデリバティブ取引(以下この条において「有価証券等」という。))」とあるのは「特定共済契約」と「顧客(信託会社等(信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。))が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買又はデリバティブ取引を行う場合にあっては、当該信託をする者を含む。以下この条において同じ。))」とあるのは「利用者」と、「損失」とあるのは「損失(当該特定共済契約が締結されることにより利用者の支払う共済掛金の合計額が当該特定共済契約が締結されることにより当該利用者の取得する共済金等(農業協同組合法第十一条の八に規定する共済金等をいう。以下この号において同じ。))の合計額を上回る場合における当該共済掛金の合計額から当該共済金等の合計額を控除した金額をいう。以下この条において同じ。))」と、「補足するため」とあるのは「補足するため、当該特定共済契約によらないで」と、同項第二号及び第三号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定共済契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定共済契約」と、同項第二号中「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定共済契約によらないで」と、同項第三号中「追加するため、」とあるのは「追加するため、当該特定共済契約によらないで」と、同条第二項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定共済契約の締

結」と、同条第三項中「原因となるものとして内閣府令で定めるもの」とあるのは「原因となるもの」と、同法第四十五条第二号中「第三十七条の二から第三十七条の六まで、第四十条の二第四項及び第四十三条の四」とあるのは「第三十七条の三（第一項各号に掲げる事項に係る部分に限り、同項第二号及び第六号並びに第三項を除く。）及び第三十七条の四」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第十一条の四十七第一項第二号及び第三号を次のように改める。

二 金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者のうち、有価証券関連業（同法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業をいう。次項において同じ。）のほか、同法第三十五条第一項第一号から第八号までに掲げる行為を行う業務その他の主務省令で定める業務を専ら営むもの（以下「証券専門会社」という。）

三 金融商品取引法第二条第十二項に規定する金融商品仲介業者のうち、金融商品仲介業（同条第十一項に規定する金融商品仲介業をいい、次に掲げる行為のいずれかを業として行うものに限る。以下この号において同じ。）のほか、金融商品仲介業に付随する業務その他の主務省令で定める業務を専ら営むもの（以下「証券仲介専門会社」という。）

イ 金融商品取引法第二条第十一項第一号に掲げる行為

ロ 金融商品取引法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場又は同条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場における有価証券の売買の委託の媒介（八に掲げる行為に該当するものを除く。）

ハ 金融商品取引法第二十八条第八項第三号又は第五号に掲げる行為の委託の媒介

ニ 金融商品取引法第二条第十一項第三号に掲げる行為

第十一条の四十七第二項第二号及び第三号中「証券業」を「有価証券関連業」に改める。

第三十条の四第二項第二号中「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「第百九十七条第一項第一号から第四号まで若しくは第七号若しくは第二項、第百九十八条第一号から第十号まで、第十八号若しくは第十九号」を「第百九十七条、第百九十七条の二第一号から第十号まで若しくは第十三号、第百九十八条第八号」に、「第二十一号若しくは第二十二号」を「第二十号若しくは第二十一号」に、「第十五号若しくは第十六号」を「第十九号若しくは第二十号」に改める。

第九十二条の三第二項中「前条第三項」の下に「、第九十二条の五」を加える。

第九十二条の四第一項中「第五十二条の四十六」を「第五十二条の四十五の二」に改め、同条第二項中「特定信用事業代理行為」との下に「、「特定預金等契約」とあるのは「農業協同組合法第十一条の二の四に規定する特定貯金等契約」とを、

「第九十二条の二第二項第二号」と」の下に「、同条第三項中「第五十二条の四十五の二」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の五」と」を加え、第四章の二中同条の次に次の一条を加える。

第九十二条の五 金融商品取引法第三章第二節第一款（第三十五条から第三十六条の四まで、第三十七条第一項第二号、第三十七条の二、第三十七条の三第一項第二号及び第六号並びに第三項、第三十七条の五、第三十七条の六第一項、第二項、第四項ただし書及び第五項、第三十八条第一号及び第二号、第三十八条の二、第三十九条第三項ただし書及び第五項、第四十条の二並びに第四十条の三を除く。）の規定は、特定信用事業代理業者が行う特定貯金等契約の締結の代理又は媒介について準用する。この場合において、これらの規定中「金融商品取引業」とあるのは「農業協同組合法第十一条の二の四に規定する特定貯金等契約の締結の代理又は媒介の事業」と、「金融商品取引行為」とあるのは「農業協同組合法第十一条の二の四に規定する特定貯金等契約の締結」と、これらの規定（同法第三十七条の六第三項及び第三十九条第三項本文の規定を除く。）中「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、これらの規定（同法第三十七条の六第三項の規定を除く。）中「金融商品取引契約」とあるのは「農業協同組合法第十一条の二の四に規定する特定貯金等契約」と、同法第三十七条の三第一項中「を締結しようとするとき」とあるのは「の締結の代理又は媒介を行うとき」と、「交付しなければならない」とあるのは「交付するほか、貯金者及び定期積金の積金者（以下この項において「貯金者等」という。）の保護に資するため、主務省令で定めるところにより、当該特定貯金等契約の内容その他貯金者等に参考となるべき情報の提供を行わなければならない」と、同項第一号中「金融商品取引業者等」とあるのは「特定信用事業代理業者（農業協同組合法第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者をいう。）の所属組合（同項に規定する所属組合をいう。）」と、同法第三十七条の六第三項中「金融商品取引契約の解除があつた場合には」とあるのは「特定貯金等契約（農業協同組合法第十一条の二の四に規定する特定貯金等契約をいう。第三十九条において同じ。）の解除に伴い組合（同法第五条に規定する組合をいう。）に損害賠償その他の金銭の支払をした場合において」と、「金融商品取引契約の解除までの期間に相当する手数料、報酬その他の当該金融商品取引契約に関して顧客が支払うべき対価（次項において「対価」という。）の額として内閣府令で定める金額を超えて当該金融商品取引契約の解除」とあるのは「支払」と、「又は違約金の支払を」とあるのは「その他の金銭の支払を、解除をした者に対し、」と、同法第三十九条第一項第一号中「有価証券の売買その他の取引（買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。）又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券売買取引等」という。）」とあるのは「特定貯金等契約の締結」と、「有価証券又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券等」とい

う。) 」とあるのは「特定貯金等契約」と、「顧客（信託会社等（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。) が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買又はデリバティブ取引を行う場合にあつては、当該信託をする者を含む。以下この条において同じ。) 」とあるのは「顧客」と、「補足するため」とあるのは「補足するため、当該特定貯金等契約によらないで」と、同項第二号及び第三号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定貯金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定貯金等契約」と、同項第二号中「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定貯金等契約によらないで」と、同項第三号中「追加するため、」とあるのは「追加するため、当該特定貯金等契約によらないで」と、同条第二項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定貯金等契約の締結」と、同条第三項中「原因となるものとして内閣府令で定めるもの」とあるのは「原因となるもの」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九十三条第二項中「第百条の三第一項第四号」を「第百条の四第一項第四号」に改める。

第九十九条の二第四号を同条第五号とし、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 第十一条の二の四、第十一条の十の三又は第九十二条の五において準用する金融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」という。）第三十九条第一項の規定に違反した者

第九十九条の六を次のように改める。

第九十九条の六 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 準用金融商品取引法第三十九条第二項の規定に違反した者

二 第十一条の十の規定に違反して同条第一号から第三号までに掲げる行為をした者

三 第十一条の十の三において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項（第二号及び第六号を除く。）の規定に違反して、書面を交付せず、又は同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付をした者

第九十九条の六の次に次の一条を加える。

第九十九条の六の二 前条第一号の場合において、犯人又は情を知った第三者が受けた財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第百条の五を第百条の六とし、第百条の四を第百条の五とし、第百条の三第一項第一号中「第九十九条の二の二」を「第九十九条の二第二号又は第九十九条の二の二」に改め、同項第二号中「又は」を「若しくは」に改め、「組合」の下に「又は特定信

用事業代理業者」を加え、同項第五号中「第九十九条の二」を「第九十九条の二（第二号を除く。）」に、「第九十九条の六又は前条」を「第九十九条の六（第一号を除く。）又は前二条」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 第九十九条の六第一号 一億円以下の罰金刑

第百条の三を第百条の四とし、第百条の二を第百条の三とし、第百条の次に次の一条を加える。

第百条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 準用金融商品取引法第三十七条第一項（第二号を除く。）に規定する事項を表示せず、又は虚偽の表示をした者

二 準用金融商品取引法第三十七条第二項の規定に違反した者

三 第十一条の二の四又は第九十二条の五において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項（第二号及び第六号を除く。）の規定に違反して、書面を交付せず、又は同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者

四 準用金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定による書面を交付せず、又は虚偽の記載をした書面を交付した者

（水産業協同組合法の一部改正）

第九条 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二百一十一条の四」を「第二百一十一条の五」に改める。

第十一条第三項第三号の二を次のように改める。

三の二 有価証券の売買等（有価証券の売買（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十八条第八項第六号に規定する有価証券関連デリバティブ取引（以下この号及び第十一号において「有価証券関連デリバティブ取引」という。）に該当するものを除く。）又は有価証券関連デリバティブ取引であつて、同法第三十三条第二項に規定する書面取次ぎ行為に限る。以下同じ。）

第十一条第三項第六号中「証券取引法第二条第一項第七号及び第七号の二」を「金融商品取引法第二条第一項第十号及び第十一号」に改め、同項第十一号を次のように改める。

十一 デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理（金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引（同条第二十二項に規定する店頭デリバティブ取引又は有価証券関連デリバティブ取引を除く。）の媒介、取次ぎ又は代理であつて、主務省令で定めるものをいう。以下同じ。）

第十一条第四項第一号中「証券取引法第六十五条第二項第一号」を「金融商品取引

法第三十三条第二項第一号」に、「同項第四号」を「同項第五号」に、「同法第六十五条第二項第一号」を「同法第三十三条第二項第一号」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 金融商品取引法第三十三条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる有価証券（前号に掲げる有価証券を除く。）金融商品取引業者（同法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいい、同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。第八十七条の三第一項第二号を除き、以下同じ。）の委託を受けて、当該金融商品取引業者のために行う同法第二条第十一項第一号から第三号までに掲げる行為

第十一条第四項第三号中「証券取引法第六十五条第二項第二号」を「金融商品取引法第三十三条第二項第二号」に改める。

第十一条の六の三中「掲げる行為」の下に「（次条に規定する特定貯金等契約の締結の事業に関しては、第四号に掲げる行為を除く。）」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（金融商品取引法の準用）

第十一条の六の四 金融商品取引法第三章第一節第五款（第三十四条の二第六項から第八項まで並びに第三十四条の三第五項及び第六項を除く。）、同章第二節第一款（第三十五条から第三十六条の四まで、第三十七条第一項第二号、第三十七条の二、第三十七条の三第一項第二号及び第六号並びに第三項、第三十七条の五、第三十八条第一号及び第二号、第三十八条の二、第三十九条第三項ただし書及び第五項、第四十条の二並びに第四十条の三を除く。）及び第四十五条（第三号及び第四号を除く。）の規定は、第十一条第一項第四号の事業を行う組合が行う特定貯金等契約（特定貯金等（金利、通貨の価格、同法第二条第十四項に規定する金融商品市場における相場その他の指標に係る変動によりその元本について損失が生ずるおそれがある貯金又は定期積金として主務省令で定めるものをいう。次条第一項において同じ。）の受入れを内容とする契約をいう。第二百一十一条の五において同じ。）の締結について準用する。この場合において、これらの規定中「金融商品取引契約」とあるのは「特定貯金等契約」と、「金融商品取引業」とあるのは「特定貯金等契約の締結の事業」と、これらの規定（同法第三十九条第三項本文の規定を除く。）中「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、これらの規定（同法第三十四条の規定を除く。）中「金融商品取引行為」とあるのは「特定貯金等契約の締結」と、同法第三十四条中「顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商品取引行為（第二条第八項各号に掲げる行為をいう。以下同じ。）を行うことを内容とする契約」とあるのは「水産業協同組合法第十一条の六の四に規定する特定貯金等契約」と、同法第三十七条の三第一項中「交付しなければならない」とあるのは「交付するほか、貯金者及び定期積金の積金者（以下この項において「貯金者等」とい

う。)の保護に資するため、主務省令で定めるところにより、当該特定貯金等契約の内容その他貯金者等に参考となるべき情報の提供を行わなければならない」と、同法第三十九条第一項第一号中「有価証券の売買その他の取引(買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。)又はデリバティブ取引(以下この条において「有価証券売買取引等」という。)」とあるのは「特定貯金等契約の締結」と、「有価証券又はデリバティブ取引(以下この条において「有価証券等」という。)」とあるのは「特定貯金等契約」と、「顧客(信託会社等(信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。)が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買又はデリバティブ取引を行う場合にあつては、当該信託をする者を含む。以下この条において同じ。)」とあるのは「利用者」と、「補足するため」とあるのは「補足するため、当該特定貯金等契約によらないで」と、同項第二号及び第三号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定貯金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定貯金等契約」と、同項第二号中「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定貯金等契約によらないで」と、同項第三号中「追加するため、 」とあるのは「追加するため、当該特定貯金等契約によらないで」と、同条第二項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定貯金等契約の締結」と、同条第三項中「原因となるものとして内閣府令で定めるもの」とあるのは「原因となるもの」と、同法第四十五条第二号中「第三十七条の二から第三十七条の六まで、第四十条の二第四項及び第四十三条の四」とあるのは「第三十七条の三(第一項の書面の交付に係る部分に限り、同項第二号及び第六号並びに第三項を除く。)、第三十七条の四及び第三十七条の六」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第十一条の七第一項中「受入れ」の下に「(特定貯金等の受入れを除く。)」を加え、同条第二項中「前項及び」を「前条及び前項並びに」に改める。

第三十四条の四第二項第二号中「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「第九十七条第一項第一号から第四号まで若しくは第七号若しくは第二項、第九十八条第一号から第十号まで、第十八号若しくは第十九号」を「第九十七条、第九十七条の二第一号から第十号まで若しくは第十三号、第九十八条第八号」に、「第二十一号若しくは第二十二号」を「第二十号若しくは第二十一号」に、「第十五号若しくは第十六号」を「第十九号若しくは第二十号」に改める。

第八十七条第四項第六号中「証券取引法第二条第一項第七号及び第七号の二」を「金融商品取引法第二条第一項第十号及び第十一号」に改め、同項第十一号を次のように改める。

十一 デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理

第八十七条第五項第一号中「証券取引法第六十五条第二項第一号」を「金融商品取

引法第三十三条第二項第一号」に、「同項第四号」を「同項第五号」に、「同法第六十五条第二項第一号」を「同法第三十三条第二項第一号」に改め、同項第二号中「証券取引法第六十五条第二項第一号」を「金融商品取引法第三十三条第二項第一号」に、「証券会社又は外国証券会社」を「金融商品取引業者」に、「証券会社又は当該外国証券会社」を「金融商品取引業者」に、「第二条第十一項各号」を「第二条第十一項第一号から第三号まで」に改め、同項第三号中「証券取引法第六十五条第二項第二号」を「金融商品取引法第三十三条第二項第二号」に改める。

第八十七条の三第一項第二号及び第三号を次のように改める。

二 金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者のうち、有価証券関連業（同法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業をいう。次項において同じ。）のほか、同法第三十五条第一項第一号から第八号までに掲げる行為を行う業務その他の主務省令で定める業務を専ら営むもの（次項において「証券専門会社」という。）

三 金融商品取引法第二条第十二項に規定する金融商品仲介業者のうち、金融商品仲介業（同条第十一項に規定する金融商品仲介業をいい、次に掲げる行為のいずれかを業として行うものに限る。以下この号において同じ。）のほか、金融商品仲介業に付随する業務その他の主務省令で定める業務を専ら営むもの（次項において「証券仲介専門会社」という。）

イ 金融商品取引法第二条第十一項第一号に掲げる行為

ロ 金融商品取引法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場又は同条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場における有価証券の売買の委託の媒介（八に掲げる行為に該当するものを除く。）

ハ 金融商品取引法第二十八条第八項第三号又は第五号に掲げる行為の委託の媒介

二 金融商品取引法第二条第十一項第三号に掲げる行為

第八十七条の三第二項第二号及び第三号中「証券業」を「有価証券関連業」に改める。

第九十二条第一項中「、第十一条の六の三」を「から第十一条の六の四まで」に改める。

第九十三条第二項第六号中「証券取引法第二条第一項第七号及び第七号の二」を「金融商品取引法第二条第一項第十号及び第十一号」に改め、同項第十一号を次のように改める。

十一 デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理

第九十三条第三項第一号中「証券取引法第六十五条第二項第一号」を「金融商品取引法第三十三条第二項第一号」に、「同項第四号」を「同項第五号」に、「同法第六十五条第二項第一号」を「同法第三十三条第二項第一号」に改め、同項第二号中「証

券取引法第六十五条第二項第一号」を「金融商品取引法第三十三条第二項第一号」に、「証券会社又は外国証券会社」を「金融商品取引業者」に、「証券会社又は当該外国証券会社」を「金融商品取引業者」に、「第二条第十一項各号」を「第二条第十一項第一号から第三号まで」に改め、同項第三号中「証券取引法第六十五条第二項第二号」を「金融商品取引法第三十三条第二項第二号」に改める。

第九十六条第一項中「、第十一条の六の三」を「から第十一条の六の四まで」に改める。

第九十七条第三項第六号中「証券取引法第二条第一項第七号及び第七号の二」を「金融商品取引法第二条第一項第十号及び第十一号」に改め、同項第十一号を次のように改める。

十一 デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理

第九十七条第四項第一号中「証券取引法第六十五条第二項第一号」を「金融商品取引法第三十三条第二項第一号」に、「同項第四号」を「同項第五号」に、「同法第六十五条第二項第一号」を「同法第三十三条第二項第一号」に改め、同項第二号中「証券取引法第六十五条第二項第一号」を「金融商品取引法第三十三条第二項第一号」に、「証券会社又は外国証券会社」を「金融商品取引業者」に、「証券会社又は当該外国証券会社」を「金融商品取引業者」に、「第二条第十一項各号」を「第二条第十一項第一号から第三号まで」に改め、同項第三号中「証券取引法第六十五条第二項第二号」を「金融商品取引法第三十三条第二項第二号」に改める。

第百条第一項中「、第十一条の六の三」を「から第十一条の六の四まで」に改める。

第二百一十一条の三第二項中「前条第三項」の下に「、第二百一十一条の五」を加える。

第二百一十一条の四第一項中「第五十二条の四十六」を「第五十二条の四十五の二」に改め、同条第二項中「特定信用事業代理行為」との下に「、「特定預金等契約」とあるのは「水産業協同組合法第十一条の六の四に規定する特定貯金等契約」とを、「第二百一十一条の二第二項第二号」との下に「、同条第三項中「第五十二条の四十五の二」とあるのは「水産業協同組合法第二百一十一条の五」と」を加え、第七章の二中同条の次に次の一条を加える。

(特定信用事業代理業に関する金融商品取引法の準用)

第二百一十一条の五 金融商品取引法第三章第二節第一款（第三十五条から第三十六条の四まで、第三十七条第一項第二号、第三十七条の二、第三十七条の三第一項第二号及び第六号並びに第三項、第三十七条の五、第三十七条の六第一項、第二項、第四項ただし書及び第五項、第三十八条第一号及び第二号、第三十八条の二、第三十九条第三項ただし書及び第五項、第四十条の二並びに第四十条の三を除く。）の規定は、特定信用事業代理業者が行う特定貯金等契約の締結の代理又は媒介について

準用する。この場合において、これらの規定中「金融商品取引業」とあるのは「水産業協同組合法第十一条の六の四に規定する特定貯金等契約の締結の代理又は媒介の事業」と、「金融商品取引行為」とあるのは「水産業協同組合法第十一条の六の四に規定する特定貯金等契約の締結」と、これらの規定（同法第三十七条の六第三項及び第三十九条第三項本文の規定を除く。）中「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、これらの規定（同法第三十七条の六第三項の規定を除く。）中「金融商品取引契約」とあるのは「水産業協同組合法第十一条の六の四に規定する特定貯金等契約」と、同法第三十七条の三第一項中「を締結しようとするとき」とあるのは「の締結の代理又は媒介を行うとき」と、「交付しなければならない」とあるのは「交付するほか、貯金者及び定期積金の積金者（以下この項において「貯金者等」という。）の保護に資するため、主務省令で定めるところにより、当該特定貯金等契約の内容その他貯金者等に参考となるべき情報の提供を行わなければならない」と、同項第一号中「金融商品取引業者等」とあるのは「特定信用事業代理業者（水産業協同組合法第二百二十一条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者をいう。）の所属組合（同項に規定する所属組合をいう。）」と、同法第三十七条の六第三項中「金融商品取引契約の解除があつた場合には」とあるのは「特定貯金等契約（水産業協同組合法第十一条の六の四に規定する特定貯金等契約をいう。第三十九条において同じ。）の解除に伴い組合（同法第二条に規定する組合をいう。）に損害賠償その他の金銭の支払をした場合において」と、「金融商品取引契約の解除までの期間に相当する手数料、報酬その他の当該金融商品取引契約に関して顧客が支払うべき対価（次項において「対価」という。）の額として内閣府令で定める金額を超えて当該金融商品取引契約の解除」とあるのは「支払」と、「又は違約金の支払を」とあるのは「その他の金銭の支払を、解除をした者に対し、」と、同法第三十九条第一項第一号中「有価証券の売買その他の取引（買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。）又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券売買取引等」という。）」とあるのは「特定貯金等契約の締結」と、「有価証券又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券等」という。）」とあるのは「特定貯金等契約」と、「顧客（信託会社等（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。）が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買又はデリバティブ取引を行う場合にあつては、当該信託をする者を含む。以下この条において同じ。）」とあるのは「顧客」と、「補足するため」とあるのは「補足するため、当該特定貯金等契約によらないで」と、同項第二号及び第三号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定貯金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定貯金等契約」と、同項第二号中「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定貯金等契約によらないで」と、同項第三

号中「追加するため、」とあるのは「追加するため、当該特定貯金等契約によらないで」と、同条第二項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定貯金等契約の締結」と、同条第三項中「原因となるものとして内閣府令で定めるもの」とあるのは「原因となるもの」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二百二十八条の二第四号を同条第五号とし、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 第十一条の六の四（第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）又は第二百二十一条の五において準用する金融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」という。）第三十九条第一項の規定に違反した者

第二百二十九条の二の次に次の三条を加える。

第二百二十九条の二の二 準用金融商品取引法第三十九条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二百二十九条の二の三 前条の場合において、犯人又は情を知った第三者が受けた財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第二百二十九条の二の四 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 準用金融商品取引法第三十七条第一項（第二号を除く。）に規定する事項を表示せず、又は虚偽の表示をした者

二 準用金融商品取引法第三十七条第二項の規定に違反した者

三 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項（第二号及び第六号を除く。）の規定に違反して、書面を交付せず、又は同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者

四 準用金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定による書面を交付せず、又は虚偽の記載をした書面を交付した者

第二百二十九条の四第一項第一号中「第二百二十八条の三」を「第二百二十八条の二第二号又は第二百二十八条の三」に改め、同項第四号中「第二百二十八条の二」を「第二百二十八条の二（第二号を除く。）」に、「前条」を「前二条」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 第二百二十九条の二の二 一億円以下の罰金刑

（中小企業等協同組合法の一部改正）

第十条 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）の一部を次のように改正する。

第九条の七の五第二項中「同法第三百条第一項第八号」を「同法第三百条第一項中

「次条に規定する特定保険契約」とあるのは「中小企業等協同組合法第九条の七の五第三項に規定する特定共済契約」と、同項第八号」に改め、同条に次の一項を加える。

- 3 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三章第一節第五款（第三十四条の二第六項から第八項まで並びに第三十四条の三第五項及び第六項を除く。）（特定投資家）及び第四十五条（第三号及び第四号を除く。）（雑則）の規定は共済事業を行う協同組合が行う特定共済契約（金利、通貨の価格、同法第二条第十四項に規定する金融商品市場における相場その他の指標に係る変動により損失が生ずるおそれ（当該共済契約が締結されることにより利用者の支払うこととなる共済掛金の合計額が、当該共済契約が締結されることにより当該利用者の取得することとなる第五十八条第六項に規定する共済金等の合計額を上回ることとなるおそれをいう。）がある共済契約として主務省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）の締結について、同章第二節第一款（第三十五条から第三十六条の四まで、第三十七条第一項第二号、第三十七条の二、第三十七条の三第一項第二号及び第六号並びに第三項、第三十七条の五、第三十七条の六、第三十八条第一号及び第二号、第三十八条の二、第三十九条第三項ただし書及び第五項、第四十条の二並びに第四十条の三を除く。）（通則）の規定は共済事業を行う協同組合又は共済代理店が行う特定共済契約の締結又はその代理若しくは媒介について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「金融商品取引契約」とあるのは「特定共済契約」と、「金融商品取引業」とあるのは「特定共済契約の締結又はその代理若しくは媒介の事業」と、これらの規定（同法第三十九条第三項本文の規定を除く。）中「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、これらの規定（同法第三十四条の規定を除く。）中「金融商品取引行為」とあるのは「特定共済契約の締結」と、同法第三十四条中「顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商品取引行為（第二条第八項各号に掲げる行為をいう。以下同じ。）を行うことを内容とする契約」とあるのは「中小企業等協同組合法第九条の七の五第三項に規定する特定共済契約」と、同法第三十七条の三第一項中「締結しようとするとき」とあるのは「締結しようとするとき、又はその締結の代理若しくは媒介を行うとき」と、「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項その他中小企業等協同組合法第九条の七の五第二項において読み替えて準用する保険業法第三百条第一項第一号に規定する共済契約の契約条項のうち重要な事項」と、同項第一号中「金融商品取引業者等」とあるのは「共済事業を行う協同組合（中小企業等協同組合法第九条の七の五第一項に規定する共済事業を行う協同組合をいう。以下この号において同じ。）又は当該共済代理店（同条第二項に規定する共済代理店をいう。）がその委託を受けた共済事業を行う協同組合」と、同法第三十九条第一項第一号中「有価証券の売買その他の取引（買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引

を除く。)又はデリバティブ取引(以下この条において「有価証券売買取引等」という。))とあるのは「特定共済契約の締結」と、「有価証券又はデリバティブ取引(以下この条において「有価証券等」という。))とあるのは「特定共済契約」と、「顧客(信託会社等(信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。))が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買又はデリバティブ取引を行う場合にあっては、当該信託をする者を含む。以下この条において同じ。))とあるのは「利用者」と、「損失」とあるのは「損失(当該特定共済契約が締結されることにより利用者の支払う共済掛金の合計額が当該特定共済契約が締結されることにより当該利用者の取得する共済金等(中小企業等協同組合法第五十八条第六項に規定する共済金等をいう。以下この号において同じ。))の合計額を上回る場合における当該共済掛金の合計額から当該共済金等の合計額を控除した金額をいう。以下この条において同じ。))」と、「補足するため」とあるのは「補足するため、当該特定共済契約によらないで」と、同項第二号及び第三号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定共済契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定共済契約」と、同項第二号中「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定共済契約によらないで」と、同項第三号中「追加するため、」とあるのは「追加するため、当該特定共済契約によらないで」と、同条第二項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定共済契約の締結」と、同条第三項中「原因となるものとして内閣府令で定めるもの」とあるのは「原因となるもの」と、同法第四十五条第二号中「第三十七条の二から第三十七条の六まで、第四十条の二第四項及び第四十三条の四」とあるのは「第三十七条の三(第一項各号に掲げる事項に係る部分に限り、同項第二号及び第六号並びに第三項を除く。))及び第三十七条の四」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九条の八第二項第七号中「、有価証券店頭デリバティブ取引(有価証券先渡取引を除く。)、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引」を「(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。))又は有価証券関連デリバティブ取引」に、「顧客の書面による注文を受けてその計算においてするもの」を「書面取次ぎ行為」に改め、同項第十五号の二及び第十六号を次のように改める。

十五の二 デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。次号において同じ。))であつて内閣府令で定めるもの(第十号に掲げる事業に該当するものを除く。))

十六 デリバティブ取引(内閣府令で定めるものに限る。))の媒介、取次ぎ又は代理

第九条の八第二項第十七号中「前二号」を「第十五号の二」に改め、同項第十九号

及び第二十号中「有価証券店頭デリバティブ取引」を「有価証券関連店頭デリバティブ取引」に改め、同条第五項中「証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第八項各号」を「金融商品取引法第二条第八項第一号から第六号まで及び第八号から第十号まで」に改め、同条第六項第一号トを同号チとし、同号八からへまでを同号二からトまでとし、同号口の次に次のように加える。

八 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第百三十九条の十二第一項（短期投資法人債に係る特例）に規定する短期投資法人債

第九条の八第六項第一号の二を次のように改める。

一の二 有価証券関連デリバティブ取引又は書面取次ぎ行為 それぞれ金融商品取引法第二十八条第八項第六号（定義）に規定する有価証券関連デリバティブ取引又は同法第三十三条第二項（金融機関の有価証券関連業の禁止等）に規定する書面取次ぎ行為をいう。

第九条の八第六項第三号中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改め、同項第三号の三及び第四号を次のように改める。

三の三 デリバティブ取引 金融商品取引法第二条第二十項（定義）に規定するデリバティブ取引をいう。

四 有価証券関連店頭デリバティブ取引 金融商品取引法第二十八条第八項第四号（定義）に掲げる行為をいう。

第九条の八第七項及び第九条の九第六項第二号中「証券取引法第六十五条第二項各号」を「金融商品取引法第三十三条第二項各号」に、「証券業務の特例」を「有価証券関連業の禁止等」に改める。

第百十二条の三を第百十二条の七とし、第百十二条の二を第百十二条の六とし、第百十二条の次に次の四条を加える。

第百十二条の二 第九条の七の五第三項（第九条の九第五項又は第八項において準用する場合を含む。）において準用する金融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」という。）第三十九条第一項の規定に違反した者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第百十二条の三 準用金融商品取引法第三十九条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第百十二条の四 前条の場合において、犯人又は情を知つた第三者が受けた財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第百十二条の五 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 準用金融商品取引法第三十七条第一項（第二号を除く。）に規定する事項を表

示せず、又は虚偽の表示をした者

二 準用金融商品取引法第三十七条第二項の規定に違反した者

三 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項（第二号及び第六号を除く。）の規定に違反して、書面を交付せず、又は同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者

四 準用金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定による書面を交付せず、又は虚偽の記載をした書面を交付した者

第百十四条の四第一号を次のように改める。

一 第百十二条の二 三億円以下の罰金刑

第百十四条の四第二号を同条第四号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

二 第百十二条の三 一億円以下の罰金刑

三 第百十二条の五、第百十二条の六第一項若しくは第二項又は前条 各本条の罰金刑

（協同組合による金融事業に関する法律の一部改正）

第十一条 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第四条の四第一項第二号及び第三号を次のように改める。

二 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項（定義）に規定する金融商品取引業者のうち、有価証券関連業（同法第二十八条第八項（定義）に規定する有価証券関連業をいう。以下同じ。）のほか、同法第三十五条第一項第一号から第八号まで（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者の業務の範囲）に掲げる行為を行う業務その他の内閣府令で定める業務を専ら営むもの（以下「証券専門会社」という。）

三 金融商品取引法第二条第十二項（定義）に規定する金融商品仲介業者のうち、金融商品仲介業（同条第十一項（定義）に規定する金融商品仲介業をいい、次に掲げる行為のいずれかを業として行うものに限る。以下この号において同じ。）のほか、金融商品仲介業に付随する業務その他の内閣府令で定める業務を専ら営むもの（以下「証券仲介専門会社」という。）

イ 金融商品取引法第二条第十一項第一号（定義）に掲げる行為

ロ 金融商品取引法第二条第十七項（定義）に規定する取引所金融商品市場又は同条第八項第三号ロ（定義）に規定する外国金融商品市場における有価証券の売買の委託の媒介（八に掲げる行為に該当するものを除く。）

ハ 金融商品取引法第二十八条第八項第三号又は第五号（定義）に掲げる行為の委託の媒介

二 金融商品取引法第二条第十一項第三号（定義）に掲げる行為

第四条の四第二項第二号及び第三号中「証券業」を「有価証券関連業」に改める。

第五条の四第四号中「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「第百九十七条第一項第一号から第四号まで若しくは第七号若しくは第二項」を「第百九十七条」に、「第百九十八条第一号から第十号まで、第十八号若しくは第十九号（有価証券の無届募集等の罪）」を「第百九十七条の二第一号から第十号まで若しくは第十三号（有価証券の無届募集等の罪）、第百九十八条第八号（裁判所の禁止又は停止命令違反の罪）」に、「第二十一号若しくは第二十二号」を「第二十号若しくは第二十一号」に、「証券会社等」を「金融商品取引業者等」に、「第十五号若しくは第十六号」を「第十九号若しくは第二十号」に改める。

第六条第一項中「第十六条」を「第十三条の三」に、「、取締役等」を「）、第十四条から第十六条まで（取締役等）に改め、同条第二項中「行わせてはならない」との下に「、同法第十二条の二中「第十三条の四」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二」と、同法第十三条の三中「次条」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二」と」を加える。

第六条の五第一項中「許可）」の下に「、第五十二条の四十五の二（銀行代理業者についての金融商品取引法の準用）」を加え、同条第二項中「「特定銀行代理業者」を「「特定預金等契約」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二に規定する特定預金等契約」と、「特定銀行代理業者」に、「同法第五十二条の六十一第二項」を「同条第三項中「第五十二条の四十五の二」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二」と、同法第五十二条の六十一第二項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（金融商品取引法の準用）

第六条の五の二 金融商品取引法第三章第一節第五款（第三十四条の二第六項から第八項まで（特定投資家が特定投資家以外の顧客とみなされる場合）並びに第三十四条の三第五項及び第六項（特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合）を除く。）（特定投資家）及び第四十五条（第三号及び第四号を除く。）（雑則）の規定は信用協同組合等が行う特定預金等契約（特定預金等（金利、通貨の価格、同法第二条第十四項に規定する金融商品市場における相場その他の指標に係る変動によりその元本について損失が生ずるおそれがある預金又は定期積金として内閣府令で定めるものをいう。）の受入れを内容とする契約をいう。以下この条において同じ。）の締結について、同章第二節第一款（第三十五条から第三十六条の四まで（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者の業務の範囲、第二種金融商品取引業又は投資助言・代理業のみを行う者の兼業の範囲、顧客に対する誠実義務、標識の掲示、名義貸しの禁止及び社債の管理の禁止等）、第三十七条第一項第二号（広告等の規制）、第三十七条の二（取引態様の事前明示義務）、第三十七条の三第一項第二号及び第六号並びに第三項（契約締結前の書面の交付）、第三十七条の五（保証金の受領に係る書面の交付）、第三十八条第一号及び

第二号並びに第三十八条の二（禁止行為）、第三十九条第三項ただし書及び第五項（損失補てん等の禁止）、第四十条の二（最良執行方針等）並びに第四十条の三（分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止）を除く。）（通則）の規定は信用協同組合等又は信用協同組合代理業者が行う特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「金融商品取引業」とあるのは「特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介の事業」と、これらの規定（同法第三十七条の六第三項の規定を除く。）中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、これらの規定（同法第三十四条の規定を除く。）中「金融商品取引行為」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第三十四条中「顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商品取引行為（第二条第八項各号に掲げる行為をいう。以下同じ。）を行うことを内容とする契約」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二に規定する特定預金等契約」と、同法第三十七条の三第一項中「締結しようとするとき」とあるのは「締結しようとするとき、又はその締結の代理若しくは媒介を行うとき」と、「交付しなければならない」とあるのは「交付するほか、預金者又は定期積金の積金者（以下この項において「預金者等」という。）の保護に資するため、内閣府令で定めるところにより、当該特定預金等契約の内容その他預金者等に参考となるべき情報の提供を行わなければならない」と、同項第一号中「金融商品取引業者等」とあるのは「信用協同組合等（協同組合による金融事業に関する法律第二条第一項に規定する信用協同組合等をいう。以下同じ。）又は当該信用協同組合代理業者（同法第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者をいう。以下同じ。）の所属信用協同組合（同項に規定する所属信用協同組合をいう。）」と、同法第三十七条の六第一項中「金融商品取引業者等」とあるのは「信用協同組合等」と、同条第三項中「金融商品取引契約の解除があつた場合には、当該金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約の解除があつた場合には、当該特定預金等契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払（信用協同組合代理業者にあつては、当該特定預金等契約の解除に伴い信用協同組合等に損害賠償その他の金銭の支払をした場合における当該支払に伴う損害賠償その他の金銭の支払）を請求することができない。ただし、信用協同組合等にあつては、当該特定預金等契約」と、「金融商品取引契約に関して」とあるのは「特定預金等契約に関して」と、「金額を超えて当該金融商品取引契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない」とあるのは「金額については、この限りでない」と、同条第四項ただし書中「前項の」とあるのは「信用協同組合等にあつては、前項の」と、同法第三十九条第一項第一号中「有価証券の売買その他の取引（買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。）又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券売買取引等」という。）」とあるのは「特定預金等契約の

締結」と、「有価証券又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券等」という。）」とあるのは「特定預金等契約」と、「顧客（信託会社等（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。）が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買又はデリバティブ取引を行う場合にあつては、当該信託をする者を含む。以下この条において同じ。））」とあるのは「顧客」と、「補足するため」とあるのは「補足するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第二号及び第三号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、同項第二号中「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第三号中「追加するため、」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同条第三項中「原因となるものとして内閣府令で定めるもの」とあるのは「原因となるもの」と、同法第四十五条第二号中「第三十七条の二から第三十七条の六まで、第四十条の二第四項及び第四十三条の四」とあるのは「第三十七条の三（第一項の書面の交付に係る部分に限り、同項第二号及び第六号並びに第三項を除く。）、第三十七条の四及び第三十七条の六」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六条の六第二号中「前条第一項」を「第六条の五第一項」に改める。

第九条の前の見出しを削る。

第八条の次に次の見出し及び一条を加える。

（罰則）

第八条の二 第六条の五の二において準用する金融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」という。）第三十九条第一項の規定に違反した者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第十条の二の次に次の三条を加える。

第十条の二の二 準用金融商品取引法第三十九条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第十条の二の三 前条の場合において、犯人又は情を知つた第三者が受けた財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第十条の二の四 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 準用金融商品取引法第三十七条第一項（第二号を除く。）に規定する事項を表示せず、又は虚偽の表示をした者
- 二 準用金融商品取引法第三十七条第二項の規定に違反した者

三 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項（第二号及び第六号を除く。）の規定に違反して、書面を交付せず、又は同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者

四 準用金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定による書面を交付せず、又は虚偽の記載をした書面を交付した者

第十一条第一項第一号中「第九条の二」を「第八条の二又は第九条の二」に改め、同項第三号中「前条」を「前二条」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 第十条の二の二 一億円以下の罰金刑

（商品取引所法の一部改正）

第十二条 商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「証券取引法」を「取引所金融商品市場（金融商品取引法）に、「取引所有価証券市場及び金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第六項に規定する金融先物取引所の開設する同条第三項に規定する金融先物市場」を「取引所金融商品市場をいう。第百一条第三項及び第三百四十八条において同じ。）」に改める。

第百一条第三項中「証券取引所の開設する市場」を「取引所金融商品市場」に改める。

第二百十三条の次に次の一条を加える。

（広告等の規制）

第二百十三条の二 商品取引員は、その行う商品取引受託業務の内容について広告その他これに類似するものとして主務省令で定める行為をするときは、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を表示しなければならない。

一 当該商品取引員の商号

二 商品取引員である旨

三 商品取引受託業務の内容に関する事項であつて、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして政令で定めるもの

2 商品取引員は、その行う商品取引受託業務に関して広告その他これに類似するものとして主務省令で定める行為をするときは、商品市場における取引等を行うことによる利益の見込みその他主務省令で定める事項について、著しく事実と相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならない。

第二百十四条第一号中「利益を生ずることが確実であると誤解させるべき断定的判断を提供して」を「不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げて」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 商品市場における取引等の受託を内容とする契約（第二百五条、第二百十七

条から第二百十九条まで、第二百二十条の三及び第三百六十九条第五号において「受託契約」という。)の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げること。

第二百十四条の次に次の一条を加える。

(損失補てん等の禁止)

第二百十四条の二 商品取引員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 商品市場における取引等につき、当該商品市場における取引等について顧客(信託会社等が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、商品市場における取引等を行う場合にあつては、当該信託をする者を含む。以下この条において同じ。)に損失が生ずることとなり、又はあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなつた場合には自己又は第三者がその全部又は一部を補てんし、又は補足するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為
 - 二 商品市場における取引等につき、自己又は第三者が当該商品市場における取引等について生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為
 - 三 商品市場における取引等につき、当該商品市場における取引等について生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため、当該顧客又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させる行為
- 2 商品取引員の顧客は、次に掲げる行為をしてはならない。
- 一 商品市場における取引等につき、商品取引員又は第三者との間で、前項第一号の約束をし、又は第三者に当該約束をさせる行為(当該約束が自己がし、又は第三者にさせた要求による場合に限る。)
 - 二 商品市場における取引等につき、商品取引員又は第三者との間で、前項第二号の約束をし、又は第三者に当該約束をさせる行為(当該約束が自己がし、又は第三者にさせた要求による場合に限る。)
 - 三 商品市場における取引等につき、商品取引員又は第三者から、前項第三号の提供に係る財産上の利益を受け、又は第三者に当該財産上の利益を受けさせる行為(前二号の約束による場合であつて当該約束が自己がし、又は第三者にさせた要求によるとき及び当該財産上の利益の提供が自己がし、又は第三者にさせた要求による場合に限る。)
- 3 第一項の規定は、同項各号の申込み、約束又は提供が事故(第二百二十一条第二

項の主務省令で定める事故をいう。以下この項及び次項において同じ。)による損失の全部又は一部を補てんするために行うものである場合については、適用しない。ただし、第一項第二号の申込み又は約束及び同項第三号の提供にあつては、その補てんに係る損失が事故に起因するものであることにつき、当該商品取引員があらかじめ主務大臣の確認を受けている場合その他主務省令で定める場合に限る。

4 第二項の規定は、同項第一号又は第二号の約束が事故による損失の全部又は一部を補てんする旨のものである場合及び同項第三号の財産上の利益が事故による損失の全部又は一部を補てんするため提供されたものである場合については、適用しない。

5 第三項ただし書の確認を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、その確認を受けようとする事実その他の主務省令で定める事項を記載した申請書に当該事実を証するために必要な書類として主務省令で定めるものを添えて主務大臣に提出しなければならない。

第二百十五条中「及び財産の状況」を「、財産の状況及び受託契約を締結する目的」に改める。

第二百十七条第一項中「商品市場における取引等の受託を内容とする契約（以下この条から第二百十九条まで及び第三百六十九条第五号において「受託契約」という。）」を「受託契約」に改め、同項第一号中「次号」の下に「及び第二百二十条の二第一項」を加える。

第二百十八条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「場合において、」の下に「第二百十四条（第一号に係る部分に限る。）の規定に違反したとき、又は」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の説明は、顧客の知識、経験、財産の状況及び当該受託契約を締結しようとする目的に照らして、当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度によるものでなければならない。

第二百二十条の次に次の二条を加える。

（取引証拠金等の受領に係る書面の交付）

第二百二十条の二 商品取引員は、その行う商品取引受託業務に関して顧客が預託すべき取引証拠金等を受領したときは、顧客に対し、直ちに、主務省令で定めるところにより、その旨を記載した書面を交付しなければならない。

2 第二百十七条第二項の規定は、前項の規定による書面の交付について準用する。

（金融商品の販売等に関する法律の準用）

第二百二十条の三 金融商品の販売等に関する法律（平成十二年法律第一百号）第六条から第九条までの規定は、商品取引員が行う受託契約の締結について準用する。この場合において、同法第六条第一項中「前条」とあるのは「商品取引所法第二百十八条第三項」と、同項及び同法第七条中「重要事項について説明をしなかったこ

と又は断定的判断の提供等を行ったこと」とあるのは「商品取引所法第二百十四条（第一号に係る部分に限る。）の規定に違反したこと又は同法第二百十七条第一項第一号から第三号までに掲げる事項について説明をしなかったこと」と、同法第九条第二項第一号中「当該金融商品の販売に係る契約」とあるのは「商品取引所法第二百十四条第二号の受託契約」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二百六十九条第一項中「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「第二条第五項に規定する商品投資販売業者及び同条第八項」を「第二条第四項」に改める。

第三百四十八条中「次の各号に掲げる」を「取引所金融商品市場に類似する」に、「当該各号に掲げる法律」を「金融商品取引法」に改め、同条各号を削る。

第三百五十八条の次に次の一条を加える。

第三百五十八条の二 第二百十四条の二第一項の規定に違反した場合においては、その行為をした商品取引員の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三百六十二条第十三号を同条第十四号とし、同条第八号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、同条第七号の次に次の一号を加える。

八 第二百十四条第二号の規定に違反した者

第三百六十三条第十二号を同条第十四号とし、同条第六号から第十一号までを二号ずつ繰り下げ、同条第五号の次に次の二号を加える。

六 第二百十四条の二第二項の規定に違反した者

七 第二百十四条の二第五項の規定による申請書又は書類に虚偽の記載をして提出した者

第三百六十七条第六号を同条第九号とし、同条第五号を同条第八号とし、同条第四号を同条第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 第二百二十条の二第一項の規定に違反して、書面を交付せず、若しくは同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者又は同条第二項において準用する第二百十七条第二項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者

第三百六十七条第三号を同条第五号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。

三 第二百十三条の二第一項（第二号を除く。）に規定する事項を表示せず、又は虚偽の表示をした者

四 第二百十三条の二第二項の規定に違反した者

第三百七十一条第一項第二号中「第三百六十条」を「第三百五十八条の二、第三百六十条」に改め、同項第四号中「第三百六十三条第八号及び第九号」を「第三百六十三条第七号、第十号及び第十一号」に改め、同項第五号中「第八号及び第九号」を「第七号、第十号及び第十一号」に改める。

第三百七十三条第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 第二百二十条の三において準用する金融商品の販売等に関する法律第九条第一項の規定に違反して勧誘方針を定めず、又は同条第三項の規定に違反してこれを公表しなかつた者

(信用金庫法の一部改正)

第十三条 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第八十九条の二」を「第八十九条の三」に、「第九十条」を「第八十九条の四」に改める。

第三十四条第四号中「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「第九十七条第一項第一号から第四号まで若しくは第七号若しくは第二項」を「第九十七条」に、「第九十八条第一号から第十号まで、第十八号若しくは第十九号(有価証券の無届募集等の罪)」を「第九十七条の二第一号から第十号まで若しくは第十三号(有価証券の無届募集等の罪)、第九十八条第八号(裁判所の禁止又は停止命令違反の罪)」に、「第二十一号若しくは第二十二号」を「第二十号若しくは第二十一号」に、「証券会社等」を「金融商品取引業者等」に、「第十五号若しくは第十六号」を「第十九号若しくは第二十号」に改める。

第三十五条の二第一項を次のように改める。

理事の任期は、二年以内において定款で定める期間とする。

第三十五条の二第四項中「第一項」の下に「、第二項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 監事の任期は、四年以内において定款で定める期間とする。

第五十三条第三項第二号中「、有価証券店頭デリバティブ取引(有価証券先渡取引を除く。)、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引」を「(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)又は有価証券関連デリバティブ取引」に、「顧客の書面による注文を受けてその計算においてするもの」を「書面取次ぎ行為」に改め、同項第十一号及び第十二号を次のように改める。

十一 デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。

次号において同じ。)であつて内閣府令で定めるもの(第五号に掲げる業務に該当するものを除く。)

十二 デリバティブ取引(内閣府令で定めるものに限る。)の媒介、取次ぎ又は代理

第五十三条第三項第十三号中「前二号」を「第十一号」に改め、同項第十五号及び

第十六号中「有価証券店頭デリバティブ取引」を「有価証券関連店頭デリバティブ取引」に改め、同条第四項中「証券取引法第二条第八項各号」を「金融商品取引法第二条第八項第一号から第六号まで及び第八号から第十号まで」に改め、同条第五項第一号トを同号チとし、同号ハからヘまでを同号ニからトまでとし、同号口の次に次のように加える。

八 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第百三十九条の十二第一項（短期投資法人債に係る特例）に規定する短期投資法人債

第五十三条第五項第一号の二を次のように改める。

一の二 有価証券関連デリバティブ取引又は書面取次ぎ行為 それぞれ金融商品取引法第二十八条第八項第六号（定義）に規定する有価証券関連デリバティブ取引又は同法第三十三条第二項（金融機関の有価証券関連業の禁止等）に規定する書面取次ぎ行為をいう。

第五十三条第五項第三号中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改め、同項第四号及び第五号を次のように改める。

四 デリバティブ取引 金融商品取引法第二条第二十項（定義）に規定するデリバティブ取引をいう。

五 有価証券関連店頭デリバティブ取引 金融商品取引法第二十八条第八項第四号（定義）に掲げる行為をいう。

第五十三条第六項中「証券取引法第六十五条第二項各号」を「金融商品取引法第三十三条第二項各号」に、「証券業務の特例」を「有価証券関連業の禁止等」に改める。

第五十四条第四項第二号中「、有価証券店頭デリバティブ取引（有価証券先渡取引を除く。）、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引」を「（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）又は有価証券関連デリバティブ取引」に、「顧客の書面による注文を受けてその計算においてするもの」を「書面取次ぎ行為」に改め、同項第十一号及び第十二号を次のように改める。

十一 デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。

次号において同じ。）であつて内閣府令で定めるもの（第五号に掲げる業務に該当するものを除く。）

十二 デリバティブ取引（内閣府令で定めるものに限る。）の媒介、取次ぎ又は代理

第五十四条第四項第十三号中「前二号」を「第十一号」に改め、同項第十五号及び第十六号中「有価証券店頭デリバティブ取引」を「有価証券関連店頭デリバティブ取引」に改め、同条第五項中「証券取引法第六十五条第二項各号」を「金融商品取引法

第三十三条第二項各号」に、「証券業務の特例」を「有価証券関連業の禁止等」に改める。

第五十四条の九第四項中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改める。

第五十四条の二十三第一項第二号及び第三号を次のように改める。

二 金融商品取引法第二条第九項（定義）に規定する金融商品取引業者のうち、有価証券関連業（同法第二十八条第八項（定義）に規定する有価証券関連業をいう。以下同じ。）のほか、同法第三十五条第一項第一号から第八号まで（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者の業務の範囲）に掲げる行為を行う業務その他の内閣府令で定める業務を専ら営むもの（以下「証券専門会社」という。）

三 金融商品取引法第二条第十二項（定義）に規定する金融商品仲介業者のうち、金融商品仲介者（同条第十一項（定義）に規定する金融商品仲介業をいい、次に掲げる行為のいずれかを業として行うものに限る。以下この号において同じ。）のほか、金融商品仲介業に付随する業務その他の内閣府令で定める業務を専ら営むもの（以下「証券仲介専門会社」という。）

イ 金融商品取引法第二条第十一項第一号（定義）に掲げる行為

ロ 金融商品取引法第二条第十七項（定義）に規定する取引所金融商品市場又は同条第八項第三号ロ（定義）に規定する外国金融商品市場における有価証券の売買の委託の媒介（八に掲げる行為に該当するものを除く。）

ハ 金融商品取引法第二十八条第八項第三号又は第五号（定義）に掲げる行為の委託の媒介

ニ 金融商品取引法第二条第十一項第三号（定義）に掲げる行為

第五十四条の二十三第一項第七号並びに第二項第二号、第三号及び第六号イ中「証券業」を「有価証券関連業」に改める。

第八十九条第一項中「第十六条」を「第十三条の三」に、「、取締役等」を「）、第十四条から第十六条まで（取締役等）に改め、同条第三項中「許可）」の下に「、第五十二条の四十五の二（銀行代理業者についての金融商品取引法の準用）」を加え、同条第四項中「「特定銀行代理業者」を「「特定預金等契約」とあるのは「信用金庫法第八十九条の二に規定する特定預金等契約」と、「特定銀行代理業者」に、「同法第五十二条の六十一第二項」を「同条第三項中「第五十二条の四十五の二」とあるのは「信用金庫法第八十九条の二」と、同法第五十二条の六十一第二項」に改める。

第十章中第八十九条の二を第八十九条の三とし、第八十九条の次に次の一条を加える。

（金融商品取引法の準用）

第八十九条の二 金融商品取引法第三章第一節第五款（第三十四条の二第六項から第

八項まで（特定投資家が特定投資家以外の顧客とみなされる場合）並びに第三十四条の三第五項及び第六項（特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合）を除く。）（特定投資家）及び第四十五条（第三号及び第四号を除く。）（雑則）の規定は金庫が行う特定預金等契約（特定預金等（金利、通貨の価格、同法第二条第十四項に規定する金融商品市場における相場その他の指標に係る変動によりその元本について損失が生ずるおそれがある預金又は定期積金として内閣府令で定めるものをいう。）の受入れを内容とする契約をいう。以下この条において同じ。）の締結について、同章第二節第一款（第三十五条から第三十六条の四まで（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者の業務の範囲、第二種金融商品取引業又は投資助言・代理業のみを行う者の兼業の範囲、顧客に対する誠実義務、標識の掲示、名義貸しの禁止及び社債の管理の禁止等）、第三十七条第一項第二号（広告等の規制）、第三十七条の二（取引態様の事前明示義務）、第三十七条の三第一項第二号及び第六号並びに第三項（契約締結前の書面の交付）、第三十七条の五（保証金の受領に係る書面の交付）、第三十八条第一号及び第二号並びに第三十八条の二（禁止行為）、第三十九条第三項ただし書及び第五項（損失補てん等の禁止）、第四十条の二（最良執行方針等）並びに第四十条の三（分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止）を除く。）（通則）の規定は金庫又は信用金庫代理業者が行う特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「金融商品取引業」とあるのは「特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介の業務」と、これらの規定（同法第三十七条の六第三項の規定を除く。）中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、これらの規定（同法第三十四条の規定を除く。）中「金融商品取引行為」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第三十四条中「顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商品取引行為（第二条第八項各号に掲げる行為をいう。以下同じ。）を行うことを内容とする契約」とあるのは「信用金庫法第八十九条の二に規定する特定預金等契約」と、同法第三十七条の三第一項中「締結しようとするとき」とあるのは「締結しようとするとき、又はその締結の代理若しくは媒介を行うとき」と、「交付しなければならない」とあるのは「交付するほか、預金者又は定期積金の積金者（以下この項において「預金者等」という。）の保護に資するため、内閣府令で定めるところにより、当該特定預金等契約の内容その他預金者等に参考となるべき情報の提供を行わなければならない」と、同項第一号中「金融商品取引業者等」とあるのは「金庫（信用金庫法第二条に規定する金庫をいう。以下同じ。）又は当該信用金庫代理業者（同法第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者をいう。以下同じ。）の所属信用金庫（同項に規定する所属信用金庫をいう。）」と、同法第三十七条の六第一項中「金融商品取引業者等」とあるのは「金庫」と、同条第三項中「金融商品取引契約の解除があつた場合には、当

該金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約の解除があつた場合には、当該特定預金等契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払（信用金庫代理業者にあつては、当該特定預金等契約の解除に伴い金庫に損害賠償その他の金銭の支払をした場合における当該支払に伴う損害賠償その他の金銭の支払）を請求することができない。ただし、金庫にあつては、当該特定預金等契約」と、「金融商品取引契約に関して」とあるのは「特定預金等契約に関して」と、「金額を超えて当該金融商品取引契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない」とあるのは「金額については、この限りでない」と、同条第四項ただし書中「前項の」とあるのは「金庫にあつては、前項の」と、同法第三十九条第一項第一号中「有価証券の売買その他の取引（買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。）又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券売買取引等」という。）」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券等」という。）」とあるのは「特定預金等契約」と、「顧客（信託会社等（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。））が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買又はデリバティブ取引を行う場合にあつては、当該信託をする者を含む。以下この条において同じ。）」とあるのは「顧客」と、「補足するため」とあるのは「補足するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第二号及び第三号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、同項第二号中「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第三号中「追加するため、」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同条第三項中「原因となるものとして内閣府令で定めるもの」とあるのは「原因となるもの」と、同法第四十五条第二号中「第三十七条の二から第三十七条の六まで、第四十条の二第四項及び第四十三条の四」とあるのは「第三十七条の三（第一項の書面の交付に係る部分に限り、同項第二号及び第六号並びに第三項を除く。）、第三十七条の四及び第三十七条の六」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第十一章中第九十条の前に次の一条を加える。

第八十九条の四 第八十九条の二において準用する金融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」という。）第三十九条第一項の規定に違反した者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第九十条の四の次に次の三条を加える。

第九十条の四の二 準用金融商品取引法第三十九条第二項の規定に違反した者は、一

年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第九十条の四の三 前条の場合において、犯人又は情を知つた第三者が受けた財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第九十条の四の四 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 準用金融商品取引法第三十七条第一項（第二号を除く。）に規定する事項を表示せず、又は虚偽の表示をした者
- 二 準用金融商品取引法第三十七条第二項の規定に違反した者
- 三 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項（第二号及び第六号を除く。）の規定に違反して、書面を交付せず、又は同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者
- 四 準用金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定による書面を交付せず、又は虚偽の記載をした書面を交付した者

第九十条の七第一項第一号中「第九十条の二」を「第八十九条の四又は第九十条の二」に改め、同項第三号中「、第九十条の五又は前条」を「又は前三条」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

- 三 第九十条の四の二 一億円以下の罰金刑
（長期信用銀行法の一部改正）

第十四条 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項第一号を次のように改める。

- 一 有価証券の売買（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除き、書面取次ぎ行為に限る。）又は有価証券関連デリバティブ取引（投資の目的をもつてするもの又は書面取次ぎ行為に限る。）

第六条第三項第三号中「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「第六十五条第二項各号」を「第三十三条第二項各号」に、「証券業務の特例」を「有価証券関連業の禁止等」に改め、同項第九号及び第十号を次のように改める。

- 九 デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。次号において同じ。）であつて内閣府令で定めるもの（第四号に掲げる業務に該当するものを除く。）
- 十 デリバティブ取引（内閣府令で定めるものに限る。）の媒介、取次ぎ又は代理
第六条第三項第十一号中「前二号」を「第九号」に改め、同条第四項第七号を同項第八号とし、同項第三号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二号の次に次の一号を加える。

- 三 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第三百

十九条の十二第一項（短期投資法人債に係る特例）に規定する短期投資法人債
第六条第五項を次のように改める。

- 5 第三項第一号又は第九号の「有価証券関連デリバティブ取引」又は「書面取次ぎ
行為」とは、それぞれ金融商品取引法第二十八条第八項第六号（定義）に規定する
有価証券関連デリバティブ取引又は同法第三十三条第二項（金融機関の有価証券関
連業の禁止等）に規定する書面取次ぎ行為をいう。

第六条第七項を次のように改める。

- 7 第三項第九号又は第十号の「デリバティブ取引」とは、金融商品取引法第二条第
二十項（定義）に規定するデリバティブ取引をいう。

第十三条の二第一項第三号及び第四号を次のように改める。

三 金融商品取引法第二条第九項（定義）に規定する金融商品取引業者のうち、有
価証券関連業（同法第二十八条第八項（定義）に規定する有価証券関連業をい
う。以下同じ。）のほか、同法第三十五条第一項第一号から第八号まで（第一種
金融商品取引業又は投資運用業を行う者の業務の範囲）に掲げる行為を行う業務
その他の内閣府令で定める業務を専ら営むもの（以下「証券専門会社」とい
う。）

四 金融商品取引法第二条第十二項（定義）に規定する金融商品仲介業者のうち、
金融商品仲介業（同条第十一項（定義）に規定する金融商品仲介業をいい、次に
掲げる行為のいずれかを営む業務に係るものに限る。以下この号において同
じ。）のほか、金融商品仲介業に付随する業務その他の内閣府令で定める業務を
専ら営むもの（以下「証券仲介専門会社」という。）

イ 金融商品取引法第二条第十一項第一号（定義）に掲げる行為

ロ 金融商品取引法第二条第十七項（定義）に規定する取引所金融商品市場又は
同条第八項第三号ロ（定義）に規定する外国金融商品市場における有価証券の
売買の委託の媒介（八に掲げる行為に該当するものを除く。）

ハ 金融商品取引法第二十八条第八項第三号又は第五号（定義）に掲げる行為の
委託の媒介

ニ 金融商品取引法第二条第十一項第三号（定義）に掲げる行為

第十三条の二第一項第八号並びに第四項第二号、第三号及び第六号イ並びに第十六
条の四第一項第七号及び第十号ロ中「証券業」を「有価証券関連業」に改める。

第十七条中「範囲）」の下に「、第十三条の四（金融商品取引法の準用）」を、
「基準）」の下に「、第五十二条の四十五の二（銀行代理業者についての金融商品取
引法の準用）」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（金融商品取引法の準用）

第十七条の二 金融商品取引法第三章第一節第五款（第三十四条の二第六項から第八
項まで（特定投資家が特定投資家以外の顧客とみなされる場合）並びに第三十四条

の三第五項及び第六項（特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合）を除く。）（特定投資家）及び第四十五条（第三号及び第四号を除く。）（雑則）の規定は長期信用銀行が行う特定預金等契約（特定預金等（金利、通貨の価格、同法第二条第十四項に規定する金融商品市場における相場その他の指標に係る変動によりその元本について損失が生ずるおそれがある預金又は定期積金として内閣府令で定めるものをいう。）の受入れを内容とする契約をいう。以下この条において同じ。）の締結について、同章第二節第一款（第三十五条から第三十六条の四まで（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者の業務の範囲、第二種金融商品取引業又は投資助言・代理業のみを行う者の兼業の範囲、顧客に対する誠実義務、標識の掲示、名義貸しの禁止及び社債の管理の禁止等）、第三十七条第一項第二号（広告等の規制）、第三十七条の二（取引態様の事前明示義務）、第三十七条の三第一項第二号及び第六号並びに第三項（契約締結前の書面の交付）、第三十七条の五（保証金の受領に係る書面の交付）、第三十八条第一号及び第二号並びに第三十八条の二（禁止行為）、第三十九条第三項ただし書及び第五項（損失補てん等の禁止）、第四十条の二（最良執行方針等）並びに第四十条の三（分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止）を除く。）（通則）の規定は長期信用銀行又は長期信用銀行代理業者が行う特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「金融商品取引業」とあるのは「特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介の業務」と、これらの規定（同法第三十七条の六第三項の規定を除く。）中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、これらの規定（同法第三十四条の規定を除く。）中「金融商品取引行為」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第三十四条中「顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商品取引行為（第二条第八項各号に掲げる行為をいう。以下同じ。）を行うことを内容とする契約」とあるのは「長期信用銀行法第十七条の二に規定する特定預金等契約」と、同法第三十七条の三第一項中「締結しようとするとき」とあるのは「締結しようとするとき、又はその締結の代理若しくは媒介を行うとき」と、「交付しなければならない」とあるのは「交付するほか、預金者及び定期積金の積金者（以下この項において「預金者等」という。）の保護に資するため、内閣府令で定めるところにより、当該特定預金等契約の内容その他預金者等に参考となるべき情報の提供を行わなければならない」と、同項第一号中「金融商品取引業者等」とあるのは「長期信用銀行又は当該長期信用銀行代理業者（長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者をいう。以下同じ。）の所属長期信用銀行（同項に規定する所属長期信用銀行をいう。）」と、同法第三十七条の六第一項中「金融商品取引業者等」とあるのは「長期信用銀行」と、同条第三項中「金融商品取引契約の解除があつた場合には、当該金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約の解除があつた場合には、当

該特定預金等契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払（長期信用銀行代理業者にあつては、当該特定預金等契約の解除に伴い長期信用銀行に損害賠償その他の金銭の支払をした場合における当該支払に伴う損害賠償その他の金銭の支払）を請求することができない。ただし、長期信用銀行にあつては、当該特定預金等契約」と、「金融商品取引契約に関して」とあるのは「特定預金等契約に関して」と、「金額を超えて当該金融商品取引契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない」とあるのは「金額については、この限りでない」と、同条第四項ただし書中「前項の」とあるのは「長期信用銀行にあつては、前項の」と、同法第三十九条第一項第一号中「有価証券の売買その他の取引（買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。）又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券売買取引等」という。）」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券等」という。）」とあるのは「特定預金等契約」と、「顧客（信託会社等（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。）が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買又はデリバティブ取引を行う場合にあつては、当該信託をする者を含む。以下この条において同じ。）」とあるのは「顧客」と、「補足するため」とあるのは「補足するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第二号及び第三号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、同項第二号中「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第三号中「追加するため、」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同条第三項中「原因となるものとして内閣府令で定めるもの」とあるのは「原因となるもの」と、同法第四十五条第二号中「第三十七条の二から第三十七条の六まで、第四十条の二第四項及び第四十三条の四」とあるのは「第三十七条の三（第一項の書面の交付に係る部分に限り、同項第二号及び第六号並びに第三項を除く。）、第三十七条の四及び第三十七条の六」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二十三条の二に次の一号を加える。

六 第十七条の二において準用する金融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」という。）第三十九条第一項の規定に違反した者

第二十五条の二の次に次の三条を加える。

第二十五条の二の二 準用金融商品取引法第三十九条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十五条の二の三 前条の場合において、犯人又は情を知つた第三者が受けた財産

上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第二十五条の二の四 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 準用金融商品取引法第三十七条第一項（第二号を除く。）に規定する事項を表示せず、又は虚偽の表示をした者
- 二 準用金融商品取引法第三十七条第二項の規定に違反した者
- 三 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項（第二号及び第六号を除く。）の規定に違反して、書面を交付せず、又は同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者
- 四 準用金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定による書面を交付せず、又は虚偽の記載をした書面を交付した者

第二十六条第一項第一号中「第二十四条」を「第二十三条の二第六号又は第二十四条」に改め、同項第三号中「第二十三条の二」を「第二十三条の二（第六号を除く。）」に、「前条」を「前二条」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

- 三 第二十五条の二の二 一億円以下の罰金刑
（労働金庫法の一部改正）

第十五条 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第四号中「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「第百九十七条第一項第一号から第四号まで若しくは第七号若しくは第二項」を「第百九十七条」に、「第百九十八条第一号から第十号まで、第十八号若しくは第十九号（有価証券の無届募集等の罪）」を「第百九十七条の二第一号から第十号まで若しくは第十三号（有価証券の無届募集等の罪）、第百九十八条第八号（裁判所の禁止又は停止命令違反の罪）」に、「第二十一号若しくは第二十二号」を「第二十号若しくは第二十一号」に、「証券会社等」を「金融商品取引業者等」に、「第十五号若しくは第十六号」を「第十九号若しくは第二十号」に改める。

第三十六条第一項を次のように改める。

理事の任期は、二年以内において定款で定める期間とする。

第三十六条第四項中「第一項」の下に「、第二項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

- 2 監事の任期は、四年以内において定款で定める期間とする。

第五十八条第二項第八号中「、有価証券店頭デリバティブ取引（有価証券先渡取引

を除く。)、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引」を「(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)又は有価証券関連デリバティブ取引」に、「顧客の書面による注文を受けてその計算においてするもの」を「書面取次ぎ行為」に改め、同項第十六号の二及び第十七号を次のように改める。

十六の二 デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。次号において同じ。)であつて内閣府令・厚生労働省令で定めるもの(第十一号に掲げる業務に該当するものを除く。)

十七 デリバティブ取引(内閣府令・厚生労働省令で定めるものに限る。)の媒介、取次ぎ又は代理

第五十八条第二項第十八号中「前二号」を「第十六号の二」に改め、同項第二十号及び第二十一号中「有価証券店頭デリバティブ取引」を「有価証券関連店頭デリバティブ取引」に改め、同条第五項中「証券取引法第二条第八項各号」を「金融商品取引法第二条第八項第一号から第六号まで及び第八号から第十号まで」に改め、同条第六項第一号トを同号チとし、同号ハからヘまでを同号ニからトまでとし、同号口の次に次のように加える。

八 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第一百三十九条の十二第一項(短期投資法人債に係る特例)に規定する短期投資法人債

第五十八条第六項第一号の二を次のように改める。

一の二 有価証券関連デリバティブ取引又は書面取次ぎ行為それぞれ金融商品取引法第二十八条第八項第六号(定義)に規定する有価証券関連デリバティブ取引又は同法第三十三条第二項(金融機関の有価証券関連業の禁止等)に規定する書面取次ぎ行為をいう。

第五十八条第六項第三号中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改め、同項第三号の三及び第四号を次のように改める。

三の三 デリバティブ取引 金融商品取引法第二条第二十項(定義)に規定するデリバティブ取引をいう。

四 有価証券関連店頭デリバティブ取引 金融商品取引法第二十八条第八項第四号(定義)に掲げる行為をいう。

第五十八条第七項中「証券取引法第六十五条第二項各号」を「金融商品取引法第三十三条第二項各号」に、「証券業務の特例」を「有価証券関連業の禁止等」に改める。

第五十八条の二第一項第六号中「、有価証券店頭デリバティブ取引(有価証券先渡取引を除く。)、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引」を「(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)又は有

価証券関連デリバティブ取引」に、「顧客の書面による注文を受けてその計算においてするもの」を「書面取次ぎ行為」に改め、同項第十四号の二及び第十五号を次のように改める。

十四の二 デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。次号において同じ。）であつて内閣府令・厚生労働省令で定めるもの（第九号に掲げる業務に該当するものを除く。）

十五 デリバティブ取引（内閣府令・厚生労働省令で定めるものに限る。）の媒介、取次ぎ又は代理

第五十八条の二第一項第十六号中「前二号」を「第十四号の二」に改め、同項第十八号及び第十九号中「有価証券店頭デリバティブ取引」を「有価証券関連店頭デリバティブ取引」に改め、同条第三項中「証券取引法第六十五条第二項各号」を「金融商品取引法第三十三条第二項各号」に、「証券業務の特例」を「有価証券関連業の禁止等」に改める。

第五十八条の五第一項第二号及び第三号を次のように改める。

二 金融商品取引法第二条第九項（定義）に規定する金融商品取引業者のうち、有価証券関連業（同法第二十八条第八項（定義）に規定する有価証券関連業をいう。以下同じ。）のほか、同法第三十五条第一項第一号から第八号まで（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者の業務の範囲）に掲げる行為を行う業務その他の内閣府令・厚生労働省令で定める業務を専ら営むもの（以下「証券専門会社」という。）

三 金融商品取引法第二条第十二項（定義）に規定する金融商品仲介業者のうち、金融商品仲介業（同条第十一項（定義）に規定する金融商品仲介業をいい、次に掲げる行為のいずれかを業として行うものに限る。以下この号において同じ。）のほか、金融商品仲介業に付随する業務その他の内閣府令・厚生労働省令で定める業務を専ら営むもの（以下「証券仲介専門会社」という。）

イ 金融商品取引法第二条第十一項第一号（定義）に掲げる行為

ロ 金融商品取引法第二条第十七項（定義）に規定する取引所金融商品市場又は同条第八項第三号ロ（定義）に規定する外国金融商品市場における有価証券の売買の委託の媒介（八に掲げる行為に該当するものを除く。）

ハ 金融商品取引法第二十八条第八項第三号又は第五号（定義）に掲げる行為の委託の媒介

ニ 金融商品取引法第二条第十一項第三号（定義）に掲げる行為

第五十八条の五第二項第二号及び第三号中「証券業」を「有価証券関連業」に改める。

第九十四条第一項中「第十六条」を「第十三条の三」に、「取締役等」を「）、第十四条から第十六条まで（取締役等」に改め、同条第三項中「許可）」の下に「、

第五十二条の四十五の二（銀行代理業者についての金融商品取引法の準用）」を加え、同条第四項中「特定銀行代理業者」を「特定預金等契約」とあるのは「労働金庫法第九十四条の二に規定する特定預金等契約」と、「特定銀行代理業者」に、「同法第五十二条の六十一第二項」を「同条第三項中「第五十二条の四十五の二」とあるのは「労働金庫法第九十四条の二」と、同法第五十二条の六十一第二項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（金融商品取引法の準用）

第九十四条の二 金融商品取引法第三章第一節第五款（第三十四条の二第六項から第八項まで（特定投資家が特定投資家以外の顧客とみなされる場合）並びに第三十四条の三第五項及び第六項（特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合）を除く。）（特定投資家）及び第四十五条（第三号及び第四号を除く。）（雑則）の規定は金庫が行う特定預金等契約（特定預金等（金利、通貨の価格、同法第二条第十四項に規定する金融商品市場における相場その他の指標に係る変動によりその元本について損失が生ずるおそれがある預金又は定期積金として内閣府令・厚生労働省令で定めるものをいう。）の受入れを内容とする契約をいう。以下この条において同じ。）の締結について、同章第二節第一款（第三十五条から第三十六条の四まで（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者の業務の範囲、第二種金融商品取引業又は投資助言・代理業のみを行う者の兼業の範囲、顧客に対する誠実義務、標識の掲示、名義貸しの禁止及び社債の管理の禁止等）、第三十七条第一項第二号（広告等の規制）、第三十七条の二（取引態様の事前明示義務）、第三十七条の三第一項第二号及び第六号並びに第三項（契約締結前の書面の交付）、第三十七条の五（保証金の受領に係る書面の交付）、第三十八条第一号及び第二号並びに第三十八条の二（禁止行為）、第三十九条第三項ただし書及び第五項（損失補てん等の禁止）、第四十条の二（最良執行方針等）並びに第四十条の三（分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止）を除く。）（通則）の規定は金庫又は労働金庫代理業者が行う特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「金融商品取引業」とあるのは「特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介の業務」と、これらの規定（同法第三十七条の六第三項の規定を除く。）中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、これらの規定（同法第三十九条第三項本文の規定を除く。）中「内閣府令」とあるのは「内閣府令・厚生労働省令」と、これらの規定（同法第三十四条の規定を除く。）中「金融商品取引行為」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第三十四条中「顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商品取引行為（第二条第八項各号に掲げる行為をいう。以下同じ。）を行うことを内容とする契約」とあるのは「労働金庫法第九十四条の二に規定する特定預金等契約」と、同法第三十七条の三第一項中「締結しようとするとき」とあるのは

「締結しようとするとき、又はその締結の代理若しくは媒介を行うとき」と、「交付しなければならない」とあるのは「交付するほか、預金者又は定期積金の積金者（以下この項において「預金者等」という。）の保護に資するため、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、当該特定預金等契約の内容その他預金者等に参考となるべき情報の提供を行わなければならない」と、同項第一号中「金融商品取引業者等」とあるのは「金庫（労働金庫法第三条に規定する金庫をいう。以下同じ。）又は当該労働金庫代理業者（同法第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者をいう。以下同じ。）の所属労働金庫（同項に規定する所属労働金庫をいう。）」と、同法第三十七条の六第一項中「金融商品取引業者等」とあるのは「金庫」と、同条第三項中「金融商品取引契約の解除があつた場合には、当該金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約の解除があつた場合には、当該特定預金等契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払（労働金庫代理業者にあつては、当該特定預金等契約の解除に伴い金庫に損害賠償その他の金銭の支払をした場合における当該支払に伴う損害賠償その他の金銭の支払）を請求することができない。ただし、金庫にあつては、当該特定預金等契約」と、「金融商品取引契約に関して」とあるのは「特定預金等契約に関して」と、「金額を超えて当該金融商品取引契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない」とあるのは「金額については、この限りでない」と、同条第四項ただし書中「前項の」とあるのは「金庫にあつては、前項の」と、同法第三十九条第一項第一号中「有価証券の売買その他の取引（買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。）又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券売買取引等」という。）」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券等」という。）」とあるのは「特定預金等契約」と、「顧客（信託会社等（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。））が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買又はデリバティブ取引を行う場合にあつては、当該信託をする者を含む。以下この条において同じ。）」とあるのは「顧客」と、「補足するため」とあるのは「補足するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第二号及び第三号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、同項第二号中「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第三号中「追加するため、」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同条第三項中「原因となるものとして内閣府令で定めるもの」とあるのは「原因となるもの」と、同法第四十五条第二号中「第三十七条の二から第三十七条の六まで、第四十条の二第四項及び

第四十三条の四」とあるのは「第三十七条の三（第一項の書面の交付に係る部分に限り、同項第二号及び第六号並びに第三項を除く。）、第三十七条の四及び第三十七条の六」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九十九条の次に次の一条を加える。

第九十九条の二 第九十四条の二において準用する金融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」という。）第三十九条第一項の規定に違反した者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第百条の四の次に次の三条を加える。

第百条の四の二 準用金融商品取引法第三十九条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第百条の四の三 前条の場合において、犯人又は情を知つた第三者が受けた財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第百条の四の四 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 準用金融商品取引法第三十七条第一項（第二号を除く。）に規定する事項を表示せず、又は虚偽の表示をした者

二 準用金融商品取引法第三十七条第二項の規定に違反した者

三 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項（第二号及び第六号を除く。）の規定に違反して、書面を交付せず、又は同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者

四 準用金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定による書面を交付せず、又は虚偽の記載をした書面を交付した者

第百条の七第一項第一号中「第百条の二」を「第九十九条の二又は第百条の二」に改め、同項第三号中「、第百条の五又は前条」を「又は前三条」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 第百条の四の二 一億円以下の罰金刑

（銀行法の一部改正）

第十六条 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項第二号中「、有価証券店頭デリバティブ取引（有価証券先渡取引を除く。）、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引」を「（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）又は有価証券関連デリバティブ取引」に、「顧客の書面による注文を受けてその計算においてするもの」を「書面取次ぎ行為」に改め、同項第十二号及び第十三号を次のように改める。

十二 デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。

次号において同じ。）であつて内閣府令で定めるもの（第五号に掲げる業務に該

当するものを除く。)

十三 デリバティブ取引(内閣府令で定めるものに限る。)の媒介、取次ぎ又は代理

第十条第二項第十四号中「前二号」を「第十二号」に改め、同項第十六号及び第十七号中「有価証券店頭デリバティブ取引」を「有価証券関連店頭デリバティブ取引」に改め、同条第三項第七号を同項第八号とし、同項第三号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和三十六年法律第九十八号)第三十九条の十二第一項(短期投資法人債に係る特例)に規定する短期投資法人債第十条第四項を次のように改める。

4 第二項第二号又は第十二号の「有価証券関連デリバティブ取引」又は「書面取次ぎ行為」とは、それぞれ金融商品取引法(昭和三十二年法律第二十五号)第二十八条第八項第六号(定義)に規定する有価証券関連デリバティブ取引又は同法第三十三条第二項(金融機関の有価証券関連業の禁止等)に規定する書面取次ぎ行為をいう。

第十条第六項中「証券取引法第二条第八項各号」を「金融商品取引法第二条第八項第一号から第六号まで及び第八号から第十号まで」に改め、同条第八項中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改め、同条第十項を次のように改める。

10 第二項第十二号若しくは第十三号の「デリバティブ取引」又は同項第十六号若しくは第十七号の「有価証券関連店頭デリバティブ取引」とは、それぞれ金融商品取引法第二条第二十項(定義)に規定するデリバティブ取引又は同法第二十八条第八項第四号(定義)に掲げる行為をいう。

第十一条第一号中「証券取引法第六十五条第二項各号」を「金融商品取引法第三十三条第二項各号」に、「証券業務の特例」を「有価証券関連業の禁止等」に改める。

第十二条の二第一項中「受入れ」の下に「(第十三条の四に規定する特定預金等の受入れを除く。)」を加え、同条第二項中「及び」の下に「第十三条の四並びに」を加える。

第十三条の三中「掲げる行為」の下に「(次条に規定する特定預金等契約の締結の業務に関しては、第四号に掲げる行為を除く。)」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(金融商品取引法の準用)

第十三条の四 金融商品取引法第三章第一節第五款(第三十四条の二第六項から第八項まで(特定投資家が特定投資家以外の顧客とみなされる場合)並びに第三十四条の三第五項及び第六項(特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合)を除く。)(特定投資家)、同章第二節第一款(第三十五条から第三十六条の四まで(第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者の業務の範囲、第二種

金融商品取引業又は投資助言・代理業のみを行う者の兼業の範囲、顧客に対する誠実義務、標識の掲示、名義貸しの禁止及び社債の管理の禁止等)、第三十七条第一項第二号(広告等の規制)、第三十七条の二(取引態様の事前明示義務)、第三十七条の三第一項第二号及び第六号並びに第三項(契約締結前の書面の交付)、第三十七条の五(保証金の受領に係る書面の交付)、第三十八条第一号及び第二号並びに第三十八条の二(禁止行為)、第三十九条第三項ただし書及び第五項(損失補てん等の禁止)、第四十条の二(最良執行方針等)並びに第四十条の三(分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止)を除く。)(通則)及び第四十五条(第三号及び第四号を除く。)(雑則)の規定は、銀行が行う特定預金等契約(特定預金等(金利、通貨の価格、同法第二条第十四項に規定する金融商品市場における相場その他の指標に係る変動によりその元本について損失が生ずるおそれがある預金又は定期積金等として内閣府令で定めるものをいう。))の受入れを内容とする契約をいう。以下同じ。))の締結について準用する。この場合において、これらの規定中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引業」とあるのは「特定預金等契約の締結の業務」と、これらの規定(同法第三十四条の規定を除く。))中「金融商品取引行為」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第三十四条中「顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商品取引行為(第二条第八項各号に掲げる行為をいう。以下同じ。))を行うことを内容とする契約」とあるのは「銀行法第十三条の四に規定する特定預金等契約」と、同法第三十七条の三第一項中「交付しなければならない」とあるのは「交付するほか、預金者等(銀行法第二条第五項に規定する預金者等をいう。以下この項において同じ。))の保護に資するため、内閣府令で定めるところにより、当該特定預金等契約の内容その他預金者等に参考となるべき情報の提供を行わなければならない」と、同法第三十九条第一項第一号中「有価証券の売買その他の取引(買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。))又はデリバティブ取引(以下この条において「有価証券売買取引等」という。))」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券又はデリバティブ取引(以下この条において「有価証券等」という。))」とあるのは「特定預金等契約」と、「顧客(信託会社等(信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。))が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買又はデリバティブ取引を行う場合にあつては、当該信託をする者を含む。以下この条において同じ。))」とあるのは「顧客」と、「補足するため」とあるのは「補足するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第二号及び第三号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、同項第二号中「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第三号中「追加

するため、」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同条第三項中「原因となるものとして内閣府令で定めるもの」とあるのは「原因となるもの」と、同法第四十五条第二号中「第三十七条の二から第三十七条の六まで、第四十条の二第四項及び第四十三条の四」とあるのは「第三十七条の三（第一項の書面の交付に係る部分に限り、同項第二号及び第六号並びに第三項を除く。）、「第三十七条の四及び第三十七条の六」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第十六条の二第一項第三号及び第四号を次のように改める。

三 金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項（定義）に規定する金融商品取引業者をいう。第五十二条の四第一項において同じ。）のうち、有価証券関連業（同法第二十八条第八項（定義）に規定する有価証券関連業をいう。以下同じ。）のほか、同法第三十五条第一項第一号から第八号まで（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者の業務の範囲）に掲げる行為を行う業務その他の内閣府令で定める業務を専ら営むもの（以下「証券専門会社」という。）

四 金融商品取引法第二条第十二項（定義）に規定する金融商品仲介業者のうち、金融商品仲介業（同条第十一項（定義）に規定する金融商品仲介業をいい、次に掲げる行為のいずれかを営む業務に係るものに限る。以下この号において同じ。）のほか、金融商品仲介業に付随する業務その他の内閣府令で定める業務を専ら営むもの（以下「証券仲介専門会社」という。）

イ 金融商品取引法第二条第十一項第一号（定義）に掲げる行為

ロ 金融商品取引法第二条第十七項（定義）に規定する取引所金融商品市場又は同条第八項第三号ロ（定義）に規定する外国金融商品市場における有価証券の売買の委託の媒介（八に掲げる行為に該当するものを除く。）

ハ 金融商品取引法第二十八条第八項第三号又は第五号（定義）に掲げる行為の委託の媒介

二 金融商品取引法第二条第十一項第三号（定義）に掲げる行為

第十六条の二第一項第八号並びに第二項第二号、第三号及び第六号イ中「証券業」を「有価証券関連業」に改める。

第五十二条の四第一項中「証券会社」を「金融商品取引業者（有価証券関連業を営む者に限る。）」に改める。

第五十二条の二十三第一項第七号及び第十号ロ中「証券業」を「有価証券関連業」に改める。

第五十二条の四十四第二項中「行為」の下に「（特定預金等契約の締結の代理及び媒介を除く。）」を加え、同条第三項中「及び」の下に「第五十二条の四十五の二並びに」を加える。

第五十二条の四十五中「掲げる行為」の下に「（特定預金等契約の締結の代理又は媒介の業務に関しては、第五号に掲げる行為を除く。）」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（銀行代理業者についての金融商品取引法の準用）

第五十二条の四十五の二 金融商品取引法第三章第二節第一款（第三十五条から第三十六条の四まで（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者の業務の範囲、第二種金融商品取引業又は投資助言・代理業のみを行う者の兼業の範囲、顧客に対する誠実義務、標識の掲示、名義貸しの禁止及び社債の管理の禁止等）、第三十七条第一項第二号（広告等の規制）、第三十七条の二（取引態様の事前明示義務）、第三十七条の三第一項第二号及び第六号並びに第三項（契約締結前の書面の交付）、第三十七条の五（保証金の受領に係る書面の交付）、第三十七条の六第一項、第二項、第四項ただし書及び第五項（書面による解除）、第三十八条第一号及び第二号並びに第三十八条の二（禁止行為）、第三十九条第三項ただし書及び第五項（損失補てん等の禁止）、第四十条の二（最良執行方針等）並びに第四十条の三（分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止）を除く。）（通則）の規定は、銀行代理業者が行う特定預金等契約の締結の代理又は媒介について準用する。この場合において、これらの規定中「金融商品取引業」とあるのは「銀行法第十三条の四に規定する特定預金等契約の締結の代理又は媒介の業務」と、「金融商品取引行為」とあるのは「銀行法第十三条の四に規定する特定預金等契約の締結」と、これらの規定（同法第三十七条の六第三項の規定を除く。）中「金融商品取引契約」とあるのは「銀行法第十三条の四に規定する特定預金等契約」と、同法第三十七条の三第一項中「を締結しようとするとき」とあるのは「の締結の代理又は媒介を行うとき」と、「交付しなければならない」とあるのは「交付するほか、預金者等（銀行法第二条第五項に規定する預金者等をいう。以下この項において同じ。）の保護に資するため、内閣府令で定めるところにより、当該特定預金等契約の内容その他預金者等に参考となるべき情報の提供を行わなければならない」と、同項第一号中「金融商品取引業者等」とあるのは「銀行代理業者（銀行法第二条第十五項に規定する銀行代理業者をいう。）の所属銀行（同条第十六項に規定する所属銀行をいう。）」と、同法第三十七条の六第三項中「金融商品取引契約の解除があつた場合には」とあるのは「特定預金等契約（銀行法第十三条の四に規定する特定預金等契約をいう。第三十九条において同じ。）の解除に伴い銀行に損害賠償その他の金銭の支払をした場合において」と、「金融商品取引契約の解除までの期間に相当する手数料、報酬その他の当該金融商品取引契約に関して顧客が支払うべき対価（次項において「対価」という。）の額として内閣府令で定める金額を超えて当該金融商品取引契約の解除」とあるのは「支払」と、「又は違約金の支払を」とあるのは「その他の金銭の支払を、解除をした者に対し、」と、同法第三十九条第一項第一号中「有価

証券の売買その他の取引（買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。）又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券売買取引等」という。）とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券等」という。）とあるのは「特定預金等契約」と、「顧客（信託会社等（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。）が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買又はデリバティブ取引を行う場合にあつては、当該信託をする者を含む。以下この条において同じ。）とあるのは「顧客」と、「補足するため」とあるのは「補足するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第二号及び第三号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、同項第二号中「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第三号中「追加するため、」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同条第三項中「原因となるものとして内閣府令で定めるもの」とあるのは「原因となるもの」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六十一条第六号を同条第七号とし、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 第十三条の四又は第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」という。）第三十九条第一項の規定に違反した者第六十三条の二の次に次の三条を加える。

第六十三条の二の二 準用金融商品取引法第三十九条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第六十三条の二の三 前条の場合において、犯人又は情を知つた第三者が受けた財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第六十三条の二の四 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 準用金融商品取引法第三十七条第一項（第二号を除く。）に規定する事項を表示せず、又は虚偽の表示をした者

二 準用金融商品取引法第三十七条第二項の規定に違反した者

三 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項（第二号及び第六号を除く。）の規定に違反して、書面を交付せず、又は同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者

四 準用金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定による書面を交付せず、又は

虚偽の記載をした書面を交付した者

第六十四条第一項第一号中「第六十二条」を「第六十一条第四号又は第六十二条」に改め、同項第三号中「第六十一条、」を「第六十一条（第四号を除く。）、」に、「前条」を「前二条」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 第六十三条の二の二 一億円以下の罰金刑

（不動産特定共同事業法の一部改正）

第十七条 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 不動産特定共同事業者等は、不動産特定共同事業契約の締結の勧誘をするに際し、その相手方が当該不動産特定共同事業契約を締結しない旨の意思（当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含む。）を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為をしてはならない。

第二十一条の次に次の一条を加える。

（金融商品取引法の準用）

第二十一条の二 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十九条（第三項ただし書及び第五項を除く。）及び第四十条の規定は、不動産特定共同事業者が行う不動産特定共同事業契約の締結又はその代理若しくは媒介について準用する。この場合において、同法第三十九条第一項、第二項各号及び第三項並びに第四十条中「金融商品取引業者等」とあるのは「不動産特定共同事業者」と、同法第三十九条第一項第一号中「有価証券の売買その他の取引（買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。）又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券売買取引等」という。）」とあり、同項第二号及び第三号並びに同条第二項各号中「有価証券売買取引等」とあり、並びに同法第四十条第一号中「金融商品取引行為」とあるのは「不動産特定共同事業契約の締結」と、同法第三十九条第一項第一号中「有価証券又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券等」という。）」とあり、同項第二号及び第三号中「有価証券等」とあり、並びに同法第四十条第一号中「金融商品取引契約」とあるのは「不動産特定共同事業契約」と、同法第三十九条第一項各号及び第三項並びに第四十条第二号中「顧客」とあり、同法第三十九条第二項中「金融商品取引業者等の顧客」とあり、並びに同法第四十条第二号中「投資者」とあるのは「事業参加者」と、同法第三十九条第一項第一号中「有価証券の売買又はデリバティブ取引を行う」とあるのは「不動産特定共同事業契約の締結をする」と、同条第三項及び同法第四十条第二号中「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、同法第三十九条第三項中「以下こ

の節及び次節」とあるのは「次項」と、同法第四十条第一号中「顧客」とあり、及び「投資者」とあるのは「相手方又は事業参加者」と読み替えるものとする。

第三十五条第一項第二号中「第十九条から」の下に「第二十一条まで、第二十二条から」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、「含む。）」の下に「又は第二十一条の二において準用する金融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」という。）第三十九条第一項若しくは第四十条」を加える。

第四十六条の二中「第二十二条まで」を「第二十一条まで、第二十二条」に改め、「第三項」の下に「並びに準用金融商品取引法第四十条」を加える。

第五十二条の次に次の一条を加える。

第五十二条の二 準用金融商品取引法第三十九条第一項の規定に違反した場合においては、その行為をした不動産特定共同事業者の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第五十三条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 準用金融商品取引法第三十九条第二項の規定に違反した者

第五十三条の次に次の一条を加える。

第五十三条の二 前条第五号の場合において、犯人又は情を知った第三者が受けた財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第五十七条中「法人の」を「法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の」に改め、「業務」の下に「又は財産」を加え、「第五十二条から前条までの違反行為」を「次の各号に掲げる規定の違反行為」に、「行為者」を「その行為者」に、「その法人又は人」を「その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人」に改め、同条に次の各号及び一項を加える。

一 第五十二条の二 三億円以下の罰金刑

二 第五十三条第五号 一億円以下の罰金刑

三 第五十二条、第五十三条第一号から第四号まで若しくは第六号又は前三条 各本条の罰金刑

2 法人でない社団又は財団について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその法人でない社団又は財団を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

（保険業法の一部改正）

第十八条 保険業法（平成七年法律第五号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「証券会社（証券取引法）を「金融商品取引法」に、「証券会社をいう。」を「金融商品取引業者（有価証券関連業（同法第二十八条第八項（定義）

に規定する有価証券関連業をいう。以下同じ。)を行う者に限る。)」に改める。

第五十三条の二第一項第三号中「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「第九十七条第一項第一号から第四号まで若しくは第七号若しくは第二項」を「第九十七条」に、「第九十八条第一号から第十号まで、第十八号若しくは第十九号(有価証券の無届募集等の罪)」を「第九十七条の二第一号から第十号まで若しくは第十三号(有価証券の無届募集等の罪)、第九十八条第八号(裁判所の禁止又は停止命令違反の罪)」に、「第二十一号若しくは第二十二号」を「第二十号若しくは第二十一号」に、「証券会社等」を「金融商品取引業者等」に、「第十五号若しくは第十六号」を「第十九号若しくは第二十号」に改める。

第五十四条の七第四項及び第五十四条の十第三項中「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「(有価証券報告書)」を「(有価証券報告書の提出)」に改める。

第六十一条の二第四項中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改める。

第九十八条第一項第六号及び第七号を次のように改める。

六 デリバティブ取引(資産の運用のために行うもの及び有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。次号において同じ。)であって内閣府令で定めるもの(第四号に掲げる業務に該当するものを除く。)

七 デリバティブ取引(内閣府令で定めるものに限る。)の媒介、取次ぎ又は代理

第九十八条第一項第八号中「前二号」を「第六号」に改め、同項第十号及び第十一号中「有価証券店頭デリバティブ取引」を「有価証券関連店頭デリバティブ取引」に改め、同条第四項中「証券取引法第二条第八項各号」を「金融商品取引法第二条第八項第一号から第六号まで及び第八号から第十号まで」に改め、同条第六項第七号を同項第八号とし、同項第三号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第三百十九条の十二第一項(短期投資法人債に係る特例)に規定する短期投資法人債

第九十八条第七項中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改め、同条第八項及び第九項を次のように改める。

8 第一項第六号又は第七号の「デリバティブ取引」又は「有価証券関連デリバティブ取引」とは、それぞれ金融商品取引法第二条第二十項(定義)に規定するデリバティブ取引又は同法第二十八条第八項第六号(定義)に規定する有価証券関連デリバティブ取引をいう。

9 第一項第十号又は第十一号の「有価証券関連店頭デリバティブ取引」とは、金融商品取引法第二十八条第八項第四号(定義)に掲げる行為をいう。

第九十九条第一項中「証券取引法第六十五条第二項各号」を「金融商品取引法第三十三条第二項各号」に、「証券業務の特例」を「有価証券関連業の禁止等」に改め、同条第八項中「引受けに係る行為準則」の下に「、金融商品取引法の準用」を加える。

第百六条第一項第五号及び第六号を次のように改める。

五 金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項（定義）に規定する金融商品取引業者をいう。第二百七十一条の五第一項及び第三百三十三条第一項第一号において同じ。）のうち、有価証券関連業のほか、同法第三十五条第一項第一号から第八号まで（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者の業務の範囲）に掲げる行為を行う業務その他の内閣府令で定める業務を専ら行うもの（以下「証券専門会社」という。）

六 金融商品取引法第二条第十二項（定義）に規定する金融商品仲介業者のうち、金融商品仲介業（同条第十一項（定義）に規定する金融商品仲介業をいい、次に掲げる行為のいずれかを業として行うものに限る。以下この号において同じ。）のほか、金融商品仲介業に付随する業務その他の内閣府令で定める業務を専ら行うもの（以下「証券仲介専門会社」という。）

イ 金融商品取引法第二条第十一項第一号（定義）に掲げる行為

ロ 金融商品取引法第二条第十七項（定義）に規定する取引所金融商品市場又は同条第八項第三号ロ（定義）に規定する外国金融商品市場における有価証券の売買の委託の媒介（八に掲げる行為に該当するものを除く。）

ハ 金融商品取引法第二十八条第八項第三号又は第五号（定義）に掲げる行為の委託の媒介

ニ 金融商品取引法第二条第十一項第三号（定義）に掲げる行為

第百六条第一項第十号中「証券業を営む」を「有価証券関連業を行う」に改め、同条第二項第二号及び第四号中「証券業」を「有価証券関連業」に改め、同項第七号イ中「証券業を営む」を「有価証券関連業を行う」に改める。

第二百七十一条の五第一項中「証券会社」を「金融商品取引業者（有価証券関連業を行う者に限る。）」に改める。

第二百七十一条の二十二第一項第十号中「証券業を営む」を「有価証券関連業を行う」に改める。

第二百七十二条の五第八項中「第三百十九条第八号」を「第三百十九条第十一号」に改める。

第二百九十一条第八項中「第三百十九条第九号」を「第三百十九条第十二号」に改める。

第三百条第一項中「掲げる行為」の下に「（次条に規定する特定保険契約の締結又はその代理若しくは媒介に関しては、第一号に規定する保険契約の契約条項のうち重要な事項を告げない行為及び第九号に掲げる行為を除く。）」を加え、同項第八号中「次条」を「第三百一条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（金融商品取引法の準用）

第三百条の二 金融商品取引法第三章第一節第五款（第三十四条の二第六項から第八

項まで（特定投資家が特定投資家以外の顧客とみなされる場合）並びに第三十四条の三第五項及び第六項（特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合）を除く。）（特定投資家）及び第四十五条（第三号及び第四号を除く。）（雑則）の規定は保険会社等若しくは外国保険会社等又は保険仲立人が行う特定保険契約（金利、通貨の価格、同法第二条第十四項に規定する金融商品市場における相場その他の指標に係る変動により損失が生ずるおそれ（当該保険契約が締結されることにより顧客の支払うこととなる保険料の合計額が、当該保険契約が締結されることにより当該顧客の取得することとなる保険金、返戻金その他の給付金の合計額を上回ることとなるおそれをいう。）がある保険契約として内閣府令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）又は顧客のために特定保険契約の締結の媒介を行うことを内容とする契約の締結について、同章第二節第一款（第三十五条から第三十六条の四まで（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者の業務の範囲、第二種金融商品取引業又は投資助言・代理業のみを行う者の兼業の範囲、顧客に対する誠実義務、標識の掲示、名義貸しの禁止及び社債の管理の禁止等）、第三十七条第一項第二号（広告等の規制）、第三十七条の二（取引態様の事前明示義務）、第三十七条の三第一項第二号及び第六号並びに第三項（契約締結前の書面の交付）、第三十七条の五（保証金の受領に係る書面の交付）、第三十七条の六（書面による解除）、第三十八条第一号及び第二号並びに第三十八条の二（禁止行為）、第三十九条第三項ただし書及び第五項（損失補てん等の禁止）、第四十条の二（最良執行方針等）並びに第四十条の三（分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止）を除く。）（通則）の規定は保険会社等、外国保険会社等、保険募集人又は保険仲立人が行う特定保険契約の締結又はその代理若しくは媒介について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「金融商品取引契約」とあるのは「特定保険契約等」と、「金融商品取引業」とあるのは「特定保険契約の締結又はその代理若しくは媒介の業務」と、同法第三十四条中「顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商品取引行為（第二条第八項各号に掲げる行為をいう。以下同じ。）」とあるのは「特定保険契約（保険業法第三百条の二に規定する特定保険契約をいう。以下同じ。）又は顧客のために特定保険契約の締結の媒介」と、同法第三十七条第二項中「金融商品取引行為」とあるのは「特定保険契約の締結」と、同法第三十七条の三第一項中「締結しようとするとき」とあるのは「締結しようとするとき、又は特定保険契約の締結の代理若しくは媒介を行うとき」と、「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項その他保険業法第三百条第一項第一号に規定する保険契約の契約条項のうち重要な事項」と、同項第一号中「金融商品取引業者等」とあるのは「特定保険契約等を締結する保険会社等（保険業法第二条の二第一項に規定する保険会社等をいう。）、外国保険会社等（同法第二条第七項に規定する外国保険会社等をいう。）又は保険仲立人（同条第二十五項に規定する保険仲立

人をいう。）」と、同項第五号中「金融商品取引行為」とあるのは「特定保険契約の締結」と、同法第三十八条第一項中「使用人」とあるのは「使用人（保険募集人（保険業法第二条第二十三項に規定する保険募集人をいう。）を除く。第三十九条第三項において同じ。）」と、同法第三十九条第一項第一号中「有価証券の売買その他の取引（買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。）又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券売買取引等」という。）」とあるのは「特定保険契約の締結」と、「有価証券又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券等」という。）」とあるのは「特定保険契約」と、「顧客（信託会社等（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。）が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買又はデリバティブ取引を行う場合にあつては、当該信託をする者を含む。以下この条において同じ。）」とあるのは「顧客」と、「損失」とあるのは「損失（当該特定保険契約が締結されることにより顧客の支払う保険料の合計額が当該特定保険契約が締結されることにより当該顧客の取得する保険金、返戻金その他の給付金の合計額を上回る場合における当該保険料の合計額から当該保険金、返戻金その他の給付金の合計額を控除した金額をいう。以下この条において同じ。）」と、「補足するため」とあるのは「補足するため、当該特定保険契約によらないで」と、同項第二号及び第三号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定保険契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定保険契約」と、同項第二号中「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定保険契約によらないで」と、同項第三号中「追加するため、」とあるのは「追加するため、当該特定保険契約によらないで」と、同条第二項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定保険契約の締結」と、同条第三項中「原因となるものとして内閣府令で定めるもの」とあるのは「原因となるもの」と、同法第四十条第一号中「金融商品取引行為」とあるのは「特定保険契約等の締結」と、同法第四十五条第二号中「第三十七条の二から第三十七条の六まで、第四十条の二第四項及び第四十三条の四」とあるのは「第三十七条の三（第一項各号に掲げる事項に係る部分に限り、同項第二号及び第六号並びに第三項を除く。）及び第三十七条の四」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三百十五条に次の一号を加える。

五 第三百条の二において準用する金融商品取引法第三十九条第一項の規定に違反した者

第三百十七条の二第六号を同条第九号とし、同条第五号を同条第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 第三百条の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項（第二号及び第六号を除く。）の規定に違反して、書面を交付せず、又は同項に規定する事項

を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者

第三百十七条の二第四号を同条第六号とし、同条第三号を同条第五号とし、同条第二号を同条第四号とし、同条第一号の二を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 第九十九条第八項（第九十九条において準用する場合を含む。）において準用する信託業法第二十四条の二又は第三百条の二において準用する金融商品取引法第三十九条第二項の規定に違反した者

第三百十七条の二の次に次の一条を加える。

第三百十七条の三 前条第二号の場合において、犯人又は情を知った第三者が受けた財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第三百十九条第九号を同条第十二号とし、同条第二号から同条第八号までを三号ずつ繰り下げ、同条第一号の次に次の三号を加える。

二 第九十九条第八項（第九十九条において準用する場合を含む。）において準用する信託業法第二十四条の二又は第三百条の二において準用する金融商品取引法第三十七条第一項（第二号を除く。）に規定する事項を表示せず、又は虚偽の表示をした者

三 第九十九条第八項（第九十九条において準用する場合を含む。）において準用する信託業法第二十四条の二又は第三百条の二において準用する金融商品取引法第三十七条第二項の規定に違反した者

四 第九十九条第八項（第九十九条において準用する場合を含む。）において準用する信託業法第二十四条の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項（第二号から第四号まで及び第六号を除く。）の規定に違反して、書面を交付せず、又は同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者

第三百十九条に次の一号を加える。

十三 第三百条の二において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定による書面を交付せず、又は虚偽の記載をした書面を交付した者

第三百二十一条第一項第一号中「第三百十六条第一号」を「第三百十五条第五号又は第三百十六条第一号」に、「又は」を「若しくは」に改め、同項第三号中「第三百十五条、」を「第三百十五条（第五号を除く。）」に、「第三百十七条の二」を「第三百十七条の二（第二号を除く。）」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 第三百十七条の二第二号 一億円以下の罰金刑

第三百三十三条第一項第一号中「証券会社」を「金融商品取引業者（有価証券関連業を行う者に限る。）」に改める。

(農林中央金庫法の一部改正)

第十九条 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十九条の二」を「第五十九条の三」に、「第九十五条の四」を「第九十五条の五」に改める。

第二十四条の四第四号中「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「第百九十七条第一項第一号から第四号まで若しくは第七号若しくは第二項、第百九十八条第一号から第十号まで、第十八号若しくは第十九号」を「第百九十七条、第百九十七条の二第一号から第十号まで若しくは第十三号、第百九十八条第八号」に、「第二十一号若しくは第二十二号」を「第二十号若しくは第二十一号」に、「第十五号若しくは第十六号」を「第十九号若しくは第二十号」に改める。

第五十四条第三項第五号を次のように改める。

五 金融商品取引法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業を営む者(同法第二条第十二項に規定する金融商品仲介業者のうち主務省令で定めるものに該当する者を除く。)

第五十四条第四項第二号中「、有価証券店頭デリバティブ取引(有価証券先渡取引を除く。)、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引」を「(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)又は有価証券関連デリバティブ取引」に、「顧客の書面による注文を受けてその計算においてするもの」を「書面取次ぎ行為」に改め、同項第十四号及び第十五号を次のように改める。

十四 デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。

次号において同じ。)であって主務省令で定めるもののうち、第五号に掲げる業務に該当するもの以外のもの

十五 デリバティブ取引(主務省令で定めるものに限る。)の媒介、取次ぎ又は代理

第五十四条第四項第十六号中「前二号」を「第十四号」に改め、同項第十八号及び第十九号中「有価証券店頭デリバティブ取引」を「有価証券関連店頭デリバティブ取引」に改め、同条第五項中「証券取引法第二条第八項各号」を「金融商品取引法第二条第八項第一号から第六号まで及び第八号から第十号まで」に改め、同条第六項第一号トを同号チとし、同号ハからヘまでを同号ニからトまでとし、同号口の次に次のように加える。

八 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八号)第百三十九条の十二第一項に規定する短期投資法人債

第五十四条第六項第一号の二を次のように改める。

一の二 有価証券関連デリバティブ取引又は書面取次ぎ行為 それぞれ金融商品取引法第二十八条第八項第六号に規定する有価証券関連デリバティブ取引又は同法

第三十三条第二項に規定する書面取次ぎ行為をいう。

第五十四条第六項第四号中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改め、同項第五号及び第六号を次のように改める。

五 デリバティブ取引 金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引をいう。

六 有価証券関連店頭デリバティブ取引 金融商品取引法第二十八条第八項第四号に掲げる行為をいう。

第五十四条第七項中「証券取引法第六十五条第二項各号」を「金融商品取引法第三十三条第二項各号」に改める。

第五十七条第一項中「受入れ」の下に「（第五十九条の三に規定する特定預金等の受入れを除く。）」を加え、同条第二項中「前項及び」を「前項及び第五十九条の三並びに」に改める。

第五十九条の二中「掲げる行為」の下に「（次条に規定する特定預金等契約の締結の業務に関しては、第四号に掲げる行為を除く。）」を加え、第四章中同条の次に次の一条を加える。

（金融商品取引法の準用）

第五十九条の三 金融商品取引法第三章第一節第五款（第三十四条の二第六項から第八項まで並びに第三十四条の三第五項及び第六項を除く。）、同章第二節第一款（第三十五条から第三十六条の四まで、第三十七条第一項第二号、第三十七条の二、第三十七条の三第一項第二号及び第六号並びに第三項、第三十七条の五、第三十八条第一号及び第二号、第三十八条の二、第三十九条第三項ただし書及び第五項、第四十条の二並びに第四十条の三を除く。）及び第四十五条（第三号及び第四号を除く。）の規定は、農林中央金庫が行う特定預金等契約（特定預金等（金利、通貨の価格、同法第二条第十四項に規定する金融商品市場における相場その他の指標に係る変動によりその元本について損失が生ずるおそれがある預金又は定期積金として主務省令で定めるものをいう。）の受入れを内容とする契約をいう。第九十五条の五において同じ。）の締結について準用する。この場合において、これらの規定中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引業」とあるのは「特定預金等契約の締結の業務」と、これらの規定（同法第三十九条第三項本文の規定を除く。）中「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、これらの規定（同法第三十四条の規定を除く。）中「金融商品取引行為」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第三十四条中「顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商品取引行為（第二条第八項各号に掲げる行為をいう。以下同じ。）を行うことを内容とする契約」とあるのは「農林中央金庫法第五十九条の三に規定する特定預金等契約」と、同法第三十七条の三第一項中「交付しなければならない」とあるのは「交付するほか、預金者及び定期積金の積金者（以下この項において「預金者等」

という。)の保護に資するため、主務省令で定めるところにより、当該特定預金等契約の内容その他預金者等に参考となるべき情報の提供を行わなければならない」と、同法第三十九条第一項第一号中「有価証券の売買その他の取引(買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。)又はデリバティブ取引(以下この条において「有価証券売買取引等」という。)」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券又はデリバティブ取引(以下この条において「有価証券等」という。)」とあるのは「特定預金等契約」と、「顧客(信託会社等(信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。)が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買又はデリバティブ取引を行う場合にあつては、当該信託をする者を含む。以下この条において同じ。)」とあるのは「顧客」と、「補足するため」とあるのは「補足するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第二号及び第三号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、同項第二号中「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第三号中「追加するため、 」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同条第三項中「原因となるものとして内閣府令で定めるもの」とあるのは「原因となるもの」と、同法第四十五条第二号中「第三十七条の二から第三十七条の六まで、第四十条の二第四項及び第四十三条の四」とあるのは「第三十七条の三(第一項の書面の交付に係る部分に限り、同項第二号及び第六号並びに第三項を除く。)、第三十七条の四及び第三十七条の六」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六十五条の二第四項中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改める。

第七十二条第一項第二号及び第三号を次のように改める。

二 金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者のうち、有価証券関連業(同法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業をいう。以下この条において同じ。)のほか、同法第三十五条第一項第一号から第八号までに掲げる行為を行う業務その他の主務省令で定める業務を専ら営むもの(以下「証券専門会社」という。)

三 金融商品取引法第二条第十二項に規定する金融商品仲介業者のうち、金融商品仲介業(同条第十一項に規定する金融商品仲介業をいい、次に掲げる行為のいずれかを業として行うものに限る。以下この号において同じ。)のほか、金融商品仲介業に付随する業務その他の主務省令で定める業務を専ら営むもの(次項第五号において「証券仲介専門会社」という。)

イ 金融商品取引法第二条第十一項第一号に掲げる行為

ロ 金融商品取引法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場又は同条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場における有価証券の売買の委託の媒介（八に掲げる行為に該当するものを除く。）

ハ 金融商品取引法第二十八条第八項第三号又は第五号に掲げる行為の委託の媒介

ニ 金融商品取引法第二条第十一項第三号に掲げる行為

第七十二条第一項第六号並びに第二項第二号、第三号及び第五号イ中「証券業」を「有価証券関連業」に改める。

第九十五条の三第二項中「並びに前条第三項」を「、前条第三項並びに第九十五条の五」に改める。

第九十五条の四第一項中「第五十二条の四十六」を「第五十二条の四十五の二」に改め、同条第二項中「農林中央金庫代理行為」との下に「、「特定預金等契約」とあるのは「農林中央金庫法第五十九条の三に規定する特定預金等契約」と」を、「第九十五条の二第二項第一号」との下に「、同条第三項中「第五十二条の四十五の二」とあるのは「農林中央金庫法第九十五条の五」と」を加え、第九章の二中同条の次に次の一条を加える。

（農林中央金庫代理業に関する金融商品取引法の準用）

第九十五条の五 金融商品取引法第三章第二節第一款（第三十五条から第三十六条の四まで、第三十七条第一項第二号、第三十七条の二、第三十七条の三第一項第二号及び第六号並びに第三項、第三十七条の五、第三十七条の六第一項、第二項、第四項ただし書及び第五項、第三十八条第一号及び第二号、第三十八条の二、第三十九条第三項ただし書及び第五項、第四十条の二並びに第四十条の三を除く。）の規定は、農林中央金庫代理業者が行う特定預金等契約の締結の代理又は媒介について準用する。この場合において、これらの規定中「金融商品取引業」とあるのは「農林中央金庫法第五十九条の三に規定する特定預金等契約の締結の代理又は媒介の業務」と、「金融商品取引行為」とあるのは「農林中央金庫法第五十九条の三に規定する特定預金等契約の締結」と、これらの規定（同法第三十七条の六第三項及び第三十九条第三項本文の規定を除く。）中「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、これらの規定（同法第三十七条の六第三項の規定を除く。）中「金融商品取引契約」とあるのは「農林中央金庫法第五十九条の三に規定する特定預金等契約」と、同法第三十七条の三第一項中「を締結しようとするとき」とあるのは「の締結の代理又は媒介を行うとき」と、「交付しなければならない」とあるのは「交付するほか、預金者及び定期積金の積金者（以下この項において「預金者等」という。）の保護に資するため、主務省令で定めるところにより、当該特定預金等契約の内容その他預金者等に参考となるべき情報の提供を行わなければならない」と、同項第一号中「当該金融商品取引業者等」とあるのは「農林中央金庫」と、同法第三十七条

の六第三項中「金融商品取引契約の解除があつた場合には」とあるのは「特定預金等契約（農林中央金庫法第五十九条の三に規定する特定預金等契約をいう。第三十九条において同じ。）の解除に伴い農林中央金庫に損害賠償その他の金銭の支払をした場合において」と、「金融商品取引契約の解除までの期間に相当する手数料、報酬その他の当該金融商品取引契約に関して顧客が支払うべき対価（次項において「対価」という。）の額として内閣府令で定める金額を超えて当該金融商品取引契約の解除」とあるのは「支払」と、「又は違約金の支払を」とあるのは「その他の金銭の支払を、解除をした者に対し、」と、同法第三十九条第一項第一号中「有価証券の売買その他の取引（買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。）又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券売買取引等」という。）」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券等」という。）」とあるのは「特定預金等契約」と、「顧客（信託会社等（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。）が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買又はデリバティブ取引を行う場合にあつては、当該信託をする者を含む。以下この条において同じ。）」とあるのは「顧客」と、「補足するため」とあるのは「補足するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第二号及び第三号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、同項第二号中「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第三号中「追加するため、」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同条第三項中「原因となるものとして内閣府令で定めるもの」とあるのは「原因となるもの」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九十八条の二第四号を同条第五号とし、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 第五十九条の三又は第九十五条の五において準用する金融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」という。）第三十九条第一項の規定に違反した者

第九十九条の二の次に次の三条を加える。

第九十九条の二の二 準用金融商品取引法第三十九条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第九十九条の二の三 前条の場合において、犯人又は情を知った第三者が受けた財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第九十九条の二の四 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは

五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 準用金融商品取引法第三十七条第一項（第二号を除く。）に規定する事項を表示せず、又は虚偽の表示をした者

二 準用金融商品取引法第三十七条第二項の規定に違反した者

三 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項（第二号及び第六号を除く。）の規定に違反して、書面を交付せず、又は同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者

四 準用金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定による書面を交付せず、又は虚偽の記載をした書面を交付した者

第九十九条の四第一項第一号中「第九十八条の三」を「第九十八条の二第二号又は第九十八条の三」に改め、同項第四号中「第九十八条の二」を「第九十八条の二（第二号を除く。）」に、「前条」を「前二条」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 第九十九条の二の二 一億円以下の罰金刑
（信託業法の一部改正）

第二十条 信託業法（平成十六年法律第百五十四号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第六章 信託受益権販売業者
第一節 総則（第八十六条 第九十三条）
第二節 業務（第九十四条 第九十六条）
第三節 経理（第九十七条・第九十八条）
第四節 監督（第九十九条 第百四条）
第五節 雑則（第百五条）
第七章 雑則（第百六条 第百十条）
第八章 罰則（第百十一条 第百十九条）」

を

「第六章 雑則（第八十六条 第九十条）
第七章 罰則（第九十一条 第百条）」

に改める。

第一条中「、信託契約代理業、信託受益権販売業」を削る。

第二条第八項中「受益権が証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項に規定する有価証券に表示され、又は同条第二項の規定により有価証券とみなされる場合であつて、受託者がその発行者（同条第五項に規定する発行者をいう。）」を「受託者が当該信託の受益権（当該受益権を表示する証券又は証書を含む。）の発行者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第五項に規定する発行者をいう。）」に改め、同条第十項及び第十一項を削る。

第四条第三項第六号中「信託受益権販売業」を「信託受益権売買等業務（金融商品取引法第六十五条の五第一項に規定する信託受益権の売買等を行う業務をいう。以下

同じ。）」に改める。

第五条第二項第五号中「、第八十九条の規定により第八十六条第三項の登録の更新を拒否され、第百二条第一項の規定により第八十六条第一項の登録を取り消され」を削り、同項第六号中「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」の下に「、金融商品取引法」を加え、同項第八号二中「第八十二条第一項」を「若しくは第八十二条第一項」に改め、「取り消され、第八十九条の規定により第八十六条第三項の登録の更新を拒否され、若しくは第百二条第一項の規定により第八十六条第一項の登録を」を削り、同号ホ中「取り消され、第八十九条の規定により第八十六条第三項の登録の更新を拒否され、又は第百二条第一項の規定により第八十六条第一項の登録を」を削り、同号ヘ中「若しくは第八十六条第一項」を削り、同号ト中「若しくは第百二条第二項」を削り、同項第十号イ中「、第八十九条の規定により第八十六条第三項の登録の更新を拒否され、第百二条第一項の規定により第八十六条第一項の登録を取り消され」を削る。

第八条第一項中「第百十一条第三号」を「第九十一条第三号」に改める。

第二十一条第一項中「信託受益権販売業」を「信託受益権売買等業務」に改める。

第二十二条第二項中「第八章」を「第七章」に改める。

第二十四条第一項中「掲げる行為」の下に「（次条に規定する特定信託契約による信託の引受けにあっては、第五号に掲げる行為を除く。）」を加え、同条第二項中「及び財産の状況」を「、財産の状況及び信託契約を締結する目的」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（金融商品取引法の準用）

第二十四条の二 金融商品取引法第三章第一節第五款（第三十四条の二第六項から第八項まで（特定投資家が特定投資家以外の顧客とみなされる場合）並びに第三十四条の三第五項及び第六項（特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合）を除く。）（特定投資家）、同章第二節第一款（第三十五条から第三十六条の四まで（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者の業務の範囲、第二種金融商品取引業又は投資助言・代理業のみを行う者の兼業の範囲、顧客に対する誠実義務、標識の掲示、名義貸しの禁止及び社債の管理の禁止等）、第三十七条第一項第二号（広告等の規制）、第三十七条の二（取引態様の事前明示義務）、第三十七条の三第一項第二号から第四号まで及び第六号並びに第三項（契約締結前の書面の交付）、第三十七条の四（契約締結時等の書面の交付）、第三十七条の五（保証金の受領に係る書面の交付）、第三十八条第一号及び第二号並びに第三十八条の二（禁止行為）、第三十九条第一項、第二項第二号、第三項及び第五項（損失補てん等の禁止）、第四十条第一号（適合性の原則等）、第四十条の二（最良執行方針等）並びに第四十条の三（分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止）を除く。）（通則）及び第四十五条（第三号及び第四号を除く。）（雑則）の規定は、

信託会社が行う信託契約（金利、通貨の価格、金融商品市場（同法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。）における相場その他の指標に係る変動により信託の元本について損失が生ずるおそれがある信託契約として内閣府令で定めるものをいう。以下「特定信託契約」という。）による信託の引受けについて準用する。この場合において、これらの規定中「金融商品取引契約」とあるのは「特定信託契約」と、「金融商品取引業」とあるのは「特定信託契約の締結の業務」と、これらの規定（同法第三十四条の規定を除く。）中「金融商品取引行為」とあるのは「特定信託契約の締結」と、同法第三十四条中「顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商品取引行為（第二条第八項各号に掲げる行為をいう。以下同じ。）を行うことを内容とする契約」とあるのは「信託業法第二十四条の二に規定する特定信託契約」と、同法第三十七条の三第一項第一号中「商号、名称又は氏名及び住所」とあるのは「住所」と、同法第三十七条の六第一項中「第三十七条の四第一項」とあるのは「信託業法第二十六条第一項」と、同法第三十九条第二項第一号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定信託契約の締結」と、「前項第一号」とあるのは「損失補てん等（信託業法第二十四条第一項第四号の損失の補てん又は利益の補足をいう。第三号において同じ。）」と、同項第三号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定信託契約の締結」と、「前項第三号の提供」とあるのは「損失補てん等」と、同条第四項中「事故」とあるのは「信託会社の責めに帰すべき事故」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二十五条中「事項」の下に「（特定信託契約による信託の引受けを行うときは、同号に掲げる事項を除く。）」を加える。

第三十一条第一項中「証券取引法第二条第三十一項に規定する証券取引清算機関又は金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第十五項に規定する金融先物清算機関」を「金融商品取引法第二条第二十九項に規定する金融商品取引清算機関」に、「証券取引法第一百五十六条の三第一項第六号に規定する有価証券債務引受業等又は金融先物取引法第三十七条第一項に規定する金融先物債務引受業等」を「同法第一百五十六条の三第一項第六号に規定する金融商品債務引受業等」に改める。

第五十条の二第三項中「第百十一条第三号」を「第九十一条第三号」に改め、同条第五項第六号中「信託受益権販売業」を「信託受益権売買等業務」に改め、同条第十二項中「第八章」を「第七章」に改める。

第五十一条第九項中「信託受益権販売業者」を「金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいい、同法第六十五条の五第二項の規定により金融商品取引業者とみなされる者を含む。）又は登録金融機関（同法第二条第十一項に規定する登録金融機関をいい、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第二条第四項の規定により登録金融機関とみなされる者を含む。）」に改める。

第五十二条第三項中「第二十一条から」の下に「第二十四条まで、第二十五条が

ら」を加え、「第八章」を「第七章」に改め、同項の表第二十一条第一項の項中「信託受益権販売業」を「信託受益権売買等業務」に改め、同表中

| | | |
|---------------------|----|--------|
| 「第二十五条及び第二十六条第一項第二号 | 商号 | 商号又は名称 |
|---------------------|----|--------|

を

| | | |
|-------------|--|---------|
| 「第二十四条第一項 | 次に掲げる行為（次条に規定する特定信託契約による信託の引受けにあつては、第五号に掲げる行為を除く。） | 次に掲げる行為 |
| 第二十五条 | 商号 | 商号又は名称 |
| | 事項（特定信託契約による信託の引受けを行うときは、同号に掲げる事項を除く。） | 事項 |
| 第二十六条第一項第二号 | 商号 | 商号又は名称 |

に改める。

第五十三条第六項第五号中「、第八十九条の規定により第八十六条第三項の登録の更新を拒否され、第百二条第一項の規定により第八十六条第一項の登録を取り消され」を削る。

第五十四条第三項中「第百十一条第三号」を「第九十一条第三号」に改める。

第六十三条第一項中「第八章」を「第七章」に改め、同項の表第十四条第一項、第二十五条及び第二十六条第一項第二号の項の次に次のように加える。

| | | |
|---------|------------|--|
| 第二十四条の二 | 「住所 | 「支店の所在地 |
| | 第二十六条第一項」と | 第二十六条第一項」と、同法第三十八条中「役員」とあるのは「役員（国内における代表者を含む。）」と |

第七十六条中「同条中「当該信託会社」とあるのは、」を「第二十四条第一項中「次に掲げる行為（次条に規定する特定信託契約による信託の引受けにあつては、第五号に掲げる行為を除く。）」とあるのは「次に掲げる行為」と、第二十五条中「事項（特定信託契約による信託の引受けを行うときは、同号に掲げる事項を除く。）」とあるのは「事項」と、「当該信託会社」とあるのは」に改める。

第六章を削る。

第百六条第二項中「、信託契約代理店又は信託受益権販売業者」を「又は信託契約代理店」に改め、第七章中同条を第八十六条とする。

第一百七条を第八十七条とし、第百八条から第百十条までを二十条ずつ繰り上げる。

第七章を第六章とする。

第百十一条第九号から第十一号までを削り、第八章中同条を第九十一条とする。

第百十二条第五号を削り、同条を第九十二条とする。

第百十三条第三号中「信託受益権販売業」を「信託受益権売買等業務」に改め、同条第四号中「及び第九十六条」を削り、同条第三十一号から第三十四号までを削り、同条を第九十三条とする。

第百十四条第七号を次のように改める。

七 第二十四条の二において準用する金融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」という。）第三十九条第二項（第二号を除く。）の規定に違反した者

第百十四条を第九十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

第九十五条 前条第七号の場合において、犯人又は情を知った第三者が受けた財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第百十五条第一号中「又は第九十一条第八項」を削り、同条第七号を削り、同条第六号を同条第九号とし、同条第五号を同条第八号とし、同条第四号を同条第七号とし、同条第三号の次に次の三号を加える。

四 準用金融商品取引法第三十七条第一項（第二号を除く。）に規定する事項を表示せず、又は虚偽の表示をした者

五 準用金融商品取引法第三十七条第二項の規定に違反した者

六 準用金融商品取引法第三十七条の第三第一項（第二号から第四号まで及び第六号を除く。）の規定に違反して、書面を交付せず、又は同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者

第百十五条を第九十六条とする。

第百十六条第十三号から第十六号までを削り、同条を第九十七条とする。

第百十七条第一項第一号中「第百十二条」を「第九十二条」に改め、同項第二号中「第百十三条」を「第九十三条」に改め、同項第三号中「第百十四条第五号」を「第九十四条第五号又は第七号」に改め、同項第四号中「第百十一条、第百十三条第三号」を「第九十一条、第九十三条第三号」に、「第百十四条（第五号）」を「第九十四条（第五号及び第七号）」に改め、同条を第九十八条とする。

第百十八条中「若しくは信託受益権販売業者」を削り、「その役員若しくは清算人」を「その役員又は清算人」に改め、同条第七号及び第八号を削り、同条第九号を同条第七号とし、同条を第九十九条とする。

第百十九条第一号中「又は第九十一条第四項」を削り、同条を第百条とする。

第八章を第七章とする。

附則第二十条第一項中「株式会社については、前条の規定による改正後の証券取引法（以下この条において「新証券取引法」という。）第二十八条の四第一項第七号」を「者については、金融商品取引法第二十九条の四第一項第一号ロ及び第二号ト」に

改め、同条第二項及び第三項を削る。

附則第三十三条第一項中「株式会社等（投資信託及び投資法人に関する法律第九条第二項第一号に規定する株式会社等をいう。）については、前条の規定による改正後の投資信託及び投資法人に関する法律（以下この条において「新投信法」という。）第九条第二項第三号」を「者については、投資信託及び投資法人に関する法律第九十八条第五号」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

附則第六十三条を次のように改める。

第六十三条 削除

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条の規定、第八条中農業協同組合法第三十条の四第二項第二号の改正規定（「第百九十七条第一項第一号から第四号まで若しくは第七号若しくは第二項、第百九十八条第一号から第十号まで、第十八号若しくは第十九号」を「第百九十七条、第百九十七条の二第一号から第十号まで若しくは第十三号、第百九十八条第八号」に改める部分に限る。）、第九条中水産業協同組合法第三十四条の四第二項第二号の改正規定（「第百九十七条第一項第一号から第四号まで若しくは第七号若しくは第二項、第百九十八条第一号から第十号まで、第十八号若しくは第十九号」を「第百九十七条、第百九十七条の二第一号から第十号まで若しくは第十三号、第百九十八条第八号」に改める部分に限る。）、第十一条中協同組合による金融事業に関する法律第五条の四第四号の改正規定（「第百九十七条第一項第一号から第四号まで若しくは第七号若しくは第二項」を「第百九十七条」に、「第百九十八条第一号から第十号まで、第十八号若しくは第十九号（有価証券の無届募集等の罪）」を「第百九十七条の二第一号から第十号まで若しくは第十三号（有価証券の無届募集等の罪）、第百九十八条第八号（裁判所の禁止又は停止命令違反の罪）」に改める部分に限る。）、第十三条中信用金庫法第三十四条第四号の改正規定（「第百九十七条第一項第一号から第四号まで若しくは第七号若しくは第二項」を「第百九十七条」に、「第百九十八条第一号から第十号まで、第十八号若しくは第十九号（有価証券の無届募集等の罪）」を「第百九十七条の二第一号から第十号まで若しくは第十三号（有価証券の無届募集等の罪）、第百九十八条第八号（裁判所の禁止又は停止命令違反の罪）」に改める部分に限る。）、第十五条中労働金庫法第三十四条第四号の改正規定（「第百九十七条第一項第一号から第四号まで若しくは第七号若しくは第二項」を「第百九十七条」に、「第百九十八条第一号から第十号まで、第十八号若しくは第十九号（有価証券の無届募集等の罪）」を「第百九十七条の二第一号か

ら第十号まで若しくは第十三号（有価証券の無届募集等の罪）、第百九十八条第八号（裁判所の禁止又は停止命令違反の罪）」に改める部分に限る。）、第十八条中保険業法第五十三条の二第一項第三号の改正規定（「第百九十七条第一項第一号から第四号まで若しくは第七号若しくは第二項」を「第百九十七条」に、「第百九十八条第一号から第十号まで、第十八号若しくは第十九号（有価証券の無届募集等の罪）」を「第百九十七条の二第一号から第十号まで若しくは第十三号（有価証券の無届募集等の罪）、第百九十八条第八号（裁判所の禁止又は停止命令違反の罪）」に改める部分に限る。）、第十九条中農林中央金庫法第二十四条の四第四号の改正規定（「第百九十七条第一項第一号から第四号まで若しくは第七号若しくは第二項、第百九十八条第一号から第十号まで、第十八号若しくは第十九号」を「第百九十七条、第百九十七条の二第一号から第十号まで若しくは第十三号、第百九十八条第八号」に改める部分に限る。）並びに附則第二条、第四条、第百八十二条第一項、第百八十四条第一項、第百八十七条第一項、第百九十条第一項、第百九十三条第一項、第百九十六条第一項及び第百九十八条第一項の規定 公布の日から起算して二十日を経過した日

二 附則第三条の規定 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第 号）の施行の日又は前号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日

三 第二条の規定（証券取引法第二十七条の二十三の改正規定（「第二十七条の二十五第一項」の下に「及び第二十七条の二十六」を加える部分を除く。）、同法第二十七条の二十四の改正規定、同法第二十七条の二十五の改正規定、同法第二十七条の二十六の改正規定（「株券等の発行者である会社の事業活動を支配する」を「株券等の発行者の事業活動に重大な変更を加え、又は重大な影響を及ぼす行為として政令で定めるもの（第四項及び第五項において「重要提案行為等」という。）を行う」に改める部分及び同条に三項を加える部分を除く。）、同法第二十七条の二十七の改正規定及び同法第二十七条の三十の二の改正規定（「第二十七条の十第二項」を「第二十七条の十第八項及び第十二項」に改める部分及び「第二十七条の十第一項」の下に「若しくは第十一項」を加える部分を除く。）を除く。）並びに附則第七条、第八条及び第十二条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

四 第二条中証券取引法第二十七条の二十三の改正規定（「第二十七条の二十五第一項」の下に「及び第二十七条の二十六」を加える部分を除く。）、同法第二十七条の二十四の改正規定、同法第二十七条の二十五の改正規定、同法第二十七条の二十六の改正規定（「株券等の発行者である会社の事業活動を支配する」を「株券等の発行者の事業活動に重大な変更を加え、又は重大な影響を及ぼす行為として政令で定めるもの（第四項及び第五項において「重要提案行為等」という。）を行う」に

改める部分及び同条に三項を加える部分を除く。)、同法第二十七条の二十七の改正規定及び同法第二十七条の三十の二の改正規定(「第二十七条の十第二項」を「第二十七条の十第八項及び第十二項」に改める部分及び「第二十七条の十第一項」の下に「若しくは第十一項」を加える部分を除く。)並びに附則第九条から第十一条まで及び第十三条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

五 第四条の規定 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)の施行の日

(第一条の規定による証券取引法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の証券取引法第七十四条の規定は、この法律の公布の日から起算して二十日を経過した日以後に開始される同条第一項に規定する違反行為について適用する。

(組織的犯罪処罰法に関する経過措置)

第三条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第三十六号。以下「組織的犯罪処罰法」という。)第九条第一項から第三項まで、第十条及び第十一条の規定は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日前に財産上の不正な利益を得る目的で犯した第一条の規定による改正前の証券取引法第九十八条第一号から第十号まで又は第十八号の罪の犯罪行為(日本国外でした行為であって、当該行為が日本国内において行われたとしたならばこれらの罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものを含む。)により生じ、若しくは当該犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産に関して同日後にした行為に対しても、適用する。この場合において、これらの財産は、組織的犯罪処罰法第二条第二項第一号の犯罪収益とみなす。

第四条 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律の施行の日が附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日後である場合における同日から同法の施行の日又は施行日のいずれか早い日の前日までの間の組織的犯罪処罰法別表第十四号の規定の適用については、同号中「第九十八条第十九号(内部者取引)」とあるのは、「第九十七条の二第十一号から第十三号まで(内部者取引等)」とする。

第五条 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律の施行の日が施行日後である場合における施行日から同法の施行の日の前日までの間における組織的犯罪処罰法別表第十四号の規定の適用については、同号中「証券取引法(昭和三十二年法律第二十五号)第九十七条(虚偽有価証券届出書等の提出等)、第九十八条第十九号(内部者取引)又は第二百条第十三号(損失補てんに係る利益の收受等)」とあるのは、「金融商品取引法(昭和三十二年法律第二十五号)第九十七条(虚偽有価証券届出書等の提出等)、第九十七条の二第

十一号から第十三号まで（内部者取引等）又は第二百条第十四号（損失補てんに係る利益の收受等）」とする。

- 2 前項の場合における施行日から犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間における組織的犯罪処罰法の規定の適用については、商工組合中央金庫法第五十条ノ四、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第十八条第二号、農業協同組合法第九十九条の六第一号、水産業協同組合法第二百二十九条の二の二、中小企業等協同組合法第一百十二条の三、協同組合による金融事業に関する法律第十条の二の二、商品取引所法第三百六十三条第六号、信用金庫法第九十条の四の二、長期信用銀行法第二十五条の二の二、労働金庫法第一百条の四の二、銀行法第六十三条の二の二、不動産特定共同事業法第五十三条第五号、保険業法第三百七条の二第二号、農林中央金庫法第九十九条の二の二又は信託業法第九十四条第七号の罪は、組織的犯罪処罰法別表に掲げる罪とみなす。

第六条 前条第一項に規定する場合には、犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間は、証券取引法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第五十四号）附則第三十条の規定は、適用しない。

（第二条の規定による証券取引法の一部改正に伴う経過措置）

第七条 第二条の規定による改正後の証券取引法（以下この条から附則第十三条までにおいて「新証券取引法」という。）第二十七条の二第一項の規定は、次に掲げる株券等の買付け等について適用し、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（以下「第三号施行日」という。）前に行った第二条の規定による改正前の証券取引法（次条から附則第十三条までにおいて「旧証券取引法」という。）第二十七条の二第一項に規定する株券等の買付け等については、なお従前の例による。

- 一 第三号施行日以後に行う新証券取引法第二十七条の二第一項第一号から第三号まで及び第六号に規定する株券等の買付け等
- 二 第三号施行日以後に開始する新証券取引法第二十七条の二第一項第四号に規定する政令で定める期間内に行う株券等の買付け等
- 三 第三号施行日以後に開始する新証券取引法第二十七条の二第一項第五号に規定する政令で定める期間内に行う株券等の買付け等

第八条 新証券取引法第二十七条の三第一項及び第二項（第一号に係る部分に限る。）、第二十七条の六第一項及び第二項、第二十七条の八第二項、第二十七条の十第一項から第七項まで及び第十一項から第十四項まで、第二十七条の十一第一項並びに第二十七条の十三第四項の規定は、第三号施行日以後に開始する新証券取引法第二十七条の五に規定する公開買付期間中に行う新証券取引法第二十七条の二第一項の規定による公開買付けによる株券等の買付け等について適用し、第三号施行日前に開始した旧証券取引法第二十七条の五に規定する公開買付期間中に行う旧証券取引法第二十七条の

二第一項の規定による公開買付けによる株券等の買付け等については、なお従前の例による。

第九条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（以下「第四号施行日」という。）において現に新証券取引法第二十七条の二十三第一項に規定する大量保有者（以下この条において「新大量保有者」という。）に該当する者（旧証券取引法第二十七条の二十三第一項に規定する大量保有者に該当する者を除く。）については、第四号施行日に新大量保有者となったものとみなして、新証券取引法第二十七条の二十三から第二十七条の三十までの規定を適用する。ただし、第四号施行日において新証券取引法第二十七条の二十三第四項に規定する株券等保有割合が百分の五以下となったときは、この限りでない。

- 2 前項の場合において、新大量保有者が提出すべき新証券取引法第二十七条の二十三第一項に規定する大量保有報告書の記載内容の特例については、内閣府令で定める。
- 3 第四号施行日において現に旧証券取引法第二章の三の規定により提出されている次に掲げる報告書は、新証券取引法第二章の三の規定により提出されたものとみなす。
 - 一 旧証券取引法第二十七条の二十三第一項に規定する大量保有報告書及び旧証券取引法第二十七条の二十五第一項に規定する変更報告書並びにこれらの訂正報告書
 - 二 旧証券取引法第二十七条の二十六第一項に規定する特例対象株券等に係る大量保有報告書及び同条第二項に規定する特例対象株券等に係る変更報告書並びにこれらの訂正報告書

第十条 新証券取引法第二十七条の二十三第一項の規定は、第四号施行日以後に同項に規定する大量保有者となった者について適用し、第四号施行日前に旧証券取引法第二十七条の二十三第一項に規定する大量保有者となった者については、なお従前の例による。

- 2 新証券取引法第二十七条の二十五第一項の規定は、第四号施行日以後に同項に規定する株券等保有割合が百分の一以上増加し又は減少した場合（保有株券等の総数の増加又は減少を伴わない場合を除く。）その他の大量保有報告書に記載すべき重要な事項の変更として政令で定めるものがあつた場合について適用し、第四号施行日前に旧証券取引法第二十七条の二十五第一項に規定する株券等保有割合が百分の一以上増加し又は減少した場合（保有株券等の総数の増加又は減少を伴わない場合を除く。）その他の大量保有報告書に記載すべき重要な事項の変更があつた場合については、なお従前の例による。
- 3 新証券取引法第二十七条の二十六第一項の規定は、第四号施行日以後の同条第三項に規定する基準日において新証券取引法第二十七条の二十五第一項に規定する株券等保有割合が初めて百分の五を超えることとなつた場合における新証券取引法第二十七条の二十六第一項に規定する特例対象株券等に係る大量保有報告書について適用し、第四号施行日前の旧証券取引法第二十七条の二十六第三項に規定する基準日において

旧証券取引法第二十七条の二十五第一項に規定する株券等保有割合が初めて百分の五を超えることとなった場合における旧証券取引法第二十七条の二十六第一項に規定する特例対象株券等に係る大量保有報告書については、なお従前の例による。

- 4 新証券取引法第二十七条の二十六第二項の規定は、第四号施行日以後に同項各号に掲げる場合に該当することとなった場合における同項に規定する特例対象株券等に係る変更報告書について適用し、第四号施行日前に旧証券取引法第二十七条の二十六第二項各号に掲げる場合に該当することとなった場合における同項に規定する特例対象株券等に係る変更報告書については、なお従前の例による。

第十一条 前条第一項の規定により第四号施行日以後に提出された旧証券取引法第二十七条の二十三第一項に規定する大量保有報告書（以下この項において「旧大量保有報告書」という。）は、新証券取引法第二十七条の二十三第一項の規定により提出されたものとみなす。ただし、当該旧大量保有報告書の提出前に当該旧大量保有報告書に係る株券等に係る同項に規定する大量保有報告書が提出されたときは、この限りでない。

- 2 前条第二項の規定により第四号施行日以後に提出された旧証券取引法第二十七条の二十五第一項に規定する変更報告書（以下この項において「旧変更報告書」という。）は、新証券取引法第二十七条の二十五第一項の規定により提出されたものとみなす。ただし、当該旧変更報告書の提出前に当該旧変更報告書に係る株券等に係る同項に規定する変更報告書が提出されたときは、この限りでない。

- 3 前条第三項の規定により第四号施行日以後に提出された旧証券取引法第二十七条の二十六第一項に規定する特例対象株券等に係る大量保有報告書（以下この項において「旧大量保有報告書」という。）は、新証券取引法第二十七条の二十六第一項の規定により提出されたものとみなす。ただし、当該旧大量保有報告書の提出前に、当該旧大量保有報告書に係る株券等に係る新証券取引法第二十七条の二十三第一項に規定する大量保有報告書又は新証券取引法第二十七条の二十六第一項に規定する特例対象株券等に係る大量保有報告書が提出されたときは、この限りでない。

- 4 前条第四項の規定により第四号施行日以後に提出された旧証券取引法第二十七条の二十六第二項に規定する特例対象株券等に係る変更報告書（以下この項において「旧変更報告書」という。）は、新証券取引法第二十七条の二十六第二項の規定により提出されたものとみなす。ただし、当該旧変更報告書の提出前に、当該旧変更報告書に係る株券等に係る新証券取引法第二十七条の二十五第一項に規定する変更報告書又は新証券取引法第二十七条の二十六第二項に規定する特例対象株券等に係る変更報告書が提出されたときは、この限りでない。

第十二条 新証券取引法第二十七条の二十六第四項及び第五項の規定は、第三号施行日から起算して五日（日曜日その他政令で定める休日の日数は、算入しない。）を経過した後に行われる同条第一項に規定する重要提案行為等を行う場合について適用する。

第十三条 新証券取引法第二十七条の三十の二の規定は、第四号施行日以後に提出される次に掲げる報告書について適用し、第四号施行日前に提出されるものについては、なお従前の例による。

一 新証券取引法第二十七条の二十三第一項に規定する大量保有報告書及び新証券取引法第二十七条の二十五第一項に規定する変更報告書並びにこれらの訂正報告書

二 新証券取引法第二十七条の二十六第一項に規定する特例対象株券等に係る大量保有報告書及び同条第二項に規定する特例対象株券等に係る変更報告書並びにこれらの訂正報告書

(第三条の規定による証券取引法の一部改正に伴う経過措置)

第十四条 第三条の規定による改正後の金融商品取引法（以下「新金融商品取引法」という。）第四条、第十三条第一項、第十五条第一項並びに第二十三条の十三第一項及び第三項の規定は、施行日以後に開始する有価証券発行勧誘等（新金融商品取引法第四条第一項第四号に規定する有価証券発行勧誘等をいう。）又は有価証券交付勧誘等（新金融商品取引法第四条第二項に規定する有価証券交付勧誘等をいう。）について適用し、施行日前に開始した第三条の規定による改正前の証券取引法（以下「旧証券取引法」という。）第二条第一項各号に掲げる有価証券又は同条第二項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利（以下「旧有価証券」という。）の取得の申込みの勧誘又は旧有価証券の売付けの申込み若しくはその買付けの申込みの勧誘については、なお従前の例による。

第十五条 新金融商品取引法第二十四条の四の二から第二十四条の四の六まで、第二十四条の四の八及び第二十四条の五の二の規定は、平成二十年四月一日以後に開始する事業年度から適用する。

第十六条 新金融商品取引法第二十四条の四の七の規定は、平成二十年四月一日以後に開始する事業年度から適用する。

第十七条 この法律の施行の際現に新有価証券（新金融商品取引法第二条第一項各号に掲げる有価証券又は同条第二項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利（旧有価証券を除く。）をいう。以下同じ。）につき金融商品取引業（新金融商品取引法第二条第八項に規定する金融商品取引業をいう。以下同じ。）を行っている者（次条第一項並びに附則第四百七条第一項、第五百九条第一項及び第二百零条第一項の規定並びに証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第六十六号。以下「整備法」という。）第二条第一項、第三十七条第一項、第六十条第一項及び第一百五十一条第一項の規定により新金融商品取引法第二十九条の登録を受けたものとみなされる者、整備法第五十七条第一項に規定する旧抵当証券業者並びに銀行、協同組織金融機関（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）第二条第一項に規定する協同組織金融機関をいう。以下同じ。）その他政令で定める金融機関を除く。）については、施行日か

ら起算して六月間（当該期間内に新金融商品取引法第二十九条の四第一項の規定による登録の拒否の処分があったときは、当該処分があった日までの間）は、新金融商品取引法第二十九条の規定にかかわらず、引き続き金融商品取引業を行うことができる。その者が当該期間内に同条の登録の申請をした場合において当該申請について登録をする旨の通知を受ける日又は当該申請について当該期間の経過後登録をしない旨の通知を受ける日までの間も、同様とする。

- 2 この法律の施行の際現に新有価証券につき登録金融機関業務（新金融商品取引法第三十三条の五第一項第三号に規定する登録金融機関業務をいう。以下同じ。）を行っている銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関（附則第五十四条第一項、第四百四十八条第一項及び第二百零一条第一項並びに整備法第六十一条第一項の規定により新金融商品取引法第三十三条の二の登録を受けたものとみなされる者を除く。）については、施行日から起算して六月間（当該期間内に新金融商品取引法第三十三条の五第一項の規定による登録の拒否の処分があったときは、当該処分があった日までの間）は、新金融商品取引法第三十三条の二の規定にかかわらず、引き続き登録金融機関業務を行うことができる。その者が当該期間内に同条の登録の申請をした場合において当該申請について登録をする旨の通知を受ける日又は当該申請について当該期間の経過後登録をしない旨の通知を受ける日までの間も、同様とする。

第十八条 この法律の施行の際現に旧証券取引法第二十八条の登録を受けている者は、施行日において新金融商品取引法第二十九条の登録（当該登録を受けたものとみなされる金融商品取引業者（新金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。以下同じ。）が新金融商品取引法第二十八条第一項第一号、第二号及び第三号八に掲げる行為に係る業務、有価証券等管理業務（同条第五項に規定する有価証券等管理業務をいう。）並びに第二種金融商品取引業（同条第二項に規定する第二種金融商品取引業をいう。以下同じ。）を行うものに限る。）を受けたものとみなす。この場合において、新金融商品取引法第五十七条第三項及び第九十四条の四第一項の規定は、適用しない。

- 2 前項の規定により新金融商品取引法第二十九条の登録を受けたものとみなされる者（以下「みなし登録第一種業者」という。）は、施行日から起算して三月以内に新金融商品取引法第二十九条の二第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項各号に掲げる書類を内閣総理大臣に提出しなければならない。
- 3 内閣総理大臣は、前項の規定による書類の提出があったときは、当該書類に記載された新金融商品取引法第二十九条の二第一項各号に掲げる事項及び新金融商品取引法第二十九条の三第一項第二号に掲げる事項を金融商品取引業者登録簿に登録するものとする。

第十九条 旧証券取引法第五十六条第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、又は解任を命ぜられた者は、その処分を受けた日において、新金融商品取引法第五十

二条第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、又は解任を命ぜられたものとみなす。

- 2 旧証券取引法第五十六条の二第三項の規定により登録を取り消された者は、その処分を受けた日において、新金融商品取引法第五十三条第三項の規定により登録を取り消されたものとみなす。

第二十条 新金融商品取引法第二十九条の四第一項第一号ロの規定の適用については、整備法第一条の規定による廃止前の外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号。以下「旧外国証券業者法」という。）、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号。以下「旧証券投資顧問業法」という。）若しくは金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号。以下「旧金融先物取引法」という。）の規定（整備法第二百七条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。）又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者については、同号ロに該当する者とみなす。

第二十一条 みなし登録第一種業者でこの法律の施行の際現に旧証券取引法第二十九条第一項の認可を受けて同項第二号に掲げる業務を行っている者は、政令で定めるところにより、施行日において新金融商品取引法第二十九条の登録（当該登録を受けたものとみなされるみなし登録第一種業者が新金融商品取引法第二十八条第一項第三号イ又はロに掲げる行為に係る業務を行うものに限る。）を受けたものとみなす。この場合において、新金融商品取引法第五十七条第三項及び第九十四条の四第一項の規定は、適用しない。

第二十二条 みなし登録第一種業者でこの法律の施行の際現に旧証券取引法第二十九条第一項の認可を受けて同項第三号に掲げる業務を行っている者は、施行日において新金融商品取引法第二十九条の登録（当該登録を受けたものとみなされるみなし登録第一種業者が新金融商品取引法第二十八条第一項第四号に掲げる行為に係る業務を行うものに限る。）及び新金融商品取引法第三十条第一項の認可を受けたものとみなす。この場合において、新金融商品取引法第五十七条第三項及び第九十四条の四第一項の規定は、適用しない。

- 2 前項の規定により新金融商品取引法第三十条第一項の認可を受けたものとみなされる者は、施行日から起算して三月以内に新金融商品取引法第三十条の三第一項第一号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項に規定する書類を内閣総理大臣に提出しなければならない。
- 3 内閣総理大臣は、前項に規定する者から同項の規定による書類の提出があったときは、新金融商品取引法第三十条第一項の認可を受けた旨をその者の金融商品取引業者の登録に付記するものとする。

第二十三条 旧証券取引法第二十九条の二第一項の規定によりみなし登録第一種業者に付された条件は、施行日において新金融商品取引法第三十条の二第一項の規定により付されたものとみなす。この場合において、新金融商品取引法第五十七条第三項の規定は、適用しない。

第二十四条 新金融商品取引法第三十一条第一項から第三項までの規定は、みなし登録第一種業者については、当該みなし登録第一種業者が附則第十八条第二項の規定により同項に規定する書類を提出する日までの間は、適用しない。

2 新金融商品取引法第三十一条第六項の規定は、附則第二十二条第一項の規定により新金融商品取引法第三十条第一項の認可を受けたものとみなされる者については、その者が附則第二十二条第二項の規定により同項に規定する書類を提出する日までの間は、適用しない。

第二十五条 みなし登録第一種業者は、その商号中に証券という文字を用いなければならない。

2 前項の規定によりその商号中に証券という文字を用いるみなし登録第一種業者（以下この項及び次条において「特例証券会社」という。）以外の者（施行日以後に有価証券関連業（新金融商品取引法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業をいう。以下同じ。）を行う者を除く。）は、その商号又は名称中に、特例証券会社であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

第二十六条 特例証券会社は、前条第一項の規定にかかわらず、その商号中に証券という文字を用いない商号の変更をすることができる。

第二十七条 この法律の施行の際現に金融商品取引業者という名称若しくは商号又はこれに紛らわしい名称若しくは商号を用いている者については、新金融商品取引法第三十一条の三の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第二十八条 この法律の施行の際現に金融商品取引業者（有価証券関連業を行う者に限る。以下この項から第三項までにおいて同じ。）の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は執行役である者で当該金融商品取引業者の親銀行等（新金融商品取引法第三十一条の四第五項に規定する親銀行等をいう。以下この項において同じ。）の取締役、会計参与、監査役若しくは執行役（理事、監事その他これに準ずる者を含む。以下この項において同じ。）又は使用人を兼ねている者が、施行日から一月以内に内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣に届出をしたときは、同条第一項の規定にかかわらず、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、引き続き当該届出に係る当該親銀行等の取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又は使用人を兼ねることができる。

2 この法律の施行の際現に金融商品取引業者の取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又は使用人である者で当該金融商品取引業者の子銀行等（新金融商品取引法第三十一条の四第六項に規定する子銀行等をいう。以下この項において同じ。）の取締役、

会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員。以下この項において同じ。））、監査役又は執行役（理事、監事その他これに準ずる者を含む。以下この項において同じ。）を兼ねている者が、施行日から一年以内に内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣に届出をしたときは、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、同条第二項の規定にかかわらず、引き続き当該届出に係る当該子銀行等の取締役、会計参与、監査役又は執行役を兼ねることができる。

3 この法律の施行の際現に金融商品取引業者の常務に従事する取締役（委員会設置会社にあつては、執行役）である者が銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関の常務に従事している者が、前二項の規定の適用がある場合を除き、施行日から一年以内に内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣に届出をしたときは、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、引き続き当該届出に係る当該銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関の常務に従事することができる。

4 証券会社（旧証券取引法第二条第九項に規定する証券会社をいう。以下同じ。）の取締役又は執行役が施行日前に旧証券取引法第三十二条第四項の規定により行った届出は、新金融商品取引法第三十一条の四第四項の規定により行った届出とみなす。

5 この法律の施行の際現に附則第十七条第一項の規定により施行日以後引き続き金融商品取引業を行っている者（第一種金融商品取引業（新金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業をいう。以下同じ。）又は投資運用業（新金融商品取引法第二十八条第四項に規定する投資運用業をいう。以下同じ。））を行う者に限り、みなし登録第一種業者を除く。）の取締役又は執行役である者で他の会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員。以下この項において同じ。））、監査役又は執行役に就任している場合（他の会社の取締役、会計参与、監査役又は執行役が金融商品取引業者の取締役又は執行役を兼ねている場合を含む。）には、施行日以後、遅滞なく、その旨及び当該就任をした日を内閣総理大臣に届け出なければならない。

第二十九条 この法律の施行の際現にみなし登録第一種業者の主要株主（新金融商品取引法第二十九条の四第二項に規定する主要株主をいう。以下同じ。）である者が施行日前に旧証券取引法第三十三条の二第一項の規定により提出した対象議決権保有届出書は、施行日において新金融商品取引法第三十二条第一項の規定により提出したものとみなす。

第三十条 施行日前にされた旧証券取引法第三十三条の三の規定による処分は、新金融商品取引法第三十二条の二の規定による処分とみなす。

第三十一条 この法律の施行の際現にみなし登録第一種業者を子会社（新金融商品取引法第二十九条の四第三項に規定する子会社をいう。附則第二百二十三条及び第二百二十四条を除き、以下同じ。）とする持株会社（新金融商品取引法第二十九条の四第一項第五号二に規定する持株会社をいう。以下同じ。）の主要株主である者が施行日前に旧

証券取引法第三十三条の五において準用する旧証券取引法第三十三条の二第一項の規定により提出した対象議決権保有届出書は、施行日において新金融商品取引法第三十二条の四において準用する新金融商品取引法第三十二条第一項の規定により提出したものとみなす。

第三十二条 施行日前にされた旧証券取引法第三十三条の五において準用する旧証券取引法第三十三条の三の規定による処分は、新金融商品取引法第三十二条の四において準用する新金融商品取引法第三十二条の二の規定による処分とみなす。

第三十三条 金融商品取引業者は、この法律の施行後最初に金融商品取引契約（新金融商品取引法第三十四条に規定する金融商品取引契約をいう。以下同じ。）の申込みを顧客（新金融商品取引法第二条第三十一項第四号に掲げる者に限る。）から受けた場合であって、この法律の施行前に、当該顧客に対し、この法律の施行後に当該顧客が新金融商品取引法第三十四条の二第一項の規定による申出ができる旨を新金融商品取引法第三十四条の例により告知しているときには、当該顧客に対し、同条に規定する告知をしたものとみなす。

第三十四条 みなし登録第一種業者でこの法律の施行の際現に旧証券取引法第三十四条第三項の規定による届出をして同条第二項第四号、第五号又は第七号に掲げる業務を行っている者は、それぞれ施行日において新金融商品取引法第三十五条第二項第一号から第三号までに掲げる業務につき同条第三項の届出をしたものとみなす。

第三十五条 みなし登録第一種業者で、この法律の施行の際現に旧証券取引法第三十四条第四項の承認を受けて金融商品取引業並びに新金融商品取引法第三十五条第一項に規定する業務及び同条第二項各号に掲げる業務のいずれにも該当しない業務を行っている者は、施行日において当該業務につき同条第四項の承認を受けたものとみなす。この場合において、新金融商品取引法第五十七条第三項の規定は、適用しない。

第三十六条 施行日前にされた旧証券取引法第四十二条の二第三項ただし書の確認は、新金融商品取引法第三十九条第三項ただし書の確認とみなす。

第三十七条 施行日前にされた旧証券取引法第四十五条ただし書の承認は、新金融商品取引法第四十四条の三第一項ただし書の承認とみなす。

第三十八条 新金融商品取引法第四十六条の三第一項及び第三項の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る同条第一項の事業報告書について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る旧証券取引法第四十九条第一項の営業報告書については、なお従前の例による。

第三十九条 新金融商品取引法第四十六条の四の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る同条に規定する説明書類について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る旧証券取引法第五十条に規定する説明書類については、なお従前の例による。

第四十条 新金融商品取引法第四十六条の五の規定は、みなし登録第一種業者については、施行日以後に開始する事業年度に係る同条第一項の金融商品取引責任準備金の積

立てについて適用し、施行日前に開始した事業年度に係る旧証券取引法第五十一条第一項の証券取引責任準備金の積立てについては、なお従前の例による。

- 2 みなし登録第一種業者に係るこの法律の施行の際現に存する旧証券取引法第五十一条第一項の証券取引責任準備金及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同条第一項の証券取引責任準備金は、新金融商品取引法第四十六条の五第一項の金融商品取引責任準備金として積み立てられたものとみなす。

第四十一条 新金融商品取引法第四十六条の六第三項の規定は、みなし登録第一種業者については、施行日が属する月の翌月から適用する。

第四十二条 新金融商品取引法第五十条の二第六項の規定は、施行日から起算して三十日を経過した日以後の金融商品取引業の廃止、合併（合併により消滅する場合の当該合併に限る。）、合併及び破産手続開始の決定以外の理由による解散、分割による事業の全部若しくは一部の承継又は事業の全部若しくは一部の譲渡について適用し、同日前の金融商品取引業の廃止、合併（合併により消滅する場合の当該合併に限る。）、合併及び破産手続開始の決定以外の理由による解散、分割による事業の全部若しくは一部の承継又は事業の全部若しくは一部の譲渡については、なお従前の例による。

第四十三条 みなし登録第一種業者又はその役員が施行日前にした旧証券取引法第五十六条第一項第三号又は第五号に該当する行為は、新金融商品取引法第五十二条第一項第六号又は第十号に該当する行為とみなして、同項及び同条第二項の規定を適用する。

- 2 新金融商品取引法第五十二条第二項の規定は、この法律の施行の際現に新金融商品取引法第二十九条の四第一項第二号イからトまでのいずれかに該当しているみなし登録第一種業者の役員である者（旧証券取引法第二十八条の四第一項第九号イからトまでのいずれかに該当している者を除く。）が、引き続き新金融商品取引法第二十九条の四第一項第二号イからトまでのいずれかに該当している場合については、施行日から起算して五年を経過する日までの間は、適用しない。

- 3 施行日前にされた旧証券取引法第五十六条第一項又は第二項の規定による処分は、新金融商品取引法第五十二条第一項又は第二項の規定による処分とみなす。

第四十四条 施行日前にされた旧証券取引法第五十六条の二第一項から第三項までの規定による処分は、それぞれ新金融商品取引法第五十三条第一項から第三項までの規定による処分とみなす。

第四十五条 新金融商品取引法第五十四条の規定の適用については、この法律の施行の際現に旧証券取引法第二十八条の登録を受けている者は、附則第十八条第一項の規定にかかわらず、その登録を受けた日において、新金融商品取引法第二十九条の登録を受けたものとみなす。

第四十六条 旧証券取引法第二十八条の登録を受けた証券会社が施行日前において解散し、若しくは証券業（旧証券取引法第二条第八項に規定する証券業をいう。）を廃止した場合又は旧証券取引法第五十六条第一項若しくは第五十六条の二第三項の規定に

より当該登録を取り消された場合において、施行日までに、旧有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等（旧証券取引法第四十二条第一項第十号に規定する有価証券指数等先物取引等をいう。以下同じ。）、有価証券オプション取引等（同号に規定する有価証券オプション取引等をいう。以下同じ。）、外国市場証券先物取引等（旧証券取引法第四十二条第二項に規定する外国市場証券先物取引等をいう。以下同じ。）及び有価証券店頭デリバティブ取引等（旧証券取引法第二条第八項第三号の二に規定する有価証券店頭デリバティブ取引等をいう。以下同じ。）を結了していないときは、旧証券取引法第五十八条第一項の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。

第四十七条 施行日前にされた旧証券取引法第六十条の規定による処分は、新金融商品取引法第五十六条の三の規定による処分とみなす。

第四十八条 この法律の施行の際現に新金融商品取引法第二条第二項第五号又は第六号に掲げる権利について同条第八項第十五号に掲げる行為に係る業務（新金融商品取引法第六十三条第一項第二号に掲げる行為に係る適格機関投資家等特例業務（同条第二項に規定する適格機関投資家等特例業務をいう。以下同じ。）を除く。）を行っている者（附則第一百五十九条第一項及び整備法第四十一条の規定により新金融商品取引法第二十九条の登録を受けたものとみなされる者を除く。）は、当該業務（施行日前に取得の申込みの勧誘を開始した権利に係るものに限る。以下この条において「特例投資運用業務」という。）が終了するまでの間は、新金融商品取引法第二十九条の規定にかかわらず、引き続き特例投資運用業務を行うことができる。

2 前項の規定の適用を受けて特例投資運用業務を行う者（金融商品取引業者等（新金融商品取引法第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。以下同じ。）及び新金融商品取引法第六十三条第三項に規定する特例業務届出者（以下この条において「特例業務届出者」という。）を除く。）は、内閣府令で定めるところにより、施行日から起算して三月以内に、次に掲げる事項を内閣総理大臣に届け出なければならない。

- 一 商号、名称又は氏名
- 二 法人であるときは、資本金の額又は出資の総額
- 三 法人であるときは、役員の氏名又は名称
- 四 政令で定める使用人があるときは、その者の氏名
- 五 主たる営業所又は事務所の名称及び所在地
- 六 他に事業を行っているときは、その事業の種類
- 七 その他内閣府令で定める事項

3 第一項の規定により前項の者が引き続き特例投資運用業務を行う場合においては、同項の規定による届出を新金融商品取引法第六十三条第二項の規定による届出と、前項の規定による届出をした者を特例業務届出者とみなして、新金融商品取引法第六十

三条第三項、第四項及び第七項、第六十三条の二、第六十三条の四並びに第九十四条の七第三項の規定並びにこれらの規定に係る第八章の規定を適用する。この場合において、これらの規定中「適格機関投資家等特例業務」とあるのは、「証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十五号）附則第四十八条第一項に規定する特例投資運用業務」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 第一項の規定の適用を受けて特例投資運用業務を行う金融商品取引業者等（新金融商品取引法第二十九条の登録（当該登録を受けた金融商品取引業者が投資運用業を行うものに限る。）を受けている者を除く。）は、内閣府令で定めるところにより、施行日から起算して三月以内に、内閣総理大臣にその旨を届け出なければならない。

5 第一項の規定により金融商品取引業者等が引き続き特例投資運用業務を行う場合においては、前項の規定による届出を新金融商品取引法第六十三条の三第一項の規定による届出とみなして、同条第二項において準用する新金融商品取引法第六十三条の二第三項並びに第六十三条の三第三項（第二号に係る部分に限る。）及び第六十三条の四の規定並びにこれらの規定に係る第八章の規定を適用する。この場合において、これらの規定中「適格機関投資家等特例業務」とあるのは、「証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十五号）附則第四十八条第一項に規定する特例投資運用業務」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

6 第一項の規定の適用を受けて特例投資運用業務を行う特例業務届出者は、内閣府令で定めるところにより、施行日から起算して三月以内に、内閣総理大臣にその旨を届け出なければならない。

7 第一項の規定により特例業務届出者が引き続き特例投資運用業務を行う場合においては、前項の規定による届出を新金融商品取引法第六十三条第二項の規定による届出とみなして、同条第四項及び第七項、第六十三条の二、第六十三条の四並びに第九十四条の七第三項の規定並びにこれらの規定に係る第八章の規定を適用する。この場合において、これらの規定中「適格機関投資家等特例業務」とあるのは、「証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十五号）附則第四十八条第一項に規定する特例投資運用業務」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四十九条 この法律の施行の際現に適格機関投資家等特例業務を行っている者に対する新金融商品取引法第六十三条第二項の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは、「証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十五号）附則第一条に規定する施行日から起算して三月以内に」とする。

第五十条 この法律の施行の際現に旧証券取引法第六十四条第一項の規定によりみなし登録第一種業者が登録を受けている外務員は、施行日において新金融商品取引法第六十四条第一項の規定により登録を受けたものとみなす。この場合において、同条第六項の規定は、適用しない。

2 みなし登録第一種業者は、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、新金

融商品取引法第六十四条第二項の規定にかかわらず、同条第一項の規定により登録を受けた外務員以外の者に外務員の職務（旧証券取引法第六十四条第一項各号及び旧金融先物取引法第九十五条第一項各号に掲げる行為を除く。）を行わせることができる。その者につき当該期間内に新金融商品取引法第六十四条第一項の登録の申請をした場合において、当該申請について登録をする旨の通知を受ける日又は当該申請について当該期間の経過後登録をしない旨の通知を受ける日までの間も、同様とする。

3 この法律の施行の際現に存する旧証券取引法第六十四条第一項の規定による外務員登録原簿は、新金融商品取引法第六十四条第一項の規定による外務員登録原簿とみなす。

第五十一条 旧証券取引法第六十四条の五第一項の規定により外務員の登録を取り消された者は、その処分を受けた日において、新金融商品取引法第六十四条の五第一項の規定により外務員の登録を取り消されたものとみなす。

第五十二条 新金融商品取引法第六十四条の五第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、この法律の施行の際現に新金融商品取引法第二十九条の四第一項第二号イからトまでのいずれかに該当している附則第五十条第一項の規定により登録を受けたものとみなされる者（旧証券取引法第二十八条の四第一項第九号イからトまでのいずれかに該当している者を除く。）が、引き続き新金融商品取引法第二十九条の四第一項第二号イからトまでのいずれかに該当している場合については、施行日から起算して五年を経過する日までの間は、適用しない。

2 附則第五十条第一項の規定により登録を受けたものとみなされる者が施行日前にした旧証券取引法第六十四条の五第一項第二号に該当する行為は、新金融商品取引法第六十四条の五第一項第二号に該当する行為とみなして、同項の規定を適用する。

3 施行日前にされた旧証券取引法第六十四条の五第一項の規定による処分は、新金融商品取引法第六十四条の五第一項の規定による処分とみなす。

第五十三条 旧証券取引法第六十四条の七第一項の規定により登録事務（同項に規定する登録事務をいう。）を行う証券業協会（旧証券取引法第二条第十三項に規定する証券業協会をいう。以下同じ。）の施行日前における旧証券取引法第六十四条第一項の登録の申請に係る不作為、旧証券取引法第六十四条の二第一項の規定による登録の拒否又は旧証券取引法第六十四条の五第一項の規定による処分に係る審査請求については、なお従前の例による。

2 施行日前にされた旧証券取引法第六十四条の七第六項の規定による処分は、新金融商品取引法第六十四条の七第七項の規定による処分とみなす。

第五十四条 この法律の施行の際現に旧証券取引法第六十五条の二第一項の登録を受けている銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関は、施行日において新金融商品取引法第三十三条の二の登録を受けたものとみなす。この場合において、新金融商品取引法第五十七条第三項及び第百九十四条の四第一項の規定は、適用しない。

2 前項の規定により新金融商品取引法第三十三条の二の登録を受けたものとみなされる者（以下「みなし登録金融機関」という。）は、施行日から起算して三月以内に新金融商品取引法第三十三条の三第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項各号に掲げる書類を内閣総理大臣に提出しなければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の規定による書類の提出があったときは、当該書類に記載された新金融商品取引法第三十三条の三第一項各号に掲げる事項及び新金融商品取引法第三十三条の四第一項第二号に掲げる事項を金融機関登録簿に登録するものとする。

第五十五条 旧証券取引法第六十五条の二第五項において準用する旧証券取引法第五十六条第一項の規定により登録を取り消された者は、その処分を受けた日において、新金融商品取引法第五十二条の二第一項の規定により新金融商品取引法第三十三条の二の登録を取り消されたものとみなす。

第五十六条 新金融商品取引法第三十三条の六の規定は、みなし登録金融機関については、当該みなし登録金融機関が附則第五十四条第二項の規定により同項に規定する書類を提出する日までの間は、適用しない。

第五十七条 登録金融機関（新金融商品取引法第二条第十一項に規定する登録金融機関をいう。）は、この法律の施行後最初に金融商品取引契約の申込みを顧客（新金融商品取引法第二条第三十一項第四号に掲げる者に限る。）から受けた場合であって、この法律の施行前に、当該顧客に対し、この法律の施行後に当該顧客が新金融商品取引法第三十四条の二第一項の規定による申出ができる旨を新金融商品取引法第三十四条の例により告知しているときには、当該顧客に対し、同条に規定する告知をしたものとみなす。

第五十八条 施行日前にされた旧証券取引法第六十五条の二第六項において準用する旧証券取引法第四十二条の二第三項ただし書の確認は、新金融商品取引法第三十九条第三項ただし書の確認とみなす。

第五十九条 施行日前にされた旧証券取引法第六十五条の二第五項において準用する旧証券取引法第四十五条ただし書の承認は、新金融商品取引法第四十四条の三第二項ただし書の承認とみなす。

第六十条 新金融商品取引法第四十八条の二第一項及び第三項の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る同条第一項の事業報告書について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る旧証券取引法第六十五条の二第五項において準用する旧証券取引法第四十九条第一項の営業報告書については、なお従前の例による。

第六十一条 新金融商品取引法第四十八条の三の規定は、みなし登録金融機関については、施行日以後に開始する事業年度に係る同条第一項の金融商品取引責任準備金の積立てについて適用し、施行日前に開始した事業年度に係る旧証券取引法第六十五条の二第七項において準用する旧証券取引法第五十一条第一項の証券取引責任準備金の積立てについては、なお従前の例による。

2 みなし登録金融機関に係るこの法律の施行の際現に存する旧証券取引法第六十五条の二第七項において準用する旧証券取引法第五十一条第一項の証券取引責任準備金及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧証券取引法第六十五条の二第七項において準用する旧証券取引法第五十一条第一項の証券取引責任準備金は、新金融商品取引法第四十八条の三第一項の金融商品取引責任準備金として積み立てられたものとみなす。

第六十二条 新金融商品取引法第五十条の二第六項の規定は、施行日から起算して三十日を経過した日以後の登録金融機関業務の廃止、合併（合併により消滅する場合の当該合併に限る。）、合併及び破産手続開始の決定以外の理由による解散、分割による事業の全部若しくは一部の承継又は事業の全部若しくは一部の譲渡について適用し、同日前の登録金融機関業務の廃止、合併（合併により消滅する場合の当該合併に限る。）、合併及び破産手続開始の決定以外の理由による解散、分割による事業の全部若しくは一部の承継又は事業の全部若しくは一部の譲渡については、なお従前の例による。

第六十三条 みなし登録金融機関が施行日前にした旧証券取引法第六十五条の二第五項において準用する旧証券取引法第五十六条第一項第三号に該当する行為は、新金融商品取引法第五十二条の二第一項第三号に該当する行為とみなして、同項の規定を適用する。

2 施行日前にされた旧証券取引法第六十五条の二第五項において準用する旧証券取引法第五十六条第一項の規定による処分は、新金融商品取引法第五十二条の二第一項の規定による処分とみなす。

第六十四条 新金融商品取引法第五十四条の規定の適用については、旧証券取引法第六十五条の二第一項の登録を受けている者は、附則第五十四条第一項の規定にかかわらず、その登録を受けた日において、新金融商品取引法第三十三条の二の登録を受けたものとみなす。

第六十五条 旧証券取引法第六十五条の二第一項の登録を受けた登録金融機関が施行日前において解散し、若しくは旧証券取引法第六十五条第二項各号に定める行為（同条第一項ただし書に該当するものを除く。）を営業として行うことを廃止した場合又は旧証券取引法第六十五条の二第五項において準用する旧証券取引法第五十六条第一項の規定により当該登録を取り消された場合において、施行日までに、旧有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等及び有価証券店頭デリバティブ取引等が終了していないときは、旧証券取引法第六十五条の二第五項において準用する旧証券取引法第五十八条第一項の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。

第六十六条 この法律の施行の際現に旧証券取引法第六十五条の二第五項において準用する旧証券取引法第六十四条第一項の規定によりみなし登録金融機関が登録を受けて

いる外務員は、施行日において新金融商品取引法第六十四条第一項の規定により登録を受けたものとみなす。この場合において、同条第六項の規定は、適用しない。

- 2 みなし登録金融機関は、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、新金融商品取引法第六十四条第二項の規定にかかわらず、同条第一項の規定により登録を受けた外務員以外の者に外務員の職務（旧証券取引法第六十四条第一項各号に掲げる行為（書面取次ぎ行為（新金融商品取引法第三十三条第二項に規定する書面取次ぎ行為をいう。）を除く。）及び旧金融先物取引法第九十五条第一項各号に掲げる行為を除く。）を行わせることができる。その者につき当該期間内に新金融商品取引法第六十四条第一項の登録の申請をした場合において、当該申請について登録をする旨の通知を受ける日又は当該申請について当該期間の経過後登録をしない旨の通知を受ける日までの間も、同様とする。
- 3 この法律の施行の際現に存する旧証券取引法第六十五条の二第五項において準用する旧証券取引法第六十四条第一項の規定による外務員登録原簿は、新金融商品取引法第六十四条第一項の規定による外務員登録原簿とみなす。

第六十七条 旧証券取引法第六十五条の二第五項において準用する旧証券取引法第六十四条の五第一項の規定により外務員の登録を取り消された者は、その処分を受けた日において、新金融商品取引法第六十四条の五第一項の規定により外務員の登録を取り消されたものとみなす。

第六十八条 新金融商品取引法第六十四条の五第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、この法律の施行の際現に新金融商品取引法第二十九条の四第一項第二号イからトまでのいずれかに該当している附則第六十六条第一項の規定により登録を受けたものとみなされる者（旧証券取引法第二十八条の四第一項第九号イからトまでのいずれかに該当している者を除く。）が、引き続き新金融商品取引法第二十九条の四第一項第二号イからトまでのいずれかに該当している場合については、施行日から起算して五年を経過する日までの間は、適用しない。

- 2 附則第六十六条第一項の規定により登録を受けたものとみなされる者が施行日前にした旧証券取引法第六十五条の二第五項において準用する旧証券取引法第六十四条の五第一項第二号に該当する行為は、新金融商品取引法第六十四条の五第一項第二号に該当する行為とみなして、同項の規定を適用する。
- 3 施行日前にされた旧証券取引法第六十五条の二第五項において準用する旧証券取引法第六十四条の五第一項の規定による処分は、新金融商品取引法第六十四条の五第一項の規定による処分とみなす。

第六十九条 旧証券取引法第六十五条の二第五項において準用する旧証券取引法第六十四条の七第一項の規定により登録事務を行う証券業協会の施行日前における旧証券取引法第六十五条の二第五項において準用する旧証券取引法第六十四条第一項の登録の申請に係る不作為、旧証券取引法第六十五条の二第五項において準用する旧証券取引

法第六十四条の二第一項の規定による登録の拒否又は旧証券取引法第六十五条の二第五項において準用する旧証券取引法第六十四条の五第一項の規定による処分に係る審査請求については、なお従前の例による。

- 2 施行日前にされた旧証券取引法第六十五条の二第五項において準用する旧証券取引法第六十四条の七第六項の規定による処分は、新金融商品取引法第六十四条の七第七項の規定による処分とみなす。

第七十条 この法律の施行の際現に旧証券取引法第六十六条の二の登録を受けている者は、施行日において新金融商品取引法第六十六条の登録を受けたものとみなす。この場合において、新金融商品取引法第六十六条の二十三において準用する新金融商品取引法第五十七条第三項の規定は、適用しない。

第七十一条 旧証券取引法第六十六条の十八第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、又は解任を命ぜられた者は、その処分を受けた日において、新金融商品取引法第六十六条の二十第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、又は解任を命ぜられたものとみなす。

第七十二条 施行日前にされた旧証券取引法第六十六条の十四において準用する旧証券取引法第四十二条の二第三項ただし書の確認は、新金融商品取引法第六十六条の十五において準用する新金融商品取引法第三十九条第三項ただし書の確認とみなす。

第七十三条 新金融商品取引法第六十六条の十七第一項の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る同項の報告書について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る旧証券取引法第六十六条の十五第一項の報告書については、なお従前の例による。

第七十四条 新金融商品取引法第六十六条の十八の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る同条に規定する説明書類について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る旧証券取引法第六十六条の十六に規定する説明書類については、なお従前の例による。

第七十五条 附則第七十条において登録を受けたものとみなされる者（以下「みなし登録仲介業者」という。）が施行日前にした旧証券取引法第六十六条の十八第一項第三号に該当する行為は、新金融商品取引法第六十六条の二十第一項第三号に該当する行為とみなして、同項の規定を適用する。

- 2 新金融商品取引法第六十六条の二十第二項の規定は、この法律の施行の際現に新金融商品取引法第二十九条の四第一項第二号イからトまでのいずれかに該当しているみなし登録仲介業者の役員である者（旧証券取引法第二十八条の四第一項第九号イからトまでのいずれかに該当している者を除く。）が、引き続き新金融商品取引法第二十九条の四第一項第二号イからトまでのいずれかに該当している場合については、施行日から起算して五年を経過する日までの間は、適用しない。

- 3 施行日前にされた旧証券取引法第六十六条の十八第一項又は第二項の規定による処分は、新金融商品取引法第六十六条の二十第一項又は第二項の規定による処分とみなす。

す。

第七十六条 附則第五十条から第五十三条までの規定は、みなし登録仲介業者について準用する。

第七十七条 この法律の施行の際現に認可金融商品取引業協会という名称又はこれに紛らわしい名称を用いている者については、新金融商品取引法第六十七条第四項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第七十八条 この法律の施行の際現に旧証券取引法第六十八条第二項の認可を受けている者は、施行日において新金融商品取引法第六十七条の二第二項の認可を受けたものとみなす。この場合において、新金融商品取引法第六十七条の五第二項及び第九十四条の四第一項の規定は、適用しない。

第七十九条 旧証券取引法第七十二条の規定により認可を取り消された者は、その処分を受けた日において、新金融商品取引法第六十七条の六の規定により認可を取り消されたものとみなす。

2 旧証券取引法第七十九条の九の規定により解任を命ぜられた者は、その処分を受けた日において、新金融商品取引法第七十条の規定により解任を命ぜられたものとみなす。

3 旧証券取引法第七十九条の十三第一項の規定により認可を取り消され、又は解任を命ぜられた者は、その処分を受けた日において、新金融商品取引法第七十四条第一項の規定により認可を取り消され、又は解任を命ぜられたものとみなす。

第八十条 附則第七十八条の規定により認可を受けたものとみなされる者（以下「みなし認可協会」という。）に関する新金融商品取引法第六十七条の六の規定の適用については、同条中「その設立の認可を受けた当時既に第六十七条の四第二項各号」とあるのは、「証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十五号）第三条の規定による改正前の証券取引法第六十八条第二項の認可を受けた当時既に同法第七十条第二項各号」とする。

2 施行日前にされた旧証券取引法第七十二条の規定による処分は、新金融商品取引法第六十七条の六の規定による処分とみなす。

第八十一条 この法律の施行の際現に旧証券取引法第七十五条第一項の規定により店頭売買有価証券登録原簿に登録されている旧有価証券の種類及び銘柄は、施行日において新金融商品取引法第六十七条の十一第一項の規定により店頭売買有価証券登録原簿に登録されたものとみなす。この場合において、新金融商品取引法第六十七条の十三の規定は、適用しない。

2 この法律の施行の際現に存する旧証券取引法第七十五条第一項の規定による店頭売買有価証券登録原簿は、新金融商品取引法第六十七条の十一第一項の規定による店頭売買有価証券登録原簿とみなす。

第八十二条 この法律の施行の際現に旧証券取引法第七十六条の認可を受けている証券

業協会は、施行日において新金融商品取引法第六十七条の十二の認可を受けたものとみなす。

第八十三条 施行日前にされた旧証券取引法第七十八条の規定による処分は、新金融商品取引法第六十七条の十四の規定による処分とみなす。

2 施行日前にされた旧証券取引法第七十八条の二第一項の規定による処分は、新金融商品取引法第六十七条の十五第一項の規定による処分とみなす。

3 施行日前にされた旧証券取引法第七十九条第一項の規定による処分は、新金融商品取引法第六十七条の十七第一項の規定による処分とみなす。

第八十四条 新金融商品取引法第六十九条第五項の規定は、この法律の施行の際現に新金融商品取引法第二十九条の四第一項第二号イからトまでのいずれかに該当しているみなし認可協会の役員である者（旧証券取引法第二十八条の四第一項第九号イからトまでのいずれかに該当している者を除く。）が、引き続き新金融商品取引法第二十九条の四第一項第二号イからトまでのいずれかに該当している場合については、施行日から起算して五年を経過する日までの間は、適用しない。

第八十五条 施行日前にされた旧証券取引法第七十九条の九の規定による処分は、新金融商品取引法第七十条の規定による処分とみなす。

2 施行日前にされた旧証券取引法第七十九条の十二の規定による処分は、新金融商品取引法第七十三条の規定による処分とみなす。

3 施行日前にされた旧証券取引法第七十九条の十三第一項の規定による処分は、新金融商品取引法第七十四条第一項の規定による処分とみなす。

第八十六条 新金融商品取引法第七十六条の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る同条に掲げる書類について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る旧証券取引法第七十九条の十五に掲げる書類については、なお従前の例による。

第八十七条 この法律の施行の際現にいずれか一の投資者保護基金にその会員として加入している者は、施行日において附則第八十九条の規定により認可を受けたものとみなされる者（以下「みなし認可基金」という。）の会員として加入したものとみなす。この場合において、新金融商品取引法第七十九条の二十七の規定は、適用しない。

第八十八条 この法律の施行の際現に旧証券取引法第七十九条の二十八第二項の規定により同条第一項の規定により脱退した投資者保護基金の会員である証券会社とみなされている者は、みなし認可基金の会員である金融商品取引業者とみなして、新金融商品取引法第七十九条の二十八第二項の規定を適用する。

第八十九条 この法律の施行の際現に旧証券取引法第七十九条の三十第一項の認可を受けている者は、施行日において新金融商品取引法第七十九条の三十第一項の認可を受けたものとみなす。この場合において、新金融商品取引法第七十九条の三十一第四項の規定は、適用しない。

第九十条 旧証券取引法第七十九条の三十七第五項の規定により解任を命ぜられた者は、

その処分を受けた日において、新金融商品取引法第七十九条の三十七第五項の規定により解任を命ぜられたものとみなす。

- 2 旧証券取引法第七十九条の七十六の規定により認可を取り消された者は、その処分を受けた日において、新金融商品取引法第七十九条の七十六の規定により認可を取り消されたものとみなす。

第九十一条 新金融商品取引法第七十九条の三十六第五項の規定は、この法律の施行の際現に新金融商品取引法第二十九条の四第一項第二号イからトまでのいずれかに該当しているみなし認可基金の役員である者（旧証券取引法第二十八条の四第一項第九号イからトまでのいずれかに該当している者を除く。）が、引き続き新金融商品取引法第二十九条の四第一項第二号イからトまでのいずれかに該当している場合については、施行日から起算して五年を経過する日までの間は、適用しない。

第九十二条 施行日前にされた旧証券取引法第七十九条の三十七第五項の規定による処分は、新金融商品取引法第七十九条の三十七第五項の規定による処分とみなす。

第九十三条 新金融商品取引法第七十九条の五十二から第七十九条の五十八までの規定は、施行日以後に行う新金融商品取引法第七十九条の五十四の認定に係る金融商品取引業者（次条において「新認定金融商品取引業者」という。）の一般顧客に対する支払について適用し、施行日前に行った旧証券取引法第七十九条の五十四の認定に係る証券会社（次条において「旧認定証券会社」という。）の一般顧客に対する支払については、なお従前の例による。

第九十四条 新金融商品取引法第七十九条の五十二、第七十九条の五十三及び第七十九条の五十九の規定は、施行日以後に行う新金融商品取引法第七十九条の五十三第一項又は第三項から第五項までの通知に係る金融商品取引業者（新認定金融商品取引業者を除く。）又は当該通知に係る金融商品取引業者の受益者代理人（新金融商品取引法第四十三条の二第二項に規定する信託の受益者代理人をいう。）に対する資金の貸付けについて適用し、施行日前に行った旧証券取引法第七十九条の五十三第一項又は第三項から第五項までの通知に係る証券会社（旧認定証券会社を除く。）又は当該通知に係る証券会社の受益者代理人（旧証券取引法第四十七条第三項に規定する信託の受益者代理人をいう。）に対する資金の貸付けについては、なお従前の例による。

第九十五条 新金融商品取引法第七十九条の五十二、第七十九条の五十三及び第七十九条の六十の規定は、施行日以後に行う新金融商品取引法第七十九条の五十三第一項又は第三項から第五項までの通知に係る金融商品取引業者に対して有する債権の実現を保全するために行う裁判上又は裁判外の行為について適用し、施行日前に行った旧証券取引法第七十九条の五十三第一項又は第三項から第五項までの通知に係る証券会社に対して有する債権の実現を保全するために行う裁判上又は裁判外の行為については、なお従前の例による。

第九十六条 新金融商品取引法第七十九条の六十九の規定により施行日以後に開始する

事業年度に係る予算及び資金計画を提出する場合における当該予算及び資金計画の提出については、施行日前においても、同条の規定の例による。

第九十七条 新金融商品取引法第七十九条の七十第一項の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る同項の財務諸表等について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る旧証券取引法第七十九条の七十第一項の財務諸表等については、なお従前の例による。

2 新金融商品取引法第七十九条の七十第三項の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る同項に規定する財務諸表等について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る旧証券取引法第七十九条の七十第三項の財務諸表等については、なお従前の例による。

第九十八条 施行日前にされた旧証券取引法第七十九条の七十五の規定による処分は、新金融商品取引法第七十九条の七十五の規定による処分とみなす。

2 施行日前にされた旧証券取引法第七十九条の七十六の規定による処分は、新金融商品取引法第七十九条の七十六の規定による処分とみなす。

第九十九条 この法律の施行の際現に旧証券取引法第八十条第一項の免許を受けている者は、施行日において新金融商品取引法第八十条第一項の免許を受けたものとみなす。この場合において、新金融商品取引法第八十三条第二項及び第九百九十四条の四第一項の規定は、適用しない。

第一百条 旧証券取引法第四百八十八条の規定により免許を取り消された者は、その処分を受けた日において、新金融商品取引法第四百八十八条の規定により免許を取り消されたものとみなす。

2 旧証券取引法第五百十条の規定により解任を命ぜられた者は、その処分を受けた日において、新金融商品取引法第五百十条第一項の規定により解任を命ぜられたものとみなす。

3 施行日前に旧証券取引法第五百十二条第一項の規定による処分を受けた者は、その処分を受けた日において、新金融商品取引法第五百十二条第一項の規定による処分を受けたものとみなす。

第一百一条 この法律の施行の際現に旧証券取引法第八十七条の二の二第一項ただし書の認可を受けている者は、施行日において新金融商品取引法第八十七条の三第一項ただし書の認可を受けたものとみなす。この場合において、新金融商品取引法第八十七条の四において準用する新金融商品取引法第八十五条の四第二項の規定は、適用しない。

第一百二条 この法律の施行の際現に登記をしている証券会員制法人（旧証券取引法第二条第十五項に規定する証券会員制法人をいう。）は、施行日において金融商品会員制法人（新金融商品取引法第二条第十五項に規定する金融商品会員制法人をいう。）としての登記をしたものとみなす。

第一百三条 この法律の施行の際現に存する旧証券取引法第八十九条の八第二項の規定に

よる証券会員制法人登記簿は、新金融商品取引法第八十九条の七第二項の規定による金融商品会員制法人登記簿とみなす。

第百四条 新金融商品取引法第九十八条第五項の規定は、この法律の施行の際現に新金融商品取引法第二十九条の四第一項第二号イからトまでのいずれかに該当している附則第九十九条の規定により免許を受けたものとみなされる金融商品会員制法人の役員である者（旧証券取引法第二十八条の四第一項第九号イからトまでのいずれかに該当している者を除く。）が、引き続き新金融商品取引法第二十九条の四第一項第二号イからトまでのいずれかに該当している場合については、施行日から起算して五年を経過する日までの間は、適用しない。

第百五条 施行日前に組織変更計画が作成され総会決議によって決定を受けた旧証券取引法第百一条に規定する組織の変更については、なお従前の例による。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧証券取引法第百一条の十一第一項の認可は、新金融商品取引法第百一条の十七第一項の認可とみなす。

第百六条 この法律の施行の際現に附則第九十九条の規定により免許を受けたものとみなされる株式会社金融商品取引所（以下「みなし免許株式会社取引所」という。）の対象議決権保有者（新金融商品取引法第百三条の三第一項に規定する対象議決権保有者をいう。）である者が施行日前に旧証券取引法第百三条の二第一項の規定により提出した対象議決権保有届出書は、施行日において新金融商品取引法第百三条の三第一項の規定により提出したものとみなす。

第百七条 新金融商品取引法第百五条の二において準用する新金融商品取引法第九十八条第五項の規定は、この法律の施行の際現に新金融商品取引法第二十九条の四第一項第二号イからトまでのいずれかに該当しているみなし免許株式会社取引所の役員である者（旧証券取引法第二十八条の四第一項第九号イからトまでのいずれかに該当している者を除く。）が、引き続き新金融商品取引法第二十九条の四第一項第二号イからトまでのいずれかに該当している場合については、施行日から起算して五年を経過する日までの間は、適用しない。

第百八条 この法律の施行の際現に旧証券取引法第百六条の三第一項又は第四項ただし書の認可を受けている地方公共団体その他の政令で定める者（次項及び附則第百十条において「主要株主適格者」という。）は、施行日において新金融商品取引法第百六条の三第一項の認可を受けたものとみなす。この場合において、新金融商品取引法第百六条の五において準用する新金融商品取引法第八十五条の四第二項及び新金融商品取引法第百九十四条の四第一項の規定は、適用しない。

2 この法律の施行の際現に旧証券取引法第百六条の三第一項又は第四項ただし書の認可を受けている者（主要株主適格者を除く。）は、施行日から三月以内に、みなし免許株式会社取引所の保有基準割合（新金融商品取引法第百三条の二第一項に規定する保有基準割合をいう。以下同じ。）未満の数の対象議決権（新金融商品取引法第百三

条の二第一項に規定する対象議決権をいう。以下同じ。)の保有者となるために必要な措置をとらなければならない。

第百九条 旧証券取引法第百六条の七第一項の規定により認可を取り消された者は、その処分を受けた日において、新金融商品取引法第百六条の七第一項の規定により認可を取り消されたものとみなす。

2 施行日前にされた旧証券取引法第百六条の七第一項の規定による処分は、新金融商品取引法第百六条の七第一項の規定による処分とみなす。

第百十条 新金融商品取引法第百六条の八第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定の適用については、この法律の施行の際現に旧証券取引法第百六条の三第一項又は第四項ただし書の認可を受けている者(主要株主適格者に限る。)は、附則第百八条第一項の規定にかかわらず、その認可を受けた日において、新金融商品取引法第百六条の三第一項の認可を受けたものとみなす。

第百十一条 この法律の施行の際現に旧証券取引法第百六条の十第一項又は第三項ただし書の認可を受けている者は、施行日において新金融商品取引法第百六条の十第一項又は第三項ただし書の認可を受けたものとみなす。この場合において、新金融商品取引法第百六条の十三において準用する新金融商品取引法第八十五条の四第二項及び新金融商品取引法第百九十四条の四第一項の規定は、適用しない。

第百十二条 旧証券取引法第百六条の二十六の規定により認可を取り消された者は、その処分を受けた日において、新金融商品取引法第百六条の二十六の規定により認可を取り消されたものとみなす。

2 旧証券取引法第百六条の二十八第一項又は第二項の規定により認可を取り消され、又は解任を命ぜられた者は、その処分を受けた日において、新金融商品取引法第百六条の二十八第一項又は第二項の規定により認可を取り消され、又は解任を命ぜられたものとみなす。

第百十三条 この法律の施行の際現に金融商品取引所持株会社(新金融商品取引法第二条第十八項に規定する金融商品取引所持株会社をいう。以下同じ。)の対象議決権保有者(新金融商品取引法第百六条の十五に規定する対象議決権保有者をいう。)である者が施行日前に旧証券取引法第百六条の十五の規定により提出した対象議決権保有届出書は、施行日において新金融商品取引法第百六条の十五の規定により提出したものとみなす。

第百十四条 この法律の施行の際現に旧証券取引法第百六条の十七第一項又は第三項ただし書の認可を受けている地方公共団体その他の政令で定める者(次項及び附則第百十六条において「主要株主適格者」という。)は、施行日において新金融商品取引法第百六条の十七第一項の認可を受けたものとみなす。この場合において、新金融商品取引法第百六条の十九において準用する新金融商品取引法第八十五条の四第二項及び新金融商品取引法第百九十四条の四第一項の規定は、適用しない。

2 この法律の施行の際現に旧証券取引法第百六条の十七第一項又は第三項ただし書の認可を受けている者（主要株主適格者を除く。）は、施行日から三月以内に、金融商品取引所持株会社の保有基準割合未満の数の対象議決権の保有者となるために必要な措置をとらなければならない。

第百十五条 旧証券取引法第百六条の二十一第一項の規定により認可を取り消された者は、その処分を受けた日において、新金融商品取引法第百六条の二十一第一項の規定により認可を取り消されたものとみなす。

2 施行日前にされた旧証券取引法第百六条の二十一第一項の規定による処分は、新金融商品取引法第百六条の二十一第一項の規定による処分とみなす。

第百十六条 新金融商品取引法第百六条の二十二第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、この法律の施行の際現に旧証券取引法第百六条の十七第一項又は第三項ただし書の認可を受けている者（主要株主適格者に限る。）は、附則第百十四条第一項の規定にかかわらず、その認可を受けた日において、新金融商品取引法第百六条の十七第一項の認可を受けたものとみなす。

第百十七条 この法律の施行の際現に旧証券取引法第百六条の二十四ただし書の認可を受けている者は、施行日において新金融商品取引法第百六条の二十四ただし書の認可を受けたものとみなす。この場合において、新金融商品取引法第百六条の二十五において準用する新金融商品取引法第八十五条の四第二項の規定は、適用しない。

第百十八条 附則第百十一条の規定により認可を受けたものとみなされる者（以下「みなし認可取引所持株会社」という。）に関する新金融商品取引法第百六条の二十六の規定の適用については、同条中「その認可を受けた当時既に第百六条の十二第二項各号」とあるのは、「証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十五号）第三条の規定による改正前の証券取引法第百六条の十第一項又は第三項ただし書の認可を受けた当時既に同法第百六条の十二第二項各号」とする。

2 施行日前に旧証券取引法第百六条の二十六の規定により認可を取り消された者は、その処分を受けた日において、新金融商品取引法第百六条の二十六の規定により認可を取り消されたものとみなす。

第百十九条 旧証券取引法第百六条の二十八第一項又は第二項の規定により認可を取り消され、又は解任を命ぜられた者は、その処分を受けた日において、新金融商品取引法第百六条の二十八第一項又は第二項の規定により認可を取り消され、又は解任を命ぜられたものとみなす。

2 施行日前にされた旧証券取引法第百六条の二十八第一項（旧証券取引法第百六条の三十一において準用する場合を含む。）又は第二項の規定による処分は、新金融商品取引法第百六条の二十八第一項（新金融商品取引法第百九条において準用する場合を含む。）又は第二項の規定による処分とみなす。

第百二十条 新金融商品取引法第百七条第一項（第四号に係る部分に限る。）の規定の

適用については、この法律の施行の際現に旧証券取引法第百六条の十第一項又は第三項ただし書の認可を受けている者は、附則第百十一条の規定にかかわらず、その認可を受けた日において、新金融商品取引法第百六条の十第一項又は第三項ただし書の認可を受けたものとみなす。

第百二十一条 会員等（旧証券取引法第八十二条第一項第三号に規定する会員等をいう。以下この条において同じ。）が施行日前に脱退した場合（取引参加者（旧証券取引法第二条第十九項に規定する取引参加者をいう。）にあつては、取引資格を喪失した場合）において、施行日までに、証券取引所（旧証券取引法第二条第十六項に規定する証券取引所をいう。以下同じ。）が定款の定めるところにより本人若しくはその一般承継人又は他の会員等をしてその取引所有価証券市場（同条第十七項に規定する取引所有価証券市場をいう。）においてした有価証券の売買等（同条第八項第一号に掲げる旧有価証券の売買、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引をいう。以下この条において同じ。）を結了していないときは、当該有価証券の売買等については、旧証券取引法第百七条の六第一項の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。

第百二十二条 この法律の施行の際現に旧証券取引法第百十条第一項の規定による届出をして旧有価証券を上場している附則第九十九条の規定により免許を受けたものとみなされる者（以下「みなし免許取引所」という。）は、施行日において当該旧有価証券の上場につき新金融商品取引法第百二十一条の届出をしたものとみなす。

2 この法律の施行の際現に旧証券取引法第百十条第三項の承認を受けて旧有価証券等（同項に規定する有価証券等をいう。以下この項において同じ。）を有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引のため上場しているみなし免許取引所は、施行日において当該旧有価証券等の上場につき新金融商品取引法第百二十一条の届出をしたものとみなす。

第百二十三条 この法律の施行の際現にみなし免許取引所が発行者である旧有価証券をその売買のため、又は当該旧有価証券、当該旧有価証券に係る金融指標（新金融商品取引法第二条第二十五項に規定する金融指標をいう。以下同じ。）若しくは当該旧有価証券に係るオプションを市場デリバティブ取引のために取引所金融商品市場（新金融商品取引法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場をいう。以下同じ。）その他政令で定める市場（当該みなし免許取引所（その子会社であるみなし免許取引所を含む。）及び当該みなし免許取引所の総株主の議決権の百分の五十を超える対象議決権を保有するみなし免許取引所が開設する取引所金融商品市場を除く。）に上場している当該みなし免許取引所は、施行日において当該上場につき新金融商品取引法第百二十二条第一項の承認を受けたものとみなす。

2 前項の「子会社」とは、みなし免許取引所がその総株主等の議決権（新金融商品取引法第二十九条の四第二項に規定する「総株主等の議決権」をいう。以下この項にお

いて同じ。)の過半数を保有する会社をいう。この場合において、金融商品取引所及びその一若しくは二以上の子会社又は金融商品取引所の一若しくは二以上の子会社がその総株主等の議決権の過半数を保有する会社は、金融商品取引所の子会社とみなす。

- 3 この法律の施行の際現にみなし認可取引所持株会社が発行者である旧有価証券をその売買のため、又は当該旧有価証券、当該旧有価証券に係る金融指標若しくは当該旧有価証券に係るオプションを市場デリバティブ取引のために取引所金融商品市場その他政令で定める市場(当該みなし認可取引所持株会社の子会社(新金融商品取引法第百五条の十六第四項に規定する子会社をいう。)であるみなし免許取引所及び当該みなし認可取引所持株会社の総株主の議決権の百分の五十を超える対象議決権を保有するみなし免許取引所が開設する取引所金融商品市場を除く。)に上場している当該みなし認可取引所持株会社は、施行日において当該上場につき新金融商品取引法第二百二十三条において準用する新金融商品取引法第二百二十二条第一項の承認を受けたものとみなす。

第二百二十四条 この法律の施行の際現に旧証券取引法第一百条第二項第一号から第三号まで又は第五号に掲げる者(当該者がみなし免許取引所の子会社(前条第二項に規定する子会社をいう。)であるみなし免許取引所又はみなし認可取引所持株会社(以下この条において「関連取引所等」という。)である場合に限る。)が発行者である旧有価証券をその売買のためその開設する取引所有価証券市場に上場することにつき旧証券取引法第一百条第二項の承認を受けているみなし免許取引所は、施行日において新金融商品取引法第二百二十四条第一項の承認を受けたものとみなす。

- 2 この法律の施行の際現に旧証券取引法第一百条第二項第四号又は第五号に掲げる者(当該者が関連取引所等である場合を除く。)が発行者である旧有価証券をその売買のためその開設する取引所有価証券市場に上場することにつき同項の承認を受けているみなし免許取引所は、施行日において新金融商品取引法第二百二十四条第三項の承認を受けたものとみなす。

- 3 この法律の施行の際現に旧証券取引法第一百条第二項第一号から第三号まで又は第五号に掲げる者(当該者が関連取引所等である場合に限る。)が発行者である旧有価証券、当該旧有価証券に係る金融指標又は当該旧有価証券に係るオプションを市場デリバティブ取引のために上場しているみなし免許取引所は、施行日において新金融商品取引法第二百二十四条第一項の承認を受けたものとみなす。

- 4 この法律の施行の際現に旧証券取引法第一百条第二項第四号又は第五号に掲げる者(当該者が関連取引所等である場合を除く。)が発行者である旧有価証券、当該旧有価証券に係る金融指標又は当該旧有価証券に係るオプションを市場デリバティブ取引のために上場しているみなし免許取引所は、施行日において新金融商品取引法第二百二十四条第三項の承認を受けたものとみなす。

第二百五条 施行日前にされた旧証券取引法第一百一条の規定による処分は、新金融

商品取引法第二百二十五条の規定による処分とみなす。

2 施行日前にされた旧証券取引法第百十三条第一項の規定による処分は、新金融商品取引法第二百二十七条第一項の規定による処分とみなす。

3 施行日前にされた旧証券取引法第百十五条第一項の規定による処分は、新金融商品取引法第二百二十九条第一項の規定による処分とみなす。

第二百二十六条 新金融商品取引法第百三十四条第一項（第五号に係る部分に限る。）の規定の適用については、この法律の施行の際現に旧証券取引法第八十条第一項の免許を受けている者は、附則第九十九条の規定にかかわらず、その免許を受けた日において、新金融商品取引法第八十条第一項の免許を受けたものとみなす。

2 この法律の施行の際現に旧証券取引法第百三十四条第一項第五号の承認を受けている者は、施行日において新金融商品取引法第百三十四条第一項第五号の承認を受けたものとみなす。

第二百二十七条 施行日前に合併契約が締結された証券取引所がする合併については、なお従前の例による。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされる旧証券取引法第百四十条第一項の認可は、新金融商品取引法第百四十条第一項の認可とみなす。この場合において、新金融商品取引法第百九十四条の四第一項の規定は、適用しない。

第二百二十八条 施行日前にされた旧証券取引法第百五十三条の規定による処分は、新金融商品取引法第百五十三条の規定による処分とみなす。

第二百二十九条 この法律の施行の際現に旧証券取引法第百五十五条第一項の認可を受けている者は、施行日において新金融商品取引法第百五十五条第一項の認可を受けたものとみなす。この場合において、新金融商品取引法第百五十五条の四第二項及び第百九十四条の四第一項の規定は、適用しない。

第二百三十条 旧証券取引法第百五十五条の六の規定により認可を取り消された者は、その処分を受けた日において、新金融商品取引法第百五十五条の六の規定により認可を取り消されたものとみなす。

2 旧証券取引法第百五十五条の十第一項又は第二項の規定により認可を取り消され、又は解任を命ぜられた者は、その処分を受けた日において、新金融商品取引法第百五十五条の十第一項又は第二項の規定により認可を取り消され、又は解任を命ぜられたものとみなす。

第二百三十一条 旧外国証券業者法又はこれに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者については、新金融商品取引法第百五十五条の三第二項第二号に該当する者とみなす。

第二百三十二条 新金融商品取引法第百五十五条の五の規定は、施行日以降に終了する同条の期間に係る同条の業務報告書について適用し、施行日前に終了した旧証券取引法

第百五十五条の五の期間に係る同条の業務報告書については、なお従前の例による。

第百三十三条 附則第百二十九条の規定により認可を受けたものとみなされる者が旧証券取引法第百五十五条第一項の認可を受けた者である場合における新金融商品取引法第百五十五条の六の規定の適用については、同条中「第百五十五条第一項の認可を受けた当時既に第百五十五条の三第二項各号」とあるのは、「証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十五号）第三条の規定による改正前の証券取引法第百五十五条第一項の認可を受けた当時既に同法第百五十五条の三第二項各号」とする。

第百三十四条 施行日前にされた旧証券取引法第百五十五条の六の規定による処分は、新金融商品取引法第百五十五条の六の規定による処分とみなす。

2 施行日前にされた旧証券取引法第百五十五条の十第一項又は第二項の規定による処分は、新金融商品取引法第百五十五条の十第一項又は第二項の規定による処分とみなす。

第百三十五条 この法律の施行の際現に旧証券取引法第百五十六条の二の免許を受けている者は、施行日において新金融商品取引法第百五十六条の二の免許を受けたものとみなす。この場合において、新金融商品取引法第百五十六条の五第二項及び第百九十四条の四第一項の規定は、適用しない。

第百三十六条 旧証券取引法第百五十六条の十四第三項の規定により解任を命ぜられた者は、その処分を受けた日において、新金融商品取引法第百五十六条の十四第三項の規定により解任を命ぜられたものとみなす。

2 旧証券取引法第百五十六条の十七第一項又は第二項の規定により免許を取り消され、又は解任を命ぜられた者は、その処分を受けた日において、新金融商品取引法第百五十六条の十七第一項又は第二項の規定により免許を取り消され、又は解任を命ぜられたものとみなす。

第百三十七条 この法律の施行の際現に旧証券取引法第百五十六条の六第二項ただし書の承認を受けている者は、施行日において新金融商品取引法第百五十六条の六第二項ただし書の承認を受けたものとみなす。

第百三十八条 新金融商品取引法第百五十六条の十四第二項の規定は、この法律の施行の際現に新金融商品取引法第八十二条第二項第三号イ、ロ又はホのいずれかに該当している附則第百三十五条の規定により免許を受けたものとみなされる者の役員である者（旧証券取引法第八十三条第二項第三号イ、ロ又はホのいずれかに該当している者を除く。）が、引き続き新金融商品取引法第八十二条第二項第三号イ、ロ又はホのいずれかに該当している場合については、施行日から起算して五年を経過する日までの間は、適用しない。

第百三十九条 施行日前にされた旧証券取引法第百五十六条の十四第三項の規定による処分は、新金融商品取引法第百五十六条の十四第三項の規定による処分とみなす。

2 施行日前にされた旧証券取引法第百五十六条の十六の規定による処分は、新金融商

品取引法第百五十六条の十六の規定による処分とみなす。

- 3 施行日前にされた旧証券取引法第百五十六条の十七第一項又は第二項の規定による処分は、新金融商品取引法第百五十六条の十七第一項又は第二項の規定による処分とみなす。

第百四十条 この法律の施行の際現に旧証券取引法第百五十六条の二十四第一項の免許を受けている者は、施行日において新金融商品取引法第百五十六条の二十四第一項の免許を受けたものとみなす。この場合において、新金融商品取引法第百五十六条の二十六において準用する新金融商品取引法第八十三条第二項及び新金融商品取引法第百九十四条の四第一項の規定は、適用しない。

第百四十一条 旧証券取引法第百五十六条の二十六において準用する旧証券取引法第百四十八条の規定により免許を取り消された者は、その処分を受けた日において、新金融商品取引法第百五十六条の二十六において準用する新金融商品取引法第百四十八条の規定により免許を取り消されたものとみなす。

- 2 旧証券取引法第百五十六条の三十一第三項の規定により解任を命ぜられた者は、その処分を受けた日において、新金融商品取引法第百五十六条の三十一第三項の規定により解任を命ぜられたものとみなす。
- 3 旧証券取引法第百五十六条の三十二第一項の規定により免許を取り消された者は、その処分を受けた日において、新金融商品取引法第百五十六条の三十二第一項の規定により免許を取り消されたものとみなす。

第百四十二条 新金融商品取引法第百五十六条の三十一第二項の規定は、この法律の施行の際現に新金融商品取引法第八十二条第二項第三号イ、ロ又はホのいずれかに該当している附則第百四十条の規定により免許を受けたものとみなされる者の役員である者（旧証券取引法第八十三条第二項第三号イ、ロ又はホのいずれかに該当している者を除く。）が、引き続き新金融商品取引法第八十二条第二項第三号イ、ロ又はホのいずれかに該当している場合については、施行日から起算して五年を経過する日までの間は、適用しない。

第百四十三条 施行日前にされた旧証券取引法第百五十六条の三十一第三項の規定による処分は、新金融商品取引法第百五十六条の三十一第三項の規定による処分とみなす。

- 2 施行日前にされた旧証券取引法第百五十六条の三十二第一項の規定による処分は、新金融商品取引法第百五十六条の三十二第一項の規定による処分とみなす。
- 3 施行日前にされた旧証券取引法第百五十六条の三十三第一項の規定による処分は、新金融商品取引法第百五十六条の三十三第一項の規定による処分とみなす。

第百四十四条 新金融商品取引法第百五十六条の三十五の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る同条の事業報告書について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る旧証券取引法第百五十六条の三十五の営業報告書については、なお従前の例による。

第四百四十五条 新金融商品取引法第百六十六条の規定は、施行日以後に生じた同条第一項に規定する重要事実（同条第二項第一号に規定する上場会社等の業務執行を決定する機関がした同号に掲げる事項を行わない旨の決定にあつては当該事項を行うことについての当該機関の決定が施行日以後に行われた場合に係るものに限るものとし、同項第三号に掲げる事実にあつては施行日以後に同条第四項の公表がされた同号に規定する直近の予想値又は前事業年度の実績値に比較して生じたものに限る。）を知った者又はこれらの事実の伝達を受けた者の同条の売買等について適用し、施行日前に生じた旧証券取引法第百六十六条第一項に規定する重要事実（同条第二項第一号に規定する上場会社等の業務執行を決定する機関がした同号に掲げる事項を行わない旨の決定にあつては当該事項を行うことについての当該機関の決定が施行日前に行われ、かつ、当該事項を行わない旨の決定が施行日以後に行われた場合に係るものを含むものとし、同項第三号に掲げる事実にあつては施行日前に同条第四項の公表がされた同号に規定する直近の予想値又は前事業年度の実績値に比較して施行日以後に生じたものを含む。）を知った者又はこれらの事実の伝達を受けた者の同条の売買等については、なお従前の例による。

2 新金融商品取引法第百六十七条の規定は、施行日以後に生じた同条第一項に規定する公開買付け等の実施に関する事実若しくは公開買付け等の中止に関する事実（同項に規定する公開買付け等の中止に関する事実にあつては、同項に規定する公開買付け等を行うことについての同条第二項に規定する公開買付者等の決定が施行日以後に行われた場合に係るものに限る。）を知った者又はこれらの事実の伝達を受けた者の同条の買付け等又は売付け等について適用し、施行日前に生じた旧証券取引法第百六十七条第一項に規定する公開買付け等の実施に関する事実若しくは公開買付け等の中止に関する事実（同項に規定する公開買付け等の中止に関する事実にあつては、同項に規定する公開買付け等を行うことについての同条第二項に規定する公開買付者等の決定が施行日前に行われた場合の施行日以後に行われた同条第一項に規定する公開買付け等の中止に係るものを含む。）を知った者又はこれらの事実の伝達を受けた者の同条の買付け等又は売付け等については、なお従前の例による。

3 新金融商品取引法第百七十一条の規定は、施行日以後に行われる同条の有価証券の不特定多数者向け勧誘等について適用し、施行日前に行った旧証券取引法第百七十一条の旧有価証券の不特定多数者向け勧誘等については、なお従前の例による。

第四百四十六条 新金融商品取引法第百九十三条の二第一項の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る同項の書類について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る旧証券取引法第百九十三条の二第一項の書類については、なお従前の例による。

（旧信託契約代理店に関する経過措置）

第四百四十七条 この法律の施行の際現に第二十条の規定による改正前の信託業法（以下「旧信託業法」という。）第六十七条第一項の登録を受けている者（銀行、協同組織

金融機関その他政令で定める金融機関を除く。)は、施行日において新金融商品取引法第二十九条の登録(当該登録を受けたものとみなされる金融商品取引業者が第二種金融商品取引業を行うものに限る。)を受けたものとみなす。この場合において、新金融商品取引法第五十七条第三項及び第九百九十四条の四第一項の規定は、適用しない。

- 2 前項の規定により新金融商品取引法第二十九条の登録を受けたものとみなされる者(以下この条から第五十五条までにおいて「みなし登録第二種業者」という。)は、施行日から起算して三月以内に新金融商品取引法第二十九条の二第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項各号に掲げる書類を内閣総理大臣に提出しなければならない。
- 3 内閣総理大臣は、前項の規定による書類の提出があったときは、当該書類に記載された新金融商品取引法第二十九条の二第一項各号に掲げる事項及び新金融商品取引法第二十九条の三第一項第二号に掲げる事項を金融商品取引業者登録簿に登録するものとする。
- 4 新金融商品取引法第二十九条の四第一項(第四号に係る部分に限る。)及び第五十二条第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定は、みなし登録第二種業者については、施行日から起算して六月を経過する日までの間は、適用しない。

第四百四十八条 この法律の施行の際現に旧信託業法第六十七条第一項の登録を受けている者(銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関に限り、みなし登録金融機関を除く。)は、施行日において新金融商品取引法第三十三条の二の登録を受けたものとみなす。この場合において、新金融商品取引法第五十七条第三項及び第九百九十四条の四第一項の規定は、適用しない。

- 2 前項の規定により新金融商品取引法第三十三条の二の登録を受けたものとみなされる者は、施行日から起算して三月以内に新金融商品取引法第三十三条の三第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項各号に掲げる書類を内閣総理大臣に提出しなければならない。
- 3 内閣総理大臣は、前項の規定による書類の提出があったときは、当該書類に記載された新金融商品取引法第三十三条の三第一項各号に掲げる事項及び新金融商品取引法第三十三条の四第一項第二号に掲げる事項を金融機関登録簿に登録するものとする。

第四百四十九条 旧信託業法第八十二条第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、又は解任を命ぜられた者(銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関又はその役員を除く。)は、その処分を受けた日において、新金融商品取引法第五十二条第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、又は解任を命ぜられたものとみなす。

- 2 旧信託業法第八十二条第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、又は解任を命ぜられた者(銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関又はその役員に限る。)は、その処分を受けた日において、新金融商品取引法第五十二条の二第一

項又は第二項の規定により登録を取り消され、又は解任を命ぜられたものとみなす。

第百五十条 新金融商品取引法第三十一条第一項から第三項までの規定は、みなし登録第二種業者については、当該みなし登録第二種業者が附則第四百四十七条第二項の規定により同項に規定する書類を提出する日までの間は、適用しない。

第百五十一条 新金融商品取引法第四十七条の二の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る同条の事業報告書について適用し、施行日前に終了した事業年度については、なお従前の例による。

第百五十二条 新金融商品取引法第四十七条の三の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る同条に規定する説明書類について適用し、施行日前に終了した事業年度については、なお従前の例による。

第百五十三条 新金融商品取引法第四十八条の二第一項及び第三項の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る同条第一項の事業報告書について適用し、施行日前に終了した事業年度については、なお従前の例による。

第百五十四条 施行日前にみなし登録第二種業者に対してされた旧信託業法第八十一条の規定による処分は、新金融商品取引法第五十一条の規定による処分とみなす。

2 施行日前に銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関に対してされた旧信託業法第八十一条の規定による処分は、新金融商品取引法第五十一条の二の規定による処分とみなす。

第百五十五条 みなし登録第二種業者が施行日前にした旧信託業法第八十二条第一項第三号に該当する行為は、新金融商品取引法第五十二条第一項第六号に該当する行為とみなして、同項の規定を適用する。

2 新金融商品取引法第五十二条第二項の規定は、この法律の施行の際現に新金融商品取引法第二十九条の四第一項第二号イからトまでのいずれかに該当しているみなし登録第二種業者の役員である者（旧信託業法第五条第二項第八号イからチまでのいずれかに該当している者を除く。）が、引き続き新金融商品取引法第二十九条の四第一項第二号イからトまでのいずれかに該当している場合については、施行日から起算して五年を経過する日までの間は、適用しない。

3 施行日前にみなし登録第二種業者に対してされた旧信託業法第八十二条第一項又は第二項の規定による処分は、新金融商品取引法第五十二条第一項又は第二項の規定による処分とみなす。

第百五十六条 銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関が施行日前にした旧信託業法第八十二条第一項第三号に該当する行為は、新金融商品取引法第五十二条の二第一項第三号に該当する行為とみなして、同項の規定を適用する。

2 施行日前に銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関に対してされた旧信託業法第八十二条第一項又は第二項の規定による処分は、新金融商品取引法第五十二条の二第一項又は第二項の規定による処分とみなす。

第百五十七条 新金融商品取引法第五十四条の規定の適用については、この法律の施行の際現に旧信託業法第六十七条第一項の登録を受けている者（銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関を除く。）は、附則第百四十七条第一項の規定にかかわらず、その登録を受けた日において、新金融商品取引法第二十九条の登録を受けたものとみなす。

2 新金融商品取引法第五十四条の規定の適用については、この法律の施行の際現に旧信託業法第六十七条第一項の登録を受けている者（銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関に限る。）は、附則第百四十八条第一項の規定にかかわらず、その登録を受けた日において、新金融商品取引法第三十三条の二の登録を受けたものとみなす。

（金融商品取引法の一部改正に伴う経過措置）

第百五十八条 この法律の施行の際現に存する第四条の規定による改正前の金融商品取引法第七十八条第二項に規定する公益法人金融商品取引業協会は、第四条の規定による改正後の金融商品取引法第七十八条第二項に規定する認定金融商品取引業協会とみなす。

（投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第百五十九条 この法律の施行の際現に第五条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律（以下「旧投資信託法」という。）第六条の認可を受けている者は、施行日において新金融商品取引法第二十九条の登録（当該登録を受けたものとみなされる金融商品取引業者が投資運用業及び第二種金融商品取引業を行うものに限る。）を受けたものとみなす。この場合において、新金融商品取引法第五十七条第三項及び第百九十四条の四第一項の規定は、適用しない。

2 前項の規定により新金融商品取引法第二十九条の登録を受けたものとみなされる者（以下「みなし登録運用業者」という。）は、施行日から起算して三月以内に新金融商品取引法第二十九条の二第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項各号に掲げる書類を内閣総理大臣に提出しなければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の規定による書類の提出があったときは、当該書類に記載された新金融商品取引法第二十九条の二第一項各号に掲げる事項及び新金融商品取引法第二十九条の三第一項第二号に掲げる事項を金融商品取引業者登録簿に登録するものとする。

第百六十条 旧投資信託法第四十一条第一項又は第四十二条第一項の規定により認可を取り消され、又は解任を命ぜられた者は、その処分を受けた日において、新金融商品取引法第五十二条第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、又は解任を命ぜられたものとみなす。

第百六十一条 この法律の施行の際現に旧投資信託法第六条の認可を受けている者であって、不動産等（第五条の規定による改正後の投資信託及び投資法人に関する法律

(以下「新投資信託法」という。)第二百二十三条の三第一項の規定により読み替えられた新金融商品取引法第二十九条の二第二項第二号に規定する不動産等をいう。)への投資として運用の指図又は運用を行うことにつき旧投資信託法第八条第二項に規定する業務の方法を記載した書類に記載をし、又は旧投資信託法第十条の二の認可を受けている者は、施行日において、業として特定投資運用行為(新投資信託法第二百二十三条の三第一項の規定により読み替えられた新金融商品取引法第二十九条の二第二項第二号に規定する特定投資運用行為をいう。)を行うことにつき新投資信託法第二百二十三条の三第一項の規定により読み替えられた新金融商品取引法第三十五条第四項の承認を受けたものとみなす。

第百六十二条 新金融商品取引法第三十一条第一項から第三項までの規定は、みなし登録運用業者については、当該みなし登録運用業者が附則第百五十九条第二項の規定により同項に規定する書類を提出する日までの間は、適用しない。

第百六十三条 この法律の施行の際現にみなし登録運用業者の主要株主である者が施行日前に旧投資信託法第十条の四第一項の規定により提出した対象議決権保有届出書は、施行日において新金融商品取引法第三十二条第一項の規定により提出したものとみなす。

第百六十四条 施行日前にされた旧投資信託法第十条の五の規定による処分は、新金融商品取引法第三十二条の二の規定による処分とみなす。

第百六十五条 この法律の施行の際現にみなし登録運用業者を子会社とする持株会社の主要株主である者が施行日前に旧投資信託法第十条の七において準用する旧投資信託法第十条の四第一項の規定により提出した対象議決権保有届出書は、施行日において新金融商品取引法第三十二条の四において準用する新金融商品取引法第三十二条第一項の規定により提出したものとみなす。

第百六十六条 施行日前にされた旧投資信託法第十条の七において準用する旧投資信託法第十条の五の規定による処分は、新金融商品取引法第三十二条の四において準用する新金融商品取引法第三十二条の二の規定による処分とみなす。

第百六十七条 みなし登録運用業者で、この法律の施行の際現に旧投資信託法第三十四条の十第三項の認可を受けて同項第二号に掲げる業務を行っている者は、施行日において新金融商品取引法第三十五条第二項第四号に掲げる業務につき同条第三項の届出をしたものとみなす。

2 みなし登録運用業者で、この法律の施行の際現に旧投資信託法第三十四条の十第二項の届出をして同条第一項第三号に掲げる業務を行っている者は、施行日において新金融商品取引法第三十五条第二項第五号に掲げる業務につき同条第三項の届出をしたものとみなす。

3 みなし登録運用業者で、この法律の施行の際現に旧投資信託法第三十四条の十第二項の届出をして同条第一項第二号に掲げる業務並びに金融商品取引業並びに旧投資信

託法第三十四条の十一第一項の承認を受けて新金融商品取引法第三十五条第一項に規定する業務及び同条第二項各号に掲げる業務のいずれにも該当しない業務を行っている者は、施行日において当該業務につき同条第四項の承認を受けたものとみなす。この場合において、新金融商品取引法第五十七条第三項の規定は、適用しない。

第百六十八条 施行日前にされた旧投資信託法第二十七条において準用する旧証券取引法第四十二条の二第三項ただし書の確認は、新金融商品取引法第三十九条第三項ただし書の確認とみなす。

第百六十九条 施行日前にされた旧投資信託法第二十七条において準用する旧証券取引法第四十五条ただし書の承認は、新金融商品取引法第四十四条の三第一項ただし書の承認とみなす。

第百七十条 新金融商品取引法第四十七条の二の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る同条の事業報告書について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る旧投資信託法第三十七条第一項の営業報告書については、なお従前の例による。

第百七十一条 新金融商品取引法第四十七条の三の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る同条に規定する説明書類について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る旧投資信託法第三十七条第二項の営業報告書については、なお従前の例による。

第百七十二条 新金融商品取引法第五十条の二第六項の規定は、施行日から起算して三十日を経過した日以後の金融商品取引業の廃止、合併（合併により消滅する場合の当該合併に限る。）、合併及び破産手続開始の決定以外の理由による解散、分割による事業の全部若しくは一部の承継又は事業の全部若しくは一部の譲渡について適用し、同日前の金融商品取引業の廃止、合併（合併により消滅する場合の当該合併に限る。）、合併及び破産手続開始の決定以外の理由による解散、分割による事業の全部若しくは一部の承継又は事業の全部若しくは一部の譲渡については、なお従前の例による。

第百七十三条 施行日前にされた旧投資信託法第四十条第一項の規定による処分は、新金融商品取引法第五十一条の規定による処分とみなす。

第百七十四条 みなし登録運用業者が施行日前にした旧投資信託法第四十二条第一項第一号に該当する者は、新金融商品取引法第五十二条第一項第六号に該当する者とみなして、同項の規定を適用する。

2 新金融商品取引法第五十二条第二項の規定は、この法律の施行の際現に新金融商品取引法第二十九条の四第一項第二号イからトまでのいずれかに該当しているみなし登録運用業者の役員である者（旧投資信託法第九条第二項第六号イからホまで又はトからヌまでのいずれかに該当している者を除く。）が、引き続き新金融商品取引法第二十九条の四第一項第二号イからトまでのいずれかに該当している場合については、施行日から起算して五年を経過する日までの間は、適用しない。

3 施行日前にされた旧投資信託法第四十一条第一項及び第四十二条第一項（第一号イ

から八まで及びホに係る部分に限る。)の規定による処分は、新金融商品取引法第五十二条第一項の規定による処分とみなす。

- 4 施行日前にされた旧投資信託法第四十二条第一項(第一号ニ及び第二号に係る部分に限る。)の規定による処分は、新金融商品取引法第五十二条第二項の規定による処分とみなす。

第百七十五条 新金融商品取引法第五十四条の規定の適用については、この法律の施行の際現に旧投資信託法第六条の認可を受けている者は、附則第一百五十九条第一項の規定にかかわらず、その認可を受けた日において、新金融商品取引法第二十九条の登録を受けたものとみなす。

第百七十六条 この法律の施行の際現に存する旧投資信託法第五十条第一項に規定する法人は、施行日において新金融商品取引法第七十八条第一項に規定する認定を受けたものとみなす。

- 2 この法律の施行の際現に新金融商品取引法第七十八条第二項に掲げる業務のいずれかを行っている旧投資信託法第五十条第一項に規定する法人については、施行日から起算して六月を経過する日までの間は、新金融商品取引法第七十九条の三第一項の規定にかかわらず、引き続き当該業務を行うことができる。その者が当該期間内に同項の認可の申請をした場合において当該申請について認可をする旨の通知を受ける日又は当該期間の経過後認可をしない旨の通知を受ける日までの間も、同様とする。

第百七十七条 前条第二項の規定により引き続き同項の業務を行う場合においては、その業務を行う者を新金融商品取引法第七十八条に規定する法人とみなして、新金融商品取引法第七十八条の二から第七十九条まで及び第七十九条の四から第七十九条の六までの規定を適用する。

第百七十八条 施行日前にされた旧投資信託法第五十六条の規定による処分は、新金融商品取引法第七十九条の六第一項の規定による処分とみなす。

第百七十九条 新投資信託法第九十八条第五号(新投資信託法第一百五十一条第六項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の適用については、旧証券取引法の規定(附則第二百十八条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧証券取引法の規定を含む。)若しくは旧外国証券業者法、旧証券投資顧問業法、整備法第一条の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律(昭和六十二年法律第百十四号。整備法第五十七条第二項及び第五十八条の規定によりなお効力を有することとされる場合における整備法第一条の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律を含む。)若しくは旧金融先物取引法の規定(整備法第二百七条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。)又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者については、新投資信託法第

九十八条第五号に該当する者とみなす。

(商工組合中央金庫法の一部改正に伴う経過措置)

第一百八十条 商工組合中央金庫は、この法律の施行後最初に特定預金契約（第六条の規定による改正後の商工組合中央金庫法（以下この条において「新商工組合中央金庫法」という。）第三十条ノ二ノ三に規定する特定預金契約をいう。）の申込みを顧客（新金融商品取引法第二条第三十一項第四号に掲げる者に限る。）から受けた場合であって、この法律の施行前に、当該顧客に対し、この法律の施行後に当該顧客が新商工組合中央金庫法第三十条ノ二ノ三において準用する新金融商品取引法第三十四条の二第一項の規定による申出ができる旨を新商工組合中央金庫法第三十条ノ二ノ三において準用する新金融商品取引法第三十四条の例により告知しているときには、当該顧客に対し、新商工組合中央金庫法第三十条ノ二ノ三において準用する新金融商品取引法第三十四条に規定する告知をしたものとみなす。

(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第一百八十一条 金融機関（第七条の規定による改正後の金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（以下この条において「新兼営法」という。）第一条第一項に規定する金融機関をいう。）は、この法律の施行後最初に特定信託契約（新兼営法第二条の二に規定する特定信託契約をいう。）の申込みを顧客（新金融商品取引法第二条第三十一項第四号に掲げる者に限る。）から受けた場合であって、この法律の施行前に、当該顧客に対し、この法律の施行後に当該顧客が新兼営法第二条の二において準用する新金融商品取引法第三十四条の二第一項の規定による申出ができる旨を新兼営法第二条の二において準用する新金融商品取引法第三十四条の例により告知しているときには、当該顧客に対し、新兼営法第二条の二において準用する新金融商品取引法第三十四条に規定する告知をしたものとみなす。

(農業協同組合法の一部改正に伴う経過措置)

第一百八十二条 第八条の規定（第三十条の四第二項第二号の改正規定（「第百九十七条第一項第一号から第四号まで若しくは第七号若しくは第二項、第百九十八条第一号から第十号まで、第十八号若しくは第十九号」を「第百九十七条、第百九十七条の二第一号から第十号まで若しくは第十三号、第百九十八条第八号」に改める部分に限る。）に限る。）による改正後の農業協同組合法（以下この項において「新農業協同組合法」という。）第三十条の四第二項第二号（新農業協同組合法第七十二条の二の二において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第一条の規定による改正前の証券取引法第百九十七条第一項第一号から第四号まで若しくは第七号若しくは第二項又は第百九十八条第一号から第十号まで、第十八号若しくは第十九号の規定（附則第二百十八条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。）に違反し、刑に処せられた者は、第一条の規定による改正後の証券取引法第百九十七条、第百九十七条の二第一号から第十号まで若しくは第十三号又

は第百九十八条第八号の規定に違反し、刑に処せられたものとみなす。

- 2 第八条の規定（第三十条の四第二項第二号の改正規定（「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「第二十一号若しくは第二十二号」を「第二十号若しくは第二十一号」に、「第十五号若しくは第十六号」を「第十九号若しくは第二十号」に改める部分に限る。）に限る。）による改正後の農業協同組合法（以下この項において「新々農業協同組合法」という。）第三十条の四第二項第二号（新々農業協同組合法第七十二条の二の二において準用する場合を含む。）の規定の適用については、旧証券取引法第百九十七条、第百九十七条の二第一号から第十号まで若しくは第十三号、第百九十八条第八号、第百九十九条、第二百条第一号から第十二号まで、第二十一号若しくは第二十二号、第二百三条第三項又は第二百五条第一号から第六号まで、第十五号若しくは第十六号の規定（附則第二百十八条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。）に違反し、刑に処せられた者は、新金融商品取引法第百九十七条、第百九十七条の二第一号から第十号まで若しくは第十三号、第百九十八条第八号、第百九十九条、第二百条第一号から第十二号まで、第二十号若しくは第二十一号、第二百三条第三項又は第二百五条第一号から第六号まで、第十九号若しくは第二十号の規定に違反し、刑に処せられたものとみなす。

第百八十三条 組合（第八条の規定による改正後の農業協同組合法（以下この条において「改正農業協同組合法」という。）第五条に規定する組合をいい、改正農業協同組合法第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う組合に限る。）は、この法律の施行後最初に特定貯金等契約（改正農業協同組合法第十一条の二の四に規定する特定貯金等契約をいう。）又は特定共済契約（改正農業協同組合法第十一条の十の三に規定する特定共済契約をいう。）の申込みを利用者（新金融商品取引法第二条第三十一項第四号に掲げる者に限る。）から受けた場合であつて、この法律の施行前に、当該利用者に対し、この法律の施行後に当該利用者が改正農業協同組合法第十一条の二の四又は第十一条の十の三において準用する新金融商品取引法第三十四条の二第一項の規定による申出ができる旨を改正農業協同組合法第十一条の二の四又は第十一条の十の三において準用する新金融商品取引法第三十四条の例により告知しているときには、当該利用者に対し、改正農業協同組合法第十一条の二の四又は第十一条の十の三において準用する新金融商品取引法第三十四条に規定する告知をしたものとみなす。

（水産業協同組合法の一部改正に伴う経過措置）

第百八十四条 第九条の規定（第三十四条の四第二項第二号の改正規定（「第百九十七条第一項第一号から第四号まで若しくは第七号若しくは第二項、第百九十八条第一号から第十号まで、第十八号若しくは第十九号」を「第百九十七条、第百九十七条の二第一号から第十号まで若しくは第十三号、第百九十八条第八号」に改める部分に限る。）に限る。）による改正後の水産業協同組合法（以下この項において「新水産業協同組合法」という。）第三十四条の四第二項第二号（新水産業協同組合法第七十七

条（新水産業協同組合法第九十二条第五項、第九十六条第五項及び第百条第五項において準用する場合を含む。）、第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第一条の規定による改正前の証券取引法第百九十七条第一項第一号から第四号まで若しくは第七号若しくは第二項又は第百九十八条第一号から第十号まで、第十八号若しくは第十九号の規定（附則第二百十八条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。）に違反し、刑に処せられた者は、第一条の規定による改正後の証券取引法第百九十七条、第百九十七条の二第一号から第十号まで若しくは第十三号又は第百九十八条第八号の規定に違反し、刑に処せられたものとみなす。

- 2 第九条の規定（第三十四条の四第二項第二号の改正規定（「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「第二十一号若しくは第二十二号」を「第二十号若しくは第二十一号」に、「第十五号若しくは第十六号」を「第十九号若しくは第二十号」に改める部分に限る。）に限る。）による改正後の水産業協同組合法（以下この項において「新々水産業協同組合法」という。）第三十四条の四第二項第二号（新々水産業協同組合法第七十七条（新々水産業協同組合法第九十二条第五項、第九十六条第五項及び第百条第五項において準用する場合を含む。）、第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、旧証券取引法第百九十七条、第百九十七条の二第一号から第十号まで若しくは第十三号、第百九十八条第八号、第百九十九条、第二百条第一号から第十二号まで、第二十一号若しくは第二十二号、第二百三条第三項又は第二百五条第一号から第六号まで、第十五号若しくは第十六号の規定（附則第二百十八条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。）に違反し、刑に処せられた者は、新金融商品取引法第百九十七条、第百九十七条の二第一号から第十号まで若しくは第十三号、第百九十八条第八号、第百九十九条、第二百条第一号から第十二号まで、第二十号若しくは第二十一号、第二百三条第三項又は第二百五条第一号から第六号まで、第十九号若しくは第二十号の規定に違反し、刑に処せられたものとみなす。

第百八十五条 漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会は、この法律の施行後最初に特定貯金等契約（第九条の規定による改正後の水産業協同組合法（以下この条において「改正水産業協同組合法」という。）第十一条の六の四に規定する特定貯金等契約をいう。）の申込みを利用者（新金融商品取引法第二条第三十一項第四号に掲げる者に限る。）から受けた場合であつて、この法律の施行前に、当該利用者に対し、この法律の施行後に当該利用者が改正水産業協同組合法第十一条の六の四（改正水産業協同組合法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）において準用する新金融商品取引法第三十四条の二第一項の規定による申出ができる旨を改正水産業協同組合法第十一条の六の四において準用する新金融商品取引

法第三十四条の例により告知しているときには、当該利用者に対し、改正水産業協同組合法第十一条の六の四において準用する新金融商品取引法第三十四条に規定する告知をしたものとみなす。

（中小企業等協同組合法の一部改正に伴う経過措置）

第百八十六条 共済事業を行う組合（第十条の規定による改正後の中小企業等協同組合法（以下この条において「新中小企業等協同組合法」という。）第九条の二第七項に規定する共済事業を行う新中小企業等協同組合法第三条に規定する組合をいう。）は、この法律の施行後最初に特定共済契約（新中小企業等協同組合法第九条の七の五第三項に規定する特定共済契約をいう。）の申込みを利用者（新金融商品取引法第二条第三十一項第四号に掲げる者に限る。）から受けた場合であって、この法律の施行前に、当該利用者に対し、この法律の施行後に当該利用者が新中小企業等協同組合法第九条の七の五第三項（新中小企業等協同組合法第九条の九第五項又は第八項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）において準用する新金融商品取引法第三十四条の二第一項の規定による申出ができる旨を新中小企業等協同組合法第九条の七の五第三項において準用する新金融商品取引法第三十四条の例により告知しているときには、当該利用者に対し、新中小企業等協同組合法第九条の七の五第三項において準用する新金融商品取引法第三十四条に規定する告知をしたものとみなす。

（協同組合による金融事業に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第百八十七条 第十一条の規定（第五条の四第四号の改正規定（「第百九十七条第一項第一号から第四号まで若しくは第七号若しくは第二項」を「第百九十七条」に、「第百九十八条第一号から第十号まで、第十八号若しくは第十九号（有価証券の無届募集等の罪）」を「第百九十七条の二第一号から第十号まで若しくは第十三号（有価証券の無届募集等の罪）、第百九十八条第八号（裁判所の禁止又は停止命令違反の罪）」に改める部分に限る。）に限る。）による改正後の協同組合による金融事業に関する法律（以下この項において「新協同組合金融事業法」という。）第五条の四第四号（新協同組合金融事業法第六条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第一条の規定による改正前の証券取引法第百九十七条第一項第一号から第四号まで若しくは第七号若しくは第二項又は第百九十八条第一号から第十号まで、第十八号若しくは第十九号の規定（附則第二百十八条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。）に違反し、刑に処せられた者は、第一条の規定による改正後の証券取引法第百九十七条、第百九十七条の二第一号から第十号まで若しくは第十三号又は第百九十八条第八号の規定に違反し、刑に処せられたものとみなす。

2 第十一条の規定（第五条の四第四号の改正規定（「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「第二十一号若しくは第二十二号」を「第二十号若しくは第二十一号」に、「証券会社等」を「金融商品取引業者等」に、「第十五号若しくは第十六号」を「第

十九号若しくは第二十号」に改める部分に限る。)に限る。)による改正後の協同組合による金融事業に関する法律(以下この項において「新々協同組合金融事業法」という。)第五条の四第四号(新々協同組合金融事業法第六条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、旧証券取引法第九十七条、第九十七条の二第一号から第十号まで若しくは第十三号、第九十八条第八号、第九十九条、第二百条第一号から第十二号まで、第二十一号若しくは第二十二号、第二百三条第三項又は第二百五条第一号から第六号まで、第十五号若しくは第十六号の規定(附則第二百十八条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。)に違反し、刑に処せられた者は、新金融商品取引法第九十七条、第九十七条の二第一号から第十号まで若しくは第十三号、第九十八条第八号、第九十九条、第二百条第一号から第十二号まで、第二十号若しくは第二十一号、第二百三条第三項又は第二百五条第一号から第六号まで、第十九号若しくは第二十号の規定に違反し、刑に処せられたものとみなす。

第百八十八条 信用協同組合等(第十一条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律(以下この条において「改正協同組合金融事業法」という。)第二条第一項に規定する信用協同組合等をいう。)は、この法律の施行後最初に特定預金等契約(改正協同組合金融事業法第六条の五の二に規定する特定預金等契約をいう。)の申込みを顧客(新金融商品取引法第二条第三十一項第四号に掲げる者に限る。)から受けた場合であって、この法律の施行前に、当該顧客に対し、この法律の施行後に当該顧客が改正協同組合金融事業法第六条の五の二において準用する新金融商品取引法第三十四条の二第一項の規定による申出ができる旨を改正協同組合金融事業法第六条の五の二において準用する新金融商品取引法第三十四条の例により告知しているときには、当該顧客に対し、改正協同組合金融事業法第六条の五の二において準用する新金融商品取引法第三十四条に規定する告知をしたものとみなす。

(商品取引所法の一部改正に伴う経過措置)

第百八十九条 第十二条の規定による改正後の商品取引所法(以下この条において「新商品取引所法」という。)の規定は、この法律の施行後に行われる新商品取引所法第二条第十七項に規定する商品取引受託業務について適用し、この法律の施行前に行われた第十二条の規定による改正前の商品取引所法第二条第十七項に規定する商品取引受託業務については、なお従前の例による。

2 商品取引員(新商品取引所法第二条第十八項に規定する商品取引員をいう。)が、この法律の施行前に新商品取引所法第二百七条第一項に規定する事項に相当する事項について新商品取引所法第二百八条第一項の規定の例により説明を行った場合には、当該説明を同項の規定により行った説明とみなして、新商品取引所法の規定を適用する。

(信用金庫法の一部改正に伴う経過措置)

第百九十条 第十三条の規定（第三十四条第四号の改正規定（「第百九十七条第一項第一号から第四号まで若しくは第七号若しくは第二項」を「第百九十七条」に、「第百九十八条第一号から第十号まで、第十八号若しくは第十九号（有価証券の無届募集等の罪）」を「第百九十七条の二第一号から第十号まで若しくは第十三号（有価証券の無届募集等の罪）、第百九十八条第八号（裁判所の禁止又は停止命令違反の罪）」に改める部分に限る。）に限る。）による改正後の信用金庫法（以下この項において「新信用金庫法」という。）第三十四条第四号（新信用金庫法第六十四条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第一条の規定による改正前の証券取引法第百九十七条第一項第一号から第四号まで若しくは第七号若しくは第二項又は第百九十八条第一号から第十号まで、第十八号若しくは第十九号の規定（附則第二百十八条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。）に違反し、刑に処せられた者は、第一条の規定による改正後の証券取引法第百九十七条、第百九十七条の二第一号から第十号まで若しくは第十三号又は第百九十八条第八号の規定に違反し、刑に処せられたものとみなす。

2 第十三条の規定（第三十四条第四号の改正規定（「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「第二十一号若しくは第二十二号」を「第二十号若しくは第二十一号」に、「証券会社等」を「金融商品取引業者等」に、「第十五号若しくは第十六号」を「第十九号若しくは第二十号」に改める部分に限る。）に限る。）による改正後の信用金庫法（以下この項において「新々信用金庫法」という。）第三十四条第四号（新々信用金庫法第六十四条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、旧証券取引法第百九十七条、第百九十七条の二第一号から第十号まで若しくは第十三号、第百九十八条第八号、第百九十九条、第二百条第一号から第十二号まで、第二十一号若しくは第二十二号、第二百三条第三項又は第二百五条第一号から第六号まで、第十五号若しくは第十六号の規定（附則第二百十八条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。）に違反し、刑に処せられた者は、新金融商品取引法第百九十七条、第百九十七条の二第一号から第十号まで若しくは第十三号、第百九十八条第八号、第百九十九条、第二百条第一号から第十二号まで、第二十号若しくは第二十一号、第二百三条第三項又は第二百五条第一号から第六号まで、第十九号若しくは第二十号の規定に違反し、刑に処せられたものとみなす。

第百九十一条 金庫（第十三条の規定による改正後の信用金庫法（以下この条において「改正信用金庫法」という。）第二条に規定する金庫をいう。）は、この法律の施行後最初に特定預金等契約（改正信用金庫法第八十九条の二に規定する特定預金等契約をいう。）の申込みを顧客（新金融商品取引法第二条第三十一項第四号に掲げる者に限る。）から受けた場合であって、この法律の施行前に、当該顧客に対し、この法律の施行後に当該顧客が改正信用金庫法第八十九条の二において準用する新金融商品取引法第三十四条の二第一項の規定による申出ができる旨を改正信用金庫法第八十九条

の二において準用する新金融商品取引法第三十四条の例により告知しているときには、当該顧客に対し、改正信用金庫法第八十九条の二において準用する新金融商品取引法第三十四条に規定する告知をしたものとみなす。

（長期信用銀行法の一部改正に伴う経過措置）

第百九十二条 長期信用銀行（第十四条の規定による改正後の長期信用銀行法（以下この条において「新長期信用銀行法」という。）第二条に規定する長期信用銀行をいう。）は、この法律の施行後最初に特定預金等契約（新長期信用銀行法第十七条の二に規定する特定預金等契約をいう。）の申込みを顧客（新金融商品取引法第二条第三十一項第四号に掲げる者に限る。）から受けた場合であって、この法律の施行前に、当該顧客に対し、この法律の施行後に当該顧客が新長期信用銀行法第十七条の二において準用する新金融商品取引法第三十四条の二第一項の規定による申出ができる旨を新長期信用銀行法第十七条の二において準用する新金融商品取引法第三十四条の例により告知しているときには、当該顧客に対し、新長期信用銀行法第十七条の二において準用する新金融商品取引法第三十四条に規定する告知をしたものとみなす。

（労働金庫法の一部改正に伴う経過措置）

第百九十三条 第十五条の規定（第三十四条第四号の改正規定（「第百九十七条第一項第一号から第四号まで若しくは第七号若しくは第二項」を「第百九十七条」に、「第百九十八条第一号から第十号まで、第十八号若しくは第十九号（有価証券の無届募集等の罪）」を「第百九十七条の二第一号から第十号まで若しくは第十三号（有価証券の無届募集等の罪）、第百九十八条第八号（裁判所の禁止又は停止命令違反の罪）」に改める部分に限る。）に限る。）による改正後の労働金庫法（以下この項において「新労働金庫法」という。）第三十四条第四号（新労働金庫法第六十八条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第一条の規定による改正前の証券取引法第百九十七条第一項第一号から第四号まで若しくは第七号若しくは第二項又は第百九十八条第一号から第十号まで、第十八号若しくは第十九号の規定（附則第二百十八条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。）に違反し、刑に処せられた者は、第一条の規定による改正後の証券取引法第百九十七条、第百九十七条の二第一号から第十号まで若しくは第十三号又は第百九十八条第八号の規定に違反し、刑に処せられたものとみなす。

2 第十五条の規定（第三十四条第四号の改正規定（「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「第二十一号若しくは第二十二号」を「第二十号若しくは第二十一号」に、「証券会社等」を「金融商品取引業者等」に、「第十五号若しくは第十六号」を「第十九号若しくは第二十号」に改める部分に限る。）に限る。）による改正後の労働金庫法（以下この項において「新々労働金庫法」という。）第三十四条第四号（新々労働金庫法第六十八条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、旧証券取引法第百九十七条、第百九十七条の二第一号から第十号まで若しくは第十三号、

第百九十八条第八号、第百九十九条、第二百条第一号から第十二号まで、第二十一号若しくは第二十二号、第二百三条第三項又は第二百五条第一号から第六号まで、第十五号若しくは第十六号の規定（附則第二百十八条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。）に違反し、刑に処せられた者は、新金融商品取引法第百九十七条、第百九十七条の二第一号から第十号まで若しくは第十三号、第百九十八条第八号、第百九十九条、第二百条第一号から第十二号まで、第二十号若しくは第二十一号、第二百三条第三項又は第二百五条第一号から第六号まで、第十九号若しくは第二十号の規定に違反し、刑に処せられたものとみなす。

第百九十四条 金庫（第十五条の規定による改正後の労働金庫法（以下この条において「改正労働金庫法」という。）第三条に規定する金庫をいう。）は、この法律の施行後最初に特定預金等契約（改正労働金庫法第九十四条の二に規定する特定預金等契約をいう。）の申込みを顧客（新金融商品取引法第二条第三十一項第四号に掲げる者に限る。）から受けた場合であって、この法律の施行前に、当該顧客に対し、この法律の施行後に当該顧客が改正労働金庫法第九十四条の二において準用する新金融商品取引法第三十四条の二第一項の規定による申出ができる旨を改正労働金庫法第九十四条の二において準用する新金融商品取引法第三十四条の例により告知しているときには、当該顧客に対し、改正労働金庫法第九十四条の二において準用する新金融商品取引法第三十四条に規定する告知をしたものとみなす。

（銀行法の一部改正に伴う経過措置）

第百九十五条 銀行は、この法律の施行後最初に特定預金等契約（第十六条の規定による改正後の銀行法（以下この条において「新銀行法」という。）第十三条の四に規定する特定預金等契約をいう。）の申込みを顧客（新金融商品取引法第二条第三十一項第四号に掲げる者に限る。）から受けた場合であって、この法律の施行前に、当該顧客に対し、この法律の施行後に当該顧客が新銀行法第十三条の四において準用する新金融商品取引法第三十四条の二第一項の規定による申出ができる旨を新銀行法第十三条の四において準用する新金融商品取引法第三十四条の例により告知しているときには、当該顧客に対し、新銀行法第十三条の四において準用する新金融商品取引法第三十四条に規定する告知をしたものとみなす。

（保険業法の一部改正に伴う経過措置）

第百九十六条 第十八条の規定（第五十三条の二第一項第三号の改正規定（「第百九十七条第一項第一号から第四号まで若しくは第七号若しくは第二項」を「第百九十七条」に、「第百九十八条第一号から第十号まで、第十八号若しくは第十九号（有価証券の無届募集等の罪）」を「第百九十七条の二第一号から第十号まで若しくは第十三号（有価証券の無届募集等の罪）、第百九十八条第八号（裁判所の禁止又は停止命令違反の罪）」に改める部分に限る。）に限る。）による改正後の保険業法（以下この項において「新保険業法」という。）第五十三条の二第一項第三号（新保険業法第五

十三条の五第一項、第五十三条の二十六第四項及び第一百八十条の四第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、第一条の規定による改正前の証券取引法第九十七条第一項第一号から第四号まで若しくは第七号若しくは第二項又は第九十八条第一号から第十号まで、第十八号若しくは第十九号の規定(附則第二百十八条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。)に違反し、刑に処せられた者は、第一条の規定による改正後の証券取引法第九十七条、第九十七条の二第一号から第十号まで若しくは第十三号又は第九十八条第八号の規定に違反し、刑に処せられたものとみなす。

- 2 第十八条の規定(第五十三条の二第一項第三号の改正規定(「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「第二十一号若しくは第二十二号」を「第二十号若しくは第二十一号」に、「証券会社等」を「金融商品取引業者等」に、「第十五号若しくは第十六号」を「第十九号若しくは第二十号」に改める部分に限る。)に限る。)による改正後の保険業法(以下この項において「新々保険業法」という。)第五十三条の二第一項第三号(新々保険業法第五十三条の五第一項、第五十三条の二十六第四項及び第一百八十条の四第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、旧証券取引法第九十七条、第九十七条の二第一号から第十号まで若しくは第十三号、第九十八条第八号、第九十九条、第二百条第一号から第十二号まで、第二十一号若しくは第二十二号、第二百三条第三項又は第二百五条第一号から第六号まで、第十五号若しくは第十六号の規定(附則第二百十八条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。)に違反し、刑に処せられた者は、新金融商品取引法第九十七条、第九十七条の二第一号から第十号まで若しくは第十三号、第九十八条第八号、第九十九条、第二百条第一号から第十二号まで、第二十号若しくは第二十一号、第二百三条第三項又は第二百五条第一号から第六号まで、第十九号若しくは第二十号の規定に違反し、刑に処せられたものとみなす。

第九十七条 保険会社等(第十八条の規定による改正後の保険業法(以下「改正保険業法」という。)第二条の二第一項に規定する保険会社等をいう。)、外国保険会社等(改正保険業法第二条第七項に規定する外国保険会社等をいう。)又は保険仲立人(改正保険業法第二条第二十五項に規定する保険仲立人をいう。)は、この法律の施行後最初に特定保険契約等(改正保険業法第三百条の二において読み替えて準用する新金融商品取引法第三十四条に規定する特定保険契約等をいう。)の申込みを顧客(新金融商品取引法第二条第三十一項第四号に掲げる者に限る。)から受けた場合であって、この法律の施行前に、当該顧客に対し、この法律の施行後に当該顧客が改正保険業法第三百条の二において準用する新金融商品取引法第三十四条の二第一項の規定による申出ができる旨を改正保険業法第三百条の二において準用する新金融商品取引法第三十四条の例により告知しているときには、当該顧客に対し、改正保険業法第三百条の二において準用する新金融商品取引法第三十四条に規定する告知をしたもの

とみなす。

(農林中央金庫法の一部改正に伴う経過措置)

第百九十八条 第十九条の規定(第二十四条の四第四号の改正規定(「第百九十七条第一項第一号から第四号まで若しくは第七号若しくは第二項、第百九十八条第一号から第十号まで、第十八号若しくは第十九号」を「第百九十七条、第百九十七条の二第一号から第十号まで若しくは第十三号、第百九十八条第八号」に改める部分に限る。))による改正後の農林中央金庫法(以下この項において「新農林中央金庫法」という。)第二十四条の四第四号(新農林中央金庫法第九十五条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、第一条の規定による改正前の証券取引法第百九十七条第一項第一号から第四号まで若しくは第七号若しくは第二項又は第百九十八条第一号から第十号まで、第十八号若しくは第十九号の規定(附則第二百十八条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。)に違反し、刑に処せられた者は、第一条の規定による改正後の証券取引法第百九十七条、第百九十七条の二第一号から第十号まで若しくは第十三号又は第百九十八条第八号の規定に違反し、刑に処せられたものとみなす。

2 第十九条の規定(第二十四条の四第四号の改正規定(「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「第二十一号若しくは第二十二号」を「第二十号若しくは第二十一号」に、「第十五号若しくは第十六号」を「第十九号若しくは第二十号」に改める部分に限る。))による改正後の農林中央金庫法(以下この項において「新々農林中央金庫法」という。)第二十四条の四第四号(新々農林中央金庫法第九十五条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、旧証券取引法第百九十七条、第百九十七条の二第一号から第十号まで若しくは第十三号、第百九十八条第八号、第百九十九条、第二百条第一号から第十二号まで、第二十一号若しくは第二十二号、第二百三条第三項又は第二百五条第一号から第六号まで、第十五号若しくは第十六号の規定(附則第二百十八条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。)に違反し、刑に処せられた者は、新金融商品取引法第百九十七条、第百九十七条の二第一号から第十号まで若しくは第十三号、第百九十八条第八号、第百九十九条、第二百条第一号から第十二号まで、第二十号若しくは第二十一号、第二百三条第三項又は第二百五条第一号から第六号まで、第十九号若しくは第二十号の規定に違反し、刑に処せられたものとみなす。

第百九十九条 農林中央金庫は、この法律の施行後最初に特定預金等契約(第十九条の規定による改正後の農林中央金庫法(以下この条において「改正農林中央金庫法」という。)第五十九条の三に規定する特定預金等契約をいう。)の申込みを顧客(新金融商品取引法第二条第三十一項第四号に掲げる者に限る。)から受けた場合であって、この法律の施行前に、当該顧客に対し、この法律の施行後に当該顧客が改正農林中央金庫法第五十九条の三において準用する新金融商品取引法第三十四条の二第一項の規

定による申出ができる旨を改正農林中央金庫法第五十九条の三において準用する新金融商品取引法第三十四条の例により告知しているときには、当該顧客に対し、改正農林中央金庫法第五十九条の三において準用する新金融商品取引法第三十四条に規定する告知をしたものとみなす。

(信託業法の一部改正に伴う経過措置)

第二百条 この法律の施行の際現に旧信託業法第八十六条第一項の登録を受けている者（銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関を除く。）は、施行日において新金融商品取引法第二十九条の登録（当該登録を受けたものとみなされる金融商品取引業者が第二種金融商品取引業を行うものに限る。）を受けたものとみなす。この場合において、新金融商品取引法第五十七条第三項及び第九十四条の四第一項の規定は、適用しない。

2 前項の規定により新金融商品取引法第二十九条の登録を受けたものとみなされる者（以下「みなし登録第二種業者」という。）は、施行日から起算して三月以内に新金融商品取引法第二十九条の二第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項各号に掲げる書類を内閣総理大臣に提出しなければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の規定による書類の提出があったときは、当該書類に記載された新金融商品取引法第二十九条の二第一項各号に掲げる事項及び新金融商品取引法第二十九条の三第一項第二号に掲げる事項を金融商品取引業者登録簿に登録するものとする。

第二百一条 この法律の施行の際現に旧信託業法第八十六条第一項の登録を受けている者（銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関に限る。）は、施行日において新金融商品取引法第三十三条の二の登録を受けたものとみなす。この場合において、新金融商品取引法第五十七条第三項及び第九十四条の四第一項の規定は、適用しない。

2 前項の規定により新金融商品取引法第三十三条の二の登録を受けたものとみなされる者は、施行日から起算して三月以内に新金融商品取引法第三十三条の三第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項各号に掲げる書類を内閣総理大臣に提出しなければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の規定による書類の提出があったときは、当該書類に記載された新金融商品取引法第三十三条の三第一項各号に掲げる事項及び新金融商品取引法第三十三条の四第一項第二号に掲げる事項を金融機関登録簿に登録するものとする。

第二百二条 旧信託業法第二百一条第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、又は解任を命ぜられた者（銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関又はその役員を除く。）は、その処分を受けた日において、新金融商品取引法第五十二条第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、又は解任を命ぜられたものとみなす。

2 旧信託業法第二百一条第一項又は第二項（これらの規定を旧信託業法第五十二条第二項

の規定により適用する場合を含む。)の規定により登録を取り消され、又は解任を命ぜられた者(銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関又はその役員に限る。)は、その処分を受けた日において、新金融商品取引法第五十二条の二第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、又は解任を命ぜられたものとみなす。

第二百三条 新金融商品取引法第二十九条の四第一項(第四号に係る部分に限る。)及び第五十二条第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定は、みなし登録第二種業者については、施行日から起算して六月を経過する日までの間は、適用しない。

2 この法律の施行の際現に旧信託業法第九十一条第一項の規定により営業保証金を供託しているみなし登録第二種業者は、施行日において新金融商品取引法第三十一条の二第一項の規定により営業保証金を供託したものとみなす。

3 前項の規定により営業保証金の供託をしたものとみなされる者は、同項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該供託に係る営業保証金を取り戻すことができる。

4 前項の営業保証金の取戻しは、施行日前に当該営業保証金につき旧信託業法第九十一条第六項の権利を有していた者に対し、六月を下らない一定期間内に申し出るべき旨を公告し、この期間中にその申出がなかった場合でなければ、これをすることができない。

5 前項の公告その他営業保証金の取戻しに関し必要な手続は、内閣府令・法務省令で定める。

第二百四条 信託会社等(信託会社、生命保険会社(改正保険業法第二条第三項に規定する生命保険会社をいう。))又は外国生命保険会社等(改正保険業法第二条第八項に規定する外国生命保険会社等をいう。)をいう。)は、この法律の施行後最初に特定信託契約(第二十条の規定による改正後の信託業法(以下「新信託業法」という。))第二十四条の二(改正保険業法第九十九条第八項(改正保険業法第九十九条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する特定信託契約をいう。)の申込みを顧客(新金融商品取引法第二条第三十一項第四号に掲げる者に限る。)から受けた場合であって、この法律の施行前に、当該顧客に対し、この法律の施行後に当該顧客が新信託業法第二十四条の二において準用する新金融商品取引法第三十四条の二第一項の規定による申出ができる旨を新信託業法第二十四条の二において準用する新金融商品取引法第三十四条の例により告知しているときには、当該顧客に対し、新信託業法第二十四条の二において準用する新金融商品取引法第三十四条に規定する告知をしたものとみなす。

第二百五条 新金融商品取引法第三十一条第一項から第三項までの規定は、みなし登録第二種業者については、当該みなし登録第二種業者が附則第二百条第二項の規定により同項に規定する書類を提出する日までの間は、適用しない。

第二百六条 新金融商品取引法第三十三条の六の規定は、附則第二百一条第一項の規定

により新金融商品取引法第三十三条の二の登録を受けたものとみなされる者については、当該者が附則第二百一条第二項の規定により同項に規定する書類を提出する日までの間は、適用しない。

第二百七条 新金融商品取引法第四十七条の二（新金融商品取引法第六十五条の五第二項の規定により適用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る同条（同項の規定により適用する場合を含む。）の事業報告書について適用し、施行日前に終了した事業年度については、なお従前の例による。

第二百八条 新金融商品取引法第四十七条の三（新金融商品取引法第六十五条の五第二項の規定により適用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る同条（同項の規定により適用する場合を含む。）に規定する説明書類について適用し、施行日前に終了した事業年度については、なお従前の例による。

第二百九条 新金融商品取引法第四十八条の二第一項及び第三項の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る同条第一項の事業報告書について適用し、施行日前に終了した事業年度については、なお従前の例による。

第二百十条 施行日前に銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関以外の者に対してされた旧信託業法第百一条（旧信託業法第百五条第二項の規定により適用する場合を含む。）の規定による処分は、新金融商品取引法第五十一条（新金融商品取引法第六十五条の五第二項の規定により適用する場合を含む。）の規定による処分とみなす。

第二百十一条 施行日前に銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関に対してされた旧信託業法第百一条（旧信託業法第百五条第二項の規定により適用する場合を含む。）の規定による処分は、新金融商品取引法第五十一条の二の規定による処分とみなす。

第二百十二条 銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関以外の者が施行日前にした旧信託業法第百二条第一項第三号（旧信託業法第百五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に該当する行為は、新金融商品取引法第五十二条第一項第六号（新金融商品取引法第六十五条の五第二項の規定により適用する場合を含む。）に該当する行為とみなして、新金融商品取引法第五十二条第一項（新金融商品取引法第六十五条の五第二項において適用する場合を含む。）の規定を適用する。

2 新金融商品取引法第五十二条第二項の規定は、この法律の施行の際現に新金融商品取引法第二十九条の四第一項第二号イからトまでのいずれかに該当しているみなし登録第二種業者の役員である者（旧信託業法第五条第二項第八号イからチまでのいずれかに該当している者を除く。）が、引き続き新金融商品取引法第二十九条の四第一項第二号イからトまでのいずれかに該当している場合については、施行日から起算して五年を経過する日までの間は、適用しない。

3 施行日前に銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関以外の者に対して

された旧信託業法第百二条第一項又は第二項（これらの規定を旧信託業法第百五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による処分は、新金融商品取引法第五十二条第一項又は第二項（これらの規定を新金融商品取引法第六十五条の五第二項の規定により適用する場合を含む。）の規定による処分とみなす。

第二百十三条 銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関が施行日前にした旧信託業法第百二条第一項第三号（旧信託業法第百五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に該当する行為は、新金融商品取引法第五十二条の二第一項第三号に該当する行為とみなして、同項の規定を適用する。

2 施行日前に銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関に対してされた旧信託業法第百二条第一項又は第二項（これらの規定を旧信託業法第百五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による処分は、新金融商品取引法第五十二条の二第一項又は第二項の規定による処分とみなす。

第二百十四条 新金融商品取引法第五十四条の規定の適用については、この法律の施行の際現に旧信託業法第八十六条第一項の登録を受けている者（銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関を除く。）は、附則第二百条第一項の規定にかかわらず、その登録を受けた日において、新金融商品取引法第二十九条の登録を受けたものとみなす。

2 新金融商品取引法第五十四条の規定の適用については、この法律の施行の際現に旧信託業法第八十六条第一項の登録を受けている者（銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関に限る。）は、附則第二百一条第一項の規定にかかわらず、その登録を受けた日において新金融商品取引法第三十三条の二の登録を受けたものとみなす。

第二百十五条 新信託業法第五条第二項第八号トの適用については、旧信託業法第百二条第二項又はこれに相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役若しくは執行役若しくは監査役又はこれらに準ずる者でその処分を受けた日から五年を経過しない者は、新信託業法第五条第二項第八号トに該当する者とみなす。

（権限の委任）

第二百十六条 内閣総理大臣は、この附則の規定による権限（政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。

2 前項の規定により金融庁長官に委任された権限については、政令で定めるところにより、その一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

（処分等の効力）

第二百十七条 この法律の施行前にした旧証券取引法、旧投資信託法若しくは旧信託業法又はこれらに基づく命令の規定によってした処分、手続その他の行為であって、新金融商品取引法の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、新金融商品取引法の相当の規定によってしたものとみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第二百十八条 この法律 (附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。) の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令等への委任)

第二百十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

2 第三条の規定による証券取引法の一部改正に伴う登記に関する手続について必要な経過措置は、法務省令で定める。

(検討)

第二百二十条 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(内閣総理・財務・農林水産・経済産業・国土交通大臣署名)